平成23年第4回志布志市議会定例会会議録

目 次

第 1	号(12月7	'目)		頁
1.	議事日程・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		12
2.	出席議員氏	名		13
3.	欠席議員氏	名		13
4.	地方自治法	宝第121条の規	定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5.	議会事務局	弱職員出席者・		13
6.	開会・開	議・・・・・・		14
7.	日程第1	会議録署名詞	養員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
8.	日程第2	会期の決定・		14
9.	日程第3	報告・・・・・・		14
10.	日程第4	認定第1号	平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・	14
11.	日程第5	認定第2号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歲入歲出決算認定	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
12.	日程第6	認定第3号	平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>γ</i> ₁	33
13.	日程第7	認定第4号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
14.	日程第8	認定第5号	平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>γ</i> ₁	33
15.	日程第9	認定第6号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
16.	日程第10	認定第7号	平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
17.	日程第11	認定第8号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ	
			いて・・・・・	33
18.	日程第12	認定第9号	平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	
				33
19.	日程第13	議案第67号	平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
20.	日程第14	議案第73号	志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する	
			条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
21.	日程第15	議案第74号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44

22.	日程第16	議案第75号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の	
			減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・	45
23.	日程第17	議案第76号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につ	
			٧٦٢٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠	46
24.	日程第18	議案第77号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)	48
25.	日程第19	議案第78号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算	
			(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
26.	日程第20	議案第79号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算	
			(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57
27.	日程第21	議案第80号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) · · · ·	58
28.	日程第22	同意第4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・	60
29.	日程第23	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
30.	日程第24	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
31.	日程第25	同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
32.	散 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	67
	2号(12月8			
1.			••••••	68
2.	出席議員日	氏名・・・・・・・・		66
3.				66
4.			定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
5.				66
6.				70
7.	日程第1		議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
8.	日程第2		••••••	70
				70
			••••••	81
			••••••	93
			••••••	
9.	散 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	133

第3号(12月9日)

	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15						
3.	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・15						
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135					
	議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
6.	開 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136					
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136					
8.	日程第 2 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136					
	下平 晴行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136					
	本田 孝志・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150					
	岩根 賢二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164					
	小園 義行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176					
9.	散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195					
第 4	4号(12月12日)						
1.	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	196					
	出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
3.	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197					
4.							
5.	議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197					
6.	開 議	198					
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198					
8.	日程第 2 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198					
	鶴迫 京子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198					
	東 宏二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212					
9.	散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	224					
第5	5号(12月22日)						
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
2.	出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226					
3.	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226					
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226					
5.	議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226					
6.	開 議	227					
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227					

8.	日程第2	報告・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	227
9.	日程第3	議案第73号	志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する	
			条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
10.	日程第4	議案第74号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	228
11.	日程第5	議案第76号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につ	
			7.13	229
12.	日程第6	議案第77号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号) · · · · · · · · · · ·	230
13.	日程第7	議案第78号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)・	237
14.	日程第8	議案第79号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算	
			(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	239
15.	日程第9	議案第80号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) · · · ·	239
16.	日程第10	陳情第9号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
17.	日程第11	陳情第10号	川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求	
			める意見書提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
18.	日程第12	議案第81号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	244
19.	日程第13	発議第9号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について・・・・・・	244
20.	日程第14	発議第10号	川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求	
			める意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
21.	日程第15	議員派遣の法	央定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
22.	日程第16	閉会中の継続	売調査申し出について	
		(総務常任委	委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営	
		委員長)・	•••••	247
23	閉 会・・・			247

平成23年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月日	曜日	種別	内容
12月 7日	水	本会議	開会 会期の決定 22年度決算関係(委員長報告・採決) 議案上程
8日	木	本会議	一般質問
9日	金	本会議	一般質問
10日	土	休 会	
11日	日	休会	
12日	月	本会議	一般質問
1 3 日	火	委員会	(各常任委員会)
14日	水	委員会	
15日	木	休 会	
16日	金	休 会	
17日	土	休会	
18日	日	休会	
19日	月	休 会	
20日	火	休 会	
2 1 日	水	休会	
22日	木	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事件名
認定第1号	平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第67号	平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第73号	志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
	て
議案第74号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県
	市町村総合事務組合規約の変更について
議案第76号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第77号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)
議案第78号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第79号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第80号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第81号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
同意第4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
陳情第9号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
陳情第10号	川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出に
	ついて
発議第9号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について
発議第10号	川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書の提出
	について

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3.一般質問

0. 双貝円				要旨	質	問	の
質問者		件	名	P P	相	手	方
1立平利男	1	国民健 ついて	康保険税に	(1) 国民健康保険税の課税が3方式から4方式 になった経緯と背景、及び今後の考え方を問 う。	市		長
	2	農政に	ついて	(1) 農地・水・環境保全向上対策支援事業が本年度で終了するが、今後の見通しと市としての取り組みを問う。 (2) 葉たばこ廃作農家への支援体制への取り組みを問う。	市		長
	3	福祉行	政について	(1) 野神地区社会福祉協議会で、ふれあいのつど いと一緒にひとり金婚式を行ったが、どのよう に感じているか。	市		長
	4	教育行	政について	(1) 宇都中学校体育館に舞台が設置されていないが、学校設置者としてどのように考えるか。	市		長
2平野栄作	1	防災行	政について	(1) 3月11日発生した、東日本大震災を教訓とした防災対策の見直し等が急がれているが、地域内における自主防災組織の活性化は高齢化・少子化の中、進展している状況とは思われないが、本市の取り組みと考えを問う。 ①災害に対する自主防災組織の構築及び連携を高めるために消防団との連携を図っていくも必要と考えるが、市長の認識を問う。 ②災害時を想定した場合に、現在各消防団に配備してある機器類で対応可能と考えているか。 ③団員の確保が厳しくなっていく中、新たな対策を講じる必要があると考えるが、機能別消防団員の設置は考えられないか。 ④2年ごとに開催されている消防操法大会は、常備消防の機能強化により、その内容が薄れてきていると思われる。団員の連携と機器類の取り扱いの熟度を増す点での成果は大きいと思うが、当地域においても自然災害等が発生する可能性が高まってきている中、予防活動・地域防災力の向上活動を重点とした取り組みも実施すべきではないか。	市		長

			質問の
質問者	件名	要	相手方
3小野広嗣	1 福祉行政について	 (1) 視覚障がい者のための情報バリアフリーを推進する音声コードの普及について、当局の現段階での認識を示せ。 (2) 昨年の9月定例会でメンタルヘルス対策について質問している。それ以降、市民の心の健康を守るために、自殺・うつ病対策にどのように取り組んだのか。 (3) 介護人材確保の観点から提案した、地域と行政の新しい支え合いの制度となる、介護ボランティアポイント制度の導入に向けた検討結果はどうなっているのか。 	市長
	2 教育行政について	(1) 子どもの読書支援のためにブックスタート事業をさらに拡大して、小学校に入学する1年生に良書をプレゼントする考えはないか。(2) 平成24年度からの新学習指導要領全面実施に伴い、中学校では武道とダンスが必修となるが、現段階における取り組み状況と安全対策について示せ。	市長教育委員長教育委員長
4金子光博	1 住宅政策について	(1) 農家住宅建設に伴う農振除外、転用、畑かんの許認可の考え方について問う。 (2) 若者定住対策としての宅地の確保について問う。	市長農業委員会会長市長
	2 保育行政について	(1) 市の基本的方針について問う。 ①公営と民間の保育の現状をどう認識しているか。 ②今後の園児の確保対策をどう考えているか。	市長
5下平晴行	1 種子・屋久航路の 新設について	(1) 入り込み客によるまちの活性化とさんふら わあの存続を図るために、種子島・屋久島航路 の新設はできないか。	市長
	2 人事について	(1) 合併してから職員が自殺等で亡くなったり、病気で休職しているが、人事管理に問題はなかったか。(2) 人事の在り方に問題はないか。(3) 在課年数の現状について問う。	市長
	3 分譲地及び活性化 住宅の取り組みにつ いて	(1) 現在、佐野原の市有地を企業誘致用としているが、分譲地としての取り組みはできないか。また、リース方式で活性化住宅の取り組みはできないか。	市 長

			質	問	<i>(</i>)
質問者	件名	要	相	, .	方
5. 五元時 年	4 归类知觉与各类体	(1) 四鉄知恵中の上法の戸田に幼士してノムフ		-	
5下平晴行	4 保護観察対象者等 の就労支援について	(1) 保護観察中の人達の雇用に協力してくれる 「協力雇用主制度」の普及につながる施策とし	市		長
	の肌力又抜について	て、業者の等級格付けの評価項目に導入できな			
		いか。			
6本田孝志	1 ボルベリアダグリ	(1) 契約期間中における中途での契約解除の申	市		長
0 7 四 子 心	の指定管理者の中途	し出について、見解を問う。	1114		K
	契約解除について	(2) このような事態になったことについての市			
	2	長、管理職、議会の責任をどう考えているか。			
		(3) 納付金の納入状況はどうなっているか。			
		(4) 今後のスケジュールを示せ。			
		(5) 指定管理者制度について問う。			
	2 街灯設置について	(1) 市内全体の設置状況について問う。	市		長
		(2) 志布志町境から伊﨑田を通る県道志布志福			
		山線の街灯について問う。			
	3 みらいファームに	(1) その後の進捗状況を問う。	市		長
	ついて				
7岩根賢二	1 法定外公共物(赤	(1) 法定外公共物(赤線道路)の管理についての	市		長
	線道路)の管理対策	基本的な考え方はどうか。条例に基づき、管理			
	について	を徹底すべきではないか。			<u></u>
	2 宅地災害の復旧対	(1) 宅地災害で困っている市民の生命・財産を保	市		長
	策について	護するために、宅地災害復旧支援事業の支援内 容を拡充する考えはないか。			
8小園義行	 1 行革について	(1) 職員適正化計画で、5年後の松山・志布志総	市		長
0 小图 我们	1 11年に 20.0		111		灭
		(2) 事務量把握の進み具合はどうか。			
	2 経済対策について	(1) 住宅リフォーム助成制度の創設に向けての	市		長
	_ /\	取り組みを問う。	113		
	3 児童福祉について	(1) 障害児保育についての対応を問う。	市		長
		 (2) 保育新システムに対する考え方を問う。	教育	育委員	長
	 4 情報基盤について	(1) 故障対応の在り方や施設の保守対策につい	市		長
		て問う。	114		
9鶴迫京子		(1) 伊勢堀墓園、中道墓園、夏井墓園及び久保墓	市		長
	このいて	園の墓地管理の現状と今後の整備計画につい	1111		×
	VC DV · C				
		て問う。			

			質	問	\mathcal{O}
質問者	件 名 	要	相	手	方
9鶴迫京子	2 子育て支援につい	(1) 子供が発症すると重症化するロタウイルス	市		長
	て	感染に効果があるといわれる生ワクチン予防			
		接種にかかる費用(約3万円)は、家族にとっ			
		て重い負担である。子育て日本一を掲げている			
		本市は、国に先駆け、独自で予算化すべきであ			
		ると思うが、どう考えるか。			
	3 公共用地の先行取	(1) 先の6月議会で志布志消防署建設地隣の空	市		長
	得について	き地の先行取得について一般質問をしたが、そ			
		の後どのように検討されたのか。また、現在の			
		進捗状況について問う。			
10東 宏二	1 生涯スポーツ場に	(1) 先の6月議会でグラウンドゴルフ専用場に	市		油
	ついて	ついて一般質問をしたが、その後どのように検	教育	香員	長
		討されたのか。また、今後の考え方を示せ。			
	2 街灯について	(1) 補助事業により通学路を中心に設置した街	市		油
		灯が、木の枝等で機能を発揮してないが、対応			
		をどのように考えているか。			
	3 枇榔島の桟橋につ	(1) 台風で枇榔島の桟橋が流されているが、修復	市		長
	いて	する考えはないか。			

平成23年第4回志布志市議会定例会(第1号)

期 日:平成23年12月7日(水曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1	会議録署名詞	議員の指名
日程第2	会期の決定	
日程第3	報告	
日程第4	認定第1号	平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第2号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	認定第3号	平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	認定第4号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
		て
日程第8	認定第5号	平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	認定第6号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第7号	平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
		て
日程第11	認定第8号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第9号	平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第67号	平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について
日程第14	議案第73号	志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第15	議案第74号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第75号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
		鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第17	議案第76号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第18	議案第77号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)
日程第19	議案第78号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第79号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第80号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第22	同意第4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第24	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第25	同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

京子 7番 鶴 迫

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根

19番 //\ 袁 義行

弘 文 21番 鬼 塚

23番 福 重 彰 史 2番 下 平 晴 行

4番 丸 Ш

6番 坂 修一郎 元

後 昇 一 8番 藤

10番 立 平 利 男

静幸 12番 立 Ш

耕二 14番 長 出

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東

環

清

藤

本

松

手

迫

小 辻

若

井

中

修

猛

海

郎

弘

裕

光 正

哲

佐喜雄

昌一郎

上 村 幹男 22番 丸 﨑

20番

2 4 番 野 村 公

欠席議員氏名(0名)

- () -

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 教 育 長 坪 田 勝 秀 情報管理課長 徳満 裕 幸 財務課長 不二生 野村 市民環境課長 竹之内 宏 史 福祉課長 木屋成久

農政課長 上原 登

木佐貫 一

也

畜産課長 大 山 田 勝 溝 口 松山支所長 敏 久

堀 苑 智 農業委員会事務局長 之

学校教育課長 金 久 三 男 副 市 長 総務課長

溝 企画政策課長 武 石

港湾商工課長 萩

税務課長

保健課長

耕地林務水産課長

建設課長

志布志支所長

会計管理者

教育総務課長

生涯学習課長

文 外 Ш 﨑

中 秀 博 津 曲 兼 降

米 史 郎 元

議会事務局職員出席者

水道課長

事務局長

今 井 善 文

調査管理係長 坂 元 正 知 次長兼議事係長 事

議

仮 重 良 一

係

武 賢一郎 田

午前10時00分 開会 開議

〇議長(上村 環君) ただいまから、平成23年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と毛野了君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(上村 環君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの16日間に決定しました。

日程第3 報告

○議長(上村 環君) 日程第3、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第9号 及び陳情第10号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第20期事業報告書及び決算書、第21期事業計画書及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第4 認定第1号 平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(上村 環君) 日程第4、認定第1号、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定 についてを議題とします。

本件は、平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員長(坂元修一郎君) ただいま議題となりました認定第1号、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月12日から14日、及び17日と19日の五日間にわたり、各課長・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

それでは、審査順に従い、主な説明とそれに対する質問と答弁を御報告申し上げます。

まず、農業委員会分について御報告申し上げます。

農業委員会費の報償費、32万1,000円の謝礼金は年金の推進の業務に当たると言っているが、単独予算ではなく交付金で対応するのかとただしたところ、この交付金については、農業者年金の加入の推進の活動に伴う謝金であり、財源としては、農業者年金基金から交付があり、その中から一部支出している。12月から2月にかけ、年金の特別推進月間を設け23名が活動し、延べ60日間で32万1,000円という実績であるとの答弁でありました。

農業者年金の新規加入促進が図られない理由をただしたところ、年金制度については改正等があり、現在積立式の制度になっている。通常加入の掛け金が月に最低2万円から6万7,000円まで掛けられるが、国民年金と合わせて農業者年金も掛けなければならないので、2万円は高いという声がある。ほかにも民間、農協の年金の積立保険のようなものもあり、現在、農家は経営が苦しく現金を積み立てるのは難しいという答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業は決算で繰り越しが多いが、12月の補正で大体の目安がつき、予算は早めに落とすべきではないか。また復元可能な農地の筆数、面積はどれくらいあるのかとただしたところ、1月末の時点で、17筆ほどの解消をしたいと個人や法人等から申し込みがされていたが、契約や所有者との協議が進まず、来年度に回してくれという要望があり、実質的には5筆の6,118㎡しかできなかった。この事業は21年から25年までの5年間の事業であり、動向を見極めながら、落とすべきところは早めに落としていきたい。

また毎年、農業委員に農地利用状況調査をしてもらっているが、耕作放棄地をABCの3ランクに分け、その内のABのランクが解消可能な面積と筆数であり、約300haであるという答弁でありました。

農用地において耕作放棄地がどれぐらい復元されたのかとただしたところ、一昨年から5haの耕作放棄地が復元されたと把握しているとの答弁でありました。

以上、農業委員会分を終了し、次に、税務課分を御報告申し上げます。

固定資産税が微増で、前年度に比べ徴収率が上がっているが、収入未済額は軽自動車税、固定 資産税ともに増えている。現実的には、いずれも未納が増えているということかとただしたとこ ろ、固定資産税は、土地の移動と新築家屋等が多かったので増加したが、固定資産税と軽自動車 税の収入未済額については、徴収の未収、未納額が増えているという答弁でありました。

滞納整理状況において、動産で差し押さえの2件、780万5,600円はどういう物件かとただしたところ、個人と会社の分であり、捜索による動産差し押さえをした分と、会社の車両を差し押さえしたもので、額が大きいことについては、会社の滞納金額が大きかったところによるものであるとの答弁でありました。

分納について、対象人数は減っているが、分納による交渉と対応ができなかった人が増えているということかとただしたところ、滞納者に未納のお知らせの催告を毎月出しており、納入される人が多くなっている。催告に対応されない方に対して、来庁してもらうか訪問して納税相談を行っているので、催告の結果で分納者が減っているとの答弁でありました。

滞納者に対して、本税に延滞金を掛けることについて、条例を整備して対応したいとのことであったが、どのような取り扱いにするのかとただしたところ、延滞金については、合併前は旧町ごとに違ったが、合併により徴収することとなった。延滞金の条例制定は、鹿屋、霧島、薩摩川内市でも既に制定されており、近似の市も制定があり、志布志市も合併して5年が経過したので、延滞金の条例を上位法と近似市の条例等を参考にしながら、公正・平等に法定の14.6%で策定しようと考えているとの答弁でありました。

不納欠損の欠損金が、前年度対比では3倍ほどに増えているが、主な理由は何か。また、納められるのに納めない人もいるのかとただしたところ、個人で1,200万円ほどの大きな額の不納欠損があり、物件が公売され交付要求したが入らないという状況があった。

また、滞納者には給料差し押さえ等を実施し、土地があった場合、全部差し押さえ、最後は捜索に入っているので、余裕があるのに納めない方はいないとの答弁でありました。

督促状について、県内で間違って送付した件もあるが、現場では問題は発生していないか。また、滞納整理システムライセンス追加業務が実施状況にあるが、何が追加され、その内容は何かとただしたところ、督促については、いきなり通知を出すことはなく、散らしや納付書と一緒に送付したのち、納付期限内に納入がない場合に督促を出しているので、間違うことはない。

追加業務については、滞納整理システムを18年度から導入しているところであるが、端末機1 台毎にマイクロソフトの利用著作権を払わないと、ライセンスを利用できない。導入しているシンクプログラムの使用と、本市用にカスタマイズ仕様をして、15台導入するのに250万円ほどかかった。今までは滞納整理と収納係、係長以上の利用しかできなかったが、今回の導入で本所、税務課職員全員が利用できるようになった。ライセンスの追加は初回だけで、その後は保守経費のみであるとの答弁でありました。

給食費、保育料、住宅使用料や税の徴収については、課全体で連携を取っていることは理解するが、差し押さえのできない使用料等を税務課が主体的に実施することが望ましいと考えるが、全体での連携の在り方の議論はないのかとただしたところ、他の市町村でも収納課というものをつくっている所があると聞いている。市の債権対策委員会もできており、財務課の担当ではあるが、協議事項として提案し一本化に向けて協議したいとの答弁でありました。

以上、税務課分を終了し、次に、建設課分を御報告申し上げます。

住宅使用料には、過年度分まで含んだ長い期間の未収がある。家賃も安く、分納誓約もあるはずだが、滞納者には税や給食費など重なった未納が多く、住宅使用料は差し押さえができない。対策が生ぬるいのではないかとただしたところ、平成11年度から22年度までの滞納者は総数53名で、その滞納額は1,091万円である。過年度分の滞納者については、分納誓約をしてもらい定期的な徴収をしているが、常習滞納者に関しては、保証人まで請求する対応策をとっている。

口座引き落としやコンビニ収納で徴収率を上げることや、支払い能力を確認の上、請求から6か月以内に訴訟を起こすことなど、時効をさせない指導も受けている。それ以上に改善ができない場合には、分納誓約書にはうたっていないが、市の住宅条例の中に、家賃を3か月滞納した場

合には、明け渡しを請求できるとなっているので、法的処置を講じていきたい。

保証人には、これまで単なる知人・友人を保証人にしている例が多かったので、今は、親や親 戚など印鑑証明書や所得証明書も添付させ、関係各課とも連携を取りながら進めているとの答弁 でありました。

緊急雇用創出事業の高所伐採委託事業で、緊急雇用の高所伐採の8名の新規雇用をして伐採を行ったとあるが、これはこの年度で終わり、雇用した8名は解雇ということか。また、以前は失業対策事業があり、仕事の無い人たちへの雇用促進として役立っていたが、道路の舗装や伐採が復活できれば、仕事が無くて困っている人の雇用対策につながらないかとただしたところ、緊急雇用対策事業の目的は、雇用が一番の目的であるが、国の交付金事業であるので基本的な雇用期間は1年である。昨年は県の緊急雇用対策事業ということで、高所伐採でなるべく人手を使う事業を行い、12月の補正で年度末いっぱいの雇用になるよう、市の単独費も入れて年間の雇用を図った。

8名雇用した中で2名が就職をしたと聞いているが、建設業の仕事もない状況の中で、建設業との兼ね合いもあるので、募集はハローワークにお願いしている。この事業は今年度も1,000万円という予算で執行しており、継続的な雇用に結びつけばと考えているとの答弁でありました。

効果促進事業の中で、橋りょうの長命化ということで、185橋のうち64橋を修繕計画した経緯と、 今後の計画はどうなっているのかとただしたところ、橋梁長寿命化修繕計画の中で185橋のうち64 橋を行った分は、国の補助の採択要件で長さが15m以上ある橋りょうである。国が2分の1補助 を認めており、必須条件が修繕計画書を作成しなければならず、執行した64橋りょうは15mを超 えており、長寿命化計画は50年間の2062年が最終年度ではあるが、次にはまた50年間の初年度計 画が始まる。残りの15m以下の橋りょうについても、当然同じ構造物であるので、道路の機能上、 長さが短くても大型車両の交通量が多い所を選出して、24年から単費で整備していくとの答弁で ありました。

志布志支所と松山支所の耐震診断を住宅管理費で行っているが、総務課の所管で行わずに建設課で行った理由は何かとただしたところ、耐震化促進に基づく診断は、3分の1の国の補助でやっているが、市有建築物という取り扱いのもとに補助の対象になっている。昭和56年以前に建設されたもので、志布志支所と松山支所がそれぞれ、44年と55年建設ということで対象になったところである。ほかの課では補助の対象がないので、建築物安全ストック形成事業に基づく補助事業に乗せて診断を行ったとの答弁でありました。

ストック計画内の老朽化住宅の解体について、入居者の退去が進まない状況があるが、今住んでいる方々も新しい住宅に住みたいが、金額的に家賃が上がるということで事業が進まない現状がある。今後の立ち退きの説得と説明をどうするのかとただしたところ、老朽化の取り壊しが必要なのは、若浜と松波住宅である。優先入居で新しい住宅に入るのはいいが、家賃が上がる関係で入れないという方について、若浜に6棟ほど修繕をしたら入れる建物があるので、そこで対応をしたい。

取り壊しについての問題は、1棟が2戸または4戸続きになっていて、1戸入居していれば取り壊しができない。事前に1軒ずつ回り、新居に入居の希望があるかどうかを聞き、対処しているところであるとの答弁でありました。

以上、建設課分を終了し、次に、福祉課分を御報告申し上げます。

少子化対策の出産祝金支給事業であるが、第3子が60名とのことだが、祝い金を支給することにより子供たちが増えてきたものかとただしたところ、21年度は第3子のみの支給であり、22年度から第1子、2子も含めた支給となっているので、金額的には増えているが、第3子だけの比較では、21年度が74名、22年度が60名であり14名の減であるとの答弁でありました。

福祉タクシー運行事業委託事業は、今は利用者の負担はないが、今後、利用者に受益者負担があっても、大きく市内巡回ができるような状況を望んでいるのかとただしたところ、この件については、市民による評価検討会があり、現在は旧町単位での運行であるが、意見として、市内全域の運行の要望と、今の時代、利用者負担が無いのもおかしいのではないのかとの意見も出されたところである。

福祉課では、試験的に市内全体を路線とした運行形態が可能かどうか、利用者負担金を取るということで、モニタリング調査をしている。

利用者の意見を集約するとともに、現在の委託事業所の声を聞きながら、市内全体の運行路線が可能なのかどうか、本年度中に検討し、今後に向けて進めていく考えであるとの答弁でありました。

生活保護扶助費の申請があった場合、生活保護申請の受理後、対象になるか、ならないかを判断するための実態調査と、A~Eまでのランク付けの調査はどのように行うのかとただしたところ、生活保護申請は、意思のある人については申請をさせており、窓口で止めることはしていない。ただ、その途中で取り下げや却下ということもある。

実態調査については、金融機関の調査、保険会社の調査、扶養調査、市内に扶養者がいれば現地まで行って直接聞く形を取っている。生活保護の程度はAからEまでの五つにランク付けされていて、Aランクについては毎月訪問し、就労指導、職安まで同行し、Bランクについては3か月に1回の訪問で、Cランクは4か月に1回、Dランクについては6か月に1回、Eランクは寝たきりとか施設に入っている人であり、1年に1回訪問する。主にA、Bランクは就労指導の対象者である。Cランク以上については、高齢者とか病気で医師の判断で働けない状態の者であり、無理に就労指導するものではないとの答弁でありました。

特にA、Bランクの人が問題で、追跡調査で普通に日常生活ができるのに、パチンコに行ったり、居酒屋に行ったりの生活をしている。一般の人から「生活保護はいいね」と言う声を聞くし、一生懸命働いている者が馬鹿を見るということでは行政不信につながるとただしたところ、パチンコや飲み屋に行っている情報等が入った場合、係が直接現場に行き指導等をし、車については乗れないことの指導をしている。

市民に説明責任を持てるように指導していきたいとの答弁でありました。

生活支援ハウス運営事業は、成果として、虐待、ホームの待機者、病後の緊急的な入所など、 喜ばれているとのことである。まさに人に喜ばれる施設として、市民への周知がなされているか とただしたところ、合併して民生委員だけしか知らず、また、このような施設は大隅半島に、旧 志布志町と旧串良町の2か所だけの特殊な施設である。当初は志布志以外の方が多く、22年度実 績でも旧志布志町の方より旧有明町の方の利用が多かったところである。旧松山町からは1件も なかったが、23年度では2名の方が入所されている。民生委員への周知も高めていきたいとの答 弁でありました。

滞納額として、保育所運営費で保育料の不納欠損があるが、安易な不納欠損処分はすべきでない。運営事業者による徴収も認められているということだが、運営事業者によって徴収がされているところがあるのか。また、制度上認められているということは、運営事業者にも徴収義務があり、指導もすべきではないかとただしたところ、保育料についても不納欠損処分はでき、税と同じく5年で時効になる。今の段階では、まだ収納対策による不納欠損処分の前に差し押さえとかの例はないが、そういうことを1件でも行い、取れない分を不納欠損で落とせとの指導があった。税務課等の手続きを見て、財産処分にも取り掛かろうと話を進めているところである。

また、子ども手当の支給から、滞納分は窓口で収納してもらう分もかなり出てきているので、 絶えず要望しながらやっていく考えである。

さらに、保育所事業所連絡等協議会の中で統一的なやり方として、運営事業者での徴収もやってもらう話をしているが、滞納の多い園、少ない園など温度差もあり、保護者側からも考えを踏まえやっていきたいとの答弁でありました。

以上、福祉課分を終了し、次に、教育総務課、学校教育課分を御報告申し上げます。

自立支援事業とスクールソーシャルワーカー活用事業の統廃合の問題も出ているが、この問題をどう考えるか。また、ソーシャルワーカー活用事業の中で問題点として、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する人材の確保が必要とあるが、どういうことかとただしたところ、学校によっては、いじめ問題が22年度も発生した。いじめ問題については、早く認知し発見して、早く解決することが一番だと思っており、どこの学校でも起こり得る。22年度については21年度に比べ半減しているが、気を抜いてはいけないと捉えている。不登校はここ数年なかなか減らないが、教育委員会としては、新たな不登校あるいは不登校傾向の児童生徒が出ないように対応をしているところである。

スクールソーシャルワーカーが6名おり、教員経験者もいるが、社会福祉士の資格を有している者があれば、ぜひ確保したいと、問題点として上げたとの答弁でありました。

奨学金の償還状況と貸し付け状況はどうなっているかとただしたところ、奨学金の22年度の貸し付け状況は、高校生に34名、大学生に90名、合計3,800万円を貸し付けている。滞納については、22年度で未収額が2,300万円、未納件数としては3,314件、人数として339人が未収となっている。償還状況については、2,500万円が滞納であるとの答弁でありました。

未収が2,500万円あるが、ちゃんと償還され回収できる状況にあるのか。そのような貸し付け状

況の中で、法的手段はとれないのかとただしたところ、年度の12月から冬場にかけて夜間徴収を職員が行っている。返済については、返済が1回もない方が10名ほどおり、現在、本人と連帯保証人について滞納整理官と連携を取りながら進めている。法的には、債権対策委員会の中で滞納整理官の指導を仰ぎながら取り組みをしていきたいとの答弁でありました。

この基金を財源として優秀な子供たちが奨学金を活用し、高校、大学、専門学校に行こうとしているのに、そういう方々が1回も払わずに未納ということは、貸し付けもらい逃げがどんどん増えてくるのではないか。基金であり、貸し付けを受け、契約をしている上で1回も支払いがないということは、今後の基金の運用について大きな問題が生じるのではないか、連帯保証人は何のためのものかとただしたところ、申し込みがあり貸し付けをする段階で、これらの財源については、これから先の生徒たちも活用するものであるという認識を十分説明しながら貸し付けをし、未納者については職員で手分けして回りながら徴収努力をしていきたい。保証人については、当該借り受け人が返済しない場合、代わって返済する保証人として位置付けられているが、現在100%ではないとの答弁でありました。

認識不足である、100%でないといけない。何のために連帯保証人を付けるのか、連帯保証人に対してその旨の確認と中身についての自覚、認識の説明を十分にされているのかとただしたところ、現在、連帯保証人にも申請の際、印鑑証明と所得証明の写しをもらい、本人と連帯保証人の間には必ず約束がされ、申請がされると考えており、徴収努力をしていくとの答弁でありました。

給食センターは、消防用設備の保守点検業務が1万500円と非常に少ないが、これで適切な保守 点検が行われているのか、これは松山、有明の2か所分かとただしたところ、消防設備点検につ いては、その施設の大きさ、設備の大きさによってこのような金額設定になっており、支出は松 山分で、有明にある志布志センターについてはまだ委託をしていないところであるとの答弁であ りました。

信じられないことである。プロパンの埋設型があるので消防法の適用があり、火災に留意すべき公共の施設であり、広さからいって査察があるはずであるが、査察も1回も受けていないということかとただしたところ、査察については、完成時に消防署から受けたが、指摘事項はなかった。

しかし、保守点検は本来行うべきで、早急に点検をお願いしたいとの答弁でありました。

グランドの整備について、志布志中については整備したとあるが、他の小、中学校についても 要望はたくさんあると思うが、市内全域を適正にグランドの整備を進めることについての考えは とただしたところ、整備については、年次計画ではなく、各学校からの要望によって、どうして も必要と思われる場合に整備を行っている。当初予算編成の前に各学校の次年度予算の取り扱い について協議し、要望の優先順位等を決めていくが、校舎の耐震補強等との兼ね合いもあり厳し いとの答弁でありました。

給食補助事業は給食費以外で補助をしているが、地域の特産品等の取り扱いはどうなっているのか。本市は農業を主幹としており、地域の活性化も考えて、価格だけではなく本市特産品の地

産地消を公平に活用すべきであると思うがとただしたところ、たまねぎ、ピーマン、野菜、米等について、22年度で3,000万円ほどを地元、県内産を中心に使っている。地産地消で地元産に重点は置きたいが、経費的なものも考えて、なるべく地元産を使うという観点で進めていきたいとの答弁でありました。

以上、教育総務課、学校教育課分を終了し、次に、保健課分を御報告申し上げます。

地域福祉基金から3,550万円ほど保健課が活用しているが、基金は3億円ある中で1割を活用した時点で残額が少なくなってきたという意識はどこからきているのか。また、食の自立支援事業分が1,898万円と支出が大きいがどのような状況かとただしたところ、地域福祉基金の保健課分は、食の自立支援事業、在宅寝たきり老人等介護手当、生きがい対応型デイサービス事業で、年間3,000万ほど基金を使っている。

基金の22年度の現残高は3億100万で、このまま使っていくと10年間で枯渇してしまう状況である。特に、食の自立支援事業に対する充当額は非常に大きな額になっており、65歳以上の一人暮らしや虚弱な高齢者の方々に食事を提供することで、高齢者の安否確認、そして栄養バランスの取れた食事の提供で大変感謝されている事業であり、今後も継続するべき事業かとは思っている。

しかし、現在、社会福祉協議会に委託をしているが、1食単価について、食の自立支援事業の場合、480円を市の方で負担をし、個人負担の400円と合わせて880円という単価になっている。安くできないか、単価の見直しや委託先を変えて試算し、人件費や配食のコースをいろいろ検討してみたが、単価にはそれほど大きな差はなかったところである。

民間企業と違い、年間休日なしの配食と高齢者を見守るという点でメリットも多く、単価については食膳数を増やすことで単価を減らせられるが、利用者の幅を広げる取り組みが必要で、今後も社会福祉協議会と協議を重ねていきたいとの答弁でありました。

地方にとって医療費がかさむ中で医師不足は大変深刻な問題である。病院は医師不足であると記載があるが、今後の動向をどう見ているかとただしたところ、医師不足については、研修医制度の自由化が医師不足の大きな要因となっている。地方に医師が来ない理由の中に、過疎地の医院では多岐にわたる症例を診察しなければならず、そのリスクが非常に高く、地方に向かない理由である。また、現在は医大の医学生に女性が多くなっている中で、都会に意向が向いている。

県でも医師不足を深刻に捉えて、県が主体となり、医師不足に対応する地域医療支援方策策定委員会ができたところである。それぞれの医療圏域ごとに協議会があり、大隅地方では肝付地区と曽於地区の二つの医療支援方策の策定委員会ができた。各協議会を大きく取りまとめながら、県全体の今後の医師不足を考えていかなければならないとの答弁でありました。

以上、保健課分を終了し、次に、生涯学習課分を御報告申し上げます。

体育施設の指定管理の中には、独自的な取り組みで利用促進することが盛り込まれているが、 実施されてない。指定管理料とも係わってくるが、志布志運動公園関係が約3,600万円、城山総合 公園関係が1,400万円、有明体育施設関係が1,700万円で、経費の違いから実施する方からは厳し いと思うが、金額は適正であるか。また、体育や美術との融合や使わない時期の体育施設の有効 活用など、新しい体育施設としてのイメージを行い、担当課のノウハウを伝え協議をする場をどう進める考えかとただしたところ、双方が協議する場は必要と考えている。事業の運営上の拡大・改善は指定管理料だけでは無理があるかもしれないが、別途、そういう事業を行うための委託料的なもので事業費を拡大し、新しい形で市民へ提供することも取り組んでいきたいとの答弁でありました。

体育協会運営費補助金は、協会自体が限界にきており、ほかへの幅広い補助金の活用が望ましいのではないか。そのために体育指導員がスポーツ推進員になったと理解している。ハードな競技を、誰でもいつでも参加できるスポーツへと力を入れることで、健康、医療費の問題にもつながってくるのではないかとただしたところ、体育協会には20の競技団体が加盟しているが、非常に温度差があるのは事実で、理事会を年数回開催し、競技に偏った振興でなく、市民全体での健康増進、体力向上を考えたスポーツ等の構築を話し合っている。指導員が推進員に変わり、スポーツ審議会等も条例の中でスポーツの振興を考えていきたいとの答弁でありました。

志布志城跡史跡公有化事業で、残り11%を23年度公有化すれば完了ということだが、問題点として難題があるのか。公社の先行取得は理解するが、必要とするのは生涯学習課なので、専門知識を持った職員が交渉に当たった方が話が進むのではないかとただしたところ、公有化に向け、今残り11%の購入に取り組んでいるが、用地取得はそれなりの経験、専門的立場の人にお願いすべきと考え、公社に土地の購入をお願いしている。

山城については、ほかの土地は全て取得しており、そこが取得できなければ計画全体が駄目になるということではない。事業期間も長く、市民に還元するということを念頭に置いて、史跡公園として活用することが文化財サイドの目標であるので、安全性・利便性を考えながら整備を進めていきたいとの答弁でありました。

図書購入事業で、毎年1,000万円近い図書購入費があるが、22年度は更に崎田三男氏からの贈呈があったが、現在の蔵書と年間の廃棄冊数はどれぐらいあるのか。また、紛失本の追跡調査はしていないのかとただしたところ、22年度末の蔵書冊数は15万5,363冊である。4年間探して出てこなかった本を廃棄とし、67冊がある。返却の滞納については電話でお願いし、次の手段として、はがきでお願いしているとの答弁でありました。

以上、生涯学習課分を終了し、次に、財務課分を御報告申し上げます。

自主財源と依存財源の比率では、毎年自主財源の率が落ちているが、自主財源の状況はどうなっているのか。また、自主財源の確保の努力は、広告等の手法もあると思うが、内部での自主財源確保についての議論はあるのかとただしたところ、自主財源については、20年度からすると、市税が不況の関係で落ちているのは確かであり、それに付随して普通交付税が伸びており、更に追加交付があった関係でこのように自主財源の率が落ちてきていると分析している。

自主財源の確保については、公有財産の売り払いという形で、用途に基づき売却できるもの、 貸し付けで対応できるものを明確にしながら売却していく必要があるとの答弁でありました。

負担金補助及び交付金の中で、電子入札システム共同利用とあるが、ソフト使用か協議会の運

営費なのか、使用料はどこに納めるのかとただしたところ、県が進めている電子入札への共同加入の負担金であり、県と市町村で運営する鹿児島県CALS/EC推進協議会に納めている。内容は、システムのハードウエア、ソフトウエアで、システムの人件費を含んでいる。

本市でも電子入札を始めるが、業者が入力、入札に参加するために、土・日を除き9時から8時まで対応しており、平成23年度でホストのシステム入れ替えが進んでおり、来年度から増額が見込まれているとの答弁でありました。

繰越明許費の状況として、4億9,000万円は23年度へ繰り越しとなっており、本会議でもあったように、単年度決算という中で近年非常に多い。国の交付金事業で有り難いが、年度末の補正は新年度でできないのかとただしたところ、単年度予算を年度当初に組んで1年間で仕上げるというのが普通であるが、国の経済対策で、交付金事業に見合った事業があれば申請の必要性がある。

国の交付金は、22年度中に申請をして予算を計上しないと交付金の対象にならないので、当然 その分については、22年度の補正予算になる。交付税の追加分については手法として、繰越金で 次年度当初予算に上げるという手だてもあるが、国の経済対策という方針にのっとり、素早い予 算措置をしなければならない判断の結果であるとの答弁でありました。

公用車の更新は「年次的更新が必要」とあるが、更新基準はどのようになっているかとただしたところ、更新については、運行実績に基づき、軽が10万キロ、普通車が15万キロである。兼用して使う共用車と、各課が持っている公用車があり、特殊車両や機能的に担当課が持つべき車を除き、共用車として使えるものは財務課・地域振興課に配置換えをし、適正台数を考慮の上、減らすべきと考えている。各課からは緊急の場合、共有車では使い勝手が悪く、直ちに現地に行けないとの意見もあり、実態を見ながら今後検討していくという答弁でありました。

以上、財務課分を終了し、次に、企画政策課分を御報告申し上げます。

しおかぜ公園に太陽電池照明灯を4基設置したとあるが、どこに設置したのか、公園周辺にある街灯は県が設置したものかとただしたところ、しおかぜ公園の駐車場入り口に2灯と、東側と西側のあずま屋に1灯ずつの計4基である。現在、街灯として立っているものは、全て県が設置された分であるとの答弁でありました。

企画サイドでは、200万円以上の委託をして、バスの路線の見直しをして旧3町ごとの福祉バス等の格差をなくすということで非常に期待していたが、全然進捗が見られない。志布志の人たちにはタクシーがあるというが、病院に行くにも往復のタクシー代がかかり、志布志町民から見れば、有明、松山の人たちに対する福祉バスとのサービスの差は大きい。

鹿児島交通に対しての委託や助成は、その後どういうふうに活用されたのかとただしたところ、公共交通については、平成21年3月に新公共交通システム基本計画を策定し、3路線を計画していたが、経費が1路線当たり1,500万円ということで、合計4,500万円で試算をしている。アンケート結果により1便当たりの利用者数を出したところ、0.2人ということで予測しており、4,500万円の経費の50%の収益を上げるには、毎便13人以上の利用者が必要と試算される。これを走らせると、運行経費については、ほとんど市が負担する形となり、今後、この運行については慎重

に対応していかなければならないと認識している。

福祉タクシーの件については、旧町を超えての移動ができないことが一番の課題で、現在、試験的に旧町を超える福祉タクシーの在り方の検討も今考えているとの答弁でありました。

国際青少年音楽祭関連事業は、市がどこへ依頼し予算額はどう決めるのか。補助金が市へ回らずに、日本ジャパンフェスト委員会が主催として行っているということか。また、ハンガリーへ子供たちを送るにはとても71万円ではこの事業はできないと思うが、71万円が市の負担で、残りはEUジャパンが負担しているのかとただしたところ、国際青少年音楽祭については、年々補助金が減額になってきており、ここ一、二年は向こうから招くことは難しくなってきており、反対に、昨年は松山キッズ合唱団をハンガリーで行われた音楽祭に招いてもらった。また、ベルギーの音楽家が志布志に来て、たくさんの会場でコンサートを行い、交流をしたが、補助金は計上しているが、その補助金を満額使わず市の方へ返しているという状態である。ハンガリーに行った場合、ほとんどEUジャパンが出しており、海外旅行の保険代と国内の移動費等の負担分であるとの答弁でありました。

各郷土会は、向こう側の主体性で自然の成り行きに任せることが一番いいと思うが、お互いのやり取りの中で、情報提供と連携を密にすることの現況はどうかとただしたところ、郷土会については、現在、関東が有明べぶんこ会、関東志布志会、関東松山会、関西が関西べぶんこ会、関西松山会、関西志布志会、それと名古屋に中部松山会、また、鹿児島に有明会がある。

毎年、郷土会の皆さんには情報交換の中で、ふるさと納税のお願いや企業誘致や物産の販売促進をお願いしている。若い人たちの参加が少なくなっているということもあり、組織の維持・強化について、こちらからも引き続き各種情報を投げ掛け、各エリアの郷土会の連携を図りながら、引き続きふるさととの連携強化をお願いしている状況であるとの答弁でありました。

JR日南線の利用促進のための利用促進協議会があるが、南郷辺りまで「海幸・山幸号」の列車が走ってくるが、非常に好評だと聞いている。本市まで延長をお願いする議論はなされていないのかとただしたところ、「海幸・山幸号」は、日南までということで、串間市でも誘致促進の協議会を持っている。宮崎の事業所とJR総合宮崎鉄道事業部の方にダイヤ改正も含めて、志布志まで来てもらうよう要望はしているところである。

JRの駅の活用法として、港湾商工課の方でも駅の改修等を行っているので、JRにも促進の一端を担ってもらい、人気の高い列車の発着の要望を引き続き行っていきたいとの答弁でありました。

以上、企画政策課分を終了し、次に、総務課分を御報告申し上げます。

行政評価システム導入支援業務において、予算等審議する中で、パソコンを使う関係上、毎年 ソフトのシステム改修等がかなり各課から出ている。厳しい時代と職員自体も認識しているとは 思うが、職員が自ら提案して自らが評価して、見直しも全庁的に取り組めば外注しなくてもいい と思う。

これだけの予算をかけて、実際は職員に負担を掛けているのではないかという気がするが、実

際現場ではどういう状況かとただしたところ、行政評価システム導入支援業務について、導入に至った経緯としては、合併後事務改善をしていかなければならないということで、今後ますます財政的に厳しくなる中で、本当に必要かどうかを客観的に判断するための一つの手法として導入した。現在、評価したものについては市民に公表し、22年度については外部評価を初めて行い、評価を踏まえて行革・財務課と共同で補助金の見直しを行ったところである。

成果として22年度補助金の見直しにおいて、概ね3,881万円の見直しができ、これが23年度の予算として削減されたという効果が出ているとの答弁でありました。

防犯灯について、苦情があったとき、どこの課が担当するのかはっきりしないがとただしたところ、防犯灯を含めて街灯の整備については、大きく分けて総務課所管と建設課担当の街灯設置がある。すみ分けは、自治会内設置分が総務課所管である。新設の場合、2分の1の補助と維持管理についても1基あたり1,700円の助成をしている。

ほかについては、建設課の方で道路設置等行う。集落に該当しないところについては、建設課 と協議してその必要性等を検討し、予算内で建設課が設置しているという答弁でありました。

以上、総務課分を終了し、次に、監査委員事務局分を御報告申し上げます。

監査委員が2名で報酬が160万円であるが、何回ぐらい出勤されたか。また、委員会の定額の支出についての見直しがあるが、これも含めて委員の総体的な中での議論はないかとただしたところ、監査委員の報酬については、毎月の定額となっているが、平成22年度における出勤状況は、実際監査事務に従事した日が識見で63日、議選で68日。そのほかに総会や研修会は別に8日ずつ出ている。合わせて識見で71日、議選で76日の出勤日数である。

現在、定額支出の議論はないが、総体的に議論していかなければならないと思っているとの答 弁でありました。

以上、監査委員事務局分を終了し、次に、議会事務局分を御報告申し上げます。

議会費の支出が前年度比で減という説明があったが、議員定数減で報酬は分かるが、ほかに何が減になったのかとただしたところ、定数減の影響で、報酬、職員手当、共済費、旅費が減少になった。共済費は、議員年金に係る部分が22年度は公費からも負担されていた。旅費についても費用弁償となる特別委員会がなかったのでその影響があるという答弁でありました。

現在、議会事務局は5名体制だが、減らすことだけがいいとは思わないが、そういう打診はないか、また、曽於市の事務局は何人かとただしたところ、現在は具体的な要請はない。ただ、定員適正化計画の中で、類似団体との比較という表の中では4名となっていたので危惧はしている。

曽於市の事務局は22年時点では6名であるとの答弁でありました。

以上、議会事務局分を終了し、次に、市民環境課分を御報告申し上げます。

田原川河川浄化対策協議会が22年度に立ち上げられているが、取り組みについて周辺地域へ情報発信をし、協力をもらうべきではないかとただしたところ、公民館関係を中心に、養まん業者と行政が音頭を取り、田原川河川域がどうなっているかを住民に説明を行った。市、県、学校それぞれの取り組みと意見を出し合い、河川浄化について情報交流をし、産業と環境が共存できる

よう協議を行ったところで、難しいテーマではあるが、意識啓発を地域にもお願いしたところで あるとの答弁でありました。

前川の河川協議会もあるが活用がされてない。地域住民に認知がないことと、畜産業者の処理の仕方と、合併浄化槽の設置の遅れが環境を悪化させている。協議会の在り方と、浄化槽の補助金は変わらないのに請負業者の額が違うことなどを改良することで普及を図り、浄化に努めるべきではないかとただしたところ、河川浄化協議会については、四河川とも立ち上げたいということで、安楽川と菱田川も立ち上げたところであり、市全域的な取り組みも必要と考えている。状況の収集と情報をどう伝えるかが課題であるが、環境と産業が共存できるように気配りをしながら進めていきたい。

また、浄化槽については、業者間の営業には立ち入れないが、設置しやすい状況には持っていきたいとの答弁でありました。

合併処理浄化槽設置事業の問題点として、「高齢者世帯については、多額の維持管理費がネックになっている。」と問題提起されているが、維持費を考えた場合、合併浄化槽と農業集落排水事業とどれくらいの差があるのかとただしたところ、3人世帯で同額になるようである。農業集落排水事業は70%の接続率があり、志布志全体で合併浄化槽と農排水に53.2%がつながっている状況である。県平均からすると10~15ポイントほど低いのが現状で、特に志布志町の市街地区の中で敷地が狭く合併浄化槽の設置が難しいという状況があるとの答弁でありました。

ポイ捨て防止条例で、多くの看板も設置しているが、市民において、そのような条例があることを認識する人は少ない。条例について市内、市外者を問わずしっかり分かるような周知の仕方が必要ではないかとただしたところ、看板が目に付かない意見はいただいているが、経費、場所のことも含め苦慮している。ポイ捨て防止条例の効果は、広報等で何回かお知らせし、環境学習会でも毎回話しているが、多くの方に認識してもらうよう努力するとの答弁でした。

塵芥(じんかい)業務で、生ごみ・草木の堆肥化があるが、22年度でどれだけの生産がなされ、 どれだけの量が消費されたのか。

また、できた製品が消費されない現状については、成分も含めて農家等が使いやすいバランスのいい堆肥化への取り組みをしなければ、消費されずに積み残されていく状況にならないかとただしたところ、生ごみの搬入量は年間3,200 t、草木が880 t で合わせて約4,000 t で、堆肥になる分が400 t である。有機農業推進法も成立され、生ごみから堆肥、ひまわりからひまわり油というようなことを行っており、有機農業に使ってもらうつもりで努力をしている。

市も有機農業を推進しているので、該当する方々に無料で使ってもらうよう決定し、1 kg 5 円で販売していたものを無料で使ってもらうよう決定し、生涯学習の有機農業教室生230人に無料で取りに行くことをお願いしている。一般市民にも、袋詰めの物を1 kg 1 円で取りに行ってもらっている。

今後、生ごみと有機農業と組み合わせた推進をしていけたらと思っている、との答弁でありま した。 以上、市民環境課分を終了し、次に、畜産課分を御報告申し上げます。

口てい疫消毒作業賃金は1,000万円近くの賃金だが、個人へ出面で精算したということかとただしたところ、第2突堤、高岡口、松山のわらびの各ポイントで、職安を通して市が雇用した方々への賃金と、消毒ポイントの自然流下式に係る賃金が一部入っている。深夜作業と昼間・朝方の単価を出して、通常の市の臨時職員とした形で執行したとの答弁でありました。

肉用繁殖雌牛導入事業について、貸付金4,100万円の予算を組んでいて900万円もの不用額が出ているが、あまりにも多い不用額の根拠は何かとただしたところ、肉用繁殖雌牛導入事業については、志布志地区が1,000万円、松山が1,500万円、JAあおぞらが2,000万円の当初計上をして、3月補正の段階で年度内の導入見込み頭数を各支所から取っている。不用額については3月補正の段階で減額をしているが、その後の2月、3月の導入状況が当初の見込み減で不用額として出てきた。

乳用牛導入事業については、全額執行したので、乳牛貸付金に対して減額はないとの答弁でありました。

家畜の排せつ物管理法が施行されているが、それぞれの基準に該当するところは法的な義務と本市の環境行政のために、適切な堆肥舎を設置しなければならないが、いまだ堆肥舎等が設置されていない農家があるのかとただしたところ、堆肥舎整備については、簡易対応であった農家が1軒と、既存の堆肥舎の容量が不足した農家が整備した。法に基づく対象農家であるが、有明地区で未整備のところがあり農協と一緒になって整備の推進をしており、畜産に起因する公害がでないよう早い整備と管理に努めたいとの答弁でありました。

口てい疫の備品を購入しているが、いつ発生するか分からない。点検、管理の徹底をとただしたところ、備品は、そお鹿児島農協の安楽支所が営業していないので、倉庫を借りて保管をしているとの答弁でありました。

以上、畜産課分を終了し、次に、耕地林務水産課分を御報告申し上げます。

農地・水・環境保全向上対策支援事業は、地域によって事業の受け取り方が統一されてない。 今年で終わる予定であるが、予算の使われ方で返納もあるようだが、これからの事業も含めて、 行政の説明指導の在り方をどう考えるかとただしたところ、平成19年度から始まった事業で、19 年の県の説明にも曖昧な点があったが、年を追うごとに明確になった。地区毎に違うのはその経 緯からであり、中間検査等も書類関係や作業関係を県と一緒に実施し、実施の不可を判断してい る。

農地・水の補助金の返納は、農林水産省の事業は農振農用地域内が基本原則であるが、18年度 事業採択時に地元からの申請分で、農振地域外をカウントして受益面積にした経緯があり、その 受益面積に対する補助金を3か年遡って国、県に返納した金額が573万9,200円であるとの答弁で ありました。

林業振興費の報償費の謝礼金の内訳はどうなっているのか。また、猟友会の出動は分かるが、 森林づくり推進員はどのようなことをするのか。この9人の推進員の謝礼金は毎年発生するのか とただしたところ、57万円が、山林の間伐を推進するための森林づくり推進員9名の業務に対する謝礼金である。現地を見て回り、山主に除間伐等の指導を行っているもので、毎年発生する。 有害鳥獣捕獲に対する猟友会への出動に対する報償金としては72万円であるとの答弁でありました。

弓場ヶ尾地区排水対策構想事業で、500万円かけて委託しているが、平成27年度採択を目指すとあるがこれで大丈夫かとただしたところ、確かに多量の雨が降れば、既存の水路では排水しきれない事態が発生している。早めに事業採択に持っていきたいが、昭和47年の土地改良事業で事業実施している関係上、再整備が厳しい。農地防災事業という特異な事業での事業採択を目指している上で27年度の新規採択となっている。現在は下流域に被害は出ていないとの答弁でありました。

志布志漁協大型製氷機整備事業で、前の製氷機は何年持ったのか。また、この財源の漁業振興基金はどういう性格のものか。今回1,300万円を取り崩したが、残金はどのくらいかとただしたところ、漁協の製氷機は、昭和52年に整備された施設である。特定財源の漁業振興基金は市で管理しているもので、1億円積み立てされ、利率が良く、取り崩しはしないということで管理されてきたが、利率が低くなってからは、元金を取り崩して漁業振興に資する事業に活用する位置付けで運用されている。22年度の残高が4,600万円となっているとの答弁でありました。

中山間地域総合整備事業で、ほ場整備や用排水路の計画策定がされ、暗きょ排水関係は、今後この事業の中で取り組むとのことであったが、この計画の中に入っているか。また、パイプラインも入っているのかとただしたところ、平成24年度採択申請で25年度採択を目指しているが、その中に18団地、約60ha、用排水整備、暗きょ排水等ということで現在取り組んでいる。この事業は8億円以上の事業費を目指しており、ほ場整備がメインになっているが、松山地域については暗きょ排水も挙げている。

は場整備を行う中でパイプライン化があるが、団地によってはパイプラインが適さず、開水路の用水路になる所もある。この事業は用水施設だけのパイプラン化は非常に厳しいので、21年から22年にかけ要望調査を実施した中で、この事業では対応できないと話をしたところであるとの答弁でありました。

治山事業は防災上も重要であり、災害が激化しており、山腹の深層の土砂崩れなど多発している状況等では、耕地林務水産課だけの問題ではなく、全庁的な取り組みをもって、ハード面が無理であればソフト面で対応する対処方法をとってもらいたいとただしたところ、治山事業については、非常に辺ぴな場所や宅地の背後地とあるが、基本的には地権者から連絡があれば現地を見に行って、応急処置なりを実施するということで進めている。ただ、全施設を職員がパトロールするというのは不可能であるので、地権者の協力をお願いしている。

今後については、ケーブルテレビの活用、市報、散らし等で市民に呼び掛けていきたいとの答 弁でありました。

以上、耕地林務水産課分を終了し、次に、農政課分を御報告申し上げます。

アグリコミュニティシステム構築事業はどのような事業か。また、この事業ではパソコンも農家に支給する事業であったが、パソコンも数年たてば寿命が来るがその場合に、その後の支給はないのか。この事業については、インターネット活用されて初めて効果が出るものと認識するが、どれくらいのアクセスがあったのか。

また、牛歩システムは何戸の農家が取り入れ、その活用状況はどうかとただしたところ、アグリコミュニティシステム構築事業は、岳ノ山に定点カメラを設置して、市内の眺望をインターネットで流している。また、3か所に気象ロボットを配置し、気温、日照、湿度のデータを取っている。また、6か所のほ場にライブカメラを設置し、作物の生育状況を市外に流すという事業である。ポータルサイトへのアクセス数は、日平均25回から30回で、昨年の10月から公開し9月末で1万件ぐらいである。

また、牛歩システムについては、市内の酪農家13戸にそれぞれシステムの監視カメラなどが設置され、情報は酪農組合に集約され、酪農組合の人工授精師等が受精の適期を把握し、分べん等の事故がないか監視をするシステムである。最初のモデル事業として導入をしているが、維持管理と機器の更新については農家側が行う。

牛歩システムによる受胎率の確認は、まだデータの蓄積が必要であるが、症状を見落とさないことで確立が進んでいる。監視カメラについては、今までは現場への夜間の見回りが必要であったが、モニターで監視するのは非常に助かっているという農家の話であるとの答弁でありました。 米生産調整推進事業で歳入は、調整費としての国からの交付金は幾らか。

市として、交付金を受け入れないで販売流通等に乗せて米の生産をするという考えで、農政の議論等はなかったものかとただしたところ、個別所得補償モデル事業として、国が直接農家に交付金を交付する制度に代わったが、米の定額部分として、反当1万5,000円で、市全体では約6,880万円である。昨年度は米の値段が下がり、その変動部分の交付金として10 a 当たり1万5,100円、市全体で6,920万円ほどであり、総額で米に対する交付金として、1億3,800万円ほど交付されている。

農政課で国の生産調整に入らないという協議については、現在のところ行っていないところで、 農家の方もそれについては希望されてないところがあるので協議していないというのが現状であ る、との答弁でありました。

農業公社事業負担金で、研修等事業4組の夫婦で就農は理解するが、Uターン農業者への取り組みを強調する努力はされているのかとただしたところ、研修事業は、Iターン、新規に限定はなく、Uターンの方も過去に研修をし、就農者も数名いる。過去の統計では、地元の方の方がリタイア率は高い現状もある。またUターン者の場合、家業再生事業との兼ね合いもあるので、それと合わせて確保に努めていきたいとの答弁でありました。

畑かん事業において、曽於東部、南部の土地改良区への運営補助があるが、ある面積に達しないと運営できる状況にならないので、この運営補助があると思うが、改良区自体で運営できる面積に対して、どれぐらいの進捗状況かとただしたところ、東部の運営目標試算では、32%の水利

用があった場合、自主運営ができるという数字が試算されているが、現在の利用率は18.7%である。南部地区は、73%の利用がないと自主運営ができないと試算されており、現在16.2%の利用率にとどまっている状態である。大きな課題として、水利用率をいかに高めるかというのが畑かん営農の課題であるとの答弁でありました。

本市にはJAが二つあり、それぞれの振興会や部会に補助金が支出されているが、同じような業種でも名称が違うことで補助金に不平等性はないか、また、合併をしたのであるから振興会自体の統合もした方が行政の指導もうまくいくのではないかとただしたところ、同じ名称の部会については、協議してもらい一本化を進めているが、事務局がJAにある団体については、一本化は進めにくい状況がある。市が事務局を持てば一本化も可能かもしれないが、もう少し時間をいただきたいとの答弁でありました。

以上、農政課分を終了し、次に、港湾商工課分を御報告いたします。

企業誘致関連事業の中で、既存の企業が立地協定を結んだ成果が出ているが、企業誘致を進めながら、一方では問題点の中に、「企業向け用地が不足」と記してあるが、誘致をしながら誘致地が不足とは矛盾していないかとただしたところ、現在、本市の企業誘致工業団地として、安楽大迫の工業団地、志陽の工業団地、佐野原の工業用団地の三つをパンフレットで案内している。この中で企業が注目するのは安楽工業用団地が主である。他の団地については、条件に合わないということで話が進まない。

3・11災害が発生してから問い合わせが多くなっており、その中でこの団地に集中する傾向もあるが、民間用地も含めて、類似の用地はないのかとの声もかなりある。港湾の取扱量が好調であるため、港湾関係の企業からの問い合せも結構ある。

不足と記載した意味は、企業の希望に合う用地が少ないことでの不足であるとの答弁でありました。

蓬の郷の民宿村事業において、民宿村の利用状況はどれくらいの稼働率と宿泊率があるのか、また、四つの民宿の収容人員と一日どれだけ受け入れができるのかとただしたところ、民宿村については好調で、毎年前年度を上回る実績になっている。四つの民宿で多い月では、7月が738人、8月に904人という利用者数となっている。ほぼ他の月も同じような利用があり、日に換算すると一軒に一日最低6人の宿泊者がいる計算になる。四つの民宿には特徴があるので均等にはいかないが、民宿自体は非常に好調であり、四つの民宿で一日34名の受け入れが可能であるとの答弁でありました。

お釈迦祭りの運営事業で、口てい疫の発生で事業は中止されたはずであるが、決算額が500万円 とあるのはなぜかとただしたところ、どの祭りもそうだが、当日までの準備期間があり、かなり 前から実行委員会等で検討しながら作業はほとんど整えてあり、経費自体の支出はされている。

口てい疫が発生し、祭りの中止が決定した時には、ほとんど準備が終了しており、祭り自体は 中止になっているが、事前経費の決算額であるとの答弁でありました。

オラレ事業においては、オラレをあの場所に誘致することによって、アピアの再建につなげて

いくという狙いもあった。この事業によるアピア内のテナントへの波及効果についてどう捉えているか。

また、オラレ自体の売上状況と、まちづくり公社への1,000万円は、基金から取り崩してそれを 償還金に充てるとのことだが、オラレについてはギャンブル的な要素もある中で、市内の商工業 の振興や青少年の健全育成に向けて充当すべきものが償還に向けられる状況をどう考えるかとた だしたところ、オラレの設置効果については3%という交付金もあるが、オラレに来るお客様に よって、アピアの商店テナントへのシャワー効果を期待したところもある。当初はそれなりの効 果もあったと思うが、最近はテナントからの取り組みがされていないような状況である。

オラレの22年度の実績については、口てい疫と東日本災害により落ち込んだが、今年度については、21年度の7億8,500万円を上回るような実績になっている。

交付金の使途については、22年度はまちづくりの方へ1,000万円、プレミアム商品券へ100万円、利子補給へ100万円で、他のものにも交付金を充当できるよう、所期の目的に近付けようとしているとの答弁でありました。

ダグリの国民宿舎は、22年度で3年間の契約が終了し、前の指定管理者が契約を履行された上で、6,500万円をしっかりと納めてもらい、市においても償還に対する計画的な執行がなされたと思う。休暇村サービスの受託期間中も、リーマンショックや口てい疫等、国内外からの厳しい経済状況の中での経営を強いられながらの営業であったと思うが、その間において、納付金の緩和処置等の要望はなかったかとただしたところ、国民宿舎への日本休暇村サービス指定管理については、3年間という約束に対し、その内容を守っていただき、結果的には赤字であったが、契約を全うしていただいたことに対し大変感謝している。

ダグリについては年に約1億円程度の償還であるが、6,500万円は貴重な財源であり、一般財源にも貢献してもらった。営業実績が上がらない中でも決まった額を納付していただいたが、3年間の指定管理者であった期間については、納付緩和への要望は一切なかったとの答弁でありました。

さんふらわあの志布志航路利用促進は、昨年は本社や大阪支店などに出向いてもらい、縁をつないでもらっているが、航路の存続について、会社側はどのような考えを持っているのかとただしたところ、さんふらわあの会社には、本社、支店とも何度も訪れて存続をお願いしている。親会社は商船三井であり、支店に対して言われていることは「現在、赤字の状況であるので、早急に改善するように」と非常に厳しく言われているようである。さんふらわあの営業を行っている支店においては、県や市の努力をくんでいただいて、「自分が志布志航路の社長である限りは継続して運行を続けたい」との考えを聞いている。何とか黒字化に向けて努力をしてもらい、続けて親会社からも新たな支援ももらいながら運行をされるようお願いをしているところであるとの答弁でありました。

以上、港湾商工課分を終了し、次に、情報管理課分を御報告いたします。

電算システム管理整備事業の財務会計システム使用料に、公設市場12万円があるが、どういう

仕事かとただしたところ、公設市場管理組合の業務は、市役所本庁に公設市場の職員が配置され、 財務会計システムを使用し、組合の会計処理を行うが、市と全く別な団体であるので、合併当初 の取り決めで年間12万円の使用料をもらっているとの答弁でありました。

また、公設市場管理組合の職員が、市役所の中で、市場の財務関係の事務を行うために市のソフトやパソコンを使っているということか。市役所に部外者が来て、サーバーが一緒であれば、パソコンを扱って業務や情報も見ることができるということかとただしたところ、この財務会計については、本庁の方に財務会計システムのサーバーが置いてあり、そのサーバーに接続して、システムのみを使うということである。公設市場はサーバーに対する端末で、財務会計は他の機関系とは全く独立して、ネットワークも分かれている。仮に市の業務にアクセスしようと思ってもできない。

その前にIDパスワードがあり、部外者の職員が触るのではなく、兼務している市の職員が行うので、セキュリティーについて問題はないとの答弁でありました。

移動通信用鉄塔施設整備事業で、設計管理が3,000万円以上だが、普通は工事費や事業費の5%、高くても10%だと思うが、この設計管理の3,000万円の内訳は何かとただしたところ、総額のうち、契約の2,656万円が鉄塔建設の調査・設計管理業務で、四浦後谷、提口、田床、宮塩・川路局4か所の建設調査管理業務である。契約の相手方は、NTTファシリティーズという会社であり、もう一つは、電気通信設備調査設計管理業務で、携帯電話の通信設備の設計と管理をする業務の同じ4局分で、411万円がNTTドコモと契約しているとの答弁でありました。

以上、情報管理課分を終了し、会計課分を御報告申し上げます。

会計責任者が決算責任者であるが、5月末で閉鎖し3か月以内に提出しなければならない。積立金の中に不用額が7万円余り出てくるが、出納閉鎖期の利息かとただしたところ、基金の積み立ては、一般・特別会計では出納整理期間が5月31日までとなっているが、基金についての会計年度は3月31日である。不用額が出たのは利息の分だと捉えている。積立金については、各基金に対し純粋に積み上げる積立金のほかに、保有している各基金の運用面で生じる利子があり、その利子額に各課が余裕を持つために、どうしても年度末に予算残が生じてしまうとの答弁でありました。

以上、会計課分を終了し、全ての課・局の質疑を終了し、討論、採決に入りました。

討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、平成22年度志布志市一般会計歳 入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

認定第1号に対する所管委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(上村 環君) 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

午前11時25分 休憩午前11時35分 再開──○

日程第5 認定第2号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第11 認定第8号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員長(立山静幸君) ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月19日と20日の二日間、それぞれ、各所管課長及び関係職員の出席を求め、説明 を受け、審査を行いました。 主な質疑と答弁を御報告申し上げます。

まず、認定第2号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

給付費に対して国庫負担金の割合は何%かとただしたところ、療養給付に対し、国庫負担金が34%、国の調整交付金9%である。また、県の支出金が7%であるとの答弁でありました。

滞納の方々の平均所得はどれぐらいかとただしたところ、平均所得は85万5,545円であるとの答 弁でありました。

収入未済額が約2億9,000万円近くあるが、個々の実態調査は実施しているのか。約7割が無収入のようであるが、情報は把握しているのかとただしたところ、税務課職員、嘱託職員によって、各世帯に対して電話等連絡しながら全部とは言えないが情報をシステム化し、把握しているとの答弁でありました。

葬祭費助成3万円は安すぎると思うが、3万円の根拠をただしたところ、財源は一般財源で市独自で決めている。県内の状況は、助成していない市町村もある。助成している市町村は、おおむね2万円が多いようであるとの答弁でありました。

特定検診で胃がん3名、大腸がんで3名の方が発見され、6名の方々の命が救われている。このような方々が検診の大事さを訴えられる場が大事だと考えるがとただしたところ、行政告知放送、市民チャンネル等を利用しながら、市民の方々が興味をいだき受診者が増加するようにいろいろと工夫したいとの答弁でありました。

温泉保養所利用料助成事業で、今年度から65歳以上に引き上げた根拠をただしたところ、昨年度行政改革という流れで、外部評価委員会の中でいろいろと検討され、国保の財源状況から見て、廃止もしくは枚数減の方向性が妥当であるとの意見があり、結果として65歳以上の全市民の方々を対象に利用していただくようにしたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

まず、反対討論として、収入未済額が約2億7,900万円、不納欠損が約1,500万円、件数にして435件という状況である。一方国保加入の方々の平均所得は85万5,545円である。

国は、1984年の国保改正から48.5%を引き下げている。国に対して元にかえすようにしっかり 声を上げるべきである。

また、予防保全の面から保健師の確保等、まだまだ不十分である。

このような実態を考えたときに、多々不十分な点があることから、認定に反対する討論がありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号、平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

支払基金交付金額をただしたところ、支払基金からの交付金は、1万2,742円であるとの答弁で

ありました。

老人保健制度は大きな役割をしてきたと思うが、後期高齢者医療保険制度は少し変わるようだがとただしたところ、老人保健制度は、戦後の日本の復興期を支えてこられた方々の老後を安心して医療を受けられる制度として、役目を果たしてきたと思っている。

平成20年度拠出金の明確化などの目的をもって、後期高齢者医療制度がスタートした。御承知のとおり、制度の見直しが繰り返されて、現在新しい高齢者医療制度が厚労省で検討されている状況であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、起立採決の結果、認定第3号、平成 22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきも のと決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

収入未済額67万6,000円について、何名なのかただしたところ、20年度分が7名、21年度分が14名、現年度分が21名で、42名分であるとの答弁でありました。

21名の滞納者の後期高齢者医療保険証の状況をただしたところ、平成23年10月19日現在で1か月の短期保険証が4名、3か月短期保険証が6名で、3か月短期保険証の方々は納付制約された方々であるとの答弁でありました。

10名の方々は、年金が月に1万5,000円以下で生活されている方々です。納めたくても納めることができない方々で、生活保護なり相談すべきではないかとただしたところ、年金を担保に入れていらっしゃる方も数名おられる。分納なりいろいろと納めていただくようお願いをしている。保健課とも相談しながら徴収に努力しているとの答弁でありました。

1か月の短期保険証の方々については、関係課と連携して、どうしたら納付できるようになるのか。各課協議会等の仕組みづくりはできないかとただしたところ、税務課としては状況について、市長、副市長等には報告をしている。

今後、関係課や課長会等で現状を報告し、どのような対応があるのかなど協議し、改善に努力 したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、10名の方々が1か月、3か月の短期保険証で生活されている状況なのに、行政の対応は十分でない。後期高齢者医療保険制度は県の広域連合が運営するため、市としてあまり責任を感じていないのではないのかなど、当局の努力等不十分ということで、認定に反対する討論がありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

在宅ねたきり老人等介護手当支給事業の月額8,000円は多いのか少ないのかとただしたところ、 平成21年8月の調査で県内13市町村しか手当を支給していない。本市は、曽於市に次いで高い方 である。鹿屋市は年額6万円、鹿児島市が年額9万円であるとの答弁でありました。

施設介護を望まれている待機者は前年度と比較してどれぐらいかとただしたところ、平成23年8月の調査で、介護老人福祉施設の待機者は279名で、22年8月の調査時点は198名でしたので、 去年より待機者が増えているとの答弁でありました。

監査意見書で、法的に税の不納欠損を処理すると、納入意識の低下につながるので留意されたいとあるが、どのようにとらえているのかとただしたところ、不納欠損等を防止するため預貯金、不動産、給与、国税還付金等178点の差し押さえを行い、不動産公売4件を実施し、全体で73件、1,353万7,518円を滞納税に換価充当した。

不納欠損等不公平感が生じないよう努力しているとの答弁でありました。

緊急通報装置事業で、通報83件のうち誤報が47件、電池切れが20件、相談8件、緊急4件、その他4件とあるが、設置されている高齢者にどのような取り扱いについて説明をしているのかとただしたところ、誤報や電池切れ等が多いため、本年度1件1件担当職員が出向いて操作の方法等を指導しているとの答弁でありました。

不納欠損については法的にはちゃんと処理されているが、納入意識の低下が心配であるが、どのような徴収方法を実施しているのかとただしたところ、嘱託職員、担当者よる徴収や催告書、財産調査報告書、予告書、未納のお知らせ等を8回、3,500通、最終催告書1,200通、財産調査予告書を600通出して納入への呼び掛けを実施しているとの答弁でありました。

福祉課所管の民生委員との連携についてただしたところ、福祉課とは常にいろいろな事業について連携をしている。民生委員の方々には、独居老人の見守り訪問を委託している。さらに福祉マップづくりついて民生委員の方々の御協力をいただき、74地区のうち34地区で作成が終わり、地域で見守る体制づくりを進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険は保険料を納めてもサービスを受けられない状況もある。現に279 名の待機者もいるとの答弁のとおり、制度の欠陥だらけである。一方、サービスを提供するため、どんどん施設を造ると保険料が上がってしまうので、一定の保険料以上については国が負担し、安定して介護サービスが等しく受けられる状況が必要である。国がしっかり責任をもって介護保険制度が実施しなければ、介護難民がこれからますます増えていく状況である。

以上のようなことから、認定に反対する討論がありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第5号、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入 歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、主な 質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

四つの集排の加入率と、21年度よりどれだけ伸びたかとただしたところ、野井倉地区が71.84%

で約1.5%、通山地区が78.44%で約5%、蓬原地区が67.86%で約3%、松山地区が64.62%で約3%のそれぞれの加入率と伸び率であるとの答弁でありました。

不納欠損処分についてただしたところ、17年度からの分で3件あり、いろいろと住所等調査を繰り返してきましたが、住所不明、本人死亡等により5年の時効により、今回処分したとの答弁でありました。

蓬原、松山地区が加入率が70%以下であるが、伸び悩んでいる背景、原因はどこにあるのかとただしたところ、蓬原、松山地区は野井倉、通山地区より約10年ぐらい着工が遅いのが背景にある。しかし、近年大分伸び率が上がっているので、環境学習を開き、接続率の向上に努力しているとの答弁でありました。

加入率を計算する場合、分母の計画戸数は変わらないのかとただしたところ、計画戸数につきましては、各地区の事業計画時点の戸数が基礎となっている。加入率を出す場合、当初の計画戸数を分母として加入率を示しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成22年 度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきも のと決定をいたしました。

次に、認定第7号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、 主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

計画区域内のくみ取り、単独合併浄化槽の戸数は把握しているのかとただしたところ、計画区域内のそれぞれの戸数については把握していないとの答弁でありました。

把握していないということであるが、大型店舗や企業誘致に対して、今後は合併浄化槽が大事になる。建設課を中心に企画政策課、港湾商工課等排水対策をも含め、対応・対策が必要と考えるがとただしたところ、前々から市街地公共下水道のエリアの中では企業誘致等、条件的に不利な状況である。例えば、給食センターが建設されたが、農業集落排水が整備されていた関係で、約5,000万円程度の違いがあった。企業誘致等、条件的に不利な状況があるので、今後市町村型、コミュニティー型等を検討し、個人・企業が設置できるような事業を進めてまいりますとの答弁でありました。

市の中心市街地が生活排水等、一番整備が遅れている状況である。生活排水、都市下水路等、早急に対策を講じなければ市街地の住民の苦情は増すばっかりであるとただしたところ、単独槽が半分以上あるので、合併浄化槽に変えていただくよう住民の方々に説明し、お願いをしながら次の事業政策に努力してまいりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成22年 度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべ きものと決定をいたしました。

次に、認定第8号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

平成22年度で休暇村サービスが指定管理者として撤退されたわけだが、どれぐらいの赤字だったのか分かっていたら教えていただきたいとただしたところ、全体的な世界経済の不況、口てい疫、鳥インフルエンザ等が発生し、平成20年度からしますと収益が伸びず、22年度の実績を対前年度と比較しますと、収入が2億5,312万5,000円、対前年度比マイナス13.9%、支出については6,500万円を納めた後が2億9,482万9,000円で、対前年度比マイナス9.7%である。総利益は、マイナスの4,170万4,000円であるとの答弁でありました。

休暇村から大黒さんに指定管理委託されたが、働いておられる方々の雇用はどうなったのかと ただしたところ、雇用については、新しい指定管理者に原則として全員引き継いでいただく条件 でお願いをしたとの答弁でありました。

国民宿舎の指定管理者、遊園地の指定管理者、そして、市長を始め担当課との連携はうまくいっているのかとただしたところ、観光振興の一つの重点エリアとして、国民宿舎ボルベリアダグリ、遊園地、海水浴場等、市も十分連携を深めながら一生懸命努力しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成22年 度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきもの と決定をいたしました。

次に、認定第9号、平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、主な質疑と それに対する答弁を御報告申し上げます。

有形固定資産明細書の中で、土地・建物で今休止状態の不動産があるのか。また、給水原価及び供給単価で21年度より12円程度減少しているが、その理由は。さらに水質検査の状況はとただしたところ、土地・建物の休止の不動産については、増圧施設等を廃止したり、古い配水池の休止の不動産がある。

給水原価及び供給単価については、減価償却の費用6,000万円程度が漏れており、その関係で前年度より下がっている。また、漏水件数も前年度より多くなっているためである。

水質検査については、毎月20か所で実施している。水質検査状況は市のホームページでお知らせしているとの答弁でありました。

原水は分かるが、希釈している値はいくらかとただしたところ、大迫第一、大迫第二の値は5から6である。泰野第二、泰野第三の値は6程度で、西部水源と芝用第一及び芝用第二の水源3か所を希釈して6程度の水質であるとの答弁でありました。

契約の落札率は平均して何%かとただしたところ、工事請負契約は130万円以上は全て競争入札で、落札率は95%程度であるとの答弁でありました。

未収金、不納欠損についてただしたところ、未収金については、水道使用量51万1,500円を除き、 全額収入済みである。不納欠損については、死亡されたり、市外等へ転出され、無断撤去された 方々の分で16万550円であり、24人分である。

具体的に債権整理について、税務課と情報連携をしながら年次的ではあるが、少しずつ不納欠

損は減ってきているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果定第9号、平成22年度志 布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定を いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長(上村 環君) 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(上村 環君) 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(上村 環君) 起立多数です。したがって、認定第5号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後 0 時07分 休憩午後 1 時09分 再開

日程第13 議案第67号 平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について

〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第67号、平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。 本案は、平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会 における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員長(立山静幸君) ただいま議題となりました 議案第67号、平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成22年度志布志市特別会計 決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。 本委員会は10月19日、水道課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。 主な質疑とそれに対する答弁の御報告を申し上げます。

質疑、討論もなく、採決の結果、議案第67号、平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致をもって、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

- ○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第14 議案第73号 志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

-0----

○議長(上村 環君) 日程第14、議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、人口50万人未満の市の区域の指定区間内の国道に係る占有料の額を改定する措置が講じられたこと及び鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、県内の鹿児島市以外の市の区域内の県道に係る占用料の額を改定する措置が講じられたことに鑑み、法定外公共物のうち道路の用途に供しているものに係る使用料の額の改定を行い、市道の占用料の額の例によることとするとともに、他の公の施設に係る条例との整合性を図るため、規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

〇建設課長(中迫哲郎君) 議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、議案第74号で上程しております志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります、市道にかかわる道路占用料の改定を行うことにより生じる法定外公共物のうち、道路の用途に供しているものにかかわる使用料額の改定でございます。

道路占用料についての国道、県道のこれまでの改正の経緯でありますが、まず国が平成22年12月3日に、近年の地価水準の変動や市町村合併等の進展等の状況を踏まえ、道路占用料の見直しを行い、道路等施行令の一部を改正しております。

また、県においては、平成23年の3月議会において、道路占用料徴収条例の一部改正を行っているところでございます。県条例では、平成23年4月1日を施行日としておりますが、経過措置といたしまして、23年度は緩和措置を設け、24年度から改正後の額によるとしております。

これを受けまして、志布志市道路占用料徴収条例についても県の単価に準じた条例の改正を施行日、平成24年4月1日で行うものでございます。

それでは、付議案件説明資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、1条、2条、4条は字句の整理であります。

5条では、他の公共施設の関わる条例との整合を図るために2項を加え、字句の整理を行って おります。

2ページでございます。

6条では、他の条例との整合を図るために1項に2号と、2項を新設しております。

7条では、旧13条の「権利譲渡等の禁止」を「使用権等の譲渡等の禁止」として改め、8条は、 旧12条の原状回復に改めて、併せて字句の整理を行っているところでございます。

続きまして、3ページでございます。

9条の使用料等の納入で、今回の条例改定の目的であります道路の用途に供しているものにあっては、志布志市道路占用料徴収条例別表の規定による使用料に改め、他の条例との整合を図っているところでございます。

第10条は削除して、旧11条の字句の整理を行い10条とし、11条に使用料等の不還付、旧10条を加えております。

4ページでございます。

第12条では、他の施設管理の例に整合を図るために、損害賠償義務を新設しております。

13条、14条は繰り上げて字句の整理、15条では委任を新設しております。

第16条の見出しを削り、1項2号削除、4号は新設、7号は削除して、併せて字句の整理を行っております。

17条は字句の整理、18条は削除しております。

別表でございますが、旧の別表1、8条関係は廃止して、その代わりに使用料については、先ほど説明いたしました第9条で、道路の用途に供しているものにあっては志布志市道路占用料徴収条例別表の規定による使用料としております。

河川、水路、その他これらに類するものの用途供しているものにあっては、新たに繰り上げた 別表1に定める使用料、また別表2に定める使用料を納入しなければならないとしております。

主な使用料の改正点について、御説明申し上げます。

電柱、電話柱については、九電柱が1本につき、年、改正前が「1,600円」が、改正後「1,100円」。NTT柱が1本につき、年、改正前が「910円」が、改正後「620円」、共架電線が長さ1mにつき1年、改正前が「9円」が、改正後「6円」となるところでございます。

以上が志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明であります。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

日程第15 議案第74号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第15、議案第74号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、人口50万人未満の市の区域の指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する措置が講じられたこと及び鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、県内の鹿児島市以外の市の区域内の県道に係る占用料の額を改定する措置が講じられたことに鑑み、市道に係わる道路占用料の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

〇建設課長(中迫哲郎君) 議案第74号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、先ほどの73号の改定の基本となる条例でございます。

今回の改定につきましては、道路施行令の一部改正に伴い、国道と県道にかかわる道路占用料の額を改正する措置が講じられたことによる市道にかかわる道路占用料の額の改正であります。

先ほども申し上げましたが、国道、県道のこれまでの改正の経緯でありますが、国が平成22年 12月3日に、近年の地価水準の変動や市町村合併の進展等の状況を踏まえ、道路占用料の見直し を行い、道路法施行令の一部を改正しております。

また、県におきましては、平成23年3月議会において、道路占用料徴収条例の一部を改正を行っているところです。県の条例では、平成23年4月1日を施行期日としておりますが、経過措置といたしまして、23年度は緩和措置を設け、24年度以降から改正後の額によるとしております。

これを受けまして、志布志市道路占用料徴収条例につきましては、今回県の単価に準じた条例の改正を施行期日、平成24年4月1日で行うものでございます。

それでは、付議案件説明資料の9ページをお開きください。

新旧対照表でありますが、4条、8条は字句の整理であります。

別表、第2条関係でありますが、主な改正について御説明申し上げます。

電柱、電話柱につきましては、県の例にならって1種から3種まで細分化した額を定めておりますが、市内にある電柱については、九電柱が1本につき1年、改正前が「1,600円」が、改正後「1,100円」。NTTが1本につき1年、改正前が「910円」が改正後「620円」。共架電線が長さ1mにつき1年、改正前「9円」が、改正後「6円」となるところでございます。

10ページから13ページにつきましても、それぞれの物件で改正しておりますが、それぞれの専用物件を細分に区分して、県の条例と整合を図っているところでございます。

以上が志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明であります。 よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

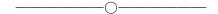


〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第16、議案第75号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託 を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第16 議案第75号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(上村 環君) 日程第16、議案第75号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、奄美自治会館管理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から奄美自治会館管理組合を脱退させるとともに、これに伴い鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

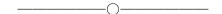
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、可決されました。



日程第17 議案第76号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について 〇議長(上村 環君) 日程第17、議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協 定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について説明を申し上げます。

本案は、教育及び文化分野について新たに取り組むこととし、宮崎県都城市との定住自立圏の 形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議 会の議決を求めるものであります。 詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

○企画政策課長(武石裕二君) それでは、議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして、補足して説明を申し上げます。

議案第76号の別紙の定住自立圏の形成に関する変更協定書をお開きください。

平成21年10月6日に都城市と締結いたしました協定書の第3条第1号にウとして、教育及び文化を追加しております。

内容といたしましては、(ア)公共施設の相互利用で、図書館等の公共施設について相互利用で きるよう推進するものであります。

次に、(イ) 圏域文化の保存・継承・発展では、伝統芸能大会の合同開催など、文化・伝統芸能の保存、継承を進めるものでございます。

次に、(ウ) 特色ある教育の推進といたしまして、圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した 特色ある教育を推進するとしておりますが、生涯学習の充実や高等教育機関との連携を想定して いるものであります。

それでは、次に説明資料の18ページをお開きください。

都城広域定住自立圏につきましては、都城市、三股町、曽於市、志布志市の3市1町で協定を 結び、圏域を形成しております。

平成22年3月には、実施計画となる共生ビジョンを策定し、現在そのビジョンに基づいて事業 を展開しております。

現在結んでいる協定には、主に医療連携と都城志布志道路を中心としたネットワークづくり、 人材育成となっております。

協定外の取り組みといたしましては、協議会や共生ビジョン、懇談会の中で、地域公共交通、 教育等について取り組むべきであるとの意見が出されております。

また、総務省の定住自立圏構想の推進に関する懇談会の中で、今後の展開として、文化芸術の振興、地域医療の充実、産業振興について重点的に取り組みを進めることとの合意がなされております。

そのようなことから、3市1町でワーキンググループを立ち上げ、連携できる分野について検 討を行った結果、今回教育・文化分野について、新たに取り組むこととしたところでございます。

今後のスケジュールといたしまして、3市1町の議案が全て可決されますと、協定締結の手続きに入りまして、共生ビジョンの策定作業を進めていくことになります。

以上で議案第76号の補足説明終わります。

よろしく御審議方をお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、総務常任委員会へ付託いたします。

日程第18 議案第77号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)

○議長(上村 環君) 日程第18、議案第77号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第 7 号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)について説明を申し上げます。本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所緊急整備事業、地域内一貫生産対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

○財務課長(野村不二生君) 議案第77号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)に ついて、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に 3 億5, 488万円を追加し、予算の総額を196億7, 955万9, 000円 としております。

予算書の7ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、小中学校耐震補強事業の事業費確定に伴い、合併特例事業を610万円減額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明いたしますが、まず歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金は、保育料を1,500万円増額しております。

13ページの13款、使用料及び手数料は、当初予算編成時の時点で見込んでいました道路占用料等の減額改定が、今年度分まで見送られたことから、今回使用料全体で929万7,000円増額しております。

14ページの14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、自立支援医療給付費を450万7,000円、介護給付・訓練等給付費を1,660万5,000円、保育所運営費を4,068万1,000円増額しております。

16ページの15款、県支出金、1項、県負担金は、介護給付・訓練等給付費を830万2,000円、保育所運営費を2,034万円増額しております。

17ページの2項、県補助金は、2目、民生費県補助金で、たちばな保育園建て替えに係る安心子ども基金総合対策事業を9,126万9,000円増額しております。

20ページの18款、繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を1億1,498万4,000円

計上しております。

22ページの20款、諸収入は、再商品化合理化拠出金を533万2,000円増額しております。

23ページの21款、市債は、補償費の確定に伴い、農業・農村活性化推進施設等整備に係る合併特例事業を100万円減額。事業費確定に伴い、小学校耐震補強事業に係る合併特例事業を260万円減額。中学校耐震補強事業に係る合併特例事業を250万円減額し、地方債総額を23億2,420万円としております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の25ページをお開きください。

2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、景気低迷により法人税の還付が増加した ことに伴い、税還付金を500万円増額しております。

27ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、障害福祉サービス事業所の開設による利用者の増加等に伴い扶助費を4,222万7,000円増額しております。

4目、老人福祉費は、居宅介護サービス給付費等の増額に伴い、介護保険特別会計への繰出金 を2,375万円増額しております。

28ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、子ども医療費の増額に伴い扶助費を650万円増額。

4目、保育所費は、たちばな保育園の建て替えに伴う保育所緊急整備事業を1億3,275万5,000円計上。保育所入所児童の増加に伴い、保育所運営事業に係る扶助費を1億995万円増額しております。

29ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、補助金利用者の増加に伴い、住宅用太陽光発電システム設置事業を360万円増額しております。

30ページの2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、再商品化合理化拠出金の配分額の確定に伴い、資源ごみ分別報奨金を350万円増額しております。

31ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、肥育素(もと)牛購入支援事業の利用増に伴い、地域内一貫生産対策事業を1,555万3,000円増額しております。

36ページの8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、市内主要路線の伐採作業等の負担軽減を図るための維持補修工事経費を1,000万円増額しております。

以上が補正予算第7号の内容でございますが、詳細につきましては予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

〇議長(上村 環君) 小園議員着席です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

O13番 (小野広嗣君) 1 点のみお聞かせをお願いしたいと思います。

予算書の28ページ、予算説明資料の9ページ。

今回の冒頭、市長の方からも予算説明の中で触れられた点でありますが、この保育所費、施設

整備事業補助金1億3,275万5,000円ですが、予算説明資料の方にもあります、この安心子ども基金総合対策事業ということで、この6月にも有明保育所が建て替え、そしてのがみ保育所が改築ということで提案をされておりますので、中身のことは理解をいたしております。

ただ、ここでお尋ねしたいのは、この基金が本年度23年度いっぱいで終わってしまうと、そういう事業でありますね。そういった中で、本市の事業者の中で、この23年度内にこの事業に対して申請をされた方はほかになかったのか、そこを少しお聞かせをください。

- **○福祉課長(木屋成久君)** 今おっしゃられたことに対しまして、23年度に保育所から2件要望が上がってきたところで、その中で1件が申請に至ったところであります。
- O13番(小野広嗣君) ということは、今回のたちばな保育園とあと1件申請があったということですね。

多分、6月も同じような質疑をしているんですけれども、一つはじゃあそういった申請があった時の採択要件というのが多分あると思うんですよね。どういう判断をして、選択をして、県に申請を上げられていくのか。多分、耐久年数とかいろいろあると思うんです。そういった点をお示しをください。

それと、前も市長に答弁を求めてますけれども、この事業が終わった後、今回もほかにも申請 を希望された方がいたということであれば、今後もそういうことが出てくる可能性が高いと思う んですね。そういったことに対する、本市としての今後の取り組みというのをお示しをください。

○福祉課長(木屋成久君) 今、質問になった案件でありますけれども、当初県の方で説明会がありまして、そこで、全保育所を担当している方たちの県内で説明会があったところであります。申し訳ありません。

今回の件につきましては、2件の申請があったところなんですけれども、これについては事前 に県の方で予算が県の方で残っているということで、全保育所を対象に説明会があったところで あります。

それをもちまして、市の方に2件ほど要望がありまして、その中で要望があった中で、1件に つきましては、申請も計画もなされておりまして、こちらの方に提案されまして、県に進達した ところであります。

もう1件につきましては、要望はあったんですけれども、計画書等の作成がまだできていなかったということでありまして、そこと事業所とお話をいたしまして、今回このような形ですけれども、どうでしょうかということをやったら24年度で行いたいということであります。

県の事業につきましては、24年度もあるということで聞いております。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- O17番(岩根賢二君) 3点ほど質疑をしたいと思います。

補正予算説明資料の1ページ、防災対策事業ということで、標高表示板を設置するということですが、これの箇所数と標高のどれぐらいの高さまでのことを想定しているか。

それと、先ほど先日ですね、新聞報道で大崎町が設置したということで、近隣の市町村につい

ても同様の仕様の表示板を設置するんだということでしたが、そのように理解をしてよろしいのかどうか。

それと、予算説明資料の7ページですけれども、自立支援給付費支給事業。

このことについては、先ほど担当課長は、このページの両方をまとめて説明をされたわけですが、それぞれのこの障害福祉サービス事業所が本年度から新設されたということと、それと下の段におきましては、人工透析を行う生活保護受給者ということで説明があるわけですけれども、それぞれについて、利用者、上の段につきましては、事業所が何か所新設されて、利用者がどれぐらい増えたのか。

また、下の段につきましては人工透析を行う、このことについては、生活保護受給者のという ことで限定がしてありますが、本市におきまして人工透析を行っている患者さんというのが何名 ぐらいるのか、お示しをください。

もう1点ですが、予算書の44ページに給与費明細書があるわけですけれども、これについては、 特別職の給与費明細しか提示されてないわけですけれども、一般職員については、今回は提示は されないのでしょうか。

〇総務課長(溝口 猛君) 予算説明資料の1ページ、防災対策事業でございますが、今回津波対策検討会の委員会の意見を踏まえまして、12月補正ということではありますが、早急に対策できる部分を予算化したいということでお願いしたところでございます。

看板の表示板の設置箇所でございますが、高台へ逃げる主要国道とタッチする箇所に23か所、 左右付けますので計46か所。

それから、高台の避難所への看板の設置、これが7か所。それと、今回退避ビルを指定させていただくということで、退避ビルへの看板を7か所でございます。

それと、標識の件ですが、大崎町と共通性を持たしているのかということでございますが、これにつきましては、大崎町と協議しまして、同じ標識を使うということで考えております。

〇福祉課長(木屋成久君) 先ほど述べられました自立支援給付事業でありますけれども、この自立支援給付事業につきましては、障害者施設のB型の市内の施設が増えたということと、市外の施設が増えたため利用者の通所サービスが増えたという点であります。

対象者は、障がい者手帳を持っていらっしゃる約3,300人のうち、約1割、330人がサービスを受けているところであります。

そして続きまして、自立支援医療費の件でありますけれども、これにつきましては、生活保護者ということでありますが、生活保護者の人工透析人数は現在6名でありまして、新たに6名のうち2名が増えたというところで今回の補正であります。

- **〇保健課長(若松光正君)** 人工透析を受けている方々の数でございますが、おおよその数でございます。国民健康被保険者では40名、後期高齢者医療の方では50名でございます。
- ○総務課長(溝口 猛君) あと一つ答弁が漏れておりましたので、説明申し上げます。

動はございますが、一般職がないかということでございますが、今回の補正では一般職の給与費 関係については、補正をしてないということでございます。

したがいまして、予算書の24ページでございますが、社会保険料が41万2,000円上げてございますが、これにつきましては、嘱託職員の厚生年金の保険料、あるいは健康保険の保険料の料率が年度途中から引き上げられるということで、その不足分を今回補正予算でお願いしているところでございます。

〇福祉課長(木屋成久君) 誠に申し訳ありません。

先ほどの安心子ども基金ですけれども、先ほど2名の事業所があったということなんですけれども、これにつきましては、申請を今県に1件は上げてあるところであります。

これについては、県の方が明繰でもできるということで、今回の案件になったところであります。

そして、24年度については、県の方とも今協議をしているところなんですけれども、予算的な ものについては、まだ明確な回答はなされていないところであります。

申し訳ありませんでした。

「何事か言う者あり]

○福祉課長(木屋成久君) 先ほど岩根議員が申されました事業所の施設ですけれども、鹿屋市が3件、そして志布志市が2件というような形であります。

事業所名につきましては、鹿屋市が3か所、大崎町が2か所ということで、市内につきましては3か所というようなところであります。

「何事か呼ぶ者あり]

○福祉課長(木屋成久君) 申し訳ありませんでした。

市内での所では、市内が3か所でありまして、鹿屋市が3か所、大崎町が2か所というところであります。

〇17番(岩根賢二君) 今のを再確認をしますけれども、鹿屋に3件、大崎に2件、志布志で3件、合計8件の新設があったということですね。

そこに330人が通っているということですね、間違いないですか。

それと、質疑が3回しかありませんから、それとですね、関連でお聞きするわけですけれども、 人工透析を行っている人が大体ですが、90名ほどおられるということでした。これに要する市の 経費は幾らぐらいかかっているかお示しをください。

それと、この防災対策の方ですが、箇所数は分かりましたけれども、大体標高がどれぐらいの 所までということの答えがなかったんじゃないかなと思います。

それと、この津波関係に関しまして、あれは11月でしたかね、津波想定の防災訓練をするということで、それが延期といいますか、今度また12月にあるということですけれども、11月に中止になった理由をお聞かせください。

それと、給与費明細についてお聞きしたのはほかでもないんですが、一般質問の通告書の中に

職員の中で自殺をした方もあるというふうなことの通告がなされておりましたので、職員の数の 増減はどうなっているかなということを確認しようかなと思ったんですが、先般の臨時議会のと きの資料中には、職員が2名減ということで書いてございました。ですから、その方がそうなの かなということで考えておるわけですが、そのように理解してよろしいのか、その点についてお 答えください。

〇総務課長(溝口 猛君) 今回、まず人件費の問題ですが、先の臨時議会でお願いしました人 勧に伴う給与改定の引き下げにあわせまして、亡くなった職員の部分も給与費明細に入れたとこ ろでございます。

それと、標高の表示でございますが、今回主要国道沿いに表示するということでございますので、そこの部分につきましては、標高等当然高台の方への矢印等ができるわけでございますが、 国道沿いにつきましては、おおむね標高につきましては、大体5mから10mの標高の所に設置されるんではなかろうかと、ただ高台の避難所ということを今回津波につきましては指定しております。

高台につきましては、標高が40mから50mの所になるというふうに考えているところでございます。

当初、訓練でございますが、訓練を遅らせたということでございます。

理由につきましては、当日雨が降っているということでございました。気象庁の方にも直接連絡しまして、まだ午前中、今から雨が強くなるというような報告も受けました。

それから、雨の中でもやるべきではないかという意見もございましたが、今回は合併後初めての訓練ということでございまして、まずは市民の皆様に高台に、より多くの方が参加してもらって避難するというような形が一つの大きな目的ということがございましたので、天気を見まして雨の降らない日がいいんではなかろうかということで、最終的に延期というような経緯になったところでございます。

○福祉課長(木屋成久君) 今先ほどの自立支援給付事業の方の8か所の約330名がサービス利用を受けているということなんですけれども、詳細につきましては、どこどこに何名行っているという数字は、今は持ち合わせておりませんので、後もってお願いしたいと思います。

それと、医療費につきましても、人工透析の関係だけという数字を今ちょっと持ち合わして、 保護者の人工透析だけというのを持ち合わせておりませんので、後ほどお願いいたします。

[「質疑も何も聞いてないがな、保健課長でもいいんじゃないですか、答えは」と呼ぶ者あり]

- **〇保健課長(若松光正君**) お尋ねの人工透析に係る医療費でございますが、資料として手持ち しておりません。準備いたしまして、お答えさせていただきます。
- **O17番(岩根賢二君)** 福祉課長に質疑したのは、この数で間違えないかということを聞いているだけですよ。明細まで教えてくれとは言ってないわけですから。

それと、この津波を想定した訓練が雨のために中止ないし延期になったということで、市民の 間から雨が降ったときには津波はこんたろうかいなという話があるんですよ、そうでしょう。今 度もし雨が降った時は、またしないんですか。もっと、あれだけの津波が起こったという、3月11日の大震災は目の当たりにされたわけですから、もっと真剣に取り組むべきじゃないかなということを申し上げているわけです。

その点について、市長のお答えをお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

11月に計画しました津波避難訓練につきましては、前もって相当な準備をしまして、そして広報についても努めてきたところであります。

多くの方々のご参加を願いたいということで準備をしてきたところですが、ただいま課長の方で答弁いたしましたように、当日まだまだ強い雨が降りそうだということで、参加者が大分減るんじゃないかなというようなことを考えまして、延期というようなふうに決定させていただいたところでございます。

ただいまの御質疑のように、雨が降ってもやるべきではなかったかと。そしてまた、津波というのはいつくるか分からないんじゃないかというようなことの御指摘は、後ほど私も受けたところでございました。

今回につきましては、先ほど課長が申しましたように、多くの方々になるべく参加していただきたいという思いがあって、減る可能性が高いということで、延期させていただいたところでございますが、次に行います計画しております12月11日には、またたくさんの方に来ていただくような広報等をしながら、第1回目の津波避難訓練をやりたいというふうに考えております。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **○福祉課長(木屋成久君)** 今回新設された事業所につきましては、先ほど言った志布志、鹿屋、 大崎で8か所ということであります。
- ○19番(小園義行君) ちょっと2点ほどお願いします。

福祉課の関係の予算書28ページですけどね、保育所運営事業で、市内の保育所は条例定数が決まっているわけですね。今回この補正で、保育所の入所がたくさん増えたということでこういう補正ですが、当初見込んでいた条例上いっぱいのところ、そして割り増してやるところいろいろあるでしょう。当初からどれぐらい、これ、増えて、1億からのこういう補正というのが出てたのか。ちょっと、その数を推移を少し全体で構いませんので教えてください。

そして、その次の安心子ども基金総合対策事業、先ほど小野議員の方もちょっと心配をされておりましたが、これ来年度で一応、国、終わるわけですね、そうしたときに、これまで民間移管をしている保育所等を含めて建て替えが必要だという、そして補修が必要だという、そういった保育所を実際どれぐらいあるのかといったら、私が結構してもけっこうありますね。そういったものに対して、この国や県の事業が終わった時に、どう対処をしていくという方向性をきちんと議論された上での、こういう提案になっているのか、その2点だけお願いします。

〇福祉課長(木屋成久君) 保育所の入所状況の今回の補正でありますが、人数にいたしまして、 増額、減額あります。14保育所で約62名の増額が見込まれているところであります。 **〇市長(本田修一君)** 保育所の建て替え修理等につきまして、今回先ほども答弁がありましたように、1保育園の改築をするということで、県と協議をしながら対応しているところでございます。

そして、別にも1園そういった希望があるということは把握しておりまして、そのことにつきましては対応をしながら、その予算化については、しばらく待ってもらっているという状況でございます。

その他の保育園の建て替え修理等については、まだ現在のところ調査はしてない状況でございます。

〇19番(小園義行君) 課長、262名当初見込んでいたより増えたという答弁でしたね、今ね。これ、条例定数ほとんど志布志の保育所というのは、いっぱい約9割近くがもうほとんどいっぱいのところにきてると思うんですよ。

それで、262名更に増えたというのは、少し理解ができにくいわけですが、今回この補正をされたという、ここがね、こんなに子供が増えたんですかね、入所の子供の数ですよ。

[何事か呼ぶ者あり]

〇19番(小園義行君) 262て聞こえたもんだからさ、60名でもすごい数だと僕は思うんですけど、現にそうしたときに、定数をいっぱい枠超えて12%いいわけですけど、それを更に超えてっていうことではないというふうに理解していいんですかね、そこについては。

それと、市長の方から答弁がありましたが、この保育所の建て替え改修ですね、ここについては、当然公平性ということも言われるわけです、後後もってですね。そういった時に、この民間移管をしないと県の国のそういう事業が受けられないんだということで民間移管を進めてこられたわけですが、現在大変古い状況の中で保育が行われている。そういったところに対しても市の考え方として、きちんとしたものがないと、これおかしいというふうに思うわけですね。そこらについては、将来にわたっての見通しというのは、ちゃんと持ってこういう今回の安心基金終わるわけですけど、対応が大丈夫ですねということをちょっと聞きたいわけですよ。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

安心基金は、今回、今年度限りということで、執行残があるということで御相談がいただいた ところでございます。

ということで、次年度以降についても、また国としましては子育て支援ということが、全体的に掲げらておりますので、そのような形で私どもは要望していきながら、施設の改修について地元からあるとなれば、対応してまいりたいというふうには考えるところでございます。

○福祉課長(木屋成久君) 先ほどの件ですけれども、当初からの定員拡大枠制限の撤廃が22年度も実施されたところなんですけれども、それによりまして入所者数が増加したということで、定員につきまして、920人の定数で全体の保育所の定数でありまして、それにつきまして、現在で23年の3月現在で1,103人ということで、入所率は125.6%というような形になっているところであります。

〇議長(上村 環君) ただいま、答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいとの申し入れがありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後2時10分 休憩 午後2時28分 再開

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○市長(本田修一君) ご迷惑をお掛けいたしました。お答えいたします。

市内の条例の定数は、1,025名でありまして、当初の予算の段階で115%を見込み、1,178名で予算化しております。

現在の段階で247名条例定数より増えて、1,272名となっております。率にしまして124%であります。

〇保健課長(若松光正君) 先ほど岩根議員の御質問がありました人工透析等の医療費は幾らか というお尋ねでございますが、今集計できておりますのが、国民健康保険の分類でございます。

先ほど透析患者数を40名ということでお伝えしましたが、22年度として取りまとめたものでいきますと、45名でございます。その医療費の費用額でございますが、年間でございます。45人の合計で1億9,680万円でございます。1人当たりになおしますと、437万円という額でございます。

なお、これに対しまして、給付費は小学校以上70歳未満までが7割と、給付費は7割ということでございます。それを超えまして74歳までは2割ということになっておりますし、小学校就学前については、また給付費の割合が変わっているところでございます。この給付費に対しまして、国・県等の公費負担分が約半分ということでございます。詳しい額については積算できておりません。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第78号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

〇議長(上村 環君) 日程第19、議案第78号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申 し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者高額

療養費、退職被保険者等高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,945万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,585万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、現年度分の療養給付費等負担金697万円を増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、現年度分の退職者医療療養給付費等交付金を920万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を2,050万円、退職被保険者等高額療養費を920万円、それぞれ増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を447万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

日程第20 議案第79号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

〇議長(上村 環君) 日程第20、議案第79号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明を 申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療 広域連合納付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議 決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143万6,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,694万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を143万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を143万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

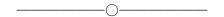
○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第21 議案第80号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇議長(上村 環君) 日程第21、議案第80号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇保健課長(若松光正君) それでは、議案第80号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正 予算(第2号)について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,787万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,074万円とするものでございます。

歳入歳出予算の主な内容につきましては、保険給付費の増額と、前年度の地域支援事業交付金の交付額確定に伴う償還金の増額等の補正でございます。

説明資料は、23ページから28ページまででございますので、御参照ください。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債でございます。

今回の補正に伴い不足する財源を、介護保険法第147条第1項第2号に規定する財政安定化基金について、鹿児島県介護保険財政安定化基金条例第11条及び第12条の規定により、3,000万円借り入れるものであります。利率は、無利子で第5期介護保険事業計画の3年間の期間で均等に償還するものであります。

それでは、歳入でございますが、予算書の8ページをお願いします。

国庫負担金の介護給付費負担金は、保険給付費の増に伴い、3,225万円増額するものでございます。

9ページでございますが、国庫補助金の調整交付金も保険給付費の増に伴い、1,862万円増額するものでございます。

10ページでございますが、支払基金交付金の介護給付費交付金も保険給付費の増に伴い、5,700万円増額するものでございます。

11ページでございますが、県負担金の介護給付費負担金も保険給付費の増に伴い、2,950万円増額するものでございます。

12ページでございますが、財政安定化基金支出金の交付金は、保険料収納額が予定を下回り、かつ基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する見込まれる場合に、介護保険法の規定により、県から交付される交付金でございます。これは、2,550万円増額するものでございます。

13ページでございますが、一般会計繰入金の介護給付費繰入金も保険給付費の増に伴い、2,375万円増額するものでございます。

14ページでございますが、基金繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金を全て繰り入れるもので、次年度国庫に返納するものでございます。

これは、125万4,000円増額するものでございます。

15ページでございますが、財政安定化基金貸付金は、第2表、地方債で御説明いたしました県の介護保険財政安定化基金の貸付金でございます。

これは、3,000万円増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

16ページをお願いします。

保険給付費の介護サービス等諸費は、要介護の人を対象とする保険給付費で、1億8,490万円増額するものでございます。

17ページでございます。

介護予防サービス等諸費は、要支援の人を対象とする保険給付費で、890万円減額するものでございます。

18ページでございます。

高額介護サービス等費は、一月の居宅サービス利用料が一定額を超える場合に支給するもので、300万円増額するものでございます。

19ページでございます。

特定入所者サービス等費は、住民税非課税者等に対して施設での食費等について支給するもので、1,100万円増額するものでございます。

20ページでございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、前年度の地域支援事業交付金の交付額確定に伴い、償還金を1,536万1,000円増額するものでございます。

21ページでございます。

繰出金は、前年度の地域支援事業繰入金の確定に伴い、一般会計繰出金を80万2,000円増額する ものでございます。

22ページでございます。

予備費は保険給付費、諸支出金等の増額を予備費で調整し1,158万8,000円増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第22、同意第4号から日程第25、同意第7号までの4件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第4号から同意第7号までの4件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第22 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

O議長(上村 環君) 日程第22、同意第4号、教育委員会委員の任命につき同意を求めること についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年2月23日をもって任期が満了する佐藤寛氏の後任として上村裕治氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

上村裕治氏の略歴につきましては、説明資料の19ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○3番(西江園 明君)** 人事案件ですので、委員というのは、こういう任命の仕方とか、どういう形でするのかちょっとお聞きしますけれども、この同意 4 号の場合は、佐藤さんが 2 月をもって任期満了ということで提案をされておりますけれども、いまこの佐藤さんは、今まで何年間、何期こういうのをなさってて、こういう場合は本人からの申し出があってこういう形になったのか、その辺の経緯はどうなんですか。
- **〇教育長(坪田勝秀君)** 任命するのは市長でございますが、私の方に資料がございますので、 佐藤委員はですね、2月の任期満了で通算3期12年の教育委員をしておられました。

この教育委員選定につきまして、近年委員の中に、保護者を入れなさいという、保護者を必置 義務が生じたわけでございます、きているわけでございます。

今までの委員の中のある方が保護者であったわけですが、その方が子供さんがずっと成長されまして、もう保護者でなくなったもんですから、ですから、佐藤委員が何かですね、何か間違いがあったからとかいう意味じゃございません。

今度の変わり目にちょうど満期の時にどうしても保護者になられる方、子供さんをもっていらっしゃる方をこちらにお願いしますと、私の方は市長にお願いをしたという経緯でございます。

そして、総務課の方を中心にして選定していただいた方が、この上村さんだろうというふうに 理解していることころでございます。

○3番(西江園 明君) 今の教育長の説明というか、答弁ですと、保護者の、それは理解しますよね、保護者の人を入れてくださいというか、じゃあ保護者の上村さんは、じゃあ保護者という方で今度入られるわけですね。

[教育長「決まれば」と呼ぶ]

- **○3番(西江園 明君)** 決まればですね。じゃあ子供が当然卒業した場合には、今度はまた交代ということになるわけですか。
- ○教育長(坪田勝秀君) 教育委員の任期というのは、ずっとずれて任期が変わるようになっているもんですから、ですから、もし上村さんが今度決めていただいて、そして、そのうちにもう上村さんが保護者でなくなったというときは、その次に今度は代わられる方がいらっしゃいますので、その方を今度はまた保護者である人を選定していただくと、こういうふうになっていくわけで、必ずその委員の中に、保護者が誰でもいいから保護者を一人入れてくださいという決まりがあるもんですから、ですから、上村さんがなくなったら、今度は上村さんを代えるというんじゃなくて、また上村さんはずっと任期があるでしょうから、するとおっしゃれば、またこちらが任命されれば、ここで決まれば、また上村さんがされる。

だけど、次誰かが代わられるときに、今度はまた保護者を入れんないかんなということになった時に上村さんがまだずっと長い間保護者をして、2期8年も保護者であれば、それはそれでいいでしょうけれども、1期で保護者の資格がなくなったとなれば、次に代わられる方が保護者で

なければいけない。こういうふうに順繰り順繰りなっていくわけです。保護者を入れると、一人 は必ず入れなさいとなっている。必置義務なもんですから、どうしてもそうなってる。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **O17番(岩根賢二君)** この上村氏はですね、いろいろ肩書きというか、役職を兼務されていると思いますが、今現在で幾つの役職を持っておられるか、その辺は把握されておりますかね。
- ○総務課長(溝口 猛君) 説明資料の19ページにも略歴が書いてありますが、本人の役職としましては、ここに書いてありますとおりミヤウチの代表取締役、それから商工会関係の理事、それから保護司、それから学校のPTA会長、それと一番最後になりますが、鹿児島県の協力雇用主会の今回副会長に就任されているという形になっております。

また、この略歴につきましては、本人から原稿を頂いたものを書いておりますので、役職につきましては、この説明資料に書いてあるとおりという形でございます。

O17番(岩根賢二君) 人事案件について異議があるわけではないんですが、これだけの役職を持っておられる方、例えば、教育委員会をいついつ会議しますよと言った時に、必ず、必ずといいますか、よく会合が重なると思うんですよね。それは、そこら辺の調整をどのように考えておられるか。これだけの役職を持っておられれば、私も上村氏を知らないわけではなくて、ある会合では一緒になっている仲間でございますので、なかなか大変ですね、という話はするんですが。その辺についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

そのことについて、御本人も少し懸念されていたところでした。しかし、今回教育委員として 就任していただくということになれば、教育委員の方も最大限優先していただくということのお 話をさせていただいているところでございます。

ほかの団体につきましても、そういった例えば、PTA会長さんだとするとこの教育委員の行事の方が優先した形でPTAの方が組んでいただけるというようなお話はいただいたところでございます。

○教育長(坪田勝秀君) それでは、お答えします。

今市長が申し上げましたように、恐らく上村氏もそういう要請があった時に、私の想像でありますが、ちょっと考えさせてくれとぐらいのことは、これだけ持っておられますのでね、おっしゃったんじゃないかと。

そして、教育委員会は月に1回、大体20日を前後にして行いますので、そういうこともあるということは、恐らく総務課長が説明してくれたんだろうと思っております。

ですから、しばらく考えさせてくれとおっしゃったやに聞いておりますので、日程調整はやると、できるというふうに判断してお引き受けに決まれば、引き受けますということだったろうと推測しております。

ちなみに、ここ私がまいりましてから、何回でしたでしょうか、教育委員の方が、委員長はありませんけど、教育委員の方が欠席された定例教育委員会というのは本当に数えるだけしかござ

いません。非常に協力的に優先して教育委員会に出席していただきましたので、上村氏のそうい うふうにしていただければ有り難いなと、こういうふうに考えております。

O17番(岩根賢二君) 上村氏がそのようにおっしゃったということで、もちろん納得はするわけですけれども、教育委員会自体にですね、同じ教育委員会でありながらやっぱりいろんな行事が重なっていると、あっちにも行かんないかん、こっちにも行かんないかんという状態が最近よくあったもんですから、その辺のところを、この人事案件とはちょっと離れるかも分かりませんけれども、教育長の考えをもう一遍聞かせてください。

〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今までも次回の教育委員会、例えば今月教育委員会をした時に、次回の教育委員会は何月何日 に予定しておりますと言って教育委員会の最後に、皆さん方に打診いたします。そして、委員さ ん方が手帳を見ながら、ここはちょっとずらしてくれんけとか、ここはちょっと都合悪い、こっ ちにはできないのということをしていただいていますので、そして、私どもは教育委員の予定を 最優先して、教育委員会を動かしております。

ですから、恐らく今度も上村氏と一緒に教育委員会を運営していくとなれば、当然そういうことは私どもは最大限努力して、どうしてもこの日でないといかんというようなことを固守するつもりはございません。そうやってお互いに4名しかいらっしゃらない教育委員でございますので、全会出席が可能なように日程等を調整してまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- O19番(小園義行君) 教育長、少し教えてください。

この保護者を教育委員にしなきゃいけないという、その法の改定がいつあったのかですね。 それと、保護者というのは義務教育までの範囲なのか、それとも高校等を含めてのことなのか、 その2点だけお願いします。

○教育長(坪田勝秀君) 変わった日付けでございます。ちょっとそれはお待ちください。私の記憶ではですね、私がこちらにまいってから一、二年してからでなかったかなと、やっぱり保護者の御意見を生の意見をやっぱり聞くべきだろうというようなことが決まって、私もそれは結構なことだと思ってるんですが、そうやって決まっておりますので、保護者をぜひ、私は実は保護者でなくてもいいというような解釈ができるものであれば、これが必置義務でなければ、ということも考えましたので、今回改めて県の教育委員会の担当に聞きましたら、やっぱり必置義務ですと言うもんですから、分かったと。市長にそういう条件ですのでお願いしますと、人選をお願いしたわけです。

ですから、その保護者につきましてはですね、今度もこの関係で聞きましたが、短大以上、要するに成人してしまえば、もう保護者ではないと、こういう解釈のようです。だけど、成人してたって学生ではいるがね、と私はまた県教委に聞いたら、それはもう成人していれば保護者とはみなさないと、ですから、言えば高等学校ぐらいまで、卒業するかしないか、そのころまでの高校3年ぐらいまでだったら保護者だという解釈をしていいのかなと、こういうふうな解釈をして

おります、今のところ。

だからまた、私ども委員の中に大学生をもっていらっしゃる方がいらっしゃるんです。それでいいのかなと思ったもんですから、それは駄目だということでしたので、やっぱり義務教育、あるいは高等学校までという解釈をしたところでございます。

お答えいたします。

先ほどの、20年4月1日以降、地方公共団体の長が教育委員を任命する際に、委員のうちに保護者が含まれるようにすることが必要となりますと、こういうふうに20年からなっています。

O19番(小園義行君) 20年4月1日実施ということですが、その法律はなんという法律ですかね。

それと、今教育委員というのは、公選制をとっているところもあったり、いろいろされるわけですけれども、本市はそういう状況ではありませんね。その中で教育長が保護者ということで、高校までというようなことで、今後選ぶ時も、これ非常に制約があるじゃないですか、そういう意味ではですね。そこをちょっとお聞きしたかったので、明確に高校在学、そこまでというふうな理解をもう1回ちゃんとお示ししてください。

○教育長(坪井勝秀君) お答えいたします。

その法律名でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これで決まっています。

それに、先ほども言いましたとおり、地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者、親権を行う者及び未成年後見人をいうと、第47条の5第2項において同じと、である者が含まれるようにしなければならないと、こういうふうに4条の4項に規定されています。すみません。

保護者につきましては、やっぱり未成年、要するに19歳までだというふうになっておるようです。今度、先ほど申しました今の委員の中のお嬢さんが去年でしたか、成人式を受けておられましたので、ですからもう外れる。これも教育委員会には確かめましたけど、それでは駄目なのと聞いたら、駄目だということでしたので、未成年というふうに考えてくださいとこういうことでした。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

———

日程第23 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 〇議長(上村 環君) 日程第23、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意 を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し 上げます。

本案は、平成24年2月22日をもって、任期が満了する鍋山博美氏の後任として川邉繁久氏を固 定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

川邉繁久氏の略歴につきましては、説明資料の20ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○3番(西江園 明君) これも前回の同意4号と一緒でですよ、この鍋山さんは、今まで何期何年なさってて、そして、今何歳なんですか。
- **○議長(上村 環君)** ただいま、答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいとの申し入れがありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後3時04分 休憩 午後3時08分 再開

- 〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 〇総務課長(溝口 猛君) 大変失礼申し上げました。

鍋山氏でございますが、78歳でございます。任期でございますが、旧有明町時代に4期、合併後2期でございます。したがいまして、通算21年されたということでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

日程第24 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 〇議長(上村 環君) 日程第24、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意 を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し 上げます。

本案は、平成24年2月22日をもって任期が満了する福留勉氏を引き続き固定資産評価審査委員 会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の21ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

日程第25 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 〇議長(上村 環君) 日程第25、同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意 を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し 上げます。

本案は、平成24年2月22日をもって任期が満了する下野太志氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

下野太志氏の略歴につきましては、説明資料の22ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第7号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

〇議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問です。 本日はこれで散会します。

午後3時12分 散会

平成23年第4回志布志市議会定例会(第2号)

期 日:平成23年12月8日(木曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

立 平 利 男

平 野 栄 作

小 野 広 嗣

金 子 光 博

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇 一

10番 立 平 利 男

10街 立 十 利 为

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇 作

18番 東 宏 二

20番 上 村 環

2 2 番 丸 﨑 幹 男

24番 野村公一

欠席議員氏名 (0名)

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸 財 務 課 長 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史

畜産課長 山田勝大

 松山支所長
 溝口
 敏久

 水道
 課長
 木佐貫
 一也

農業委員会事務局長 堀 苑 智 之

学校教育課長 金 久 三 男

副市長総務課長

清藤溝口

溝 口 猛

修

企画政策課長 武 石 裕 二 港湾商工課長 萩 本 昌一郎

港湾商工課長萩本昌一郎税務課長小辻一海

保健課長 若松光正

 耕地林務水産課長
 井
 手
 佐 喜雄

 建 設 課 長
 中
 迫
 哲
 郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 米元史郎

議会事務局職員出席者

次長兼議事係長 議 事 係

仮 重 良 一 武 田 賢一郎

 \bigcirc -

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と毛野了を指名いたします。

○議長(上村 環君) 昨日の総務課長の答弁について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

〇総務課長(溝口 猛君) 昨日の議案提案時の中での私の答弁につきまして訂正申し上げます。 昨日の同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、3番議員の方から前任 者の鍋山博美氏の任期と年数を問われましたが、そのときに私、7期21年と答弁申し上げました が、実際は、合併時の暫定任期等がございまして、7期17年でございました。訂正申し上げます。

____O___

日程第2 一般質問

○議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、立平利男君の一般質問を許可します。

O10番(立平利男君) おはようございます。

市長、今日この地方は雨ということで、しとしと、やはり冬、秋の雨は寂しい気持ちがありますが、今朝起きて東北地方はどうだろうかな、そういう思いがしました。そういう思いで、少し今朝、原稿を変更させていただきますが、今年は3月11日の東日本大震災、原発事故、各地による豪雨災害と、非常に厳しい、また暗いという表現がいいかどうか分かりませんが、そういう年が進んでおります。

しかし、そういう中で、11月中旬でしたか、明るい話題がありました。国民の97%が幸せを感じている世界一幸せな国、ブータン国からワンチュク国王が新婚旅行を兼ねて来賓されました。 非常にほっとするというか、明るいニュースだなというふうに感じております。

市長も市民が日本一幸せを感じる地域づくりを目指していきたいなと思われておるんじゃないかと思っております。厳しい環境ですが、そういう地域でありたいと願っております。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、今国でも震災復興税、消費税等税の値上げが非常に話題になっております。そういう中で、私ども市民もそれぞれの立場でいろいろ税を納入して市政運営に当たっているところでございます。

まずはじめに、国民健康保険税についてですが、この国民健康保険税の税収が23年度当初予算で、一般被保険者国民保険税が7億500万円、退職被保険者国民健康保険税が4,240万円という当

初予算で、合計7億4,740万円予算計上してあります。

私ども、一般質問は、市民の中で話題とか、いろいろ拾ってまいります。この国保税についても、合併後、課税方式が旧有明町について3方式でありました。松山町と志布志町では4方式であったそうでございますが、その3方式、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割に固定資産税の資産割が加わり、4方式になりました。いろいろ合併協議会で協議され、導入されていると思いますが、その経緯と背景について、そしてまた、今後の市長の考えをまずお伺いいたします。

○市長(本田修一君) おはようございます。

立平議員の御質問にお答えいたします。

合併前の国民健康保険税の賦課方式、税率につきましては、3町間で異なっておりました。特に、賦課方式は、医療分につきましては、松山町と志布志町が所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を、有明町が資産割を除く3方式を採用しており、介護については、松山町と志布志町が所得割と均等割の2方式、有明町はこれに平等割を加えた3方式でありました。

したがって、合併協議会におきまして、住民に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、 その取り扱いを調整することにより、次の4点を踏まえて検討されたところであります。

まず、1点目は、国民健康保険は、市町村が保険者となり、被保険者である住民から保険税を 徴収して運営していること。

2点目は、各市町村で保険税率や賦課徴収に差があり、合併した場合は、一つの自治体として 運営するため、取り扱いを統一することが必要となること。

3点目は、国民健康保険事業は、基本的に健全で円滑な運営の確保が必要なことから、制度の 効率化と急激な負担の変化がないように十分調整することが求められること。

4番目に、国民健康保険の予算は、医療費の需要に見合った収入を確保しなければならず、収入が少ないからといって、主な支出である医療給付費を削減することはできないので、保険税の 算定に当たっては、支出予定額から保険料賦課総額を見込み、それを所得や被保険者数であん分 することになります。

これらのことを十分考慮しまして、国民健康保険事業については、次のような調整方針が提案 されたところであります。

1番目に、賦課方式は4方式とし、税率については、国民健康保険事業の円滑な運営ができるよう医療費の動向を考慮して、合併時までに調整する。

- 2番目に、賦課期日、納期、減免については、志布志町の例を参考にする。
- 3番目に、保険事業については、合併までに調整する。
- 4番目に、国民健康保険基金は、合併時の現有額を持ち寄るものとする。
- 5番目に、高額療養資産貸付基金の額は、合併までに調整する。

この中で、賦課方式については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営ができるよう広く、浅く、安定的に税収を確保することが必要なことから、医療費分、介護分を含めて4方式を採用することで協議が調ったところであります。

この調整方針につきましては、平成16年5月27日に開催された第4回合併協議会に提案され、同年6月24日の第5回合併協議会で承認されたことにより、合併後、賦課方式は4方式となっているところであります。

今後の考え方についてでございますが、先ほど説明しましたとおり、合併前に分科会及び専門部会の協議の中で、3方式と4方式に対しまして問題、課題点がいろいろ出され、結果としまして、合併時には4方式を採用することに決まり、現在に至っているところでありますが、今後、状況の変化に応じて見直す必要があるとすれば、国保運営協議会等で検討していただきながら見直すということになろうかというふうに考えております。

〇10番(立平利男君) 合併協議会の中でいろいろ協議されて円滑な健全運営ということで、広く、浅くということに、それは十分理解をいたします。

この賦課方式、徴収方法ですが、所得については十分分かります。ただ、均等割、平等割について減免、減額方式があります。資産割については、そういう方向性が示されておりません。この国保に被保険者は自営業者が全てであろうかと思います。特に、商売をなさっている方、農業の方、今、農業も大型化が進んでおります。土地の所有についても大きく増えております。

そしてまた、工場、茶工場、牛舎、豚舎、これも大きくなっております。特に、農業については、気象条件も加味し、相場も加味し、非常に所得の変動が激しい中で、所得割については十分考慮されておりますが、この資産割については、所得うんぬんに関わらず必ず徴収できる方法であります。公平・公正な税の賦課という中で、どのように理解したらいいのかなというふうにいつも疑問もし、また、市民との間でも議論になっております。

そういう中で、市長は、この資産割と保険税のつながりをどう市民に理解をしてもらう考えが ありますか。お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、合併時、様々な問題点、課題点というものを考慮しながら、4 方式にしたということになるということでございます。

資産割につきましては、当時、有明町では方式として採用されていなかったということで、新たにこのことについては、合併の統一化と、均一化というような観点から協議がされ、このことになったところでございます。

現在、県内43市町村におきましても、4方式を採用しているところが31ということでございまして、本土では、鹿児島市と霧島市の2市で、残りの10市町村は離島となっているということで、3方式については、とられているところは少ないということがございますので、本土のほとんどの市町村においては4方式もとられているということで、大方の方々はこの4方式で理解されているのではないかなというふうに思います。

〇10番(立平利男君) 市長、国民健康保険税と資産割と、医療費を払うのに資産割がどう位置付ければいいのかな。そういう、市長はどういう考えておられるのか。私としては、保険税と資産を持っているから保険税を払わんないかん。そういう理解が非常に厳しく、理解できない面が

あります。そこをどうお考えですかということです。

県内の状況は分かります。どう市民に説明しますか。保険税が、保険税が要ることは市民全員理解をしていると思います。所得割、均等割、平等割も理解をします。資産があるが上に、保険税がある。そこが私も含めて何人か疑問を持っておられると思います。広く、浅くも理解をします。どうですか、そこについて市長の考えは。本当に資産があるから広く、浅く、県内がこうだというんじゃなくして、私が4方式に反対という、そういう気はありませんが、どういう理解で負担をすればいいのかなという、そこをお示しをいただければ、市長の考えでいいですよ。

○市長(本田修一君) 資産割、所得割、それから均等割、平等割というふうになっているところでございますが、財源の安定化を目指すということで、資産割というものがとられているというふうには考えているところでございます。その資産割が求められているということにつきましては、それぞれの保険者、被保険者の方々が長年にわたりましてその資産を基に様々な生活を営んでおられた結果、この所得割を直接的に反映するよりも、そのような形でした方がより平準化した形で、そしてまた、より広く税の負担が求められるというような観点からこのような形になっているんではないかなというふうに考えるところであります。

〇10番(立平利男君) もう市長の考えはそういうことでよろしいです。まあ私が持っている、 市民の一部が持っている疑問は、なぜ資産割かということは、今後十分市長も時間を持って考え ていただきたいと思います。

先ほど県内の状況を市長は申されましたけれども、まだ3方式が、まだという表現は失礼しますが、12市町村ありますよね。それはもう現実ですからいいと思います。まあその中で、資産割のパーセント、介護、後期高齢者を含めますと、志布志市は40%です。県平均が30.24、市平均が31.24、志布志よりか高いところもあります。資料の1番、市長、下にあると思いますが、そこについてはどういう見解ですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この地域では、資産割というものをこのような形で求めた方が安定的な収入が得られるという ような観点から、このような形で税率がなっているというふうに考えます。

〇10番(立平利男君) 市長、もうちょっと考えていただいて、市全体を考えてそういうことをというような、これを見たときにでも、そういう考えは変わらないんでしょうか。市の平均31.74、県平均でも30.20、そういう数字で、私どもは10%以上高い。そういう思いをまあ市長、もう少し考えていただければいろんな発想が生まれるんじゃないですかね。どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

他の地域に比較して、平均に比較してこのような形になっているということについては、少し 検討しなければならないというふうにただいま感じたところでございます。

〇10番(立平利男君) 検討していただきたいと思いますが、実は、霧島市が合併後、4方式から3方式になりましたよね。もう前でしたので、ただそれだけ頭の中にありました。もしそういう、なぜそうなったか、市長部局の方で調査なり、分かっておれば、今お示しをいただきたいと

思いますが、できますか。

○税務課長(小辻一海君) お答えいたします。

先般、霧島市の方におきまして3方式をとっているということで、担当者の方に状況を調査してもらったところ、合併前は1市6町、4方式をとっていたということで、合併した直前は17年、18年は4方式、それから19年度から3方式を取り入れたということで、議員申されました、そのことにつきましては、低所得者が資産の割合が50%以上、半分以上占めているということで、低所得者の救済というような形で3方式を取り入れたということでございました。しかし、これが反対に低所得者に対して負担をかけるようなことになったということで、陳情、それから苦情等がたくさんまいりまして、22年度から24年度までを軽減措置がとられまして、その分、一般会計から繰り入れをしなければいけないということで、今現在、24年、22年から24年度、8,000万円程度一般の方から繰り入れをしている状況であるということを担当者からお聞きしたということでございます。

それと、先ほど資産が志布志市の場合が40%、ほかが32%から36%というような話があったわけですけれども、やはりこの保険税は、応能、応益のバランス、50%、50%ということで、所得割と資産割、それから応益、均等割、平等割ということがありまして、そこを勘案しましたところ、志布志市の場合は、全体的に所得割、そういうのを申しまして40%になっているというような状況でございます。

以上でございます。

O10番(立平利男君) この賦課方式を変更すれば市民の方からも戸惑いがあり、苦情もいっぱいあると思います。ただ、もう合併で決めたからこうですよというんじゃなくして、そういう検討も十分していただきたいなと思っております。先ほどから言うように、被保険者の負担は理解しますが、ただ、先ほどから申しますように、なぜ保険税に資産割なのか、そこをもうちょっと執行部なり勉強して、こうだから、応分は分かります。しかし、所得とか、均等割とか、平等割、その負担割合をどうするかという考え方も持ってもいいんじゃないかな。国保審議会なり、十分検討していただきたいなと思っております。やはりこう県下でも高いわけですよね、10%ぐらい資産割が。そのバランスを検討していいんじゃないかなと思うんですが、そこまで踏み込めますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御指摘のように、県の平均よりそのような形で税率が配分されているということにつきましては、改めて審議会の方で協議をしていただきたいというふうには思ったところでございます。その上で、私どものこの制度が安定的に、そして皆さん応分に負担していただける在り方というものがどのような形かというのを前提にしていただければというふうに思います。

〇10番(立平利男君) 非常に自分も被保険者ということで、一般会計から毎年法定外繰り入れ もありますので、心苦しい面も持っています。ただ、市民の中で、我々と議論する中で、資産割 については、やはりなぜ資産割かという気持ちを持っておられる市民もおられますので、十分検 討していただきたいと思います。

次に、2番目の農政についてですが、農政についての1番目の農地・水・環境保全向上対策支援事業が本年度で終了しますが、今後の見通しと市としての取り組みについてであります。

農地・水・環境保全向上対策事業が2007年度から事業期間5か年ということで、本年度で終了します。本市でも13の組織が地域の農地、農道、水路等の維持・補修、また、耕作放棄地解消や景観作物の植栽、交流会など様々な活動を通して地域づくりをいたしております。本事業の取り組みをしている組織では、県下全域今後も継続を望んでいるようであります。

現在、農林水産省の来年度予算の中で、この事業について251億4,600万円の予算要求がしてあります。概算要求であり、来年度は東日本の震災の復興予算等もあり、不安を感じているとの報道もあります。現在のその状況と、今後の見通しについて、まずお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、ただいま議員御承知のとおり、農業施設や排水路等の老朽化が進む中、各地域において、これらの施設の長寿命化のために地域が共同活動により、農地、農業用水等の基礎的な保全管理活動と補修・更新等を行う取り組みに対し支援してきましたが、23年度をもちまして5年が経過し、事業終了となるところであります。

現在、全国においておおむね2万の組織で143万haの農地を当事業により活用し、活動している状況でありますが、各地域から強い存続要望があり、このことを踏まえ、農林水産省におきましては、平成24年度から平成28年度まで本事業を継続とし、予算要望をしている状況であります。これらの継続要望地区につきましては、現交付金単価の8割が対象事業費となる見込みであります。ただし、正式な国の予算確定はしておりませんので、確定次第、市としましては、地元説明会の開催や広報への掲載を行いながら要望地区への募集を行う予定にしているところでございます。

〇10番(立平利男君) 執行部の持っている現状と自分が今調査をしている現状は同じだろうなと思っております。先ほど市長が、確定していないということで、そういう不安も持っています、本当言って。そういう中で、23年度の志布志市のこの事業については、国が50%、県が25%、市が25%ということで、当初予算で804万3,000円計上をしてあります。そこで一歩踏み込んで、市長、もし国・県の事業がない場合、あれば当然また800何万か、まあ新規もあるかもしれませんので、増えるかもしれませんし、撤退する組織もあるかもしれませんが、この予算を国・県に関わりなく、こういう4分の1でも、1年でも2年でも継続したらどうかなという思いがありますが、市長はそういう考えはないでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本事業におきましては、この事業の趣旨であります農業用施設の長寿命化というようなことについては、当然されたところでございますが、同時に、その地域の共生・共同の取り組みというものが積極的に図られて、そして地域の連帯感が増してきたというような成果があるようでございます。そのようなことを考えますと、この事業については、国の方できっちり存続してほしい

というようなふうには思うところでありまして、そのことについては要望を重ねてまいりたいと 思います。

そして、今御指摘がありましたように、もし予算化されないということにつきましては、その 時は何らかの対応は考えたいというふうに思います。

〇10番(立平利男君) 今、国・県の動向を見ながら、市としての対応を考えるということでございますので、次に入ります。

葉たばこ廃作農家への支援体制と取り組みでございますが、近年もいろいろたばこをお吸いになられる方が肩身が狭い状況であります。それと健康志向など段々たばこ市場が縮小をいたしております。たばこ税の値上げもあろうかと思いますが、近年、疫病や災害でたばこ農家も不作が続いておるようでございます。そういう中で、日本たばこ産業が8月に出しました廃作募集について、県内では半数以上が廃作するようであります。そういう中で、県が市町村、県たばこ耕作組合、農業団体など協力をして地域が振興する重要品目を中心に、対策、支援体制づくりを進めるということで、10月でしたか、発表がありました。そういう中で、県と市と連携した経緯、そして市独自の取り組み等があればどのようになっているかお伺いします。

市内にたばこ耕作農家も少ないと思いますが、やはり私ども議員として心配をいたしております。どのような現状と今後の考え方をお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

葉たばこにつきましては、昭和60年には松山、有明、志布志で190ha、そしてまた合併時には、平成18年には90ha栽培がされて、その当時は安定した換金作物として栽培が盛んに行われてきたところであります。しかしながら、近年では、度重なる天候不順や原料買い取り基準が厳しくなるなど、お金を満足に取れない年が続いてきておりました。これに加えまして、健康志向の高まりやたばこ税の増税によりまして、喫煙者が極端に減少いたしまして、たばこの消費量が低迷しているということでございます。このようなことが原因になりまして、たばこの原料がダブついていることから、JTにつきましては、葉たばこの生産調整を行わざるを得ないこととされておりまして、8月には廃作をする農家を募ったところでございます。平成23年度には、志布志市で25名の生産者が36haで栽培しておりましたが、この調整によりまして、16名の方が廃作しまして、24年は9名の生産者で15haの葉たばこの作付けになるところでございます。市も廃作者のスムーズな他作物への移行を支援するために、JAや県と連携し、廃作者を対象に説明会を開催し、収益性の高い作物への転換について提案を行ったところでございますが、現在のところでは、新たな作物への設備投資を避ける意向や、年間の作業の段取りの都合上、新規作物への大幅に転換される生産者は今のところ見られない状況で、これまで作付けをされておりました焼酎用かんしょ、だいこん、キャベツの作付けの拡大がなされるものと考えております。

このような状況でありますが、ピーマンへの転換が1生産者ありまして、24年度においてハウス建設を予定されているということでございます。

また、収益性の高いしょうがの栽培に興味を示されている農家も複数あり、現在、検討されて

いるということでございます。

このようなことから、市では、JAや県と連携を密にしながら、引き続き、経営改善について働き掛けをしてまいりたいと考えます。

また、国は廃作地を対象にリース方式で高性能機械の導入助成を計画しているという情報もありますので、こちらも事業の詳細が分かり次第、情報提供を行うとともに、市農業生産対策事業の中で活用できるメニューがあれば優先的に支援を行ってまいりたいと考えております。

〇10番(立平利男君) 分かりました。

本当に一生懸命やっておられると思っております。七、八年前はこの25名の農家、本当半分以上が後継者がいて、活気が非常にありました。安心して栽培できる作物だなという流れの中で、現況がこうなった非常に寂しい思いがいたしております。この葉たばこ農家の皆さんは、恐らく市内でも土づくりについては一番高い技術を持っていらっしゃる方々だと思っています。また、管理・技術も非常に高いと思っております。先ほど答弁にありましたように、今後も新規作物、しょうが等の導入、ハウス導入等もあるようでございます。県と連携して取り組んでいただきたいと思っております。

次に、福祉行政についてでございます。

ひとり金婚式についてですが、この問題につきましては、同僚議員であります岩根議員が、21年の第2回定例会と23年の、本年の第1回定例会で質問をされております。そういう質問内容を見ながら、考えながら質問をさせていただきますが、このひとり金婚式が市として19年度以降、ねぎらい金婚式が行われておりません。

そこで、今回、野神地区社会福祉協議会が主催をいたしまして、10月30日に高齢者のふれあいのつどいの中で、一緒にねぎらいひとり金婚式が行われました。たくさんのスタッフが長い期間かけて取り組んだ行事であります。特に、民生委員の方々には頭が下がる思いがいたします。そうして、ボランティア団体、校区婦人部の方々が準備をし、食事をつくり、おもてなしをいたしました。参加人員が高齢者がひとり金婚式を含めて70名を超えております。スタッフを合わせると100名近くの方々が公民館に集いました。その中で、ひとり金婚式の対象者が過去4年間で19名おられ、民生委員の方々が一戸一戸全対象者に案内をいたしております。そのうち9名が参加され、感謝状、記念品等が贈られました。10時から始まって1時過ぎまで行われまして、みんなで歌やマジックショーや抽選会や、そして12時に食事会等があり、にぎやかな時間で、皆さんにとっても好評でありました。本当、うちの、自慢になりますね、うちのと言えば、社会福祉協議会が一生懸命にそういう思いを伝え、来た人も喜んでおられました。また、その中で、それを執行した公民館役員、ボランティア、民生委員の方々も非常に喜んでおられました。

こういう本当、地域の手づくりの行事について、市長はどういうお考えでしょうか。本当いい 冊子もできております。その前に市長も市長移動室でこういう行事をしますよというお話をいた しておりましたので、いろいろ感じるところもあろうかと思います。こういう行事について、この特にひとり金婚式、ねぎらいひとり金婚式について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

去る10月30日に野神校区ふれあいのつどいとしまして、野神校区の公民館の方と野神地区社会福祉協議会の主催で、校区内の70歳以上のひとり暮らし高齢者、障がい者を対象に開催されて、また結婚後50年経過され、その間、不幸にして配偶者を亡くされた方々が子供の養育や社会貢献に誠心誠意尽くされてきたことを金婚の年を迎えるにあたって、今回のつどいを参加者でお祝いするために実施されたということでございます。本当に校区の皆さん方の地域に対する思いというものは深いものがあるんだなというふうに、改めて思うところでございます。そしてまた、地域が限定されれば限定されるほどそのことを主催されることに対しまして、対象者となる方も親しみが深まっていくということで、参加者も参加率も結構高いものになっていくというものになっていくんじゃないかなというふうに思っています。そのような意味からしまして、地域の方々がこれらの事業ということにつきましては、改めて敬意を申し上げたいというふうに思います。

私どもの市の事業としまして、実施が困難になったということにつきましては、残念なことではございますが、そのことにつきまして自治会、あるいは校区公民館の方々がこういった形でやっていただいているということにつきましては、非常に有り難く思うところでございます。

〇10番(立平利男君) 市長、有り難いという言葉で、もう本当うちの社協も、地域社協も喜んでいるんじゃないかなと思っております。また来年もというふうに今思っています、本当執行部が。

そういう中で、先ほど申しましたけれども、2回、岩根議員が一般質問をされております。その中で、岩根議員の質問の中で、問題提起をされております。全国の例を見てみますと、ひとり金婚式を必ずしも社会福祉協議会がやっているわけではない。ボランティア団体、女性団体等が主催してやっている、市として何らかの助成をすることについてはどうか。検討の余地はありませんかという質疑であります。市長の答弁として、そういう形で行われるならば、どのような対応がふさわしいかということについて関係機関と十分協議をさせていただき、また、重ねて対応できるところは対応していきたいと、そういうふうに答弁がされております。岩根議員も私も、本当社会福祉協議会で復活、再開できれば非常に有り難いなという思いもあります。先ほどふたり、ひとり金婚式、ふたり金婚式、表現が非常にこう迷うところでございますが、金婚式については、市が社会福祉協議会を通じて開催をされております。まあ不幸にして一人になられたそういう方が、二人だから難儀が多いとか少ないとかじゃなくて、そういう考えていけば、一人の方が苦労が、心配が多かったんじゃないかなと思っております。再開をする気がないとすれば、あるとすればそういう助成とかそういうのも考えなくていいんですが、その2点について市長の考えをお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先の一般質問の答弁の中身、そしてまた、社会福祉協議会との協議というものを踏まえまして、 そしてまた、これまで行ってきましたアンケート等の結果も踏まえまして、合併後の実施時の参加状況ということを考えたときに、今後も更に年齢が高まるというようなことを考えたときには、 実施が難しいというようなふうに思うところでございます。

野神校区の取り組みにつきましては、先ほども感謝を申し上げたいということをお話したところでございますが、校区ないしは自治会においては、それぞれの地域の特徴がございますので、それぞれの地域に似合った形で事業をやっていただければというふうに思います。その中で、校区で、野神校区でひとり金婚式を行ったということが、じゃあ広まって、私どもの校区でもやりたいということになるとなれば、またそのことについては注視していきたいというふうに思っているところでございますが、現段階で何らかのこのことに対しての助成というものについても検討はしていないところでございます。

〇10番(立平利男君) 本当、市として再開できなければ、こういうのが市内に広まっていけばいいなと思っております。直接自分は聞かなかったわけですが、主催しました役員の皆さんに聞くと、校区であれば近いし、着るものも心配して参加できるという言葉もあったようでございますので、できれば市内に広げてほしいなという、行政の方でもリードしていただければなと思っております。

今、市長が助成も考えていないということでありました。実は、昼食がカレーと酢の物、だいこん、にんじんだけでした。本当。いいか悪いは別としまして、毎年自分も議員としてお祝いの言葉も述べる時間もあります。本当、もうちょっとどうかならんのかな、少し寂しい思いと、残念な思いがありました。そこで、そういう新たにこうしてある予算の中でささやかでございますので、少しでも人員の助成なり、何かの方策を市として、連携してできないかなという思いがありました。そこを市長、検討する考えはありませんか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども申しましたように、今回の野神校区での取り組みというのは、公民館と野神校区の社会福祉地区協議会の方で主催されたということでございまして、そのそれぞれの団体の予算の範囲内でされたということになろうかと思います。ほかの地域でもこのことをやってない団体につきましては、その予算につきましては、別途特色ある事業に向けられているんではないかというふうに思うところでございます。ということで、地域地域ごとにこういったものは特色ある形で校区とのふれあい、そしてまた、年代間の醸成というものに努められているというふうに思います。

その中で、今お話がありましたように、全体として、じゃあ取り組みがされるんだよということであるとなれば、私どもとしまして、そのことについて何らかの措置を取るべき内容になるかなというふうには思うところでございますが、現段階では、校区ごとの特色ある事業ということで、有り難く思うということでございます。

〇10番(立平利男君) 市長、全体的に取り組む、まあ負担になる地域もあるでしょう。これを 契機として、希望するところはできるように広めていきたいなと思っております。

やっているところには、やはり支援するべきだなと思っております。もう市長も御存じのように、私どもは9月に校区運動会を敬老記念行事としてもう30年近くかな、毎年行っております。

当初から野神には有名な豆腐屋が2軒ありますんで、高齢者には去年まで豆腐を、豆腐引換券を配っておりました。今年は予算がないということで、本当、高齢者も増えてどうかな。去年からいろいろ議論をしてきました。今年も豆腐券がこんが、いけなんこっかよというお叱りも受けました。公民館、値上げもというような話もありますが、だんだん高齢者が多い中でそういうこともできない、そういうやり繰りもしておりますので、校区ごとにいろいろ事業があろうかと思いますが、やれるところに手を差し伸べる、そういう行政もいいんではないかな。そういうふうに思っておりますので、今後、関係者と十分検討をしていただきたいと思っております。

次に、教育行政についてですが、実は、宇都中学校体育館に舞台が設置されておりません。聞いてみると、市内の学校、体育館に舞台がないのは宇都中だけと聞いております。今、学校長や教育長、教育総務課長といろいろ話が進んでいると思いますが、そういう中で、すぐそん時の役員は誰やったとよということがありますが、自分が役員になったときはできておりました。ちょうどできた明くる年でした。それで子供たちと隣に舞台付きの古い体育館がありましたので、そこを使って文化祭なり、入学式、卒業式を行っておりました。平成5年でしたか、あの台風13号で被害を受けまして撤去せざるを得ませんでした。そういう流れの中で、組み立て式の舞台を毎年つくっておりました。現在、最低でも年五、六回は舞台設置があるようでございます。そのうち2回はシルバーの皆さんが手伝ってくれているようでございます。あとは生徒が組み立て、取り壊し、片付けを行っております。校長、教頭なり、大分古くなって事故の心配も出てきたな、そういうふうにお話をされております。また来年は子供たちの授業時間も増えて、この舞台設置、片付けをどう段取ればいいかなというような話もあるようでございます。

教育委員会においては、私も学校長もいろいろ検討を、お願いをいたしておるところでありますが、ここ二、三年ですので、先は急ぎませんけれども、いつも立ちっぱなしということでございますので、学校設置者である市長の考えをお伺いしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

宇都中学校の体育館に舞台設置ができないかという御質問でございますが、御承知のとおり、体育館は昭和57年3月に建設された当初から舞台はなく、入学式、卒業式、学習発表会等に移動式舞台を設営して、これらの行事を実施しております。体育館の建設計画の時点では、バレー等のコートを2面設けるなど、授業や部活動での利用を優先して、式典等には移動式舞台を利用する方式をとったというふうに聞いているところでございます。

教育委員会に確認しましたところ、シルバー人材センターに移動式舞台の設営を依頼しておりますが、舞台撤去時に部活動や授業にすぐに移れるように生徒が舞台の撤去に協力しているということでありました。旧町時代にも舞台設置の要望を受け、西側に増築ができないか検討を行いましたが、柱や壁を壊すことは構造上困難であるという判断をしたものと思われます。とりあえず、設営や撤去時における生徒の安全面を考慮し、生徒が直接関わらなくてすむような対応をとれないものか、教育委員会には、学校側とシルバー人材センターとも十分協議を行い、対応するよう指示をしたいと考えます。

〇10番(立平利男君) 市長、舞台設置はできないかという質問なんですけどもね。できないか、できるか。構造上は分かりますよ。でも今は建築技術も進んでおりますので、何らか工夫すればできるんじゃないかな。まあ素人考えですので、一生懸命、教育総務課も時間をかけて検討しますよという話なんですが、市長、移動式舞台、組み立て式の話が分かっております。

なぜ常設を望むかというと、いつでも舞台があれば、全校朝会なり、そういうのもあれば活用が大きくなる。そういう思いがあるんで、必要なときだけつくる、必要がいっぱいあるんですけども、その組み立て式でないと我慢をしなくちゃいけないという、そういう状況があるんです。 実は、雨漏りもしています。天井の塗装も落ちています。落ちます。それについては来年度どうかしようかなという話も聞いております。そういう中で、十分早く検討して常設舞台の設置ができないか。そういう質問でございますので、そういう答弁をお願いしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先日、議員の御質問に対するヒアリングを当局と行ったときに、当局の方からこのような形で可能ですよということの資料は私の元に届けられたところでございます。それに基づきまして、じゃあ現場をですね、見ながら、そしてまた学校、そしてまたPTAの方々とも当然話し合いをしなければならないかというふうに思います。そのことについて取り組みをしてまいりたいというふうに思いますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

〇10番(立平利男君) 前向きな答弁をいただきまして、宇都中学校が四つの小学校からきております。有明町の川西、川東の半分、人口が半分おりませんけれども、農業が盛んな地域の四つの小学校から子供たちが集まって宇宙の都の宇都中ということになっております。

冒頭申しましたように、日本一幸せな地域づくりを目指して、まずそういう子供たちが十分教育環境が整うような地域づくり、学校づくりを市長に期待しながら一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

〇1番(平野栄作君) 時間が大分気になるところではございますが、2番目ということで質問をさせていただきます。

今回は、防災関係を1点ということでですね、記録的な大震災を受けまして、非常に防災についての見直しが急がれていると。当市でもそういう中で進められているというふうに考えております。

東日本大震災では、11月17日現在で死者が1万5,840名、行方不明者が3,546名というような記事が載っているようです。発生後9か月を経過しようとしておりますが、まだ現地におきましてはがれきの処分が完全に終わっていない状況と。そして地盤沈下等もあり、今後、復興、復旧に向けてどうなっていくのかなと、非常に危惧する部分もあるところでございます。

しかし、我々はそういう中で被害に遭われた方々、そして犠牲になられた方々、そういう方々のですね、思いを我々の地でまたそういうことを起こさないというために、早急に防災関係については着手をする必要があるのではないかなというふうに考えております。そういう中で今回の

質問をさせていただくことにいたしました。

確かに、多数の方々が亡くなっておられます。もう犠牲になられた方々にお悔やみと、被災されていまだに避難生活を送っていらっしゃる方々に対しましてお見舞いを申し上げるとともに、早期の復旧、復興を願うものではございます。

そして、また我々がその教訓を生かして、我々の地でそういうことが二度と起こらないような 防災体制を築いていかなければいけないと思っております。私も防災推進委員として今2年目を 迎えておりますが、なかなかまだ活動はやっていないところなんです。その中で、いろいろな形 で研修に参加させていただいております。

先般、鹿児島で防災推進委員のフォローアップ研修会が行われました。群馬大学の片田敏孝教授からですね、今回の震災では、想定にとらわれて犠牲になった人も多かったという話を聞きました。これは確かに、頻繁に今までそういう震災を受けていると、そういう中であってもこれ、今の、前の教訓が生かされずに大災害が発生していると。これはですね、要因としては、ハザードマップ、今、市も作っているのかなと思っておりますが、そういう中で浸水想定区域、そういうものはちゃんと地図に記載されている。そういうものをあくまでも100%信じたために、自分の所は安心なんだということを考えてしまわれたわけなんですね。そのお陰で亡くなられた方々も非常に多かったというような話をされました。

そして、震災というものは、どれぐらいのものが襲ってくるのか分からない。起きた時点では。 その中で、そういう場合には最善を尽くさなければいけない。そしてまた、「率先避難者たれ」と いう形で最後を結ばれました。自然の災害というのは、いつ発生するか、その影響力というのは どういうものを持っているのか。それは実際に発生してみないと分からないわけです。

そういう中で、我々はそれに向かってどういうことをやっていけばいいのかなと。そして、これまで私もいろんな研修に参加させていただきましたが、本市における防災行政においてですね、もうちょっと抜本的な形での見直しも必要ではないかなというふうに考えております。 6 月議会におきましても、同僚議員から、防災に対する質問が多数ありました。その後においてもですね、なかなか進展しているという状況は見えないというふうに考えております。

また、地域においては、高齢化、少子化、そういう中でですね、自主防災組織の組織率、そしてまた活動、そういうものについてもですね、進展の兆しが見られていないのかなと。あれだけ大きな大震災を我々もじかにテレビ等で目にしているわけですけども、そしてまた、当地区においてもそういう可能性を秘めているという段階にあってもですね、なかなか地域住民についてはそこまで浸透が図れていないと、そういうことをものすごく感じているところです。

またですね、市民と密接な関係にある消防団、そういう消防団の候補生としましても、都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化、そういうもので団員が不足する状況が見えてきております。

加えて、常備消防、これが機能は非常に拡充してきました。そして、その常備消防と非常備消防である消防団、そこら辺りに見直しもですね、そろそろ図る時期が到来していると思えており

ます。

これらの観点からですね、4項目についてお尋ねをしたいと思っております。 まず、1項目です。

消防団との連携を図り、自主防災組織の構築と連携を高めるという点であります。

我々も校区役員といたしまして、地区単位でいろいろな取り組みはやっておりますが、なかなか地域に浸透していないというのが実情です。校区役員だけではなかなか限界があるのかなというのを考えております。地域的なゲリラ豪雨、今後予想される東南海・南海地震、または桜島や新燃岳の大噴火、当市においても災害要因というのは多数存在しております。地域防災力を総合的に、早急に推進していく必要性があると感じております。高齢化、少子化の進んだ現在では、自主防災組織の設置や活動が進展している状況にはあるとは思えません。このような状況の中で、防災組織の立ち上げ、充実、こういった面に消防団の活用はできないのかなと、というのを日頃から考えているところです。

総務省では、もう15年3月に新時代に即した消防団のあり方検討委員会の報告を出しております。この中においても、消防団に期待される役割、消防防災の観点、総合的な危機管理の在り方といった観点から、消防団の役割についての将来展望の明確化、消防団を要とする地域防災体制の確立が必要。また、それぞれの地域の状況に応じて、地域コミュニティ活動に関しても、消防団の役割の明確化、必要な支援の実態を検討・推進しなければいけないというような形で報告の中に載っております。

また、この後にもですね、いろいろ項目等がしてあるんですけれども、現状において通常の活動に加えて、まあ非常炊き出し訓練はこの前実施をされているようですけども、そういうことをやっているということは承知はしておりますが、今後、こういう消防庁なんかが出している報告等に基づきましてなんですが、今後、連携というものはどういう形であるべきかといったことを市長としてはどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長(本田修一君) 平野議員の御質問にお答えいたします。

本年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖大地震の発生によりまして、253名の多くの消防 団員が犠牲となりました。このことにつきましては、改めて心から御冥福をお祈り申し上げたい と思います。

志布志市の消防団の設置につきましては、消防組織法第9条第3号の規定に基づきまして、消防事務を処理するため、消防団を設置しているところでございます。

現在、消防団の業務としましては、火災等の災害発生の場合の消火活動のほか、火災予防期間 や年末警戒での火災に対する予防啓発活動、各分団や隣接分団での火災訓練、水利点検などの取 り組みを主に行っているところであります。

また、消火器の設置推進や詰め替えのほかに、住宅用火災警報器の設置推進等の取り組みもしていただいているところであります。

消防団との連携を図っていくことにつきましては、議員のお話のとおり、地域防災力の向上を

図るために、消防団との連携は必要であるというふうに認識しておりますので、今後は、自主防 災組織との連携など、地域と一体となって地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えていると ころでございます。

〇1番(平野栄作君) 認識をしていらっしゃるということで、今後ですね、ますます消防団、 確かにこういう質問をしてしまうと消防団の、私も消防団なんですけれども、私たちの仲間から は、また仕事が増えるがというようなことを言われると思っております。この点については、ま たあともって項目の中でちょっと整理をさせていただきますけども、やはり地域の中で我々も生 活をしておりまして、各分団、その地域の特性というのは非常に熟知していると思っております。 そういう人たちがやはり地域の中で自主防災組織、そういう中に入ってもらうことによって、ま た地域住民に対する防災意識の向上なり、体制づくりなり、そういうものをうまく進められてい くというふうに考えているところなんです。ですから、ぜひですね、今後また、この問題につい てはまた消防団との協議等も必要になってくるかと思いますが、早急のうちにやはりこれをやっ ておかないと、やはりどうしても住民の意識をどのようにして上げていくかということが一番の 課題であり、また、この大震災を受けた反省を踏まえてですね、やはりそこをきちんとしておか ないと、もしものときには、また二の舞いを踏んでしまう。そういう恐れがあるということでで すね、ぜひこの点については早急に進めていただいて、木で言えば、枝葉をどんどん付けていっ てもらうと。そして、市は災害が起こったときはたくさんすることがあるわけですよね。確かに、 消防団の中にも今市の職員も入っております。そのときに、市の職員の仕事をするのか、消防団 の仕事をするのか。明確になっていない部分もあると思うんです。そうすると、消防団では、数 が足りなくなるわけです。だから、そういうところも出てくるわけです。ですから、そういうと ころも一つ一つクリアしながら、なるべくしていくためにはですね、やはり住民が避難するんだ という意識を持てばそっちにもう集中できるという形になろうかなと思っておりますので、今後 ですね、ぜひその点については大変だろうとは思いますが、進めていっていただきたいなと思っ ております。

次に移りますが、災害というのは、やはり教訓を生かすべきだと思っております。消防団の装備についてちょっと質問しますが、今回、大きな震災等、それと津波ですね、そういう問題で、通信手段が途絶されたということで、なかなか連携が図られなかった要素もあったんではないのかなと思っております。

そしてまた、それを見たときにですよ、我が市において、今、消防団が保有している機器、特に初期消火、常備消防の補佐役という位置付けと、警護、言われましたように、消火器等の詰め替え等もやっておりますが、大きな位置付けとしまして、今までの流れというのが常備消防の言えば初期段階の手伝い、後方支援というような位置付けにあろうかと思っているんです。それが今延々と続いてきていると思っております。そういう中でなんですが、常備消防はどんどん設備自体はどんどん高度化しております。確かに、我々もポンプ車、小型ポンプ車等については更新をしてもらっておりますので、その度に新しくはなっているんですが、確かに、消火、そういう

部分での機能アップでしかないと、ただ考えなければいけないのは、今後こういう震災が起こる、 そうした場合に、果たして、今持っている機材で消防団としては対応できるんだろうかと。いろ いろな訓練に行きます。担架も分団にはないんですよね。借りてきて、人のので運んでる。それ か、自分たちで組み立ててやります。でもそれが本当なんだろうかと。普通1台か2台ぐらいは 分団ごとに配置をされていてもおかしいんじゃないのかなと。

また、消防庁の方で出しているんですけど、これについても検討委員会の報告書があります。 これもですね、いろいろな課題があるんです。常備消防の方が無線がデジタル化に進んでまいり ます。そういう中で、消防団もそれにあわせるべきだというようなこともありますが、これはま た何年も先のことになろうかと思います。

そしてまた、中にですね、災害時にメールを活用した分団員との連携、そういうこともうたってあります。やはりこういうことをですね、先駆的にやっぱり取り組んでいく必要があるんじゃないのかなと。そしてまた、火災情報についてもですよ、常備消防の隊員等は、全部携帯に入ってきます。どこどこで今火災が発生していると。どこどこのどこだというのもはっきり分かるようです。実際見たことはないんですが、隣で受けたというのを記憶しております。そういうものもやはり消防団員にもやはりそういうものについてはですね、情報という形で、そうすることで適確に動けると。音が聞こえる範囲にいないことが多いんですよ。自分のところが何かがあれば飛んで帰るんです。それを分からないからそういうことになるわけです。ですから、大崎町なんかでは、携帯メール等の情報も活用しているというような話も聞いているんですけれども、なぜまだ本市は導入ができないのかなと。そしてまた、今後、消防の機器類、無線についても今2台配付があったようです。そして、旧型は本部との連絡がとれております。うちの分団でも2台ほどしかまあ旧型の無線機はもう活用できないと。そして、新たに新しいのが2台、それは周波数が違います。これをどうやってほんなら我々分団員は活用していくのか。非常にまあ災害が起こったときに疑問に思うところです。

今後、経費的なものもあるとは思いますけれども、もしこの災害で、今起こる可能性もある。 10年後かもしれません。そうすると、今買ったものは10年先でまた使えないという可能性もあり ますが、いつ発生するか分からない、こういう状況の中で、今分団員が所持している機具類で本 当に大丈夫なのか。そこら辺りについての認識を市長はどのようにお持ちなのかをお聞かせくだ さい。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御質問の内容につきましては、それぞれの機能集団ごとにそれなりの装備や、そして また機具類については、整えられているというふうには考えているところでございます。

しかしながら、今回の大震災を契機としまして、改めて本市の状況を点検してみたときに、不 足する分はあるというふうには認識するところでございます。特に、ただいまお話がありました、 簡易型トランシーバーということでございますが、現在、この無線機につきましては、今回の震 災を受けまして、6月議会に補正をお願いしまして、各分団ごとに2台ずつの簡易型の無線機を 改めて配置させていただいたところでございます。

今後もこのことにつきましては、更に充実を図ってまいりたいというふうに思いますので、県・ 国等の補助事業を活用しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

そしてまた、メールについてでございますが、メールにつきましては、消防本部から登録している分団長以上の幹部に現在はメール情報として伝達されているようでございます。このことにつきましても、今後、団員にメールが配信できるような形での予算化は考えてまいりたいというふうに思います。

〇1番(平野栄作君) メールについてはですね、いろいろな面で個人情報の問題とかを含んでおりますので、協議が必要になってくるとは考えておりますが、なるべく早い段階でですね、そういうのを活用できるような体制をつくっていただきたいなと思っております。

そしてまた、その備品の中でですよ、これはこの資料からなんですけども、携帯用の拡声器、 救助用器具、救急用器具、そして医療品、そういうものも本来ならば必要になってくると思って います。医療品については、期限とかいろいろなものがありますので、でも分団にそういうもの がないというのもおかしいんじゃないですかね。消防団員自体も負傷することもあります。ちょ っと自分もよく分からんですけども、どこを探しても医薬品というのが出てこないような気がす るんです。そこら辺りの改善は、これは消防団員の福利厚生も兼ねて、また、一般の方々に対し てもですね、活用できていくんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺も含めてですね、 御検討いただければ非常に有り難いのかなと思うところです。

いろいろですね、要望事項というのはあるんですが、一気にそういうことを申し上げてもなかなか無理があると思っておりますので、この件については、一応前向きに捉えていただいていると考えておりますので、一旦、状況を見させていただくということで、また次の機会に質問をさせていただこうかなと思います。

3項目めに入る前にですね、1点ちょっとお尋ねしたいんですけども、当市には志布志市消防 災害支援隊設置要綱というのが21年6月24日告示されております。これは消防団員を退職したも ので支援隊への入隊を希望する者を市長が委嘱すると、組織ですね。あとはもう消防団等と変わ りませんが、こういうのがありますが、我々も消防に入っているんですけれども、実際、これは 機能しているのかどうなのか。そこをちょっとお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど議員が御質問になられました設備類では、不足している分については、今後どのような ものを改めて拡充した形で整備すればいいのか、十分検討させていただければというふうに思い ます。

ただちょっと気になりました、その医薬品については、個人がそのいわばその常設されている ものを使用するとなれば、対応は可能かと思いますが、そのことでもって、例えば、治療という ような行為につながるとなれば、医事法等が関係するのかなというふうに今考えたところでござ います。ということで、このことについては、また十分勉強させていただければというふうに思 います。

ただいま御質問の消防災害支援隊につきましては、八野校区の方でこのような形で取り組みたいというような御希望がございましたので、特にそのことに基づきまして、市全体で消防力の強化につながればというような観点からこのような形の組織づくりをさせていただいたところでございます。現在のところ、この地区のみになっているところでございます。

○1番(平野栄作君) ちょっとですね、次からの質問とまた兼ね合いが出てくるもんですから、私もちょっとこれ条例集を見とったら出てきたもんですから、でも活用しているところがあるんであれば、なぜこれを広げられないのか。それもまた、こういう御時世、震災もありましたよね。非常に私はいいことだと思います。また、ちょっと仲間内から聞いたことによると、消火栓の所にホース機ですか、あれは有明町は設定がされていない。だから、これがあっても意味がないのかなというのはちょっと思ったところです。確かに、ああいう設備があれば、筒先とホースがあれば、ちょっとした火災のときには経験のある方はそっから引っ張って消火ができます。ただ、全域でとらえると、そういう施設がない所は、いくらこれを整備しても結局は詰め所に行かないとホースもないし、筒先もないというようなことですので、ちょっとそぐわないのかなというのを感じたところですが、これは八野が今やってらっしゃるということですけども、これ市内全域に進めるお考えがあるんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、このような形で、特に八野校区が立ち上がっていただいたということについては、地域の事情もあるということでございまして、消防団員が市の中心部の方にいって、昼間手薄になっているというような状況があって、地域の方々が特に立ち上がられたというようなことであるようでございます。

このことにつきましては、当然、その補完の機能集団ということになりますので、私どもとしましては、この直後、市内全域には広報をした、消防団につきまして広報をしたところでございます。OBの方々を中心にしていただいているということでございますので、そのことについて、今後、それぞれの地域でまたこのような組織が立ち上がっていただけるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

〇1番(平野栄作君) はい、分かりました。広げていくと。ただ、なかなか高齢化されておりますので、全てをというのはちょっと無理があるのかな。ただ、やはり経験を持っていらっしゃいますので、若い分団等と連携しながら役割分担をするというところで活用していくというメリットはあるのかなとは感じるところです。これもですね、やはり共有をしながら進めていっていただきたいなと思っております。

それでは、次に移りますけれども、今回のは四つに分けておりますが、非常に絡み合っております。ですから、本来ならばもう一括でいきたかったんですが、やはり区切りをしないといけないのかなと思いまして4項目に分けました。

次の、機能別消防団の設置は考えられないかというところです。

総務省の消防庁が2005年1月26日に消防団員の活動環境の整備についてという通知を発しており、減少している消防団員の回復並びにサラリーマン増加により、消防団活動に参加しにくい住民層にも個々の事情に対し、より配慮し、参加の機会を広げるため、特定の活動のみに参加する。そういう機能別消防団を紹介をしているところです。この機能別消防団なんですけれども、やはりいろいろ幅は広いんですが、もう市長も御存じのことと思います。

松山市の消防協会の方でインターネットでちょっと調べておりますが、ここがすごいんですね。女性消防団、そして郵政消防団、大学生防災サポーター、事業所消防団、そういう組織を消防団の下部組織として連携を持たせていると。で、何をするのか。女性消防団、平常時は地域住民や企業等に対する応急手当てなどの普及啓発活動、火災予防や地域活動における防火広報、ねたきり高齢者宅等への防災訪問、消防団PR活動、各種研修や訓練への参加と。そして、災害発生時には、避難所運営活動、避難誘導、災害情報収集活動、住民への広報活動。また、郵政消防団、もう全部は言いませんが、郵政消防団ですけれども、災害時、大規模災害時には、防災情報通報、住民への避難情報提供、避難誘導の支援、負傷者の救護というような役割を担っております。防災組織というのは、一つ一つがばらばらでもいけませんし、なかなかそのチームワークを取っていくというのは難しい部分もあると思いますが、市内全域にこういう防災意識の啓発とか、活動を促していくためには、今後、このような方向性が必要ではないのかなというふうに消防庁の方でも早々と考えているようです。また、こういう形で参加をしてもらうとですよ、災害時については、そういう様々な形での協力が得られるというのがあるのかなと思いますが、市長はどのように考えていらっしゃいますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま松山市の事例を参考に機能別消防団の配置ということについてのお尋ねでございますが、現在、市の消防団は旧町ごとに各方面隊で組織されておりまして、17分団で構成されております。現在の団員数は、480名の条例定数に対しまして460名で、合併後の団員数につきましては、ほぼ横ばいの状況であります。

機能別消防団員制度の経緯につきましては、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化により、地域コミュニティの衰退が指摘され、消防団員の確保が難しくなったことにより、特定の活動にのみ参加するこの制度が設置されております。特徴としましては、より多くの団員の獲得が図られるとともに、様々な職業上の技術を持って消防団活動に貢献できる職種の新設により、既存の消防団制度をより臨機応変な対応力を付与することを目的としているものであります。

先進事例として、先ほど申しました松山市消防団などで、地域への郵便物配達の業務により地域の状況に詳しい郵政局員との連携を図るということで、郵便局員が消防団を兼任する郵政消防団というものが創設されているようでございます。

本市におきまして、まだこのような機能別消防団というものについては考えておりませんでしたので、情報収集をするなどしまして、調査をさせていただければというふうに考えております。 〇1番(平野栄作君) 大災害時には、本当住民の意識が高ければいいのかもしれません。また、

それに今高齢化が進んできている中で、避難をしないといけない、消防団員にも、今言われましたように、480人全員いるわけではございません。そして、今本当勤めの方々も入っていらっしゃいます。そういう方々だけで本当にこう対処できるのか。非常に無理が発生するんじゃないのかなと思っております。そうした場合には、やはりその地域における企業なり、その地域にいらっしゃる方々が、やはりその地域を守っていただく。そういう役割をですね、少しずつ担っていってもらうと。そういうことで市内全域の安全・安心が更に高まっていくのかなというふうに考えるところです。

ここについてはですね、いろいろ見てみましたが、すごい取り組みをされております。大学生なんかもですね、通訳とかいろいろな形で活動をしていらっしゃいます。今後、当市においてもいろんな企業もあるわけですよ、地区地区に。特に沿岸部には集中しております。そこの従業員も避難しないといけない。そして、避難しながらその地域における災害弱者の方々を一人でも一緒に連れていってもらう、そういう体系づくりをばですね、進められれば、災害の場合にも非常に安心度が高まっていくと思っているところです。

前向きに検討をされるということですが、先ほど私が言いました、この防災災害支援隊、これも結局はこの下部組織になっていくと思うんですよ。そしてまた、NPO法人もありますよね、防災関係の。そういうところともタイアップをしながら、それが今別々に動いている状況なんです。それをリンクさせることがやはり必要ではないのかな。そして、それを末端まで広げていく。そういうところ、組織づくりをですよ、やはり市は率先してやっていかないと、市が100%音頭をとってやろうとしても限界があるんですよ、と思います。ですからですね、早急にそういう方向で対応を考えて、幾分かは情報収集とか、そういうのも時間はかかるとは思いますが、早急にですね、私はこういう体制づくりを進めていくべきだというふうに、個人的には考えているところですが、もう1回その見解をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもも議員の今回の一般質問に併せて勉強しましたところ、松山市の取り組みというのは優れているというふうに改めて認識したところでございます。このようなことにつきましては、今回の東日本大震災を考えた時に、大津波が襲ってくるという時に、「てんでんこ」という言葉がありましたように、みんな一斉に逃げるんだよというようなことがあるわけではございますが、その時にある地区で中学校の子供が、幼稚園の子供をですね、保育園の子供を手を引っ張っていくと。小学生の上学年の子供が下学年の子供の手を引っ張っていくというようなことが常々言われていたところについては、ほとんど人命が損なわれることのない形での対応ができたということのニュースは聞いているところでございます。そういった観点からしたときに、今回、このような多くの方々がそれぞれの団体で、それぞれの役割を担っているということの認識がとられるとなれば、市全体としてそのような防災力というのは高まっていくというふうには考えたところでございます。

そのようなことでございますので、今後また調査をさせていただければというふうに思います。

〇1番(平野栄作君) 今の事例は釜石の事例ですね。この前、研修会でちょっと出たんですが、ここの防災は、もう大人はいいと。子供を中心に防災意識を植え付けていくと。10年したときには、その子が大人になります。そして、子供をつくるでしょう。そして、その人たちが下の人たちに教えていく。もう考え方を変えていらっしゃるんです。だから、こういう形での防災の在り方というのも一つのまた事例だと思っております。ここも中学生が率先して地域の方々を、今言われたように避難させていった。そして、3か所移って、3か所目で助かってるんですね。だから、さっき率先して避難しよう、この中学生全くそのとおり動いたと。

そして、「津波てんでんこ」ですか、これもありました。これはですね、基本が大事なんだそうです。「津波てんでんこ」といって、皆さん逃げましょう、果たしてここで今地震があった。皆さんも家族をお持ちです。自分だけほんなら逃げますか。家族は逃げていると思われますか。これには裏付けとして、何かがあったら私は逃げるから、あなたも絶対逃げなさいねという前提条件がその家庭の中でつくられているからこれができるんだそうです。これがない以上は、どんだけこれを言っても、やはり親は子が気になります。子は親が気になります。そういう前提条件です。確実なものがあってこそ、この言葉が生きてくるというのも言われました。

今後、検討されるということですので、非常に期待をしております。どんどん進めていっていただきたいなと思っております。

時間もありますので、次、最後の項目になります。

これは今までこういろいろ要望してきました。その中で、やはり市の財政も非常に厳しい中ではありますけれども、要望だけしとって予算はと言われそうな気がしたもんですから、まず、現在、2年おきに消防操法大会が開催をされております。この大会というのはですね、目的は消火を想定した訓練というか、大会なんです。私も今17年目になります。この間、空出し操法と、その後、実践により近い水出し操法という形で体験をして、小型車もやってまいりました。ただ、この操法の在り方自体が今もう問われつつあると。

というのが、先ほども言いましたように、常備消防の機能は非常に高まってきています。そして、へたをすると消防団よりも先にもう着いているんです、今。先にもう消火を進めている。そして、我々はどっちかというとタンク車に水を送る役割、そういう形になってきて、従来、地元の消防団が先に出て、初期消火をやるんだというようなニュアンスが強かったものが、今はそれがもうちょっと逆転傾向になるような形も出てきております。非常にこの操法大会がどうだという、悪いということは言ってはおりませんが、多分、当初始められた経緯からすると、もう何十年も経過をしております。私も今は分団の方でも要員はしておりませんけれども、指導という立場で前々回ですか、後輩の指導に当たったわけなんですが、操法自体が本当に消火ちゅうか、技能を上げるための大会になってるのかなというのを個人的にですけれども、疑問を持ち始めているところです。タイムを競うと、いかに早く火を消すか。それは分かります。ただし、我々もですけど、機敏性という、二人、三人、五人、それが一斉に同じ動作で動く、そういう部分も審査対象になるんですよね。その中に全分団が一つになってその大会に臨む、それは非常にいいこと

だとは思いますが、実際にこのこういう時代になってきて、さっきも言いましたが、消防団の役割はそれでいいのかなと、それよりもさっき言ったような普及啓発活動を率先して取り組んでいく。そういう形への経費転換も一つは図られなければいけない時にきているんではないのかなと。 先ほど入団者が20名ぐらい総体で少ないわけなんですが、この前定年制が廃止になりました。 今後ますます消防団は高齢化してまいります。今までは分団長とかですね、部長とかそういうクラスが定年はなかったわけなんですが、今、団員も定年がなくなりました。そして、逆に自発的な若い方、新規入団、若い方は減ってきております。そして、この操法大会が2年に1回あるんです。で、この大会に勝つためには、タイムです。若い人が有利なんです。この練習というのは、一生懸命やっているところは大会がない年もやっています。練習を。当地区においては、大体3か月、4か月長いところはやっているんじゃないですか。我々はまあ2か月から3か月、毎日、

毎朝、十何人が集まって、要員を指導するわけです。果たして、今の若い方々がですよ、毎朝、 仕事は持っている。そういう中で練習に出らないかん。おまえどんがせんならすい手はおらん。 これは年寄りでもですね、できる部分はあるんですけども、今そういう時代ですよ。だから、何 かそこでもねじれ現象が発生してきている。

そしてまた、その予算ですね、2年に1回操法大会、それには訓練費がつきます。そして、そ こに出てくる人というのは、ほとんど決まった方、要員とそれを指導する立場の人、で、自分た ちが要員をしてなかった団員は指導はできませんので、なかなか出てきません。そういった中で、 総体の消防団同士の連携と、そういうのも図られるのかなと。それよりは、やはりそれだけの経 費を使うんであれば、別な方向にまあ出動経費、そういうものにまわして、毎年平等化していく。 そういう方法も一つとしてあるんじゃないのかなと。これはですね、私は消防団員の誰に話をし ているわけでもなくて、ただ近年見て操法大会とかですね、見てみると、そういう形で、やはり 問題点としてあげられてきているんですね。中には、操法訓練後に心筋梗塞に陥り、消防団員が 死亡する事故も発生している。それだけ団員というのは、そういう競技にかける情熱は熱いと思 うんですよ。ただ、今、我々が先ほども言いましたように、初期消火をするというよりは、常備 消防の後ろからいってバックアップをする立場になりつつある中で、果たして、この操法という のも今後考えていかなければ、これはすぐということじゃなくて、何年か先を見据えたときには、 やはり市としてどういう形でこの大会というものを位置付けるか、そういうものも検討課題であ り、そして、地域の防災力の向上のために市長もその進めていくという答弁でしたので、そうい うものとの兼ね合いと分団員の過剰な出動というものを抑えるという意味合いからしても、今後 必要になってくるんじゃないかなと思いますが、最後にこの点をお聞きしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

操作大会につきましては2年に1回ということで、隔年でやっていると。そして、その操法大会がされない年においては、スポーツ大会という形で開催されているということでございまして、スポーツ大会が開催されるときも、スポーツ競技について一生懸命練習に取り組んでおられるという光景はいつもいつも目の当たりにするところでございます。その操法大会に出場するとなれ

ば、当然上位の成績を狙いたいということに一生懸命なられて練習を、本当に無理に無理を重ね ながらされているなということについては、いつもいつも大変だなというふうには思っていると ころでございます。

しかし、そのようなことを通しながら、規律ある動作、そしてまた、適確な命令・行為の伝達、そして正確なポンプの操作というものの基本的な操作の技術が得られるということについては間違いないことかなというふうに思っているところでございます。しかしながら、過度に陥っているということは、現在ではそういった状況ではないかなというふうにも認識しているところでございますので、今お話がありましたように、消防団の活動というものをもっと別な形で地域というものを主体とした活動に重点を置くべきだというような観点から、どのようなことをするべきかということで消防団の中でもっと協議をしていただきながら、そしてまた、その消防団の皆さん方のお考えに基づいて、上位の方に進言または要望をしていきたいとは考えたところでございます。

〇1番(平野栄作君) 確かに私も操法自体がですね、悪いとは言いません。スポーツ大会とは、 また操法大会は違うんですね。バレーとかいろいろなもので集まる仲間も多くて、そのレベルに 応じて和気あいあいとやります。ただし、操法というのは、ものすごく厳しいんですよね。決め られた動作を一寸の寸分のくるいもなく100%できてもタイムが駄目だったら駄目です。そういう 厳しい中、そういう訓練をですよ、やはり優勝するとなると、タイムが主力になってまいります ので、若い人を引っ張り出す。そして、若い人が入ってきて、そういう大会に、そういう要員に すると、もう多分来なくなるというような悪循環が出てきて、また消防団の活性化も図られなく なっていくのかなというのを今後危惧しているもんですから、今後ですね、その在り方について はですね、検討していただきたいなというふうに考えているところですが、問題点の中にもです ね、本当にその機敏性というのは確かに必要だと思います。ですが、4人が4人そろって火災現 場ではほんならそういう行動をするか。火災現場で本当に誰かが号令を掛けるか。自分たちでそ の状況を判断して、確かに、分団長とかいればどういう形でホース延長を行えとか、いう指示は ありますけれども、実際は、三々五々集まった分団員が乗り合わせて行って、そこで適確にホー スを延長して消火に当たると。そして、いうことになりますので、この操法の取り組む内容とは、 また若干の違いがあるのかな。それよりは、普段の消火活動を各分団の中で充実して、機関員の 養成とか、要員じゃないですけども、そういう全般をですね、全てが分かる団員を育成する、そ ういう形も必要になってくるんじゃないかなと。この問題については、全国的にもやはり問題視 されてきているようですので、今後ですね、当市においても、ぜひこれは検討をしていただきた いなと思っております。

今の4項目についてですね、いろいろこう質問をしたんですが、本当今後防災という観点から 志布志市はどれから先に本当に取り組む、今、避難訓練を今度やります。その次は、ほんなら市 長は何を一番先にこのもってきて、実施をしていくか、ちょっと最後にお尋ねをさせてください。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。 12月11日、今度の日曜日、津波の避難訓練を、初めての避難訓練をするところでございますが、これにつきましても、実際、東日本大震災が起こって、大津波があって、大きな災害があったからこそですね、今回初めてやるということで、このことについての危機意識は本当に実際なかったところでございました。ということで、私どもとしましては、今回のことを契機として、市民の方々に危機意識の醸成というものが必要かなというふうには、まず、第一に考えるところでございます。そういった意味合いから、それぞれの機能につきましても、危機意識を持っていただくということから機能別集団を醸成していくのは望ましいのかなというふうには思ったところでございます。

そして、現在の防災に関する組織につきましては、それぞれまた改めて今回のことを踏まえて、 それぞれの集団がいかに機能すべきかということの検討がされるというふうに思いますので、そ の検討を持って、例えば、更なる機材の充実が必要、あるいは人員の確保が必要ということが出 てくれば、そのことについても市の全体の防災計画の中で定めてまいりたいと考えております。

○1番(平野栄作君) それでは、最後にもう1点お尋ねします。

市長は、御自宅の家具類の耐震補強はやっていらっしゃいますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在のところやっておりません。

〇1番(平野栄作君) 市の総責任者である市長が、もし夜中に地震があって、タンスの下敷きになってしまったら誰が指揮を出すのか非常に危惧されます。ぜひその点については、早急に取り組んでいただきたい。

そしてまた、市全域の防災意識の向上、そして組織力の向上を今後もますます進めていっていただきたいとお願いをしまして、質問を終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。 ここで、昼食のため休憩いたします。

> 午前11時58分 休憩 午後1時00分 再開

〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

O13番(小野広嗣君) それでは、皆さん、こんにちは。

それでは、早速、質問通告に従い、順次質問を行ってまいります。

はじめに、福祉行政の観点から、質問を3点行います。

1点目は、視覚障がい者の皆さんのための音声コードの普及についてであります。

全国では、視覚に障がいを持つ方は、約30万人いると言われており、そのうち、点字を読める 方は1割程度で、9割の方が点字が読めない状況にあります。また、視覚障がい者の皆さんだけ ではなく、弱視者約164万人、そして軽度視覚障がい者と言われている高齢者は2,800万人にのぼると言われております。

このような中、視覚障がい者の希望の光として、また、情報取得の切り札として期待されているのが音声コードであります。音声コードとは、約800字の漢字を含む文字情報を記録できる正方形状の二次元コードで、読み取り可能な携帯電話か専用の活字文書、読み上げ装置を使えば、文字情報の内容が読み上げられ、利用者は耳でその内容を知ることができるものであります。

本年4月に音声コードを読み取ることができる携帯電話が発売され、これにより、音声コード 普及の可能性が格段に広がったと思いますが、当局の現段階における音声コードに関する認識に ついて伺いたいと思います。

福祉行政に関する2点目は、市民の心の健康を守るためのメンタルヘルス対策、特に、自殺・ うつ病対策の観点から質問をいたします。

昨年、9月定例会の一般質問でもメンタルヘルス対策については質問をいたしましたが、その際、市長は、市民がうつ病を知り、うつ病に気付き、うつ病を適切に対処できるように地域保健活動の中で、うつ対策に取り組む必要があると考えている。

また、昨年度、志布志保健所を事務局に曽於地区自殺対策ネットワーク会議が設置されたので、 このネットワーク会議による自殺対策に関する情報収集や関係機関・団体との連携体制の確立、 自殺対策にかかる共同イベント等について実施してまいりたいと述べられました。

そこで、昨年の質問以降、市民の心の健康を守るために自殺・うつ病対策にどのように取り組んでこられたのか伺いたいと思います。

福祉行政に関する3点目は、介護人材の確保の観点から、これまでにも提案をしております、 介護サポーターを養成するための介護ボランティアポイント制度の導入についてであります。

65歳以上の高齢者が介護施設などでボランティアを行った場合に、換金可能なポイントを付与する介護サポーター制度を創設する自治体が出てきており、これは地域貢献をしながら介護予防もでき、介護人材の確保にもつながる制度であり、本市でも取り組むべきではないかと、そういった質問に対しまして、市長は、ボランティア活動により、ポイント制を導入しながら、あとあとに自分の介護のために役立てることについてはすばらしい取り組みであると思う。提案された内容について、更に研究し、本市でも取り組みができるような形にしていきたいと述べられております。

そこで、介護人材確保の観点から提案をいたしました、地域と行政の新しい支え合いの制度となる介護ボランティアポイント制度の導入に向けた検討結果は、その後どうなっているのか伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から、2点質問をいたします。

1点目は、子供の読書支援についてであります。

読書は、言葉を学び、表現力を高め、人の痛みを想像し、思いやる力といった豊かな人間性を 養う源泉であると思います。本市の未来を担う子供たちの豊かな心を育み、視野を広げる子供読 書環境の更なる充実に期待をいたしまして、以下、質問をいたします。

本市では、旧志布志町時代の平成14年4月から幼児教育の充実を図るために、乳幼児健診時に 本をプレゼントして読み聞かせを行うブックスタート事業を始めております。本年で10年目に入 っておりますが、お母さんたちからも大変喜ばれているとのことであります。

一方、その後、各自治体によっては、更にブックスタートに加え、家庭に読書活動を定着させるとともに、子供の活字離れ対策として、新入生にブックプレゼントをスタートさせるところも増えてきております。

そこで、本市においても子供の更なる読書支援のために、これまでのブックスタート事業を更に拡大して、小学校に入学する1年生に良書をプレゼントする考えはないか伺いたいと思います。 教育行政の2点目は、平成24年度からの新学習指導要領全面実施に伴う中学校における武道と ダンスの必修化についてであります。

新教育基本法の理念を基本として、伝統と文化を尊重し、豊かな人間性を持った国際社会で生きる日本人の育成を目標として導入され、生徒の体力向上はもちろんのこと、武道に取り組むことで日本の伝統や文化を正しく理解し、礼節や思いやりの精神の醸成によって心身ともに健全で健康な育成が期待をされるところであります。

しかし一方で、インフラ面で武道導入の受け入れ態勢が十分でないことが当初より指摘をされてきております。安全性の確保の面からも早期の武道場や用具の整備、教諭の指導力など、ハードとソフトの両面から環境の整備が望まれますが、本市の現段階における取り組み状況とその安全対策について伺っておきたいと思います。

以上、誠意ある答弁を求めるものでございます。

○市長(本田修一君) 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、視覚障がい者のための音声コードの普及について、当局の現段階の認識という ことでのお尋ねでございます。お答えいたします。

議員御質問の視覚障がい者の方の情報バリアフリーを推進するための音声コードの普及についてでありますが、SPコードと言われる約800文字の情報を記録できる二次元バーコードの一種を活字文書読み上げ装置を使用し、音声による文字情報の内容を耳で知ることができます。このような装置を導入することによりまして、視覚障がい者の情報に対する壁をなくすことが、この地域で、全ての市民が安心・安全に暮らすために必要なものであると認識しております。

本市では、この音声コード読み上げ装置は、重度障害者等日常生活用具給付事業による給付を行っていますが、現時点での申請はないようです。

また、情報の提供方法として、情報基盤整備事業により、光ファイバーを設置し、各世帯に行政告知端末を設置することにより、全ての市民の皆さんに音声による情報をお伝えすることができるようになったところであります。

次に、メンタルヘルスについてのお尋ねでございます。

昨年度、議員の御提案を含めて自殺・うつ病対策について検討し、本年度は、県の補助金を活

用しながら福祉課とともに、こころの健康づくり対策普及事業を実施しているところでございます。うつ病に関する正しい知識の普及、早期発見、相談場所の確保が重要と考え、市民、職場、民生委員等の地域支援者を対象に講演会を2回、無料相談会を3回計画し、現在までに講演会を2回、無料相談会を2回実施しております。「誰でもうつになることやうつの兆候が分かった」「支援の仕方が分かった」という声がございました。

志布志保健所が事務局の曽於地区自殺対策ネットワーク会議では、県の自殺対策の取り組みや曽於地域の自殺の現状の説明や意見交換がされております。この会議の主催する講演会が地区の持ち回りで開催され、本年度は11月に大崎町で開催され、志布志市民も20名を超える方々が参加されております。講演会や相談会があるごとに行政告知放送や市報、班の回覧板等で周知し、参加を呼び掛けてまいりました。

そのほか、市民の方々にうつ病に関する情報を市報23年9月号に掲載するなど、うつ病に対する市民への啓発活動を行っているところであります。

各種保険事業の機会を利用した取り組みでは、高血圧の重症化を予防するフェアや祭り等のイベント、保健師によるこころの健康相談を行い、誰でも気軽に相談できる環境をつくりました。

また、県の地域自殺予防緊急強化事業の一環として、自殺予防週間9月10日から16日の内の16日に、市内大型店舗2か所周辺で自殺予防のパンフレットやグッズを街頭配付し、普及啓発を図ったところであります。

私は、志布志ブランドの推進の一つに、健康づくりを掲げておりますが、自殺は健康問題や経済生活問題等が背景にあることからも、健康づくりと生きがいづくりを推進しながら市民一人一人が毎日を充実し、お互いが助け合い、満足して生活できる社会を目指してまいりたいと考えます。

次に、お尋ねの、介護ボランティアポイント制度の導入についての検討結果ということでございますが、お答えいたします。

介護の現場での人材不足を少しでも補うため、第4期介護保険事業計画の1年目であります平成21年度から生活介護支援サポーターの養成に取り組んでまいりました。現在、27名を養成し、うち22人が施設、サロン、地域の行事などで活動をしております。平成22年度の実績としまして、地域密着型の介護施設を中心に、入所者の話し相手や行事参加の施設訪問が217回、地域サロン活動などの補助者として119回、23年度は10月現在、施設訪問に381回、地域サロン活動に86回御協力いただいており、今後も生活介護支援サポーターを充実、拡充してまいりたいと考えております。

御質問の介護ボランティアポイント制度の導入につきましては、平成21年3月議会の一般質問におきまして、議員からの御提案をいただいたところであります。しかしながら、事業実施の優先順位を考えたときに、生活介護支援サポーターの養成が急務と考えまして、取り組みを先にしたところでございます。

現在、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の策定作業中で、現在、3回策定

委員会を開催したところです。今月下旬に開催する第4回策定委員会におきまして、計画書の素 案を決定する予定になっておりまして、その中で、介護ボランティアポイント制度につきまして も、どのような制度にするか既存のボランティア制度との整合性についても検討していただく予 定であります。私としましては、次期計画のなるべく早い時期から市民の皆様に親しまれる制度 として導入できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、ブックスタート事業についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

ブックスタート事業は、平成14年度の頃から旧3町でそれぞれ取り組んでおりますが、幼児が保護者の膝に抱かれて絵本の読み聞かせをしてもらうことによって、感性や想像力が豊かに育まれるように、絵本をプレゼントし、成長を温かく見守る子育て支援事業であります。乳幼児期から読書に親しみ、読書を習慣付けることは、家庭や地域の取り組みとして、本好きな子供を育てる大切な基盤づくりであると考えられます。また、子供たちが読書に対する意欲や関心を高め、将来にわたって読書に親しむことは、テレビやゲームでは得られない、豊かな人間性や考える力、生きる力を培うことになります。私は、施政方針の中で、子育て日本一のまちを目指すことを掲げております。いつも手の届くところに本があり、読みたいときに本に触れ、読み聞かせの声が聞こえる明るい、温かい家庭環境を築いていきたいと願っております。

議員御提案の小学校に入学する1年生に良書をプレゼントする件については、今後、関係課と も協議を進めてまいりたいと思います。

〇教育長(坪田勝秀君) 本議会におきましても、教育委員長の委任を受けましたので、答弁を させていただきたいと思います。

ブックスタート事業の件でございますが、ただいま市長の答弁にもありましたように、旧町でもう既に実施されておったようです。志布志を含めてですね。この事業は、御案内のとおり、赤ちゃんが絵本に関心を持ち始める時期に肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすというかけがえのないひと時を絵本を通してもつことを応援する事業だと認識しております。

本市でも、毎月健康ふれあいプラザで行われる3、4か月健診時に図書館員やボランティアグループが出向いて本の読み聞かせを行いまして、保護者の方に幼児期から本とのふれあいによる親子のきずなの大切さをお話しするとともに、図書館の利用案内や絵本と貸し出しバックのプレゼントを行っているところでございます。ちなみに、本年度は11月現在、230組の親子にプレゼントを行いました。

議員御提案の1年生に関することでございますが、これは福岡県中間市等で行われているブックスタート事業のフォローアップ事業として展開されております、セカンドブック事業のことかと思っております。子供たちを含め、活字離れが叫ばれている昨今、子供の発達段階に応じて読書に親しむ機会の提供と、読書環境の整備を図ることは、生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で重要なことと認識しております。このセカンドブック事業は大変そういう意味でも意義あるものと考えておりますが、配付の時期、配付方法、それから本の選び方など、それに経費もかかりますので、検討すべき課題もあるようでございますから、図書館協議会等の意見を聞きますとと

もに、先進地の事業を聴取しながら、ブックスタート事業を点検して、その在り方について研究・協議してまいりたいと考えているところでございます。

なお、本年度中に有明改善センターにございます、有明の図書館でございますが、これを改修 を行うことにいたしておりまして、これが完成いたしますと、読書支援の一助にもなろうかと考 えているところでございます。

それから、この武道の件でございますが、議員御指摘のとおり、平成24年度からの新学習指導要領完全実施に伴いまして、中学校第1学年及び第2学年の保健体育科において武道、ダンスが必修となり、武道については、柔道、剣道、相撲のいずれかを学校で選択することになります。武道授業の実施の状況でございますが、本市の中学校7校におきましては、既に柔道を志布志、田之浦、有明、宇都の4中学校、剣道を松山、出水、伊崎田の3中学校がそれぞれ授業を行っておりますが、設備や学習に必要な備品につきましては、市費等によりそれぞれ学校に整備が完了いたしております。

また、本市の中学校保健体育科教員は、県主催の中学校武道・ダンス指導者研修会へ積極的に 参加したり、学校独自で武道の研究授業を行うなどして、自ら指導力の向上に励んでいるところ でございます。

教育委員会といたしましても、7月に開催いたしました教職員対象の技能講座の中で、ダンスに関する実技研修を実施いたしますとともに、研究授業において、指導・助言を行ったり、指導資料を配付したりして、保健体育教員の指導力向上に努めているところでございます。

更に、大切な武道授業の安全確保につきましては、各学校に対して県教育委員会が作成いたしました安全な武道授業のためのチェックリストの活用を指導いたしますとともに、学校管理職研修会や研究授業の際にも生徒の健康観察、安全な場の確保、発達段階に応じた段階的指導を徹底するよう指導してきております。

また、特に安全管理が重要な柔道につきましては、11月に開催されました中学校柔道授業の安全に関する指導者研修会に柔道の授業を実施する4校全ての保健体育担当教員が出席し、安全指導及び安全管理の在り方について研究を深めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも安全かつ充実した武道・ダンスの授業が展開され、初期の目的が達成されるように事故が発生しないことを祈りつつ、指導・助言を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

O13番(小野広嗣君) 福祉行政の3点の角度から一問一答で順序立てて質問をしてまいりたい と思います。

まず、この音声コードの普及についての当局の認識について問うたところであります。市長、質問通告をしておりますので、1回目は当局がしっかりまとめあげて市長が答弁されるという形になるわけですが、今回、この音声コードの質問通告に対して、市長の職務もですね、大変広範囲にわたってて、その広範囲の情報を全て取得されているわけではないということは十分理解を

いたしているところですが、今回の通告に対して、市長がこれまでこの音声コードに関してどういった認識を本当に持っていらっしゃったのか。先ほどのやつは当局が調べた回答ですからね。 それを率直におっしゃってください。なかなかまだ情報が伝わっていない状況であろうと、私も 認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、先ほどの答弁につきましては、事務当局の方で把握している内容についての答弁をしたところでございますが、私自身、この音声コードというものにつきまして、初めて今回SPコードなるもので認識したところでございます。時代がかなり進んでいると。そしてまた、それが積極的に国より推進され、また自治体で取り入れられているところがあるということにつきましては、初めて認識したところでございまして、この点につきまして認識不足だったということについて、本当に率直に申し訳なく思ったところでございます。

O13番(小野広嗣君)率直な御答弁であろうというふうに思っておりますが、先ほど、実は市長が言われました、音声読み上げ装置なるものですね、これはまあ各自治体が結構配置しているんですね。そして、配置しているけれども、なかなか利用が進まない、申請がないと。なぜなのかというのを、これ操作がやや難しいと。使い勝手が悪いということが言われております。そういった意味で、本市でもこれまで申請がないと。日常生活用具の一端として入れられているわけですもんね。それが全然利用がないと。やはりそういった状況の中で、なぜなのかというのをやはり当局はですよ、検証をしていかなきゃいけないというふうに思うんですよね。そういった時期に今冒頭申し上げました携帯電話でも取り組める、携帯電話でその文章が読み上げられるというものが発明されたわけですね。そのことに関しては、後ほど触れますが、本市におけるいわゆるこの手帳をですね、身体障害者手帳、いわゆる視覚障がいが主な理由となる身体障害者手帳を持たれている方が大体何人いらっしゃるのか。

そして、そういった視覚障がい者の方に対する本市としてのサービスメニュー、どういったものがあるのかお示しをください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

視覚障がい者の方々につきましては、現在1級で73名、2級で58名おられるところでございます。これらの方々につきましても身体障害者手帳配付時に、このことの音声コードについてのお話はしているところでございますが、このことについての求めがなかったということで、本市ではとられてないというようなふうに担当の方から報告を得ているところでございます。

しかしながら、今後、このような形で、先ほどお話がありましたように、携帯等でこの利用が 進むとなれば、本市にもこの音声コードについての普及、そしてまた、利用についての求めがあ ろうかと思いますので、その際には、そのようなことを検討してまいりたいとは考えているとこ ろでございます。

O13番(小野広嗣君) 冒頭の答弁で市長も、この音声コードに関しては意義あるものであるという理解は当初より示されたわけですが、実は、これまでですね、こういった音声コードの認証

システムというのをつくり上げていくのに結構高価なものだったわけですよね。それが今回、4 月ですよ、4月に携帯電話でその音声の文書の読み取りができて、音声で耳で聞くことができる というものが開発をされたわけですね。このことによって、格段に視覚障がい者対策が進むとい う状況の中であるわけです。

実は、市長、先月のですね、11月、県民交流センターで視覚障がい者の情報普及協会、そこに よるですね、この音声コードの研修会があって、私もそこに参加をさせていただいております。 そして、その場には、県の職員、鹿児島市の職員、また近隣市のですね、職員も参加をされて研 修会が行われたわけですよ。そこで音声コードなるもののことに関しては、2年ほど前より知っ てましたけれども、具体的に実地でですね、目の前で研修を受けて、より分かりやすくなったん ですが、ちょっと見えるか分かりませんけれども、こういったものがあるわけですね。これは読 み取り装置です。そして、この書類にいわゆる音声コードが角に付いてて、角っこだけをここに 差し込むんですよ。そして、いわゆる携帯でメニューと数字を二つ打ち込む、それだけで即音声 で読み上げが始まるんです。ですから、ここいっぱい資料を当日もらったんですけど、例えば、 政府広報である被災者の皆さんのために送られている生活支援ハンドブックというのがあるんで す。その中に、ずっとページごとにこのコードが、このコードですね、全部打たれてて、これを 入れていけば全部読み上げていってくれるというシステムです。実地で見ていきますと、携帯電 話に用紙を挟み込んで、このアダプター、読み上げ装置のところに携帯をぽんと押して、さっき 言いましたように、メニューと数字を二つ押す、それだけで始まるんですね。そして、研修終了 後に質疑もあったんですけれど、結構早いスピードで読み上げるなというふうに思ったわけです が、実は、モードも早く読み上げる。そして、普通、遅くと、そういったことまで出来上がって るんですね。そして、実は、我々にとってみれば早いかなと思ってた一番早いモードで聞かされ たわけですが、意図的にそういうふうに聞かされたみたいで、実は、視覚障がい者の方々は、や はり耳で聞くということで研ぎ澄まされておりますので、早いスピードにも対応されていくとい うことがみられるみたいです。そういった状況の中で、これはドコモが4月にらくらくホンとし て出してるんですね。そして、これが4,900円、台がするんですが、携帯は個人になりますね。そ して、これは先ほど出てきましたように、今後、生活用具の一式として取り上げていく方向付け が今見えております。そういった中で、これは結構高さが10センチほどあるんですけど、これは この高さがないと写真が撮れないという状況、ドコモの場合。で、来年はauとソフトバンクが 開発をしまして、もう出来上がっていってるんですが、この幅が5センチぐらいで済むようにな ると。そして、売れるという言い方はおかしいですけど、普及していくと、この4,900円が半分ぐ らいまで下がるだろうというようなことも述べられておりました。そういった意味では、ますま すこういったものが視覚障がい者の前に提示されていくと便利になっていくなと。そして、国と してはもう年金の所用であるとか、様々な広報でこの音声コードを入れた文書をどんどん出して いるんですね。そういった角度で情報バリアフリーとして、しっかり取り組んでいく。これが地 方自治体にも今後ますます求められていくということになっていきます。そういった中で、実は、

この先ほど申し上げました視覚障がいの情報普及協会がいわゆるすばらしいソフトをこの携帯にあわせて開発しているんですね。いわゆる、ワードで文書を作りあげていく。そして作あげていくと、この音声コードが自動でその中に入り込んでいく。苦労も何もせんでいいんですよ。これまでのいわゆる障がい者のためのいろんな手だてがありましたけども、そのそこにやはりハードとソフト面ということで言えば、ハードにはお金が掛かりますけど、こういったソフト面では費用があまり掛からなくて済むと。そういうことをいろいろと聞かせていただきました。そういった意味では、先ほど市長も市民にこういった情報が伝わり、そしてこれが普及していくと本当に市民にとって助かるんだというような話もありました。こういったことをお聞きになって、今、市長、どういう感想をお持ちでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

すばらしいハード、ソフトが開発されているなというふうに改めて認識したところでございます。

そしてまた、おっしゃるとおり、安価でこれが提供されるとなれば、普及する速度はすさまじいものがあるんではないかなというふうに思っています。このことにつきまして、私どもも更に勉強させていただきまして、市民のサービス提供に資することができるか。研究させていただければというふうに思います。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、そういう方向で検討を進めていっていただきたい。今回、 なぜこういう質問をしているのかというと、やはり音声読み上げ機に関しては、従来設置されて いるわけですので、皆さん意識があるかもしれませんが、やはり本市の職員の方々の中に、特に 担当課も含めてですね、いわゆるこの携帯のドコモのらくらくホンを使っての読み上げ装置はこ んなところまで発展しているんだということがまだ認知されていない。そうなると、もう明年度 はこういった需要がどんどん入り込んでくるんですね。そこに対して、市長、勉強させていただ きたい、検討させていただきたいということでしたけれども、実は、21年度より本年度まで3年 間にわたって、このための音声コードの研修会というのが、国の全額補助で持たれているんです よ。30万円全額補助で出てるんです。これを使って、自治体等はどんどん学んでいるんですね。 そういったことに取り組んでないなというのがあったもんですから、今回質問したんですが、先 ほどの市長の答弁であれば、そういったものもあります。仮にそれが、それがなくてもそんなに 費用の掛かる問題ではありませんので、このどんどんですね、この視覚障がいのですね、情報普 及協会の講師がどんどん見えますので、しっかりと呼んでいただいて、研修をして、すぐさま対 応ができるような流れをしっかりつくっておくと。そして、視覚障がい者の方々の情報格差をな くすためにこういう情報があるんだということを職員の方々がしっかり知っとくということが大 事だと思いますので、その辺どうでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この音声コードに対する事業が国でとられていて、本市としては対応してなかったということ については、今回の答弁のための準備で初めて知ったところでございました。なぜということを 担当に聞きましたら、まだ高額であると、しかもそのことを求められる方がいなかったというようなことで、その勉強についてもされなかったということであったようでございます。

今ほど御説明がありましたように、今後、この分野が飛躍的に使い勝手がいい形で、そしてまた、安価な形でされるということになれば求められる方が当然出てくると思いますので、私どもはその際には、きちっとその求めに応じられるような体制というのはつくってまいりたいと考えたところでございます。

O13番(小野広嗣君) 先ほど1級、2級の視覚障がいの数も述べていただきました。そして、その背後には、弱視の方がいらっしゃる。そして、高齢のために読みづらくなっている数というのはもっと広がっているということで、こういったものが広がっていけば、そういった全ての方を守れるシステムだというふうに思うんですね。効果と言われましたけど、読み上げ装置の分に関しては効果、そして使い勝手が悪い、しかし、携帯のらくらくホンが出て、そしてそれのいわゆるアダプター、それが出来上がった。それが4,900円です。携帯は自前ですからね、生活用具の一端としては認められませんので、これが来年はもう半額になるという状況ですよ。だから、そういう情報をどんどん入れなきゃいけないです。当局は。市民のために、視覚障がい者のために。だからこういう研修会を受けたら、目が覚めるんですよ、市長。だからこういう研修会を早急に開いて、職員に研修をしていただきたいと、どうでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

来年度から安価な形で普及がされると、そしてまた、それが利用される方が出てくるということになれば、私どもはきっちり対応していかなきゃならないというふうに思いますので、すぐさま職員につきましては、担当職員につきましては、このことについて認識が深まるような形の取り組みをさせるつもりでございます。

〇13番(小野広嗣君) 前向きな答弁でありますので、理解をいたします。できればですね、今後、そういった研修を踏まえて、そして、例えば福祉課、あるいは保健課を中心としたところからそういった音声コードをですね、入れ込んだ文章を配付して、どんどん増やしていくということがまず大事だろうと思うんですね。

そして、こういう研修を終えてからで結構ですけれども、こういったやはり物があるということを市民の皆さんにしっかり知らしていくと、ぜひ自分も使いたいと。物がない、あるいは、その使うための文書が少ないということであれば意味がないわけですので、そういったところに発展していけれるように今後の取り組みを進めていっていただきたいと思います。

答弁は結構ですので、次に移りたいと思います。

うつ、自殺を中心として、昨年の9月に引き続き問うたところでありますが、庁内においても 残念な、悲しい出来事がまた再び起こったわけですが、本当に親しい庁内職員もですし、御家族 もそうですし、こういったことがあると本当に皆さんが悲しい思いをされます。

そういった中で、この厚生労働省は、医療対策としてこれまでがんですね、そして心臓病、そ してこの糖尿病、あるいは四大疾病とも言われておりますけれども、脳卒中、その四大疾病の中 に精神疾患を含めて五大疾病というふうに本年度から捉えるという動きになりました。そして、私が1日の日に質問通告を行ったわけですが、ちょうどその同じ日に、いわゆる与野党を超えた超党派によるですね、この心の問題を考える議員連盟が設置をされました。そして、その議員連盟の目的とするところは、心の健康基本法の制定を早急に取り組まなければいけないということが、その翌日、2日、私も質問通告した翌日にその新聞の記事を読んだわけですが、これは与野党を超えてそういった動きを早めていくということは、どれほどこのうつ・自殺対策が喫緊の課題であるかということであろうと思うんですね。ちょうど9月議会でですよ、市長とやり取りをした中で、ちょうどお昼のときにこの問題が出て、この自殺者による、うつ自殺者による損害というのが2兆7,000億円になるんだと。その数字を聞いてびっくりしたと。そして、それを本市に当てはめて、大まかにですよ、推定でいったときに、700人ぐらいいらっしゃったとすれば、これもまた大きな損失であるというふうに言われて、このことに関しては、この角度からも普及啓発に努めていきたいという答弁をされているんですが、その角度による普及啓発がなされたのか、お答えを求めておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身としましては、健康づくり日本一というような形で、この分野についても取り組みをしているところでございます。そして、その取り組みをする中で、本市においてもうつの方々が多いと、そしてまた、自殺をされる方も多いということについては、十分認識したところでございます。

ということで、この分野からも担当課を通じて市民のうつ対策、そしてまた、健康づくり対策 について積極的に取り組みをするということで、現在、福祉課と一緒に心の健康づくり対策普及 事業を中心にして様々な取り組みを重ねてきたというところでございます。

O13番(小野広嗣君) 一定の評価はですね、市長、いたしているんですよ。一生懸命取り組まれているんだなと、保健課を中心にですね、各課とも連携を取りながらされているということも理解をいたしておるわけですが、それにつけても大変大きな問題であると。一遍にけりがつく問題では当然ありません。本当に地道に地道に手をうっていかなければ答えが出てこないというふうにまあ思うわけですが、そういった中で、周知の在り方ということで、これもあらゆる角度から多岐にわたってされてますけれども、いわゆる、このせっかく市民チャンネルがあるわけですから、この啓発映像をですね、しっかり流していくと、これによる普及というのもですね、広がるんじゃないかというふうに思います。

それが1点と、もう1点は、9月議会で質問をしたときに、当時の担当課長からも相談窓口なるものは多岐にわたって述べられましたね。そして、そのときのやり取りを持ってきているんですが、多岐にわたってやられました。そのときだけでも七つの相談窓口を述べられております。ですから、そういった相談窓口の一覧表みたいなものをリーフレットにしてですね、配布あるいはいつでもそれを見ると電話ができるとか、できるようなですね、その壁にでも、家の自宅の壁にでも貼れるようなですね、そういったものの配布で啓発をしていくと。あるいは、救いの手を

伸べていくということが大事であろうというふうに思うんですが、この2点どうでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

相談窓口の一覧表につきましては、掲示しておりませんでしたので、今週、早急に掲示したと ころでございます。また、セルフケアや支援法についてのパンフレットも自由に持って帰ってい ただくようにいたしました。

そしてまた、厚労省が作成しましたポスター、「ツレがうつになりまして」は、ポスター20枚、 散らし40部を市内の医療機関、農協、アピア等にも掲示しているところでございます。ポスター には、知ることから始めようメンタルヘルス総合サイトの案内が掲載されております。

そしてまた、お話されました今回の私どもの行政告知放送によりましても、更に量を深めて啓 発を高めてまいりたいと考えます。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、啓発映像というのはインパクトがありますのでね、それを流していただいて、口コミでもですね、それを見た方々が理解をされた分を口コミでも広がっていくということは、すごく大きいと思うんですね。そういった取り組みを少し時間をかけても結構ですので、準備をして流していただくということが大事だろうと思います。こういったことで言えば、啓発用の資料というのはいっぱいあるわけですよね。いわゆるPDFファイルで文書化されているものもあれば、プレゼン用に使える情報等ももう提供されているんですよね。そういった部分をその専門分野の方だけではなくて、広くやはり普及をさせてあげるということが情報伝達の有効な手段だろうというふうに思いますので、もう少し検討を加えていっていただければなというふうに思っているところです。

あとこの市長の市役所にはですよ、実に多くの方々が申請に見えたり、相談に見えたりとかあるわけですね。だから、そういったときに、なかなかプロに徹しないと難しい話でもありますけれども、相談窓口に見えた、相談対応をされる方はもちろんですけども、普通に言う窓口職員の皆さんにとってもですね、市民が見えた、何か元気がない、そういったときに声掛けをしっかりしてあげる。そこで話を聞いているうちに問題が表面化する。そして、問題が表面化したときには、本人の承諾を得て、例えば、生活保護の方におつなぎをする。保健課、福祉課の方におつなぎをする。あるいは、医療機関におつなぎをする。そういったことが大事だろうと思うんです。そうなってくると、そういうことに気付くため、うつ病とか、そういったことに気付くためのやはり能力がなければいけないわけですね。そういう意味では、ゲートキーパーシステムというのがあります。これ市長、御存じであるでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

そのことについては、私勉強しておりませんでした。

- **〇保健課長(若松光正君)** このゲートキーパーという言葉については、勉強不足でございます。
- O13番(小野広嗣君) 市長、これ内閣府が出しているゲートキーパー手帳、ここに自殺予防の10か条であるとか、様々なことが簡単にまとめられております。そして、このゲートキーパーというのは、悩んでいる人に気付いて、声を掛けて、話を聞いて、必要な人につないで見守ってい

くシステムです。この研修を受けることによって、相談者はそうですが、窓口職員がしっかりこういった研修を受けることによって、今まで見えなかった部分を発見するということが現実にあるんですね。そういう意味では、職員の皆さんをこういったゲートキーパー研修にしっかりつないでいくということが大事だろうと思いますが、どうでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

認識しておりませんでしたので、今後勉強させていただきたいと思います。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、必要な研修であろうというふうに思っております。

私も、このゲートキーパーの資料だけで相当持っているんですけど、もうその一つ一つについてここで申し上げている時間がありませんので、認識を新たにして取り組める体制を組んでいっていただければというふうに思います。

あともう1点、これ提案なんですが、このうつ病を早期発見するために取り組んでいる各自治体、結構取り組んでいるところが増えているんですが、心の体温計というシステムがあります。 これは保健課、市長は今首を振られましたので、多分存じ上げていらっしゃらないと思いますので、もう保健課、どうですか。

〇保健課長(若松光正君) その心の体温計につきましても、まだ勉強していないところでございます。

O13番(小野広嗣君) 多分ですね、課長はそういう答弁をされてるけど、職員の中には御存じの方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。保健師さんであるとか、専門の方々がいらっしゃいますし、これはそういった方々は当然知ってらっしゃる事業なんですね。例えば、これはどういうことかと言うと、いわゆる自分の心の状態を知るために携帯とパソコンで自分の状況を知ることができるんですよ。13項目にわたって質問項目があって、そして、その本人の心の状態を知ることができる。

これ三つのモードがあるんですよ。一つは、本人自体が今自分が落ち込んでいるかな、自分の 状態を知りたいと思ったときに知っていく方法。もう一つは、家族のことが心配になって、うち の家族の誰誰がちょっとおかしいかなと思って状況をどんどん調べていって見ていく方法。三つ 目は、赤ちゃんを育ててるママさんがうつになりやすいですから、この方々のためのモード、三 つこのモードがあるんですね。

そして、この13項目に答えていった結果、各関係機関におつなぎできるシステムになっているんです。その情報が提供されるようになっています。これは各自治体、今広がってきてますので、自治体のホームページを、僕も20か所ぐらいずっと見ていきました。そうすると、ホームページからもできる。そして、みんながみんなパソコンを使うわけじゃありませんので、携帯からも同じように取り組めるという、こういう情報を市民に伝えてあげることだけでもどんだけこのうつ対策になるか、計り知れないなというふうに思ってるんです。これはもともとが神奈川大学、どっかの大学の研究機関であって、八王子病院でありましたけど、そこが開発したシステムを各自治体が使わせていただいているという流れです。そういったものをしっかりと捉えでですね、情

報を提供してあげることでうつ対策、自殺対策につながっていくんじゃないかなと思うんです。

何でこういうことを言うかと申しますと、実は、ある団体がこの自殺された家族を調査した。 調査した結果、実は72%の自殺者が自殺する前にいわゆる公的機関や病院等に相談に行ってたん です。突然じゃないんですね。相談に行ってて、それでもなおかつ自分の問題に解決が至らなか った。そして、最後の最後まで生きたいと思いながらもそういう道を選んでたという実態が浮き 上がっているんですね。そういう観点からみたときに、先ほどのゲートキーパーの研修、役所に はいろんな方が見えるんですよ。そこで、ゲートでですね、しっかり救ってあげる。この観点。

そして、今の心の体温計、このシステムをしっかり導入することによって、何らかの形でですね、救済措置につながるんじゃないかというふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

健康づくりを進めていく中で、自殺者が多い地域なんだということを認識したところでございます。しからば、どのような形でその自殺者は、そしてまた、うつの方々の減少、そして救済をするかということについては、職員共々研究を重ねてきて、そして、また対応を重ねてきているところでございますが、それはそれなりに成果が出てきてはいるんですが、目を見晴らされるような成果ということにはなっていないということについて、非常に悩ましい状況だというふうに思っているところでございます。

ただいま御提案されましたゲートキーパー制、また心の体温計の事業ということにつきまして、 勉強させていただきたいと思います。私どもは様々な形で相談を受けるということについては対 応してきているんですが、効果が上がってないということは認識しておりますので、このゲート キーパー制によって更に整理がすっきりされて、いい流れができるとなれば取り組みをしてまい りたい。

そして、また心の体温計につきましては、いわゆる一人一人のそれぞれの方々が抱えていることについて如実にそのことが、こういったITによって分類されて、そしてまた、御自身が把握される内容になるとなれば、かなりの確率で心の負担が減っていくんではないかなというふうに、議員からのお話で感じたところでございます。このことにつきましては、更に勉強をさせていただきまして、取り入れるところにつきましては取り入れをしてまいりたいと思うところでございます。

O13番(小野広嗣君) 今、前向きな答弁であろうというふうに僕は聞いたところですが、この例えば、心の体温計にしましても、診断の結果、相談窓口等の紹介までつないでいくわけですから、それは自分でずっとやっていってプライバシーも守られるわけですので、すごくいい方法だなというふうに思ってて、今だから、多くの自治体が取り組みを始めたということでありますので、またあともって市長もそういうった状況を担当課とも話をしながら見ていただければというふうに思いますので、じゃあ、あと、これもですね、実は、地域自殺対策緊急強化交付金というのがあるんですね。この事業の中で使える事業なんですよ。で、これを使わなくても、そんなに費用を要する問題ではありません。そういった観点から言えば、いわゆるいつでも始められるん

ですが、実は、少し気になったのは、この地域自殺対策緊急強化交付金というものに対して、21年の6月から適用されて、これが23年度までとこれはもうなってるんですが、これをどのように活用されているのか、少し聞きたかったんですね。そこらはどうでしょうか。

〇保健課長(若松光正君) 御質問の地域自殺対策強化事業でございます。これは県の方で基金を持っておりまして、23年度で2億2,000万円でございますが、本市におきましても、先ほど申しました講演会等でこの強化事業を利用させていただいているところでございます。この事業の限度額が30万円の事業でございます。10分の10、100%の補助事業でございまして、今年度は講演会2回と相談会3回ということでは、委託料として29万6,000円ほどを見込んでいるところでございます。

なお、この事業につきましては、3年間というようなものがございましたが、県の方にお尋ね しましたら、来年度もこの事業はあるということでございますので、効果的な取り入れ方という ことでの申請を上げていきたいと考えております。

O13番(小野広嗣君) これはあくまでも市町村の方から計画を県に上げて、県がその総合的に今度は国に申請をするというシステムになっているんですよね。そういった中で、今、市長ともいろいろやり取りをしましたね。そういったことも含めてですよ、明年度も活用できるということであれば、これまで議論したことも含めてですね、検討を加えていっていただきたいというふうに思いますので、これは要請をしておきたいと思います。

あともう1点、市長、9月にですよ、健康診断を受ける際に、このうつ病をチェックできる健診を企業からまず始めようということでですよ、本年23年度より企業はもう実施を始めているんですね。そのことを去年の9月、ここで議論をしまして、そういったものが取り組めるものであればという方向で、市長も研究をさせていただいて、取り組んでいきたいというふうに述べられましたが、あの質問以降、1年が経過し、十分に研究する時間はあったんじゃないかなと思いますが、そこらはどういう検証をされたんでしょうか。

○市長(本田修一君) 本市の企業に対しましての取り組みということでございますが。 「小野広嗣君「いや、違いますよ。企業に対する取り組みじゃない。違いますよ」と呼ぶ〕

O13番(小野広嗣君) 簡単に繰り返しますね。

これは広報に載っかった分ですよ。平成23年度より企業や事業が実施する健康診断に精神疾患を早期に発見するための独自の項目を取り入れることが決まった。本市が行っている健康診断でも、精神疾患の早期発見ができるように診断項目の中に取り入れられないものかと。市長の方は、示された国の取り組みについては、十分研究し、取り入れていきたいというふうに答弁されています。

○市長(本田修一君) 申し訳ございませんでした。

本市では、今月の国会で労働安全衛生法の一部を改正する法律案が審議されることになっておりますが、改正内容につきましては、医師または保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付けると。労働者の同意を得ないで検査の結果を事業

者に提供してはならないとあり、職場におけるメンタルヘルス対策の充実、強化を目的とした内容になっております。

市の特定健診では、問診内容に睡眠や休養についての質問、自覚症状の質問があり、現在、看護師等が問診時に本人と面接しながら、睡眠障害等があると思われる方については、健診会場の医師に相談を受けてもらっております。睡眠や自覚症状の聞き取りでうつのハイリスク者をスクーリングできると考えますので、来年度から厚生労働省が示したストレス簡易表を参考に、問診の取り方を工夫してまいりたいと考えております。

O13番(小野広嗣君) 理解をいたしますけれども、市長、もうちょっとほかのこともいろいろやりたいから、もう詳しく説明はしませんけど、今言われました方法もそうですが、ほかにもどんどん新しい方法が見つかってるんですよ。実際に、いわゆる心電図を撮るような形で、5分間ここにあててですね、それでその人の状況が分かるシステムも出来上がっているんです。それを健診のシステムの中にどんどん取り入れていこうとする動きももう出てますので、そういったことも含めてですね、もう少し庁内でも学習をしていただいて、明年度から取り組めるか、その次年度に、25年度になるかもしれませんけれども、そこらが普及してまいりますので、そこも含めてですね、前向きに取り組んでいっていただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来、様々な御提案をいただいているところでございます。本当にそのことについては、効果が上がるんじゃないかというような内容のものが多々ございましたので、このうつの方が多い、そして、また自殺の方が多い地域という汚名を一日も早く払拭したいというふうに考えておりますので、積極的に対応させていただければと考えます。

O13番(小野広嗣君) ぜひそういった方向で進めていっていただきたいと思います。

あと、この介護ボランティアの関係、ポイント制度の関係ですが、優先順ということも含めて、今のところですね、生活支援、介護支援サポーターという観点を先に進めてきたと。だけれども、その必要性については、以前のやり取りでも市長は、すばらしいことだと、いわゆるそういった評価をされて、かなりの時がたっているんですね。それが少しどうだったのかなという思いがあって、再度、今回質問したんですけど。でも、それを先に進められて、この介護計画のですよ、この第4次計画の素案を検討して、第4回目か、第4回目の素案をまとめるということで、しっかり導入できるように考えてまいりたいと、先ほど僕聞き取りで書いたんですが、されてますので、ぜひこの問題、いろいろクリアしなきゃいけない問題というのはあると思うんです。ただ、実際もうやってる自治体がかなりの量で増えてる。そして、結局ですよ、いわゆる介護ポイントを付けて、そして自分、介護報酬、介護保険料も低減できる。大幅には低減できないですけど、現状より低減できる。そして、地域のため、人のためにも役に立つ。そして、自分自身の健康も取り戻すことができるというか、ますます元気な高齢者として頑張れる。一石三鳥の事業だと言われてるんですね。ですから、そういった方向でやっていく。本市も多少今言われた生活支援関係のサポーターがまだ数的にはですね、少ないんですけども、頑張っていらっしゃる。

近くの霧島市はすごくメニューが豊富なんですよ。いわゆる幼稚園やら小学校まで、介護施設に関わらず、幼稚園やら小学校まで取り組んでいってますね。そして、高齢者のお宅訪問なども展開しているんです。幼稚園等では、小学校でも、配膳関係までやってますよ。そして、おやつを配ったりもしているし、そして、赤ちゃんの世話をすると、もう様々やって取り組んでいるんですね。

だから、柔軟な姿勢で介護支援だけとか、あるいはちょっとしたサロンだけに取り組むというんじゃなくて、幅を広げてですね、取り組めるようにしたら、そのことは自分もやりたいとか、そういうメニューを増やすこともこういった介護支援ボランティアを育てていく方法だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども介護支援サポーターの養成をしてきたということでございますが、議員御提案のありました、ボランティアのポイント制度なるものについて導入をするようにということで検討をさせてきたところでございますが、いろいろハードルが高いということで、取り組みが進んでなかったところでございます。

先ほども答弁いたしましたように、次期の計画の中でしっかりとそのことについては取り組み をしてまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

O13番(小野広嗣君) しっかりとした取り組みを次期計画の中にうたっていくということですので、理解をいたします。本当にこの25年から27年にかけて団塊の世代が65歳を超えてくると。そういうふうになってくると、そういった方々がそういったボランティアの中に入ってきていただくと。元気な高齢者が我がまちに増えていくということですね。最近の流れとして、この地域に出て行くというか、そういった流れがすごく少なくなってきましたね。核家族化してたり、仕事の多様化等もあったりして、そういった中で、でも65歳以上の高齢者は本市にとってもどんどん増えていくと。

そういった中で、そういった方々がボランティアの意識に立って介護支援、様々な支援に地域 に出て行くと地域が元気が出る。なかんずく志布志市全体が元気になっていくというふうに思う んですね。そういった意味で、しっかりと今市長から答弁がありましたので、そういった方向で、 この件に関しては取り組んでいっていただきたいと。

この件、いっぱい言いたいことありますけど、前向きな答弁でしたので、あと1点だけ確認をさせていただきたいんですが、今日、午前中、ブータン国王の話が出てましたけど、いわゆるこの幸せ度というか、そういう問題が出てましたね。マスコミ等でも、幸福度の問題。だから、この介護支援ボランティア等をされている人たちに聞き取りをした結果、その人たちの健康感というものをチェックをしていくと、いわゆる全国の平均値のレベルよりはるかに健康感に対して意識が高いし、満足をしているというデータが出ています。そういった方々をこの志布志市の中に、そういった65歳以上の高齢者の方々をどんどん増やしていくということが一番大事であろうと思いますので、そういった方向で今後取り組みを進めていっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

次、読書環境の整備について、市長の方からも答弁をしていただきました。市長は、子育て日本一を目指していると、そういった観点からも今後の内容を関係課ともしっかり協議を進めていきたいというふうに答弁をされております。

そして、教育長の方からも、ブックスタートに続いてですね、この事業の在り方そのものは意義あることだというふうに答弁をされました。ただ、今後の配付方法であるとか、時期であるとかいうのを少し協議をしながら進めさせていただきたいという答弁であろうというふうに思います。

でですね、教育長いろいろあるんですよね。これ、あえてセカンドブックという表現は通告ではいたしてませんけれども、これお互いの共通認識としてセカンドブック事業という呼び方でもいいだろうと思うんです。ブックスタートについで、今度はセカンドという意味合いですね。このセカンドに対して、まあ乳幼児健診時でやって、次3歳、5歳、あるいは小学1年というところでやっているところがありますね。今度は逆に小学校でやったときに、今度は中学校でサードという、サードブックというふうに持ってきている自治体もあるわけですね。僕は、今それはサードは申し上げてません。あくまでもサードがどうなのかというのはまた検証の余地があるのかなという気がいたしましておりますので、ただ、乳幼児健診時においては、こちら側が選んだ絵本をもって配付をし、そしてボランティアの方々が読み聞かせをしっかり行っていただいて、これは親と子に対して読書のスタートを切らせる、気付きを起こさせるという状況にありますね。

今度は、それから3歳、5歳もありますけど、小学校1年のところが多いんですよ、調べていくと。小学校1年生になって入学式のときに、「はい」ということでは駄目なんですね。「これをどうぞ」じゃ駄目なんです。今度は逆に、主体的に指定図書、1年生の例えば指定図書の中から30冊あれば、入学式の日に親と子にそれを選ばせるということが大事なんです。そういうことが大事だと思うんです。選ばして、そこでその日に配付はできませんので、後日、4月末でもいいです。5月でも授業参観日等で親と子がいるところでしっかり配付をし、今日、今日から持ち帰ったらすぐにでも読み始めてくださいねってやることによって、スタートを切らせることができる。そう思うんですがどうでしょうか。

〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

その前に、先ほどの私の答弁で数字を1か所間違っていたようでしたので訂正させてください。 ブックスタート事業にプレゼントをした親子を確か「230組」と言ったんじゃないかなと思うん ですが、「202組」でございました。申し訳ございません。

今、議員の御指摘、そして、またアイデアをいただきましたので、そういうことも含めてですね、ぜひ私どもも小学校1年でどういうことができるかということもまた勉強させていただきたいと思います。

その前に、また同時にですね、本市でこういう読書支援ということをどんな形でやっているか ということを一つ御紹介しておきます。 一つは、議会と財政当局の御理解によりまして、本市はですね、学校の大小に関わらず、全学校に学校図書館に司書補を配置しております。これは結構人件費もかかるわけですけれども、御理解いただきましております。私がある聞いた市ではですね、うちよりも大きいんですが、2校に一人とか、3校に一人というような配置をして、ええそんなことをしてるのといって、まあ私が「全員ですが」と言ったら、びっくりしておりましたので、お蔭さまでありがとうございます。

そのことと、それから、またこの前、住民生活に光をそそぐ交付金というのがございましたので、あれで図書館管理システムを導入いたしまして、そしてまた、図書を購入して、学校図書館の充実にも努めておりますので、また今それも加えまして、今指摘がありました、ブックスタート事業の次の段階等々についても図書館と協議・研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

O13番(小野広嗣君) 教育長にせん越なんですけどね、こういう言葉がありますよ、政治は国を救うて、医者は人の命を救う、本は人の心を救うて、だから読書環境をつくり上げていく手伝いを我々はしてあげることが子供に生涯にわたる宝をつくってあげるということになるんですね。だから、いわゆる学習、本を読むということに気付かせる、学ばせる、それの出発点にしていきたいというふうに思ってるんです。だから、乳幼児健診時におけるブックスタート事業というのは、これは出発点、で、小学校1年生が2回目なのかなという思いが僕は強いんです。

そして、それ以降はですね、しっかりとそこを出発点にして、2回目の出発点にして、受け身から能動的になる。そっから出発点にして、読書にしっかり親しんでいく。これはですね、やはり親も子も一緒でなければなかなか進まないというふうに思うんですね。で、市長、先ほど市長も子育て日本一という言葉を使われましたね。そういう観点から見たときに、やはりこの子育てで市長が今ブランド推進室を立ち上げられました。子育て日本一というのは、ブランドにならないんですか。

○市長(本田修一君) 日本一というふうに付けるということになれば、当然それはブランドだというふうに思います。ただ、それが内容としてですね、じゃあ日本一の実際の内容は何なんだと。子育て日本一の実際の内容は何なのと言われたときにですね、例えば、じゃあ今おっしゃるブックスタート事業というものについてですね、じゃあきめ細やかにファースト、セカンド、サードとやってて、全ての子供がですね、自分の好きな本をいつでも選べる環境にあるということが確立するとなれば、それはまさしく日本一ということで、子育て日本一のその教育分野における日本一の内容ということでブランドにはなっていくかと思います。

O13番(小野広嗣君) 常に申し上げておりますけど、志布志市の子育て支援というのは、総合的見地から見たときに、かなりいいレベルに達してきていると思っているんですよ。まだ届いていないというだけで、目標としてはそこを目指していると。だけど、かなりのレベルまできていると。何合目とまでは言いませんけども、持ってますよ、僕は何合目というのは自分なりに持っているんですよ。だけど、それ言ってどうかなという問題もありますので、そういう観点から見たときに、あらゆる観点から子育て支援をしていかなきゃいけない。その中に、今申し上げてる

点も細部にわたった点ですけれども、あると。

逆にただ受け身でですね、冒頭も申し上げたように、小学1年生、入学式におめでとうって、これはやめてほしいというのがあるんですね。そうではなくて、やはり子供と親が一緒にどれにしようかな、どれにしようかなって悩みながら、そして選んだ本が後日、親も子もいる授業参観の場所でもいいでしょう、場所の設定はまた考えていただければと思いますけれども、そうやって配付されて、そこからせっかくもらったんだから、今日からしっかり読もうねって始まる。あとは本人たちの主体性に任せていく。任せていったときに、先ほど教育長が言われたように、本市においては、読書環境がしっかり整備されている。指導ができる方々もいっぱいいらっしゃると、すばらしいことだと思うんですね。だから、そういう気付きというか、学び癖を付けるスタートとして、読書癖を付けるスタートとしてぜひともこのことは前向きに検討していただきたいと思いますが、教育長、最後にどうぞ。

○教育長(坪田勝秀君) ただいま御指摘がございましたが、まさにそのとおりだと思います。ですから、この事業がですね、やはり大事なのは、保護者の方々の意識改革と言いますか、そういうことも併せてしていかないと、ただ、もうただもらいだからもらおうなんてことでは、せっかくの大事な財政いただくわけですから、しっかりと初期の目的は何なのか、これを配る目的は何なのかということなどを十分保護者の方々にも理解の上、そして、これが次に今度は2年、3年なったらもう自分で小遣いで、お年玉で今度は自分のお金で本を買おうというようなきっかけになっていくのがやっぱりすばらしい形だろうと思いますので、そういうことも含めまして、今度、また改めて所管で研究・協議していきます。

以上です。

O13番(小野広嗣君) しっかり前向きにですね、やっていってほしいと思うんです。

よく市長もですし、教育長もまあ使われますよね、「研究」という言葉を。何か研究てさせていただきますって聞くとですね、私の方はですよ、時間が無意味に過ぎていくんじゃないかなという気がしてならんのですよ。だから市長もそうですよ、今日も何回か各議員使われてますね。「検討・研究」使い分けていっらしゃるということで、議会でも話題になっておりますが、できればですね、もし研究が少し弱いんであれば、検討より研究の方がですよ、せめて前向きにとか入れてほしい。充実に努めるとかですね。それはまあ要請をしておきたいと思います。

次に、最後の項に移りたいと思いますが、特に教育長、これもう当然僕がダンスのことを詳しく聞くことはないというのは分かっていらっしゃいますよね。特に武道教育の件について、実は問うているわけではありますが、本当にこの柔道の選択が多いんですよね。剣道よりもですね。この鹿児島県のこれ先ほどうちも研修会に参加されて、10月に参加されたという安全対策というのがすごくさけばれてますので、そういった中で、鹿児島県ですね、これ、先月11月17日の記事でありますが、柔道の授業や部活動中に生徒がけがをする事故は鹿児島県内10年度だけで152件発生していると。そのうち剣道が49件、相撲の4件を柔道が大きく上回っているんだということですね。それで、全国でも練習中に生徒が死亡したり、後遺症が残るけがを負うケースが相次いで

いると。安全に授業を進めるための指導者の養成が課題になっているというふうに載ってますね。 それともう一つは、これは朝日新聞に出た記事ですけれども、「中学校の武道必修について待て」 というタイトルで出たんですね。これは愛知県のがんセンターの総長を務めていらっしゃる方で、 柔道も師範の資格を持っていらっしゃる方です。 その方から見ても、かなり危ないんだと。 いわゆる事故、柔道で事故障がいを負ってる方々、中学1年、高校1年、いわゆる初心者がけがをしているということなんですね。 このことの検証はしっかりなされない、指導者育成がしっかりなされないままにスタートを切ることに関しては、心配でたまらない。 それで、ただ頭をぶつけただけで障がいが起こると、 そういったことだけではなくて、 投げられて宙を舞うときだけでも脳が揺さぶられて、 静脈を切るとか。 そういった事故が多々起こっているということで、 このことを教育関係者は軽軽に考えてはならないというふうに言われているんです。 そこらを少し。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今、御指摘のようにですね、武道をするということは、大変指導者も勇気がいるんですね。全部をまあ体育の教員は、全部全種目を取得していることが条件なんですが、しかし、やっぱりそれでも自分はサッカーだ、自分は水泳だという人がおりますので、専門がですね。全部が柔道が得意、剣道が得意というわけじゃございません。ですから、今度この必修になったことについても、ある程度のためらいがやはり学校現場にはあったと思います。しかし、新指導要領でそうなりましたので、ぜひとも私どもとしては、学校に専門のですね、柔道を選択したところは柔道のできる人、剣道を選択したところは剣道のできる先生が配置されるようにということも考えているわけでございます。そういう意味からも、一定規模の中学校をしとかないとなかなかその専門がそろわないということで、こういうところにまた安全確保がまた少し危なくなるというようなこともあるんじゃないかと思っております。

事故のことでちなみに申し上げておきますが、本市ではですね、平成23年は現在のところ事故はございません。平成22年に宇都中学校の3年生が柔道の授業で手首を骨折したという事故が1件ございますが、それ以外はまだ今のところ聞いておりませんけども、指導者の力量ということをどうするかということは、大変大きな問題であります。

実は二、三日前にある中学校が柔道の研究授業をいたしましたので、指導主事を見にやりました。どんなことをするかと、一つ紹介しておきます。ほとんど立ち技でですね、やらないんだそうです、まだ危ないからと。押さえ込んで、背負い始めて、それからやるんです、まだ。立ち技はしないと。それから、背中合わせにですね、両方畳の上に正座しとって、そして「はじめ」でやるというような工夫もしながら柔道の授業をしておるようですが、しかし、それも初歩的な段階でしょうから、そのうち立ち上がって乱取りもしなきゃならんということになりますと、ますます危なくなりますので、十分指導者の養成には努めてまいりたいと思っているところでございます。

O13番(小野広嗣君) 先ほど冒頭質問に対して、教育長から答弁をいただいたわけですが、我々に9月議会のときに、この外部評価委員会の報告書というのを提出されているわけですが、そう

いった中にこの読ませていただきまして、体力向上推進事業という項目の中にですよ、22年度の 状況を検証しているわけですね。そして、反省及び評価点というところで、まず、「中学校武道必 修化に向けた取り組みでは、有明中学校において、国の事業で設備等の整備と指導方の研究を行 い、成果が見られた」と。このいわゆる指導法の研究をここで行ったというのは、全市の方々が 集ってここで行ったのか、ちょっと確認させてください。

○学校教育課長(金久三男君) お答えいたします。

有明中学校におきましては、国の事業であります中学校武道等連携推進事業において、畳の購入とか、そして指導者が柔道を初めてということもありまして、市の柔道連盟の方にTTとしてお願いしまして、有明中学校の体育教員の指導力向上を図ったところです。参加したのは、有明中学校の教員のみです。

○13番(小野広嗣君) じゃあこの研修会以外に有明中ではなくて、本市の中学校の体育教師、こういった方々が全て研修に本年度までに終えているという理解でよろしいんですか。はい。

じゃあこの中に各学校の設備等の最終確認ということを23年度ですよ、ごめんなさい、22年度、 保健体育担当教員の指導力向上のために、いわゆる研修会の実施、地域指導についての検討をやっていきたいというふうにうたっているわけですが、これ最終点検も含めて、明年度この武道教育がスタートするにあたって、その体制はほぼ満足いくところまで進んでいると。現段階ですよ。 なのか、まだもう少し時間がかかっているのか、そこをちょっとお示しください。

○教育長(坪田勝秀君) その点につきましては、実は、この年度の3学期頃にですね、全中学校にこの武道の授業のですね、実際を調査してみたいと思ってます。それで、今現在、市内には体育の教員が8名おりますが、その8名の教員と、あるいはまた校長、教頭からですね、実際を見て、そして今後どういう工夫が必要なのか。あるいはまた、市が、あるいはまた県に依頼してどういう支援が必要なのか。施設・設備を含めましてですね、あればそういうことも出してもらって、そして安全かつ充実した武道授業ができるように、恐らく満足ではないとまだまだですね、今始まったばかりですから。ですから、そういうことも同時に点検して、そしてまた新年度が始まったらきちんとまた前進できるように工夫したいと、指導したいと、こういうふうに考えております。

O13番(小野広嗣君) 志布志中学校を中心として、実践校としてですよ、県の事業を取り入れてますよね。そして、その研究、まあ今途中なわけですが、その研究成果というものをやはり公表するというか、発表する場が必要になるわけですよね。そういった流れはどうなっているんでしょうか。

〇学校教育課長(金久三男君) 各学校で体育の研究授業などがあるときは、特に中学校武道、他校にも呼び掛けて、そして共同研究などを行っているところであり、先日も宇都中学校で柔道の授業があったときに出水中学校の職員が参加して、共同で研究を深めたりしているところであります。

O13番(小野広嗣君) 国の事業に乗っかって実践校としてですよ、やっている場合、その成果、

いろんな課題含めて報告を上げるようになってますよ。その報告は今後上がってくるんですか。 **〇学校教育課長(金久三男君)** 研究指定などを受けた場合は、研究を公開授業いたします。また、冊子にまとめて広く県内の学校、あるいは参加した職員に配付しているところであります。 **〇13番(小野広嗣君)** 先ほど教育長の答弁の中で、例えばですよ、指導者というのが一番大事、学校教育課長も言われてますけど、安全対策、そしてどう指導者を確保するかと。そうなってくると地域との連携、地域の柔道家の方々とか、剣道家の方々とか、そういった方々との緻密な連携があって進んでいくと思うんですよ。全員が、全体育教師が有段者でもないと思うんですけど、じゃないですよね。剣道も柔道も含めてですね。そうなってくると、やはり地域でそれに精通した方々との連携というのがまず必要になってくる。

それともう一つ、やはり教育長が言われた中に、僕が考えとったこともあるんですけど、そういったことに積極的、地域とも連携がしっかり取れている。積極的にもう進めて必修化になるんだからという学校と、少し腰の引けた学校とあるように伺っているんですよ。だから、そこらも温度差がないようにしていかなきゃいけない。やる以上は消極的になっていたってしょうがないんです。消極的になってたらかえって事故を起こしますしね。それもまた事故を起こす道ですので、そこらを少しお示しをください。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

先ほど課長が申しましたときに、有明中学校のことを申しましたが、有明中学校はTTという、 つまりチームティーチングという形で外部の講師を来ていただいて、そして一緒に授業をすると いう、これが今有明中学校だけでございますが、もし各学校から外部指導者が欲しいということ になれば、私どももまたそういう方々にお願いをするなりして、支援してまいりたいと思ってい るところでございます。

なお、県の方も地域が育むその学校教育、学校教育に対する地域の人材をどしどし使えということで我々も言われておりまして、そして、志布志市では、お陰さまで生涯学習の講座の中に知恵袋伝承事業という講座がある。そこにいろいろな特技を持っておられる方々が登録されておりますから、それを学校に示しております。実は、今日はこういう郷土料理をつくりたい人は誰かいませんかとか。あるいは、今度は花をつくる人いませんかとか、全部あげてありますので、それを今度学校に示しまして、そして行っていただく、あるいは呼んでもらうというようなことも積極的にやりなさいと。これはもう柔道、武道に限らずですね、ほかのものにつきましても書道の得意な人がおれば、書道を向こうに行って教えてください。あるいは、算数が得意であれば、ちょっと授業に行って丸だけでもいいですからしてくださいとか、そういうようなこともお願いしております。ですから、学校は人材がいないとか、知らないということは、学校管理者としては言えないわけでございまして、やると思えばどしどしやれることは手は打ってございます。ですから、またそれもチェックしてみたいと思います。

以上です。

O13番(小野広嗣君) 今の教育長の答弁はよく分かりました。

教育長、話はちょっと変わるんですがね、例えば、今年度中学校へ上がられた方々、そして、上がられて、いわゆる今志布志中学校も進んでいるわけですけど、いわゆる柔道をやり、一方では、次のとき、段階でダンスに切り替える。クラスごとに変えてますね。これで今進めようとされているときに、入学当初、一般の方々は、柔道の必修化が明年から始まるなんて知らないし、その前年度の段階でいわゆるそういう取り組みをされるということは知らずに入学をさせているわけですね。そういった中で、せめて4月の段階でも情報として落ちてればいいんですが、途中で柔道着を買ってくださいとくるわけですね。これかなりハレーションがあったんですよ、御存じですかね。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

それは今初めて聞きました。ですから、もうおっしゃるとおりですね、4月になってからそれはうちは柔道やるからねと言われたって、それはそんなに安いもんでもございませんので、ですから、前もってですね、入学の前に、あるいは小学校6年段階でですね、どこの中学校は何をやっている、どこの中学校は何をやっているということを明確に保護者にするのは、これは当然のことだと思います。それはぜひ来年度はやらせます。

O13番(小野広嗣君) 女子学生も同じように柔道をするということで、女子学生の親は、その必修化、そして柔道着を購入しなきゃいけないということで、びっくりされているわけですよね。そういう意味では、24年度よりはですね、しっかりとした中身も分かるように新中学1年生にはですね、周知・徹底をしていっていただきたいと。一つ一つ安全面もそうですが、丁寧にやって、そういった事務手続きの方面でも、実際の現場においても事故を起こさない。両面からですね、慎重な取り組みを進めていっていただきたいと思います。

答弁は要りません。終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時50分まで休憩いたします。



〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

O15番(金子光博君) 今日最後の4番目でございます。皆さん、お疲れだと思いますが、ひとつ市長、最後まではっしとした答弁をお願いします。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思います。

住宅政策についてであります。

鹿児島県もですが、中でも特に大隅半島の基幹産業は農業であります。我がまち志布志市においても全く同様であります。ところが、その農業を背負っていく農業後継者が自立して農家住宅

を建築するに当たって、農振除外、畑かん、農地転用の許認可が法や補助金の下に現況を全く無視した形で規制をかけております。専業農家が自分の土地に住居を構えられないという不合理というか、理不尽な状況が近年続いております。そこで、志布志市に許認可の権限がないということは理解しておりますが、23年11月1日から24年3月31日まで5年に1回の農振見直し作業の基本的な考え方と併せて市長の答弁を求めます。

農地・農家を守り、育てるための法律や政策が、農家を苦しめたり、困らせるようなことが決してあってはならないことではないかと思っております。農業委員会会長には、農業委員会がそれぞれの申請に基づいて現地調査を実施するわけですが、不許可の場合に、何もかも農業委員会がけったというふうに関係者に誤解を与えているような話をよく耳にします。農振除外については、農業委員会は意見書であり、畑かんについては、東部畑かん事務所の意見書であります。流れとしては、最後の最後に農業委員会権限の転用審査となりますが、これも最終権限は県が持っております。そういうことと、農地・農家を守るのは農業委員会の大きな責務でもありますので、市民の皆さんに誤解を与えないようにできるだけ専門用語を少なくして分かりやすく説明・答弁を求めます。

○市長(本田修一君) 金子議員の御質問にお答えいたします。

農振の除外についてでございますが、農用地区域内からの除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条の第2項の定めに基づき、次の要件を全て満たす場合に限り受理・審査を行っているところでございます。

1番目に、除外目的が必要かつ適当であって、農用地区域外の土地をもって代替できる土地が ないと認められること。

2番目に、除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められたとき。

3番目に、除外することにより、担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認めるとき。

4番目に、除外することにより、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすことがないと認められること。5番目に、土地改良事業等の公共投資を実施した土地に該当する場合は、事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることなどが法律によって規定されております。

市は、農振除外の申し入れがあった場合、関係機関から意見を求めた上で農業振興地域整備計画の変更案を作成し、県と協議を行い、農振除外の同意を得て、農用地利用計画の変更の公告を行っているところであります。

農地転用の手続きにつきましては、農業委員会の担当に回答させます。

〇農業委員会事務局長(堀苑智之君) それでは、農業委員会の会長より委任を受けておりますので、事務局の方から回答をさせていただきたいと思います。

農家住宅の建設に伴います農地転用につきましては、御承知のとおり、農地法によります許可

が必要となっているところでございます。農地転用許可制度は、優良農地の確保と土地利用の推進を目的といたしているところでございますが、この転用許可につきましては、先ほど議員の方から言われましたとおり、県及び国の権限となっているところでございます。

農家住宅の転用につきましては、原則1,000㎡を限度といたしまして、県知事の許可が必要でございます。申請等につきましては、農業委員会の総会を経まして県へ進達することになっておりますが、農地はその土地利用の状況によりまして、条件等によりまして第一種農地、第二種農地、第三種農地などに区分されているところでございますが、第一種農地につきましては、10ha以上の農地の広がりがある地域、あるいは土地改良の事業の施行をした地域などでございまして、転用は原則不許可となっております。

しかしながら、第一種農地でも、不許可の例外といたしまして、一定の条件を満たしておりました場合は許可できる場合がございます。その場合といたしまして、工事現場等の事務所に使う一時転用の場合、それから農業用施設あるいは地域の農業に資する施設の設置に伴うもの。それから、市街地への設置困難な施設、それから資源の採取、養殖用の施設等の設置に伴うもの。あるいは、公共性の高い保安林の事業とか、あるいは急傾斜地の事業、あるいは災害のための事業などの公共性の高い事業等につきましては、条件を満たした場合は、該当、許可の該当になっているところでございます。

御質問の農家住宅建設のための転用につきましては、申請地が第一種農地の場合につきましては、先ほどの許可要件の中の地域農業振興に資する施設に該当するものに該当すると思われます。この条件につきましては、その申請地からおおむね50mの範囲内に3戸以上の居住する農家と申しますか、住宅が集落に接続している場合については、許可になるというふうになっております。その50mの範囲内の根拠でございますが、集落の農村集落の住宅につきましては、その住宅の周辺には自家用の水田とか、あるいは自家用の菜園等がある関係上、その範囲が50mの範囲内にあるというようなことで、その50mの範囲であれば許可の要件に該当するというふうになっているところでございます。第一種農地以外の第二種農地につきましては、周辺の状況を踏まえて許可になっております。それから、第三種農地につきましては、原則許可というふうになっております。

第二種農地の要件といたしましては、その申請地の500m以内に鉄道の駅あるいは市役所、町村役場のある地域、あるいは土地改良事業の施行地区でなく、農地の広がりが10ha未満の地域につきましては、第二種農地というふうになっております。

それから、第三種農地の要件につきましては、ガス管、水道、下水道などの管の施設が、管の施設のうち、二つ以上が布設されている道路の沿道の区域内に二つ以上の教育施設、医療施設などがある都市的環境の整備が整ったところにある農地と。それから、都市計画法で用途指定が定められている区域内にある農地であります。

いずれにいたしましても、農地転用につきましては、先ほどから申しますように、国・県の権限となっておりますが、県といたしましても、近年農村部におきまして、過疎化・少子高齢化が

進む中、農業後継者の住宅の確保が農地法などの問題で非常に困難な状況にあるというふうな県 民からの意見が寄せられているというようなことで、農家住宅の建設のためのアンケートがです ね、農業委員会の方にまいったところでございます。市の農業委員会といたしましても、後継者 の農家住宅の建設のための農地転用につきましては、特段の配置と申しますか、特例を設けてい ただきたい旨ですね、回答いたしたところでございます。

以上でございますが、なお、先ほど市長の方からありましたように、農振除外につきましては、 農業委員会といたしましては、市長から協議を受けて、意見を付けて市長の方に回答していると ころでございます。

以上で終わります。

O15番(金子光博君) 市長、あなたも過去には農業をされておりました。今、農業委員会の局長の方からも答弁がございましたが、今、この私がさっき言ったような現在の状況を本田修一としてですね、どういうふうに状況を認識し、把握しておられるのか。あなたの考えをちょっと聞かせてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

農業後継者の方々が新たに後継者として定住しようとするときに、農地にしかその住宅を求められないというケースについては、年に1回か2回か切実な形で要望が寄せられているところでございます。そのことにつきましては、私自身もこの法律の縛りというのはきついなということで、何らかの形でこの言い方は悪いかもしれませんが、その要綱をクリアできるようなやり方というのはないのかということについては検討させているところでございます。しかしながら、それでもどうしてもクリアできない方がおられるということで、そのことについては、誠に残念だなというふうに思っております。

しかしながら、現在、農業を取り巻く環境というのは厳しい中で、後継者として居ついてくださるという方につきましては、貴重な人材でございますので、その方が農業をするということでいい形で定住ができるとなれば、私どもは今申しました法の規制というものを何とか緩和できるような形の要望というのについては、重ねてしてまいりたいというふうには考えるところでございます。

O15番(金子光博君) 大体分かっておられるようではございますが、我がまちの首長としてですね、志布志市ばかりじゃないんですよ、このことで悩んでいるのは。お隣の曽於市でもですし、大崎でもです。大隅半島の鹿児島県ひいてはどこの町村も頭を悩ましているんですよ。だから、こういうときにあなた方首長の会がある時にですね、こういう発言をしてですね、取りまとめをしてもらって、県の首長会あたりで県に申し入れをしていくとか、部下に押し付けるんじゃなくてですよ、立ち上がってくださいよ。もちろん、議会としてもですね、議長会の方でそういう声を上村議長には出していただきたいというふうにお願いもいたしますよ。農業後継者は、我がまちのですね、宝ですよ。宝を守るのにですね、そういうところで適切な場所で、誰でんかいでんそういう場所には行けないわけですから、声を出してください。そして、道を切り開いてくださ

いよ。今んままじゃどげんもこげんもいかんですよ。どげんですか。

○市長(本田修一君) 後継者の方でですね、本当に何でこの土地は自分のものなのに自分が思うような形で利用できないかということについては、思われる方がたくさんおられる。しかし、そのことについては、先ほど申しましたように、除外の要件があって、そのことで新たに用地を確保していただいているというようなことが今までとられてきたということでございます。しかしながら、今お話になりますように、先ほど私の方でお話しましたように、いろんなその除外ができる要件というものを探ったけど、どうしてもそれに該当しなかったということでございます。それは要件が一応あるということでございますので、その要件の緩和について、私どもも組織として要望を申し上げていくということについては、やぶさかでございませんので、そういった行動を起こしていきたいと思います。

○15番(金子光博君) ぜひそういうことで立ち上がって声を出していただきたいと思います。 私がですね、今年のこの問題をなぜ取り上げたかと言いますと、今年の春頃、松山のある畜産 農家からですね、相談を受けて、いろいろ農業委員会とも、農政課ともやり取りをしながら進めてきましたけれども、もうにっちもさっちもいきません。その農家はですね、後継者がおって、もう来年、再来年は子供さんが小学校に入学をしますけれども、畜産を規模を拡大したいということで、どっか15年ぐらい前にお父さんが今の実家からですね、ちょっと離れた、松山はほとんど第一種農地ですからね、第二種、第三種はほんのわずかしかありません。第一種農地の山んぐるいにですね、山をあけて畜舎を建設されまして、集落の中には、大規模な畜舎はみんなが嫌いますから建てられませんのでね、それで今生産牛が80頭ぐらいで、子牛まで入れますと150頭ぐらいますよ。生産牛については、分べんなり、発情なり、いろんな病気が心配ですから、経営を安定して持続させるためには、やはり牛舎の近くに家を建てて、事故を1件でも少なくして、経営を頑張りたいということでですね、近くの本人の畑をあたりました。

まず、局長が言われましたように、50m以内にここならいいだろうというような所がありましたけれども、残念ながらですね、そこは他人の土地で、なかなかいい返事をもらえずにですね、もうあきらめざるを得なかったわけですよ。それから、第二案、三案、四案と牛舎の近くの畑をこうここはどうですか、ここはどうですかということで農業委員会の職員に来てもらって県ともそのたんびにやり取りをしてきましたよ。4か所目の畑がここならどうでしょうかということで決めまして、農振除外、転用については、何とかクリアしそうだということで、今度は農政課に行ってですね、畑かん係に行って、畑かんの方をちっと探ってくれんかということをお願いしましたらですね、電話さきで鼻をはじかれたと。もうそこの畑については、かんしょも作っておられますから、かんしょの苗床の育苗ハウスがあってですね、もう給水、畑かんの給水栓を付けて給水返しをしている土地でございました。私は担当に言いましたよ。「断られるかもしれんどん、ないごて鹿屋ずい行たっせえ足を運んで相談をしてくれんかったとか」と、「電話で断らるっち、どうせおまえどんは分かっちょったじ、もう電話で相談をしたやろ」ち。「はい」と。断られるということは分かっちょってん、鹿屋まで足を運んでですね、本人に成り代わってその窮状を伝え

ないことには伝わらんですよ、向こうには。県の担当には。鼻のはじっきかたでも電話さっでも ぞさはねえですよ。まあそういうことで、どげんもこげんもいかんような状態なんですよね。

そこで、局長の方で、先ほど答弁でありましたけれども、特例としてですね、救済策として特例でもつくっていただいてですね、救ってやらないことにはどげんもいきません。そこの畑はですね、25 a ぐらいの畑です。そこを5 a ですね、5 a 農家住宅を造ったときに、水の使用量が25 a ですから、5 a 分減りますよね。県も市もですね、その減った5 a 分をですね、まちっとこう考えがあればですね、まだ使用開始をしていない、給水栓は付いているけれども、給水開始をしていない畑を一筆どこか使っていただけませんかと、そういうような知恵も出らんとかねと。そっちの方が使用料はまた上がるわけですからね。かたや県もですね、給水栓が付いておって、もう耕作放棄地になっている土地もあるわけですよ。農政課からもらった資料を見ますとですね、松山でこれは東部畑かんですから、松山で1.62ha、志布志町で5.6ha、一種農地の中にあるわけですよ。そういうところについてはですね、何も罰則もない、指導もされない、個人の財産ですから、私たちは何とも言えません。もうちっと申請をあげる人はですね、やっせもはんどと、あたいだ農地を守っいかんないかんたっじ。そげな行政どんしてもらっちゃですね、真剣に取り組んでいる人はたまりませんよ。今この例を言いましたけれども、市長、あなたの考えをちょっと聞かせてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまの件につきましては、私の方にも相談がございまして、内容については認識しているところでございます。幾つかの候補地を紹介して、そして転々としてやっと見つかったということになったら、ただいまお話があったように、畑かんの給水栓の設置地であるということが引っ掛かっているということでございます。じゃあそこで特例として、そのことについて認めてもらえるかどうかということについては、今担当の方が県に問い合わせた結果、できなかったということであるようでございますが、そのことをしからば直接に出向いてお話しすべき内容だったかもしれないというふうには思ったところでございます。私どもとしましては、やはり法を守る立場と、そして規則を、要綱を遵守しながら様々な事業について推進すべき立場でございますので、そのことに抵触して、合致してできないということになれば、その要綱ないしは法律自体、条令自体を改正してもらうという取り組みをしていかなければならないのではないかなというふうに思うところでございます。そのことについては、取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

〇15番(金子光博君) 今言われたとおりですよ、そん悪政をですね、ためにならん法律どんですね、守ちょったっちいかん。そういうのを黙ちょったっち変えはせんですよ、上の人は。声を出してくださいね。

それからですね、我がまちでもそういうことが出るんですが、鹿屋市辺りではですね、こういうことが元になって、後継者が、我が所に家を建てられないで、都市計画区域のそういう建てやすい所に土地を求めて家を建設、住宅を建設する。当然、子供は、田舎の子供は田舎に家がでく

れば田舎の学校にやりたいんだけれども、やっぱりまちの学校に出さぜるを得ない。盆、正月しか、近っじゃってんですよ、お父さんたちは通勤農業ですから。通勤農業ができる農業ならいいですけどね。そすっと、結局田舎の方はますます過疎に拍車がかかる。あとでも触れますけど、保育園、小学校、中学校の統合再編につながってくるわけですよ。

私はですね、先月の27日、鹿屋の中央公民館でですね、ある人から話を聞きまして、「あなたの そばで県議会」という、県議会の出前講座、鹿屋で2回目だったそうですが、それにいい機会だ からこんこつをどうしてん言わなと思ってですね、参加させていただきました。金子議長、池畑 副議長以下ですね、21名の県議会の先生方が出前講座みたいな会だったわけですが、県議会とは 何ぞやと、どういうことをやるんだというようなことを一般の市民の方々に分かりやすくこうビ デオを使って説明やら、こういろんな説明がありまして、それで、意見交換ということで、テー マは「あなたの考える大隅地域の振興策」というようなことで集まった方々からこう質問を受け て、それに県議の先生方がこう答弁をするというような形式でした。私はこのことを訴えたとき にですね、司会者の方が、曽於の県議の瀬戸口三郎氏と我がところの大崎の西高県議と答弁を求 められたわけですよね。二人とも非常に頭の痛い問題ですということで、答弁がありました。そ れまでは、個々の県議の先生がこの執行部のそういう係りとやり取りをしちょったわけですよね。 どうしても道が開けないということで、最後のですね、閉会の挨拶の中で、副議長の池畑憲一、 自民党の、企画建設に所属されておるそうですが、副議長さんがですね、このことについては、 県議会が一丸となって取り組んでいきますというような力強い挨拶をしていただきました。私は、 ちった光が見えるんじゃないかなと思って期待もしておるわけですが、そこにですね、本田市長 が先頭となって首長会、上村議長が先頭となって県の議長会、それあたりを動かしてもらえれば ですね、何とか灯りが見えてくるんじゃないかと期待しておりますので、ひとつ、もう1回、市 長の不退転の決意をですね、少し話をしてみてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来お話がありますように、この件については、何とかして許可できる要件というものを探りながら、土地、新たな土地、新たな土地というふうに求めながら、結局、最終的には畑かんの関係のことでクリアできなかったということになっているようでございます。しからば、どのところまで要件として認めるかということについては、県にも十分相談をしていかなければならない内容かというふうに思っています。私どもとしましては、最大限、農業後継者として農業を存続する意志が固いということで農家住宅を建てられるということだったら、かなり緩和した形で認めてほしいということは要望をしてまいりたいと思います。

O15番(金子光博君) ひとつ頑張っていただきたいと思います。

私は、成果がないときには、また時期をみてこのことはやりますからね。

それでは、次に、主に松山地区のような農村部ですが、若者定住対策としての宅地の確保について、市としてどういう計画を立てておられるのか、答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市の定住対策につきましては、住宅対策、雇用対策、子育てなど、多くの課題があると認識しております。その中で、住宅対策のうち、宅地の確保につきましては、旧町ごとに整備方針が異なっていたようでございます。旧志布志町におきましては、民間の借家や県営住宅などの公営住宅が充実していたこともあり、土地開発公社による分譲地で定住促進を図っておりました。旧有明町につきましては、公営住宅のほか、民間資金活用した地域活性化住宅により、定住促進を図っているところでございます。また、旧松山町では、公営住宅のほか、あじさい団地、さくら団地、なのはな団地と地区に1か所ずつ分譲地を造成しておりましたが、現在、なのはな団地に3区画を残すのみで全部売却済みでございます。

新市になってからの取り組みとしましては、平成21年度に森山地区に定住住宅用地の分譲を行ったところでございます。今後の定住住宅用地につきましては、新たな分譲地造成は行っていないところでありますが、現在、関係各課で構成する定住対策等庁内検討会で協議を重ねておりまして、また、今年度定住促進計画を策定中でありますので、その計画の中でも、今後、市としてどのような住宅政策が望ましいか。また、その地域にあった住宅はどういったものなのかなど、財政状況も勘案しながら研究を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

O15番(金子光博君) その後、何にも手を打ってないというようなことであるようでございま すが、市長はですね、もう合併して6年を過ぎようとしております。やはりですね、市内の均衡 ある発展を図るのは必要なことではございますが、まだまだ特に松山町みたいな農村部において はですね、旧町が特に力を入れとったところですよね。こういうのはやっぱり尊重してもらわな いとですね、先ほどありましたように、松山の新橋、泰野、尾野見のあじさい団地、なのはな団 地、さくら団地、これはですね、松山の加世田町長、上村町長、この方々が一生懸命頑張ってい ただいて、3校区をバランスよく児童数が減らないように、若者が定着するようにというような ことで受け皿をつくって、今まできましたよ。ところが、なのはな団地に3地区空いているだけ で、もう全部埋まったと。こういう経済状況ですので、住んでる方もですね、なかなか出ていか ないわけですよね。さっきも言ったように、農家が自分の土地に家を造られないわけですから、 サラリーマンの方々や農業公社の卒業生で頑張っている人、なかなかいい宅地を見つけられない んですよ。需要があるのに供給の計画が全くない。合併して何にも手を付けてないわけですよ。 今までの住宅にリフォームというんですか、こう外壁なんかを長く持つように、そういうのは去 年頃からやってもらっているようですけれども、農業公社の卒業生で自立している方々がそれぞ れのこう集落に解け込んだりして、あるいは、団地に住み着いて自分で家を建てたいというよう な相談はですね、私だけじゃなくて、松山のほかの3人の議員もそれぞれ受けておられると思い ますよ。ないですがね。松山はですね、旧町時代に農業に非常に力を入れておったから、ほとん ど基盤整備地区なんですよ。第一種農地、第二種、第三農地というのは、もう山ん影んような所 ですからね。今頃山の側どみ誰が家を造りますか。教育長がですね、昨日いただきましたけれど も、中学校再編計画のこの各それぞれの中学校を説明会に回っておられます。市長、あなたも見 られたでしょう。あなたのお膝元の伊﨑田校区からこげん住宅のことで質問が出てますがね。教 育長なんか何も権限はないわけですよ。もうちょっとですね、自分の足元をしっかりと見つめてくださいよ。伊崎田は、住宅地が少ないのはなぜか。教育委員会は、市長に伝えてあるから、ふれあい移動市長室で直接市長に訴えていただきたいと。8月の意見交換会のときにも、住宅政策のことを要望したと。市長に伝えたとのことだが、3か月たっても進展はないのかと、市の政策は、少子化対策と地域活性化策は分けて考えているようであるというような答弁もされております。「どこかの町で、Uターン政策等で若い世代の定住に成功した例があるので、そういう所を調査して見習ってほしい」。教育総務課長なんかですね、その答弁はですよ、どこの自治体か分かれば教えてほしい、調べてみたい。ちっと情けないですよね。そげなとに一番詳しい課もあるわけですから。市長、今、松山の状況を話をしましたけれども、もう1回話を聞かせてみてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

定住ということにつきまして考えるとなれば、先ほども言いましたように、住宅政策、そして雇用政策、そしてまた子育ての政策と様々な面が整ったときにこういった定住がされるということになろうかというふうに思います。今お話になられました中で、住宅については、その宅地等が用意されていないということについては、今までも何回か聞いてきたところでございますが、市といたしましては、住宅政策につきましては、ストック活用プランによりまして、順次この古くなった住宅を建て直ししながら新たな住宅の要望に応じていくということが基本にされてきたところでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、森山の方でも一部分譲地の用意をしたところでございます。

今後、松山地区につきましては、先般、松山産業の方で市に対しまして旧工場用地につきまして無償の提供がされましたので、この跡地を活用していきながら、地域の要望に応えてまいりたいと考えております。

O15番(金子光博君) 志布志市の住宅マスタープラン、こういう立派なものができております。 いいことをたくさん書いてありますよ。

少子化対策としては、子育て世代の定住を促すことが必要であり、そのために、子育て世代向 けの賃貸住宅の建設を促進する。

若年世代の定住は不可欠な要素であり、これら世代の市外流出を抑制し、市内への定住を促進 していく必要がある。

基本理念として、市内の若年・子育て世帯の定住を促すまちづくり。市外からの転入が期待できる魅力あるまちづくり。

自治体によっては、若年層の市内定着を図るために住宅建設や家賃に対して補助金を出すところもある。本市においても、定住促進のための取り組みの一つとして検討していく、今後検討していく必要のある項目ではないかと。定期借地権とかですね。

それから定住促進情報の提供、2007年問題と言われる団魂世代の大量退職やシンプルな田舎暮らしが見直されるなど、近年における社会動向や人々の住まい・住環境に対するニーズを考慮すると、市外に住む本市出身者のUターンやそれ以外の方のI、Jターン需要が今後予想される。

近年、インターネットの普及により、U、I、Jターンの就職情報の収集は比較的容易になって きているため、本市においても住宅提供、空き家提供と同様の情報発信を積極的に行っていく。 関係部署が連携を取りながら関連施策の着実なですよ、着実な実行に取り組む、計画の実現に向 けて。何にもしよらんじゃないですか。教育長がですね、こういろんな質問があったときに、子 供が少なくなる。ここで地域として子戻し、市外に住んでいる子戻し、孫戻しの運動を地域をあ げて取り組んでくださいよと。そうしないと、ある線を越えたときには、もうどげんもいかんで すよというようなことを何回となくそれぞれの学校で言っておられますよ。そういう人たちが帰 ってきたときにですね、受け皿となる宅地が確保されてませんがね。松山みたいな所は。志布志 の町やら通山辺はいいですよ。民間の業者が活発にそういうのを建設されますから。松山みたい な農村部についてはですね、行政がもちっと先を進んで、まあ10区画なら10区画、その中に呼び 水として、早く定着してもらうために、3戸なら3戸でんよかです。2戸でん3戸でん、市が建 設を先に進めて、呼び水として早くそこが満杯になるような手を打つとかですよ。そうしないと、 もうぎりぎりの線だと思いますよ。松山でも3小学校まだ複式になっているところはありません けれども、もう目の前にきているわけですから。我が市はですね、自前で土地開発公社も持って おりますがね、こういう組織をうまく使ってくださいよ。何のための開発公社ですか。市長の考 え方一つで大きく動くときは動くし、動かんときは何にも動かんですよ。あなたが動こうとせん なら、職員は絶対動かんですよ。いつ頃までにそういう具体的な計画が策定されるのか、そこら 辺りを答弁できる範囲でお答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今ほど申しましたように、旧松山産業の方で市に対しまして、土地の旧工場用地の土地の無償の譲渡がされたところでした。この土地につきましては、現段階でもすぐ10戸ほど確保できる土地でありますので、現在、庁内でも検討を重ねておりますので、この整理が済み次第、皆さん方に御紹介できる内容になると思いますので、よろしくお願いいたします。

O15番(金子光博君) しっかりやっていただきたいと思います。

行政報告のこの資料をいただいておりますが、私はいつもこれを見る度にですね、最後のページの志布志市建設工事等入札結果の一覧表をこう注意深く、興味深く見ているわけですが、今年の8月29日から11月23日までの実施分ということで、掲載されております。38件中、松山は5件です。7.6%、こういうような数字になっておるわけですが、このことについて、市長の感想をちょっと聞かせてください。

[金子光博君「8月29日から11月23」と呼ぶ]

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

期間の中でどれだけあるかということについては、少し全体を見ながら判断しなきゃならないかと思いますが、私自身としましては、新市になりまして、緊急度が高いところ、そしてまた、必要性の高いところを中心に、このような事業に取り組んできているところでございます。そういった観点から、このような数字になっているんではないかというふうに考えるところでござい

ます。

O15番(金子光博君) さっきのことやらですね、こういうことやらですね、たまには松山支所長とも意見交換もしてみてください。松山の責任者ですので、いろんなことを考えておると思いますので、たまにはそういう話もですね、ゆっくり意見交換をしていただきたいと思います。議員も4人ですけれどもね、職員も松山の職員は4人しかおりませんから、松山のことは溝口支所長にですね、しっかり聞いて、いろんなことに目配り、気配りをしていただきたなというふうに思います。

それでは、次に、保育行政についてであります。

昨日、みどり保育所の民間移管募集について説明がありましたが、現状の保育に対して、保護者からはたいした不満もない中で、強引に民間移管にもっていこうとする市政に疑問を持っておりますが、市としての基本的な方針について伺います。

公営と民間の保育の現状をどう認識しているのか、答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

児童福祉法第24条第1項は、児童の保育に欠けるところがある場合において、市町村は保護者から申し込みのあったときは、それらの児童を保育所において、保育しなければならないとあります。保育に欠ける子供には、保育を受ける権利があり、市町村には保育を実施する義務があるというのが児童福祉法の趣旨であります。

市の基本方針は、法令や国の保育指針を遵守しながら、保育サービスを必要とする利用者に対し、ニーズに応じた保育サービスを提供し、必要なときに、必要な人がいつでも利用できる仕組みをつくり、管理していくことだと思います。

お尋ねの公立と民間の保育の現状についてですが、職員の適正化計画により、職員が減少する中で、現在の公立保育所で提供できるサービスにつきましては、民間でやられているようなサービスを実施するのは多少無理があると考えております。基本的な保育という点では、公・民なんら遜色はございませんが、プラスアルファの部分において、やはり公立での実現は難しいのではないかと考えております。

入所者数におきましても、送迎等の違いからか、民間はどの保育園も定員を超える入所状況にあります。これに比較して公立は、多くても定員ぎりぎりのような状況であります。そのような状況でございますので、今回も民間移管を進めるということで、保護者の方ともお話をさせていただいているところでございます。

O15番(金子光博君) 今、説明がありましたが、その中でですね、松山は志布志やら有明とは若干状況が違うわけですよ。なぜかと言いますと、城南、みどり、さゆりとありますね。志布志、有明はこっちの人がこっちの保育園に行ったり、こっちの人がこっちの保育園に行ったりするのは頻繁にあって、それは普通のことかもしれません。松山はですね、よっぽどの事情がない限り、特別な事情がない限りですね、新橋の人は新橋、泰野の人は泰野、尾野見の人は尾野見にしか出さんのですよ。特に年長時になると、小学校入学時の友達関係のことを考えて、泰野の人が尾野

見に出すというようなこと、新橋に出すようなことは、よっぽどのことがない限りありません。 また、松山の保育園に志布志の方から来るようなということはとても考えられません。伊崎田、 たちばな、通山の横峯さんがされているような、あげなテレビにでも出るような特別な保育をさ れれば別かもしれませんが、よっぽどの事情がない限りですね、それぞれのすみ分けができてい るんですよ。これが民間になったからといって、それが私はこうなるとは、そうは考えられない わけですよね。

そこでですね、私は、先日、みどり保育園の生活発表会を見学に行きました。運動会と生活発 表会は、孫ん子の姿を見に必ずといっていいほど行きます。私はですね、今子供が多かったもん ですから、串間にもおれば、鹿児島にもおって、長崎の佐世保にも孫がおりましたからね。今年 は全部行きました。民間と、それも民間、一人は幼稚園でしたけれども、それでみどりののが一 番最後でしたのでね、内容としては、みどりのが一番良かったねと。ひいき目じゃなくしてです よ。子供を中心に先生たち、保護者、こう連携が取れて、こう協力体制がしっかりできて、子供 たちも立派な発表をしてくれました。最後でですね、カーテンが閉まったときに、来年あがる子 供たちが、前に整列して、七、八人でしたけども、お別れの言葉か、そういう最後の言葉の発表 をそれぞれどっか15秒から20秒ぐらいの間、それぞれみんな発表しました。感動しましたよ。じ んときました。こしこんこっがでくっとに、まあ市長は民間民間と言うけれども、市長として、 もちっとほかにすべきことがあっとじゃねえかねと、私はじっと見ながら考えておりました。途 中でですね、もう終盤の方でしたけれども、先生方の出し物もあってですね、今はやりの書道ガ ールズでしたよ。大きな紙をこうてあったから何をすっとやろかいと思ったら、書道ガールズで、 園長先生が絆(きずな)という字を書いて、先生たちがそれぞれ金子みすゞの「こだまでしょう か」というのがありますね。ばかと言えばばかと言う、ありがとうと言えばありがとう、ごめん と言えばごめんと、そういうのを書いて、それがぱっと最後であがりましたよ。大拍手喝采でし たよ。そして、保護者は保護者でおもしろいことをやったりしてですね、公立でもこしこだけの ものができるのに、父兄が、保護者が不満がいっぱいあるわけでもないのに、何を無理して進め んないかんのかなというふうにじっと考えちょったわけですが、こういうのをですね、市長も管 理者ですから、そけ15分でん、20分でんよか、見てほしかったなと思いましたが、公立の、民間 のところには行かれると思いますが、公立の保育園の運動会なり、生活発表会を見に行かれたこ とがありますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、みどりにつきましては観る機会はなかったところでございますが、時間が合う時には、 招待があって時間がある時には行くようにはしてきておりました。公立にも何回かそのような発 表会等には立ち会いをして、見学させていただいたところでございます。

O15番(金子光博君) 本当に見て、見学してですね、立ち止まってほしかったなというふうに 思うところでした。

今回のですね、民間移管の手続きについて、タイムスケジュールを決めるにあたってですね、

保護者会と市の担当課と事前に前もって連絡をしたりだとか、いろんな細かなことも包み隠さず事前に十分知らせてくださいねという約束事の下に、今回、民間移管の募集が始まったわけですよね。それで募集をした、開始した何日かあとに、保護者にもですよ、会長に連絡があって、会長はあれだけ事前に話をさせていただいて、そういうことはしっかりとやりますという約束の下に始めたのに、もううったっからつまずいてですね、信頼関係が崩れるわけですよ。だから、30日の日に保護者会に説明会をしますから、会長さん、連絡をしてもらえませんかというふうにお願いしたら、できませんよと。もう勝手にやってくださいよち、そういうことだったそうですよ。そういう話を聞いたもんだから、私は松山支所に行きましたよ。支所の課長もですね、4日後ですよ、もうあんまり内輪のことですから、こんなところで言いたくないんだけど、何つうこっですか、本所ん人間ばっかりで進めていくんですか、自分たちの勝手で。

今度はもう9月の議会であれだけなったんだから、今度はもう一つだし、今度はゆっくりと見ておられるんだろうなというふうに思っておったところが、ふたを開けた途端、もうひちゃかちゃですがね。

それとですね、保護者会長が言うにはですよ、保護者会に説明する前に30日が終わって、締め切った、審査会に諮って、その後に保護者会にはその今度手を挙げられたところの名前は発表はすると。なぜ保護者会が前じゃなくて、審査会が先なんですかというような疑問なんですよ、これは。このあれにも書いてありますよね。最終的には、保護者の同意が必要なんですよと。保護者会より審査会を優先するんですか、どうなんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、公募を開始いたしまして、その開始の際に、保護者会の方にお知らせしなかったという ことについては、当局の方での失態ではなかったかというふうに考えるところであります。御指 摘のとおり、今回の件については、全協でも御指摘がございましたように、慎重にすべきなんだ というようなことがお話があった中で、このような結果になってしまったということにつきまし ては、誠に申し訳なく思います。

ただいまお話がありました保護者会より審査会、選考委員会が優先するのかということについてでございますが、決してそういったことではないということでございまして、当然、保護者会の皆さん方の御意向は十分反映していき、尊重していくということでございます。ただ、流れとしてそのような形になってしまったということにつきましては、選考委員会の方々が前回のこともございましたので、今回も何回も選考委員会も慎重にやっていきたいというような御意見もあったということで、そのような流れになったというふうに聞いたところでございます。

〇15番(金子光博君) それはもう表面上のことですがね。信頼関係はですね、構築するのには大変な努力も必要ですが、一端崩れたらですね、なかなか元に戻すのは大変ですよ。何倍も何十倍も努力をせんな。

それでですね、一つ角度を変えて、松山は3園それぞれ違ったところがとると、まあ順調にいけばですよ、とるというようなことになりますが、また、新たな火種ができてこなければいいが

なというような気運もしておりますけれども、1園を公立で3年なり、5年なり残して、城南の 状況、さゆりの状況なんかもまあじっくりこう見ながら、みどりはまあ3年先、5年先でよかや ねえかよというようなことで、仮に5年ですよね、先延ばしをしたときにですね、1園で市の財 政負担はですね、そんなにてがいっとですかね。どのぐらい掛かるわけですか。1年でいいです がね。1年にどんくらい市の財政にとっては重石になるんですよというような数字を教えてみて ください。

○議長(上村 環君) ただいま答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいとの申し入れがありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後4時05分 休憩午後4時09分 再開

- 〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○市長(本田修一君) 誠に申し訳ございませんでした。お答えいたします。

みどり保育所の総事業費につきましては、2,853万2,000円でございまして、そのうち交付金と保育料を除きまして市の負担が1,534万9,000円となっております。

「何事か呼ぶ者あり〕

- **〇市長(本田修一君)** これは22年の実績でございます。それで、22年度民間だった場合に、市の負担としまして809万9,000円というふうになっております。
- **〇15番(金子光博君)** 措置費があって本当に809万、公立と民間と比べたときに809万円、公立でした場合には余計掛かるということですか。間違いはないですか。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

公立でしたときと民間移管したときに、724万9,000円の差があるということでございます。

- ○15番(金子光博君) 本当に間違いはありませんか。
- **○議長(上村 環君)** ただいま答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいとの申し入れがありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後4時12分 休憩午後4時31分 再開──○

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○市長(本田修一君) 度々御迷惑をお掛けしまして申し訳ございません。

先ほど答弁しました数字につきまして、少し訂正させていただきます。

21年の9月、第3回定例議会におきまして、小園議員の御質問に対しまして、城南、蓬原、有明3園を公立でいった場合に約200万円ほどの差異が出るというようなふうにお答えしておりま

した。

今回、みどりのみということでございますので、518万円ほどの差というふうになっております。 **〇15番(金子光博君)** 分かりました。

こういう数字はですね、私は端数までは求めておりませんが、委員会等でも事細かに質疑がなされて、また、一般質問でも19番議員が盛んにこのことは質問があったわけですからね。さっと答えられないようなふうじゃ、こら、どうもこうもいかんですよ。子供は宝です、地域の。そういう子供たちを育てるのに、何億というようなお金なら分かりますけれども、こういうお金だけで計算していいのかなというふうに思っております。

それと、信頼関係を先ほど言いましたけれども、保護者会に対しての今回の一連の失態ですね。このことについて、市長、並びに担当課長がどういうふうに考えておられるのか答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、今回のケースについては、特に保護者会の方々の御意向というものを十分尊重しながら慎重に進めていかなきゃならないということについては、前回の案件でも御指摘があり、私どもとしましてもそのようなふうに努めてきたつもりでございます。結果的には、そのことが十分また果たされてなかったということで、誠に申し訳なく反省するところでございます。今後、このようなことがないように私自身も、また保護者会長さんの方には赴きまして、今後はこういったことがない形で進めさせていただきますということ。そして、今回の件につきまして陳謝申し上げて、改めて保護者会の方々の御意見等を尊重してまいりたいというふうに思います。

○福祉課長(木屋成久君) 今回の民間移管についての今までの保護者との相違があったという ことについては、誠にこちらの事務局の不手際で、保護者の方たちには大変な御迷惑を掛けたと 思っております。このような形でなりましたけれども、今後は、保護者に誠意を見せまして、進 めさせていただきたいと思っております。

O15番(金子光博君) 今の言葉は忘れないでくださいね。今後の作業の進め方については、今回とつまずきましたけれども、同じで、本所だけで支所は全然交えないでやっていくおつもりですか、どうですか。

○福祉課長(木屋成久君) 今、御指摘のあった件につきましては、もう支所の課長、福祉課長を集めまして、こちらの方から今までの経緯を各支所の課長と補佐にも謝りまして、こちらの方が本来連絡すべきことをこちらで行ったということで、次回からいろんな協議、それからものの出席については同行をしてもらって、同じ共有の下で仕事を進めたいということで話をしたところであります。

O15番(金子光博君) しっかりとやってくださいよ。信頼回復は大変ですよ。

それから、最後の方にですね、説明会の、松山のことですので、説明会の開催について案内が 出ておりますが、これにですね、保育所に入所する児童は増加傾向にありますと、こういうふう に大きく書いてありますが、これは志布志、通山には当てはまるかもしれませんが、このことは 松山には当てはまりませんからね。

それと、保育サービスの拡充で、ア、延長保育を積極的に実施すること。これには対応されておりますよね。障がい児保育については、対象児童がいる場合には、積極的に実施すること。このことも実施をされておりますよね。ウ、土曜日平常保育を積極的に実施すること。このことも実施をされております。エのですね、乳児保育を積極的に実施すること。これはあまりされておりません。これはまあそう無理をしないでもいいんじゃないかなと、公立がする場合にはですね、思います。一時保育を積極的に実施すること。これもされております。私も孫を預けました。1か月ばっかりでしたが、カの、休日保育の実施に努めること。このこともですね、親が遊び行こごたいばっかりに子供を預けると、そういうような例もあるわけですからね、こんこっもよかこっか悪いこっか、純粋に仕事に頑張る人はいいかもしれませんが。それから、キ、放課後児童健全育成事業(学童保育)を積極的に実施すること。これもされております。民間とあんまり差はないんですよ。市長の答弁を聞きますと、民間にすると何もかんもばら色になったような話に聞こえてきますが、実態はですね、そう大して変わらない。

そういうことですので、どうしても進めていかれるおつもりかどうか聞かせてみてください。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この保育所の民間移管につきましては、平成19年度から取り組みを開始しまして、現在、みどり保育所のみまだ移管がされてないと、移管先が決まってないというような状況でございます。このことにつきましては、保護者の方々と毎年毎年話をさせていただきまして、十分理解を得ながら進めさせていただいてきたということでございます。地域の方々が納得されない限りは前に進めないということを前提条件としておりましたが、今回、みどり保育所の保護者の方々におかれましても、25年の4月だったらいいですよというような方向性を示していただきましたので、そのことに基づいて進めてきているということでございます。

その間、今ありましたように、保護者の方々への信頼が損なわれないような形で進めてまいり たいと思います。

O15番(金子光博君) そういうことで、最終的には、今後の進め方で保護者会がノーと言わない限り進んでいくと。松山の3園を受けられた方々には、よっぽどなことがない限り児童数は、園児数は毎年少しずつ少なくなっていく。受けられた方々には、真綿で首を絞められるようにじわじわと、のさん日がくるというようなことですよね。公がそういうことをしていいのかなというふうに思います。最終的に採算割れをしたときに、頑張ってくれる耐力があればいいですけれどもね。ここ10年以内にはそういう日はこないかもしれませんが、15年後、20年後は分かりませんよ。そういう最悪の、将来最悪の事態が発生したときに、そこまでのことを考えて市長としての覚悟はできておりますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

長期にわたり考えるとなれば、当然、対象となる子供たちは減っていくということでございま す。その際には、公立であったとしても統廃合というような形での保育行政というものは進めな ければならないということになろうかと思います。民間の方においても、多分そういった時が到来することがあるというふうには考えております。その時には、当然、私どもとしましても、保育が欠けるような状況にならないための対策はとっていかなければならないと考えております。

〇15番(金子光博君) 分かりました。

最後に、今日の私の質問は、最初から全部関連があるわけですが、今後の園児の民間移管した場合、経営が安定して続けられるよう、園児の確保対策をどう考えておられるのか、答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、市全体でも人口減少と、そして少子化、そして高齢化ということは進むわけでございます。これらのことに少しでも市全体が活性化できるように、そして市民の幸せの増進ができるような形の市政を敷いていくところでございます。

今、議論になりました、松山地区の保育園につきましても、長期的に見れば減っていくという ことは間違いない課題でございます。しかし、それを少しでも遅くしていくということが私ども の大きな与えられた課題ではないかなというふうに考えているところでございます。

それは、取りも直さず地域の産業振興であり、その地域の産業振興の農業振興というのは、本当に一生懸命努めなければならないということになろうかと思います。そのようなものを活性化させていくことによって、特に農業後継者の定着が図られてくると。そしてまた、先ほどから議論がありましたように、定住の住宅ないしは分譲地というものが用意されるとなれば、ほかの地域からの入り込みも期待できるということが改めて認識させられたところでございますので、これらについてもきっちりと対策をとってまいりたいというふうに考えたところでございます。

〇15番(金子光博君) 市長、見て見ぬふりはできませんからね。早く手を打たないと、特に農村部については、もうぎりぎりの線にきております。小学校が複式学級になってからは、とても間に合わない。その前に適切な手を打ってください。

民間活力を大いに活用しなければいけない地域と、行政が手を差し伸べなくてはできない地域と、ひとつ高さで考えてはいけませんよ。やはりそこにはそこにしっかりとした手を差し伸べてあげないと、採算の合わないところには、民間は手を出しません。分かっておられると思いますが。

最後に、このマスタープラン、立派なのができております。これがですね、絵に描いた餅にならないように、市長もたまには読んでください。そして、部下に激を飛ばしてください。そのことが我がまちの活性化になり、人口減少に少しでもブレーキをかけることにつながっていくと私は思います。

また、このことに成果が出ないときには、適正な時期にまたこのことを、この問題を取り上げてやりたいと思います。

最後に、もう1回、市長の決意を聞かせてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身、本当に少子化、そしてまた人口減少、高齢化というものについて、いかにしてこのまちの活性化がすれば、そのようなことについて対応できるかということについては、様々な角度からの連携を重ねてきたところでございます。その一つのやり方として、この地域を日本一にするということで、この地域の活性化、また先ほど言いました人口減少等につきまして、少しでも歯止めがかかるんじゃないかなというふうに考えてきたところでございます。

それはなぜかと言うと、私どもは、ややもするとそういった暗い面ばっかりしか目が向かないわけでございますので、そのことが私どもの地域がいろんな取り組みが日本一になるということになれば、地域に住んでおられる方々が元気が出て、そして前向きに考えられて、もっとやっていこうという意欲が出てくるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことで、いろんな分野について、日本一になることにつきましては、一生懸命政策 として取り組みを進めていきましょうということをお話申し上げているところでございます。

子育で日本一についても、そのような観点から取り組みをしてまいりたいというふうには思ってきているところではございますが、なかなかその分野について明確な取り組みの方策、課題というものが捉えきれてないところでございます。しかしながら、産業振興については、いろんな形でだんだんだんだん芽が出てきているというふうに思われますので、特に、農業についてそのような形で定着していくということにあれば、きっと私どもの地域について、皆さん方、誇りを持っていただいて、そしてまた、そのような受け皿が用意されているとなれば、少しでもこの地域の人口減少に役立つというふうに思うところでございます。

〇15番(金子光博君) 今日は非常に大事なことを市長にいろいろお願いしました。ひとつ常に 頭の片隅に置いて、左から右につんのかすっといけませんよ。しっかりと成果が出るように頑張 ってもらえることを期待して終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。 明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。 本日はこれで散会します。

午後4時50分 散会

平成23年第4回志布志市議会定例会(第3号)

期 日:平成23年12月9日(金曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

下 平 晴 行

本 田 孝 志

岩根賢二

小 園 義 行

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

7番 鶴 迫 京子

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根 19番

//\

弘文 21番 鬼 塚

袁

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 Щ

6番 坂 元 修一郎

後 昇 一 8番 藤

10番 <u>V</u> 平 利 男

静幸 12番 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> Ш

耕二 14番 長 畄

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東

20番 環 上 村

﨑 幹 男 22番 丸

24番野村公一

欠席議員氏名(0名)

財務課長

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

野 村 不二生

義行

市 長 本 田 修 教育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸

市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 木屋成久 農政課長 上 原 登

畜産課長 山 田 勝 大

溝 口 敏 松山支所長 久 水道課長 木佐貫 一 也

農業委員会事務局長 堀 苑 智

金 久 三 男 学校教育課長

長 副市

総務課長

清 藤 溝

猛

修

裕二 企画政策課長 武 石

港湾商工課長 本 昌一郎 萩

税務課長 小 辻 海 保健課長 松 若 光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長 中 迫 哲 郎

志布志支所長 文 弘 外 山

秀 会計管理者 中 﨑 博

教育総務課長 津 曲 兼 降

生涯学習課長 郎 米 元 史

議会事務局職員出席者

今 井 善 文 事務局長 調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長 事 議 係

重 良 一 仮 武 田 賢一郎

 \bigcirc -

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と毛野了君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番(下平晴行君) おはようございます。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

はじめに、種子・屋久航路の新設についてであります。

9月28日の読売新聞で、県内企業の代表らでつくる鹿児島経済同友会は、九州新幹線全線開業後の県内観光の総合戦略についての提言で、県外からの宿泊客を2012年度から7年間で現状より250万人増やし、県民所得向上や県内の雇用創出を図るとあります。

提言書では、県の成長に観光振興がもっと有効という意識改革を官・民・地域に促す。2番目に、ツイッターの活用など観光情報の発信の在り方を見直す。三つ目に、観光を主軸に捉えた農・商・工の連携を展開する。四つ目に、各地で人材を育成し、地域ネットワークを構築する。

また、12月1日の南日本新聞の鹿児島県観光動向調査では、10月の県内主要ホテル、旅館66の 宿泊施設の宿泊客は27万8,400人で、昨年同月を28.6%上回り、2007年度以降最高の伸びを示した とありました。

また、種子島・屋久島は21.3%増、霧島は10.0%増など、3年ぶりに全ての地区が前年を上回ったとありました。この効果は、全国JRグループが、南九州3県に集中して送客するデスティネーションキャンペーンの影響であるそうです。このキャンペーンとは、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の旅客鉄道のJRグループ6社と指定された自治体、地元の観光事業者が共同で実施する大型キャンペーンのことであります。

このように、種子島・屋久島に来る観光客を航路新設によって入り込み客によるまちの活性化 と、さんふらわあの存続を図るために取り組む考えはないかお伺いします。

○市長(本田修一君) おはようございます。

下平議員の御質問にお答えいたします。

種子・屋久航路の新設についてでございます。

平成18年10月にさんふらわあが志布志港からの航路撤退を表明しまして、その後市民一体となった存続運動の結果、白紙に戻すことはできましたが、依然として原油価格の高騰などの理由で、

大阪航路の存続は厳しい状況に変わりありません。

そのような中、平成19年5月頃から商工会が中心となり、志布志から種子・屋久への航路開設に向けた動きを始めておりました。その中で、いわさきコーポレーション、市丸グループへの表敬訪問、西之表市をはじめとした熊毛地域の各市町の行政及び商工会の表敬訪問、都城市をはじめとした南九州地域の行政及び商工会への表敬訪問等を実施しまして、平成20年7月15日に南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会を設立しております。

そして、平成20年8月20日にいわさきコーポレーション及び市丸グループへ表敬訪問したところ、両社とも志布志港に高速船による新規航路を開設する意向はないということの確認をしております。

同協議会としましては、その後航路開設に伴う調査業務をコンサルタントに委託しておりますが、高速船による航路開設ではなく、さんふらわあによる航路開設での調査を進め、平成21年1月1日から数回にわたりダイヤモンドフェリー会社へ訪問をし、協議を行ってまいりました。

しかし、会社の方では、今の時間帯で種子島に向かうのは難しい。志布志から種子島への乗客 はいても、種子島からの乗客は望めない。大阪航路も厳しい状況の中での新規航路は考えられな いと、意見が出されております。

このような経緯の中、平成22年度には熊毛地域との行政懇談会を実施しながら、チャーター便での運行等も検討してきたところでありますが、先ほどの理由から実現しなかったところであります。

23年度の活動につきましては、8月9日に協議会から、東日本大震災や口てい疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などで地域経済の低迷により、会の運営は難しいということで、一時的に休止したいとの連絡をいただいているところでございます。

これまでの流れをるる述べさせていただきましたように、新規航路開設に向けて商工会を中心 に取り組んでまいりましたが、あらゆる可能性を調査させていただき、今のところ運航できる可 能性はないと判断しているところであります。

さんふらわあの利用促進については、今年度さんふらわあとレンタカーの接続について支援する事業や、レンタカーへの利用者がさんふらわあに乗船した場合の補助、また、スポーツ合宿を奨励するための補助、更に大隅総合開発期成会では、さんふらわあを使ったツアーを企画していただいております。このような形で、今後もさんふらわあの利用促進のためには、更なる努力をしてまいりたいと考えています。

〇2番(下平晴行君) 市長が今答弁あったとおりであるわけでありますが、私も直接会社に電話したところです。これは、市丸と岩崎が合併統合したということからどのような状態かと電話したら、3月頃に種子・屋久高速船株式会社を設立して動き出すということであります。

協議会が20年にできて、そういう状況でできないというようなことでの答弁もありました。私 もその辺も聞いてみましたら、この高速船の新たに会社を設立して動き出す。その後にそのこと に取り組みを、こっちの方がそういう考え方であるんであれば、取り組みもやぶさかではないみ たいな話がありました。

ひとつはですね、やはり私、先ほどなぜこの新聞で出ていた、ありましたようにこのことを言ったかといいますと、やはりまちの振興にはまちの成長には、観光振興が最も有効であると。

そういう観点から、例えば、志布志は志布志の歴史のまちづくり事業に平成2年から取り組んできたところであります。私もちょうどその担当と申しますか、いたわけでありますが、実はこの事業を実施させるために国が支援する歴史まちづくり法というのが平成20年、しかしこれは、市長、取り組んでないですよね。そして、企画政策課に移行した。いわゆる計画書、計画、そういうものを企画政策に持っていったわけでありますが、このまちづくり法は文部科学省、それから国土交通省、それから農林水産省、この省が一体となってハード面、ソフト面の整備をして観光として生かせるまちづくり、こういう取り組みをするというような事業であるわけですよ。あるものをどう生かすかと、いわゆる保護・活用なんですけれども、このことは答弁は要りませんけれども、取り組みをしていない。次の会に質問をしたいと思います。

やはり市長、ビジョンを持ってやはりですね、取り組まないと、いわゆる観光客というのは何かないと来ませんよ。ただ市長は、その協議会を立ち上げてそういうお願いをしたと。ただ、私はやはり24年度の予算の中に、例えば観光客、屋久島・種子に来る客のアンケート調査、そういうものをして、例えば、さんふらわあとつなぐとなりますと、志布志まで来たら空港、いろんな通りというか、自分たちの観光客の思いといいますか、そういうのが自由に選べることになるわけですよね。今先ほど言いましたように、新幹線で来て鹿児島からそういう高速船に乗って指宿、屋久島という流れだそうです。それを今度は志布志にもってきて、さんふらわあとの連携、そして志布志にこういう観光振興が図られればこちらにも寄っていただく、そういう流れができるわけですよね。

ですから、私はそれはできないんじゃなくて、何らかの方策を持ってやはり取り組まないと。 だから、このいわゆる歴史まちづくり法にもそういうものがいっぱいあるわけですよ。例えば、 これは50%補助でいろんな事業ができるわけですよ。その中では、今生涯学習課の中で取り組ん でおられる分もいっぱいあります。それはそれとして、全体の歴史のまちづくり事業が進む、そ のことによって観光として生かされる。市長、そこ辺はどうお考えですか、観光としてですよ、 ちょっとお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、いわさきグループと市丸グループが新しい会社をつくって一つの航路として、今後種子・ 屋久航路がされるということについては、情報を得ているところでございます。

そして、これは今まで共に競争がされて、赤字が累積が重なってきたということで、今後経営を好転させるために統合して臨まれると。しかしまた、それでも現在の段階でも10億円ほどの赤字があるということで、それらの解消がまず目的になっているというふうに聞いているところでございます。ということで、私どもの地域に新たに展開していただけるとすれば、そのようなことが整った後に好転した後に、また改めて考えていただけるというふうには考えるところでござ

いますが、そのことについては、私どもの方も会社側には打診は続けてまいりたいというふうに 思います。

お話のとおり観光振興というのは、本市、私自身も大きな地域振興の柱に考えているところでございます。そのような中で、私自身としましては、現在あるものを生かしながら観光振興を図っていこうということでございまして、当然歴史のまちづくり構想なるものについても改めて勉強させていただきまして、すばらしいというふうには感じていたところでございました。

しかしながら、合併直後の様々な事業に多額の予算を費やしていく中で、その取り組みという ことについてはなかなか踏み切れなかったところであります。お話のように観光に来られる方は、 何かそこにある魅力的なものを求めて来られるということが前提でございますので、それらのも のを定めました上に旧来からあるものをそういったふうに作り上げていきたいという取り組みを しているところでございます。

〇2番(下平晴行君) その取り組みについては引き続きお願いしたいと思います。そして、市長、あるものを生かすと、あるものを生かすんであればなぜこの事業導入しないんですか、50%補助ですよ、いろんなことができるわけじゃないですか。この事業そのものに使えるわけ、使えると、ちょっと言葉が悪いですけれども、生かせるんですよ。だから、ここは本当に真剣にそういう気持ちであるんであれば、ちゃんとしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。次にいきます。

人事についてであります。

合併してから3人の職員が自殺で亡くなっております。何が原因で病気になって自殺に追い込まれたのか。また、病気で休んでいる人、休職しておりますが、人事管理に問題はなかったかお伺いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今御指摘のとおり、合併後自殺で亡くなった職員がいるということで、誠にこのことにつきましては、私自身、そしてまた職員全体も本当に心を痛めているところでございます。その原因につきましては、うつが原因になっているということでございまして、またうつの原因になっているものについては、私どもも様々な観点から原因を調査いたしまして、そしてそのような状態にならないための対策についてはとっているところでございます。

特に、心の健康対策につきましては、毎年度、市の衛生委員会において定期的に産業医、保健師、職員組合代表者と対応を協議するとともに、平成21年度から精神疾患専門の産業医を選任し、産業医を2名体制としたところでございます。

職場健診は、本年度につきましても、全職員を対象として11月7日から11日までの5日間実施したところでございます。また、全職員を対象として毎月1回の職員健康相談を実施し、精神疾患を含めた疾病の早期発見に努めているところでございます。特に、管理職員等を対象に10月13日には、社会保険労務士を招いてメンタルヘルス研修を実施し、課長補佐以上を中心に47名の職員が参加しております。

職員が自殺やうつ病に陥る背景には、いろいろ問題があると思われますが、管理職員に対しましては、職員の勤務状況等を観察し、そうした状況に陥る前に把握できるよう指導を行っているところでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長、これは職場の問題か、家庭の問題か、これはうつだから、じゃあうつになった原因が何だかというのを調査したのかと言ってるんですよ。うつになった原因、そこをちゃんとしっかりしなくちゃ分からないじゃないですか。

しかし、休んだり出てきたり、民間では許されないですよ、こういう状況は。しかし、今の条例ではどうすることもできないわけですよね。だったらしっかり原因をつかんで調べて、徹底してやらないと、これは繰り返しですよ、この病気になって亡くなった職員、家族が浮かばれないじゃないですか。

また、職場にも相当な影響があると思いますよ。昨日もそういう話がありましたけれども、なぜこのような質問をするかというと、私が知っている亡くなった一人は、職場が関係しているんですよ。いわゆる上司の管理ができていなかった。仕事をため込んで考え込んで病気になっている。こんな人は、人一倍責任がある人なんですよ、逆に言うと。それは家庭環境、いろんなのにも影響があります。一概にこのことだけじゃないというふうには思うんですが、しかし、これは事実としてこういうことを私は聞いたんじゃなくて見ているんです。市長は管理職の任命者ですよね、何を基準にされて人事をしているんですか、ちょっと人事の在り方とも関係がありますので、お願いします。

〇市長(本田修一君) 私自身、毎年、職員の異動をさせているところでございます。基本的には、それぞれの立場の事務分掌、そして担うべき職務がございますので、そのことが的確にできるのかどうかということを基準にして異動をさせるわけでございますが、特に管理職については注意深く今までの業務の遂行能力等、そしてまた職場の職員の管理能力等を十分しん酌しながら異動、そしてまた昇格等をさせているところでございます。

○2番(下平晴行君) そういうことでしょうけれども、一番は、やはり部下の管理・育成能力ですよ、もちろんリーダーシップもそうでしょうけれども、それと問題提起、解決能力、そういうものが要求されるわけですよね。もうちょっと言えばビジョン、あるいは政策立案力というのが出てくるというふうに思います。それはしかし、あなたが任命するわけですよ。昨日も議会が止まってしまった。これは、本当に市民に対しても、昨日も何番議員でしたか、市民からも苦情が出ていると、確かに私も聞きます。これは、私も研修した確か南アルプス市だったと思うんですが、これは質問・答弁時間が1時間、議員はここに立ったままなんです。私が、「答弁ができなくて止まる時はどうするんですか」と、「そんなことはありません」で言ってるんですよ。議員は1時間以内でずっと立ったまま質問してるんですよ。志布志はここを見てください。いつも止まってるじゃないですか。これは、あとの人事管理の、人事の在り方についてもまた言いますけれども、市長、そういうことで部下の管理・育成能力なんです、一番は、もちろんリーダーシップもそうでしょうけれども、係長は業務の遂行能力、あるいはコミュニケーション能力、こういう

のが問われているわけです。だからそういうものを考えてやはり異動させないと、その管理ができない人が上にいたら当然病気になるんじゃないですか、病気に。責任ですよ、あなたの責任、任命者の。

この質問の通告もちゃんとしてあるにも関わらず、それがちゃんとできていない。大変おかしいですよ、これは。少なくとも数字については事前に言うことも必要かもしれませんけれども、しかしどんな質問がくるのか、それは総体の中で考えてやはり対応をしないと昨日みたいになっちゃうんですよね、市長。ですから、それと含めて私が言っているのは、なぜ病気になってしまうのか。私は、本当今言ったようなことが大きな原因になっているんじゃないかなという気がしてならないんですよ。だから、ちゃんと調査をしてなぜなったのか調査をして、本人の家族も含めてなんでしょうけれども、どういう状況か。それをちゃんとしないと病気をそのまま置いとって、180日過ぎたら休職になっちゃうと、こんなやり方、普通は民間じゃ許されないですよ、先ほども言いましたけれども、そのことで今回大阪の市長になる橋下さんは、いろんな問題が多すぎるから職員基本条例を制定したいと。やはり市長、市や市民のために必要な事業遂行するためには、まして今人の削減を言っているわけじゃないですか。

そのためには、やはり条例を改正するか、大阪市みたいに条例を新しくつくるか。そうでないと本当の行財政改革はできないですよ。市長、そこ辺はどう考えていらっしゃいます。いわゆる課長の部下の管理・育成能力、ちゃんとしっかりして皆さんそうですか。それをもう1回お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身、課長ないしはまた係長に昇格させる時には、先ほど申しましたようにその職員の職務 に対する能力というのもさることながら、責任感と、そしてまた、職員の掌握力ということにつ いては、最大限関心をもって登用をしているところでございます。

そのようなことから、私自身も今回のように、また自殺出た職員がいたということにつきまして、全職員を通じて、あるいは課長会を通じてその原因については職場にあるとすれば、それはみんなで共有するものがあるはずだから、そのことについては認識を深める取り組みをするということにしているところでございます。ということで、新たにこの産業医も追加して取り組んでいるところでございますが、それらの方々からの情報等もいただきながら、今後このようなことが発生しない職場づくりというものについて、取り組んでいるところでございます。

- **〇2番(下平晴行君)** 共有じゃなくて、市長、あなたの責任ですよ。そこをちゃんとわきまえて対応をしていいただかないと、このことは僕はなくならないと思います。今3人の方が病休、一人は休職ということでありますよね。その方々に対する対応、どのようにしているのかお伺いします。
- ○総務課長(溝口 猛君) 現在、一人の方が休職、あと3人の方が病休となっているところでございますが、総務課の方で定期的に本人の状況等の聞き取りは行っているところでございます。 また、産業医を主治医としている病休の職員につきましては、産業医の方にお尋ねしまして、

今本人の状況はどうなのかと、あるいは産業医の指導に基づきまして、うつを治すためには職場、 それから家族との連携も必要だということで、その指導に基づきまして、本人の状況を産業医、 あるいは家族の方にも連絡して連携を取っているところでございます。

○2番(下平晴行君) はい、分かりました。

市長、やはり今総務課長の方で、そう対応していると、そういう対応をしながらですね、やはりただ一つは先ほど言ったように民間では考えられないことだということを頭に入れて対応をしていただきたいなというふうに思います。まして、この4人ですか、病休の人が休職になる可能性も十分あるわけですよね。ですから、そこは本当に真剣に、今総務課長の方で対応しているということでありますので、引き続きそこのところを、しかし、その前に、それになる前の状況をちゃんとしっかり管理職の皆さんも含めて対応すべきだというふうに思います。

じゃあ、次にいきます。

人事の在り方に問題はないかということで質問をします。

人事異動をする場合、ほとんど担当課長の意見は聞かないで人事が行われているようであります。例えば、課長と補佐が一緒に異動に、あるいは係長と担当者が一緒に異動になったり、これは市長、いくら事務引き継ぎ書があるからといっても、もう、ちょっと考えられない人事の在り方だと思うんです。そこ辺はどうですか、問題ないですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

人事異動に際しましては、まずはじめに、本人の自己申告書による異動希望等を聴取いたしま す。

そしてまた、課長において担当する職員の人事のヒアリングを行っているところでございます。 そして、それらを基に職歴等の経歴等を見ながら、一つの部署にどれだけ在籍しているかという ことを参考にしながら適材適所の人事の異動をしているところでございます。

異動になるのは、第1番目に基本となるのは、退職する職員がいる所を補充していきながら、 新しい人事の配置をすると。

そしてまた、合理化計画に基づきまして、いろんな組織の変動がございますので、それに合わせて人事の配置をするということが基本になるところでございます。それらのものをやるときに、 先ほど申しましたようなことを十分考慮しながら異動をしているということでございます。

〇2番(下平晴行君) 自己申告は毎年やっているわけですか。

それとヒアリングというのは、担当課長のヒアリングをしていますか、それぞれの課の。聞いたらあまりしてないというようなことですけど、それはしておられるんであれば、それでいいんでしょうけれども、私の聞いたところではほとんどしていないということであります。

これは市長、縦割り行政だからこそ、やはり担当課長の意見を聞いてもちろん自己申告も併せて人事を、これは人事というのは市長の権限ですから、私もどうこうというわけじゃなくて、しかしこれはやはり市民のサービス、これにつながってくるわけですよ。

やはり、職員は課長が評価することで、市長が課長に、異動する前に課長に聞く、課長に聞く

ということは課長が職員を見なきゃいけない、評価しなきゃいけない、絶えずですね、意識を持って。そうすることで部下も見られているという気持ちになって、真剣にいろんなことに取り組む。だから、課長の、僕は聞いているとおっしゃるからそれはそれとして、ですから先ほど日常の職員の行動、そういうのも見るというようなことをおっしゃいましたけど、私はそのとおりだと思います。それをより一層ですね、市長が聞くことによって、課長も部下の業務、あるいは日常のことも絶えず意識をするようになるんじゃないかというふうに思うんですよ。そうすることによって職員の業務の問題、それから健康状態いろんなことが課長は分かるはずです。

先ほど言いましたように、やはり管理職に求めるのは部下の管理・育成能力と言いましたけれども、これが一番じゃないですか。それをしないと逆に言うと、課長の能力もつぶしてしまうということになりますよ。ですから、市長が人事の在り方についても、そういう自己申告、ヒアリングをしていると言われれば、それでいいというふうに思いますけれども、そのように伝わってこないですから、このような質問をしているわけですからね。だから、もうちょっとやはり緊張感をもって仕事をすることで市民の対応、市民に対する対応が違ってくるんじゃないかというふうに思うわけですよ。ですから、市長のビジョン、考え方、それによって職員は全然変わりますよ。そこ辺はどうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

人事の配置につきましては、それこそ4月1日に新しい職員の配置をした時点から、このこと はよかったのかどうかと、そしてまた、次にはどういったふうにすべきかということを極端に言 えば年がら年中考えているというようなことでございます。

それはなぜかというと、その職員が本当にその職場にマッチしているかどうかということが一番肝要でございますので、そのマッチしていることによって、その職員がやる気を持って職に取り組んでいくと、そのことがひいては市民サービスの向上につながっていき、そして市政振興全体につながっていくということを考えているからでございます。

ということで、私自身、いろんな分野で日本一づくりのまちづくりを目指していこうよということをお話していますので、それらに応え得る職員というのは、どの職員だということをいつも気掛けながら人事配置をしているところでございます。その職員が、配置された職員が、本当にやる気を持って取り組んでいくとなれば、その周りにいる職員もそういったふうにだんだんだんだんなっていくんではないかなということを期待して、その職員を核にして、それらの事業推進をしているところでございますが、それは特に課長においてそうだということを認識しているところでございます。

そのようなことで、課長につきましては、特にそのことについては課長会等で話を度々いたしまして奮起を促し、そしてそれでもってそのチーム全体の向上を目指すようにということの話をしているところでございます。そのような観点から人事の配置をしているということでございます。

〇2番(下平晴行君) 年がら年中考えているということでは、次にいきます。

いわゆる在課年数の関係等もありますので、現状を問うということで質問したいと思います。 20年の3月議会でも質問しております。仕事のことも、あるいは人間関係が問題があった場合でも、在課年数が3年と決まっておれば、例えば、現在の課が2年で、嫌な上司と言うと失礼かもしれませんが、人間関係がうまくいかないと、この課はと。よし、後1年我慢すれば異動になる、そうなりますと病気にもならないわけですよね、市長。

市長は答弁で、三、四年を対象に考えていると、特に若手職員には多くの部署を経験させて、 それぞれの部署で基礎的な能力を醸成させて、将来の人材に育てていきたい。こんなふうに答え ていらっしゃるわけです。このことは計画的に実現されているわけですか、お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

議員がお話されたように、おおむね3年から4年ということを在課年数の基本と考えていると ころでございます。

特にまた、若手職員につきましては、多くの部署を経験させたいということで、定期的な異動 を心掛けているところでございます。

しかし、市の重点政策を推進する中で、どうしてもこの職員につきましては、この期間この部署から外すことができないということの判断をすれば、そのような異動対象から外す場合もあると、そしてまた、この職員でないとこの施策は遂行できないと判断し、短期間でまた異動する場合もあるということでございます。

本年4月1日の定期異動につきまして、1年未満の異動者が2名で2%、1年経過した職員が18人で20%、2年経過職員が7名で8%、3年経過した職員が一番多くて30人で33%、4年経過職員が12人で13%、5年以上が22人で24%となっております。

〇2番(下平晴行君) 市長、私がなぜ在課年数を言うかと申しますとですね、職員は2年ぐらいでどんどん回らしていいと思うんですよ。30あれば60年ですよ、大体30年、40年ですか長く勤めて。それでも回りきらないわけですよ、回りきれないというか回れないんですよ。ですから、私はやはり係長、課長補佐になったときに課を、いろんな課を回ってこないから昨日のようなことになるわけですよ。ですから、ぜひですね、市長、若手職員も含めてこの3年とか、そういうのはぴしっとこう、もちろんおっしゃるとおりですよ、4年あるいは5年必要な職員もいますよね。でも専門というのはみんな専門なんです。いったときから公務員はそこが専門職ですから、技術者以外はそうだというふうに思います。

しかし、やはり市民サービスという観点からも課を回って、その課にいけば係は変わらなくてもいいんですよ。いわゆる条例、専門用語は聞くことだけでも別な課にいってもまた係長になった時に、あれはこういう意味だなというのが職員は分かるんです。だから、この在課年数を私は言ってるんですよ。本来、やはりいくらその人がいなきゃいけないといっても職員はみんな専門職、いわゆる条例に基づいて仕事をしているわけですから、いった所いった所で、そのことをマスターしなきゃいけない。竹村健一さんですかね、あの人が言いました。「公務員は二重取りだ」と、給料をもらいながら知識をもらえていると。それぐらいすばらしい環境があるわけです、職

員には。だから余計そのことをちゃんと生かしていくためにも在課年数をもって異動させる、職 員に経験をさせる。何回も言うようですけど、市民サービスにつながるということになるわけで すよね、市長。

ですから、これは総務課の方で人事の基本的な取り組みはされているというふうに思うんですけれども、やはり本来であれば総務課に職員増でもして、その人事管理の職員の異動のこういうものをしていくべきだと私は思うんです。それをちゃんとすると、何をしても辞めさせることも実際できないわけですからね。ですから、橋下市長、今回なる彼は、そういうことを言っているわけですよ。条例を制定して職員の意識も変えてもらいたいと。だけど、条例を変えない以上はさっきから言いますように、ちゃんとなる前の状況はどうだったのかというのをちゃんと把握し、対応しないと、これは繰り返し繰り返しです、市長。結局人事について、この人事の在り方、それから在課年数の問題、これにみんな関連してるんですよ、私が質問しているのは。

この自己申告の中に現在の願いとか、取り組みたいこと、自分の悩んでいること等の記入欄があるんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

そのような欄も設けてございます。

○2番(下平晴行君) 分かりました。

そういうことも含めて本人の一人の異動というのは、恐らく最低3人か4人か異動しないといけないわけですよね。そこは十分分かっております。だから、そういうことも含めて、総務課にはそういう人事態勢も私は一番必要じゃないかなというふうに思います。そこ辺をもう1回お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

異動につきましては、基本的に職員を管理する部署で、その異動が次にいかに行われるべきか ということにつきましては、先ほど私が申しましたように、1年中準備はしているというような 状況でございます。

私自身、それこそ民間の中からこうして公務員の世界に入ってきまして、本当にいろんな意味で戸惑う場面が多いわけですが、しかしながら基本的には公務員の方々というのは、優秀な方々が採用されて、そしてその地域地域でサービスを担う人材として育っていくんだという気概を持って入ってこられているということは、間違いないというふうに思います。そのような方々をきちっと当初の意欲のとおり、当初持たれて入られた時の気持ちをそのまま持続させて、更に発展させていくような人事の在り方、そして私どもの全体のチームの在り方というのを私自身が示していかなきゃならないということは、常に考えているところでございます。

そのようなことで、本当に今お話がありますように病気になって悩んでいる方というのがいるということはチーム全体にとっても本当マイナスなんです。そして、その方が一人いることで、その周りがみんな迷惑してたり、悩んだりしてマイナス要因が多々発生しているということでございます。このことは、いつもいつも職員の皆さんには話をしておりまして、じゃあそれをどう

いったふうにカバーすればいいのと、それはみんながお互いに注意し合って、特に管理職の方々には常にその職員一人一人を管理、見守り、そしてそのような兆候があったら、すぐさま対応するということについては、いつもお話し申し上げて、そして、みんなで助け合っていこうよ、チームワークを盛り上げていこうよね、というようなことをお話しているところでございます。そういう観点から先ほど始めに申しましたように、課長に対しましてヒアリングをした時にもそういったものは出てくる内容でございまして、それらのものを十分配慮しながら次回の人事異動に参考にさせていただいているということでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長がおっしゃいましたように、すばらしい職員方が入ってこられる。 ですから、それをそういう能力がありながら、それがだんだんそのことを生かして、その能力を 生かしてればいいんですよ。だけど管理能力がちゃんとないと、その能力も生かされないじゃないですか。ただ、総務課の人員態勢はできているということであるわけですよね、総務課長できているのかな。

課長に聞きたくないですが、お願いします。

- **〇総務課長(溝口 猛君)** 総務課におきましては、今現員の配置で最善の努力を尽くすという ことでございます。
- **〇2番(下平晴行君)** 課長はそうしか言えないですよね。分かりました。

しかし市長、市長がおっしゃったとおりなんです。ですから、言われるのはそれで正しいと思っています。だから、それをちゃんと実行してやってください。

次に、分譲地及び活性化住宅の取り組みについてであります。

現在、佐野原の市有地を工業誘致用としているが、この土地を分譲地とリース方式で活性化住 宅の取り組みはできないかお尋ねいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

佐野原の市有地につきましては、旧志布志町において、平成7年度に土地開発基金により6,170㎡の畑を900万円で取得し、佐野原工業関連用地として、安楽大迫工業団地や志陽工業団地とともに積極的に企業誘致活動に取り組んできているところでございます。

震災以降、問い合わせ件数も増えており、立地検討を進める企業からの照会に対し、随時情報 提供に努めておりますが、現在のところ企業誘致に結びつく具体的な商談に至ってないところで ございます。

また、企業からの照会内容については、物流面を重視した志布志港に近い分譲地の問い合わせ も増えてきているところです。

このような状況ではございますが、工業関連用地である佐野原の市有地につきましては、基金 有地としての取得目的がございますので、今後も引き続き積極的な企業誘致活動に取り組んでま いりたいと考えております。

- **〇2番(下平晴行君)** と申しましても、その分譲地等にはできないということですか。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今ほど申しましたように、本市の工業団地、企業誘致の際の工業団地として予定、手持ちの団地が今のところ3か所しかないということでございまして、企業誘致活動をする際にはこのような団地がございますよという形で案内をするところでございます。

しかしながら、現段階としましてこの平成7年度以降、この佐野原の団地につきましても問い合わせがあって、照会しても進出がされていないということについては、今後この団地についていかにすべきかということについては考えなければならないというふうには考えています。

ただ、現段階では企業誘致のための団地がこれだけしかないので、これで誘致活動をさせていただきたいということでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長、しかし現状では工業用地としてなじめないですよね。まして今回、たちばな保育所の移設設置も近くなんですよ、もうすぐ隣です。ですから、そういうことも含めて工業用地には先ほど言いましたように向かない土地だなと、いわゆる基金で購入しているということでの問題があるという、こっちの方が大きいような気がするわけでありますけれども、今学校統合が言われる中で潤ケ野小学校も大変な状況で、特認校の話も出ている状況であるわけです。教育長からお聞きだと思うんですが、そういうことの解決策も含めて、今回分譲地もしくはリース方式ができないかと。これは別にあそこだけじゃなくていいんです。ほかの場所でもいいんですよ。

これはいい例がですね、熊本県の玉東町では、地域の活性化や子育て支援、高齢率の低減を図っていくためにリース方式で活性化住宅に取り組んでいる町であります。入居資格を小学生以下の世帯に限定して、家賃の設定をしております。借り上げ期間は20年、その後は町に無償譲渡をしていると、借り上げ条件として、町が20年間借り上げるのにふさわしい建物。それから1戸当たりの月額借上料、いわゆる町から事業者へ支払う金額が6万円以下。そして、5戸以上の戸数。それから1戸当たりの専用面積が70㎡、こういうことを基本にいわゆる選定委員会で審査をして決めるという取り組みをしているわけです。

これは平成19年から取り組みをしております。もういっぱい次から次へとこういう取り組みをしているということでありまして、借上料の財源は入居者の家賃と、それから事業所からの固定資産税を充てて、不足分は一般財源で持ち出すと。これは取り組みをなぜしたかというと、国の補助金だと補助の規定の範囲内でしか住宅の貸し出しができないと、こういう限定したものができないわけですよね。ですから、佐野原の住宅にも本当は小学生を持った人がほしいんですけれども、そういうのも何もないですから、誰でも入っていわゆる公募があれば、応募があれば入れる状態なんですね。ですから、そういうリース式での活性化住宅、こういう取り組みはできないか、お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

活性化住宅につきましては、旧有明町で定住対策としまして、児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図る目的で民間資金を活用した地域活性化住宅を整備して、現在伊崎田、蓬原、原田、野神の四つの校区に42戸整備しているところでございます。

この地域活性化住宅は、市有地に民間事業者等が建設した住宅を市が借り受け、市民に貸し付け、家賃の一部を市が負担するものであり、入居者は同居する親族がいることが条件となっています。

それぞれの校区の活性化住宅においても、子供が生まれ、そこの地域の学校に通っていただいており、児童の減少を防ぐなど一定の効果は出ているものと考えております。

ただいま御質問がありました活性化住宅の整備につきましては、現在借家については民間の住宅や公営住宅などで充足していると考えておりまして、公営住宅ストック総合活用計画の中でも、現在ある市営住宅の建て替え、リフォームなどに重点をおいて整備することとしております。

なお、今後の定住対策につきましては、現在関係課で構成します定住対策等庁内検討会や現在 策定中の定住促進計画の中でも、今後市としてどのような政策が望ましいのか、その地域に合っ た住宅はどういったものなのかということを財政状況とも勘案しながら、研究も重ねてまいりた いと考えているところでございます。

ということで、昨日も同じ定住対策のための住宅、あるいは分譲地の取得について強い要望があったところでございました。私どもも改めて、この松山地区においては、そのような土地が、対象とする土地が現在ございましたので、そのようなことの方向性を持って取り組みたいというふうに考えております。

ただいまお話があります佐野原団地につきましても、先程来お話しますように、新しく工業用 団地が確保できる。あるいは確保できる見込みがあるとなれば、そのような方向性を持って地域 の皆様方ともお話しながら進めさせていただきたいとは思っております。

○2番(下平晴行君) 分かりました。

ぜひ、そういう地域の活性化という部分でですね、取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、次にいきます。

保護観察対象者等の就労支援についてということで質問いたします。

保護観察は更生保護法に基づき、仮出所や保護観察の付いた執行猶予の判決を受けた成人や、 家庭裁判所での非行で保護観察処分になった少年らに対し、社会生活の中で更生や自立を図る制 度であります。

施設から出た人の更生実現は安全・安心のまちづくりに不可欠であります。この人たちの雇用に協力してくれる「協力雇用主制度」の普及につながる施策として、業者の等級格付けの評価項目に導入できないか。と質問したかったんですが、本市は、まだその等級格付けの評価項目に取り組みがされていないということであります。であれば、このことをいつから取り組むのかお伺いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回お尋ねなりました「協力雇用主制度」のことで、等級格付けの項目に入れる入れないにつきましては、現在はとってないということでございます。

しかしながら、全国で幾つかの自治体で取り組みが始まっているようでございます。近隣では、 先月新聞報道でもありましたように、都城市においてそのような取り組みがされております。

しかし、本市におきましては建設工事入札参加資格格付けを行う場合には、鹿児島県の工事格付け結果を客観的事項として準用しまして、本市の独自の評価点というのは定めていないということで、先ほど申しましたようにしてないということでございます。

今後におきましては、今回の全国の法務省保護観察所より、それぞれの所在都道府県等に制度 導入の要請が行われておりますことや、県の協力雇用主会が設立されているようでございますの で、そちらの方からの要望があり、今後建設工事格付けにおきましては、県において地域貢献と いうような観点から評価項目に入っていくんではないかなというふうに考えているところでござ います。

このことに基づいて、本市でも対応をしていきたいというふうに考えます。

〇2番(下平晴行君) 市長がおっしゃいましたように、都城が24年度から取り組みをするようになっております。これは九州でも初めてであります。都城の取り組みでは、評価項目が地域貢献で、採点方法が登録が2点、雇用人数掛ける3点であるわけであります。

市長が取り組むというようなことでありますので、できるだけ早めにこういう取り組みをすることによって、先ほども言いましたように、仕事がないからまた悪いことをしてしまう。この繰り返し、仕事があればそれはないというふうに思うわけです。ですから、やはり安心・安全のまちづくりにはやはり大切なことであると同時に、その企業ですね、会社の方もそういう有利な条件が付くわけですので、より一層取り組む価値と申しますか、それはあるんじゃないかなというふうに思います。

志布志から有限会社ミヤウチ代表の上村さんが、鹿児島県協力雇用主会の副会長に就任されておられます。そういう観点からも、早い段階でのこの取り組みを市長、ぜひですね、お願いして終わりますけれども、その前にもう1点漏れていました。

人事院の中でですね、これは市民の方からの要望、お願いであったわけですが、旧町、志布志町、有明町、松山町あるわけですね。課長、課長補佐になっているのが同じ町の人がなっている課があると、ありますか。やっぱりこれはおかしいんじゃないかという、私も、ああなるほどなあと、これはなぜおかしいかと、私個人の考え方ではですね、合併してそれぞれのいいところ、悪いところ、良いところ、取り組んでいるところ、取り組んでないところの事業ですよ、あるわけです。ところが、課長、課長補佐が町が違うといい面で議論、事業に対する議論ができる。同じ人だと、もう何らおかしくも思わないわけですよ、取り組んでいることが、当然なごとく動いて進んでいく。

ところが違うと、例えば有明町の課長がいて、志布志の課長補佐がいたとすると、いや課長これはこういう事業もありましたよ、いやこんなやり方もありましたよということになるわけですよ。だから、ああなるほどというふうに思ったんですけど、市長、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

人事につきましては、合併当初からバランスを考えて人事の配置をするところでございます。 しかし、どうしても適材適所というような形で、特にまた退職する職員の補充ということがご ざいましたら、やむを得ずそのような形にならざるを得ないところもあるのではないかなという ふうに思ってます。

ただいまおっしゃるような観点から、その課で様々な議論はあろうかというふうに思います。 十分そのことについても配慮をした人事に取り組みたいと思います。

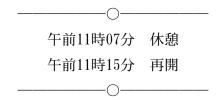
〇2番(下平晴行君) 分かりました。

さっきの等級格付けの取り組み、それから人事の問題、ぜひ前向きに取り組みをして市民のために頑張ってほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。



〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田孝志君の一般質問を許可します。

O11番(本田孝志君) では、本日2番目に質問を申し上げます。

まずはじめに、ボルベリアダグリの指定管理者の中途契約の解除について、そして、次に2番目に街灯設置ということでございますが、まず2番目にみらいファームについてということで、3番目に街灯設置について質問を申し上げます。

まず1番目に申し上げますが、市長に対しまして、一問一答式でよろしくお願い申し上げます。 このボルベリアダグリの指定管理者の中途契約解除について、1番目に、契約期間中における 中途での契約解除の申し出について見解を問います。

○市長(本田修一君) 本田議員の御質問にお答えいたします。

国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理の件につきましては、11月25日の臨時議会におきまして 経緯を御説明申し上げ、指定管理の指定期間の変更の議案をお願いし、議決をいただいたところ でございます。

議員各位からも貴重な御意見をいただき、今後に反映させていただきたいと考えます。

さて、指定管理者からの契約解除の申し出につきましての見解を問うということでお尋ねでご ざいます。

前回も説明申し上げましたとおり、平成23年10月5日付け文書による撤退の申し出を受け付けておりましたが、平成23年11月7日に指定管理者である大黒との最終協議を行いました。再度3年間の継続について協定書どおりの履行をお願いしましたが、厳しい経営状況から1年で撤退さ

せてほしいとの結論でございました。

市としましては、経営状況、経営努力について精査しました結果、1年間は協定書どおり誠実に契約を履行していただくとともに、今後の観光振興の連携を行うことで協議し、3年間の契約を1年に変更したいとして議会の議決の手続きをとったところであります。

大変急で残念な結果となりましたが、志布志市の観光施設の拠点であります国民宿舎ボルベリアダグリにおきましては、継続的にサービスの提供というものが重要でございますので、来年4月からの運営のために新たな公募をスタートしていきたいと考えております。

〇11番(本田孝志君) この前臨時議会で可決されましたが、相手方から契約解除の申し出があり、先の臨時議会で可決されました。

それまでの経緯について、全員協議会の中でも説明報告がありましたが、これを再度経緯の説明をお願い申し上げます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

経緯につきましては、まずはじめに、平成23年4月1日に有限会社大黒との指定管理契約の開始となっております。3年間の指定管理運営業務の協定締結、納付金は年間4,500万円となっておりました。

次に、平成23年9月8日に納付金の減額申請がございまして、収支状況に基づき、納付金の減額及び納付金の猶予をお願いしたいという申し出があったところでございます。

市といたしましては、所定の手続きによる契約であり、納付金の減額及び猶予はできません。 協定書どおり履行してくださいとのお話をしたところでございます。

そして次に、23年10月3日に市長と大黒河本会長との指定管理者協議ということで、改めて私 と会長と直接話をさせていただいたところでございます。

会社側としましては、納付金の減額ができない場合、継続は難しいので、来年3月までの1年で撤退したいという口頭での申し出があったところでございます。このことに基づきまして、口頭ではなく文書により申し出をしてくださいということで、23年10月5日に文書による辞退の申し出がなされたところでございます。

辞退申し出の後につきましてでございますが、撤退の理由が、指定管理者である有限会社大黒は会社全体のスケールメリットを生かし経営努力を重ねてきたものの、昨年からの口てい疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、そして東日本大震災の影響による景気悪化により収支の見込みが取れないとのことで、試算によると1年間で3,000万円の赤字見込みということになることから、1年で撤退したいとの申し出でありました。

私どもとしましては、経営状況等の把握をいたしまして、23年4月から9月までの経営状態、 収支状況を精査した結果、収入においては対前年度比87%、前々年度比76.6%での収支になって おり、大黒さんが計画した当初計画に対しても78%程度の見込みとなっているようでございまし た。

グループ内におきましては、大黒リゾートホテルにつきましては4割の伸びとなっております

が、大黒本店、鹿屋店の収益の減があったところでございます。

なお、経営努力の面につきましては、環境美化、接待研修、マイクロバス送迎、ビアガーデン統一、メニューの充実、サービス向上に努めたものの直接集客の効果には結びついてない状況で ございました。

その後、平成23年11月7日に、私と大黒河本会長との間で継続の最終の確認を行いましたが、 納付金の減額がなければ撤退したいとの意思は変わらないということでございましたので、指定 管理業務継続は困難との結論に至っております。

撤退の申し出を受けまして、収支の状況というものを総合的に判断した結果、協定書第32条第3項に基づき協議により解決することを選択したところでございます。

協議の結果、指定管理者である大黒は、平成24年3月31日までの期間を協定書どおりに誠実に履行するとともに、今後も市の観光振興の推進に連携して協力するということを確認されたところでございます。

指定期間の変更の議案についてでございます。

まずはじめに、指定管理の期間につきましては、平成22年12月議会において3年間という議決を経ていることから、指定管理の期間を変更する場合には新たな議決が必要である。そして、このことから平成23年11月25日に開催をお願いしている臨時議会において、指定管理の期間を3年から1年に変更する議案の審議をお願いしたところでございます。

このことによりまして、契約期間を1年に変更する議決をいただいたことで、平成24年4月からの新たな指定管理者の公募事務がスタートできるようになったところでございます。

市内外での利用者の方々が来年のスポーツ合宿予約等がございますので、平成24年4月以降に 国民宿舎が休館とならないようなことが最も利用される方にとっても必要であるということでご ざいますので、このような形で進めたということでございます。

O11番(本田孝志君) そこでですね、市長に伺いますが、このような事態になったことについてどのような見解を持っていますか、まずお聞きします。

〇市長(本田修一君) 今回のこの契約につきましては、指定管理者の指定ということで、選定委員会等の審議を経て、そして指定管理者の選定をして、そしてまた議会の議決をしていただいたということでございましたので、私どもとしましては、このような形で手続きがされておりますので、指定期間は経営をしていただくものというふうに考えていたところでございます。

しかしながら、申し出があったということでございますので、そのことについては対応を進めて、現在このようなことになったということでございますが、少し意外な気もしたということでございます。

〇11番(本田孝志君) 今のこの大黒さんがですね、来年の3月で撤退されるということにつきましてですね、いろいろと市民の方々から私にもですね、いろんな苦情がまいっております。というのもですよ、市、市長、そして市の三役ですね、三役、そして執行部が決めてこの協定書を結んでいながら、なぜ3年期間を決めておったのに1年で辞めるんだろうか。そしてまたですよ

ね、そして議会の責任も、これを可決した去年の12月に可決しました議会の責任も重いということでですね、私はこの前の臨時議会でもちょっと申しましたがですね、後のこの議会で一般質問で言おうということで、その時にはちょっとした意見でしたが、ちょっと申しましたがですね。今日申し上げますが、やはりこの市長の給料の減額とか、そしてまた、管理職手当の、市長の10か月間の3割カット、30%カット、そして管理職手当の10か月間の全廃。そして議員の30%カットの3割、これも私たち議会もこれを認めたということに対しましてですね、市民の人たちに申し訳なく思っております。

私たち議員はですね、市民の代表としてここに立っておりまして議決したわけでございますので、いいかげんな協定書を結んでいるからこういうことになったんじゃないかなと思ってます。いろいろと協定書を読んでみますと、後ほどちょっと申し上げますがですね、まずこの責任問題について市長、どのようにお考えかお伺い申し上げます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもとしましては、今回の件につきましては協定書に基づきまして、真摯に対応してきたということで先程来言いますように、指定の期間は経営をしていただくものというふうに思っていたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように協定書に基づきまして、指定管理の変更というもの についてございましたので、そのことを精査しまして、その申し出に基づいて期間の変更という ことを議会に御相談申し上げたところでございます。

私どもとしましては、現在の段階までは真摯にこのことについては対応してきていると、そしてまた、一番の目的でございますこの国民宿舎ボルベリアダグリが経営が継続されて、市民の方々に不便を掛けないということをすることが私どもの最大の責務かというふうに考えるところでございます。そのようなことに今一生懸命努めているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

O11番(本田孝志君) 今ちょっと理解できませんね。

私、議員といたしましてはですね、このような協定書を、協定書は今年の4月1日付けで協定書は結んでいることになっていますがですね、この議会を議決したのは去年の12月でございます。これを認めたというのは議員の責任でもございます。ですから、議員はですね、私たち議員は、市長とそして議長と相談のうえ、議員の報酬等審議会を開いていただいてこれを審議してもらいたいと思います。私の方から要望いたします。要望しておきます。

その答えからですね、どのようにされるものかお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども申しましたように私どもとしましては、指定管理が始まって以来、大黒さんの様々な 要望等にも一生懸命努めて対応をしてまいったところでございます。

そしてまた、今回の期間の変更についても十分協議を重ねた上で結論し、そして議会に御相談 申し上げたということでございます。 私どもとしましては、そのようなことで市民の方々にボルベリアダグリが、この指定管理の期間が欠けてしまいサービスが提供されない事態があるとなれば、市民の方々に迷惑を掛けたということになって、そのことについては何らかの形での対応をしなければならないかもしれませんが、現段階ではそういったことがないように一生懸命努力しているということでございますので、今申し上げられましたような、議長との協議によりましてのそういった取り組みということは今の段階では考えてないところでございます。

O11番(本田孝志君) じゃあですね、確認をいたしますですね、昨日、おとといですね、あなたはですよ、12月7日、私たち全員協議会の中で1月17日までに、来年の4月1日からまた3年間の指定管理者の募集をするということで、まだ決定にはなっておりませんが、やくだと思います。この場で言っていいと思いますが、私たち全員協議会の中で市長は、今は4,500万円ですけれども、「来年の4月1日からは、3,000万円で指定管理者を探したいと思っております」ということを言われましたよね。もうその時点で1,500万円市民に迷惑を掛けているんじゃないですか。今おかしなことを言われましたよね。迷惑を掛けたとかどうか考えると。昨日おととい、私たちに私もまだ聞いていなかったらこういう質問は出なかったんですけれども、もう来年からは4月1日からは大黒さんは3月31日で終わられるから、後は新しい人に3,000万円で請けてもらいますと、指定管理者を探しますということだったですよね。であれば、次に、あと2年間来年の4月から後2年間、来年の3月いっぱいは4,500万円大黒さんが支払われるから4,500万円で1年間はよかったと、あとの2年間分はですね、4,500万円が3,000万円になるわけですので、誰が計算しても3,000万円の赤字ですよね。そこら辺はどうお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

3,000万円に次期の募集をすると、指定管理の募集をするということにつきましては、今お話がありましたように皆様方にお知らせしたところでございます。

そしてまた、これは公募をいたしまして、各方面にもこのことについては認知されている内容かというふうに思います。3,000万円に設定したというのは、今回大黒さんが撤退されるに当たりまして、経営が継続できないという大きな理由が赤字の幅が、相当な幅になるということが前提でございましたので、それではその額でもってするからということがまずあったところでございますが、前回の公募のときの要件、そしてまた新たに私どもが今回募集に際しまして、不動産鑑定士の方にこのボルベリアダグリの賃借料というものを計算していただきまして、その計算に基づいた数字を合わせて今回したところでございます。

そのことにつきましては、経済的環境、そしてまた、観光を取り巻く環境というものを考える と相当な額だというふうに考えて公募をしているところでございます。

O11番(本田孝志君) よくよく考えて、また一般質問する機会があると思いますので、よろしくお願いします。

私も時間がございますのでですね、時間内で一般質問を終わらなくてはなりませんので、次にですね、2番目に納付金の納入状況について、会社からの市への納付金の状況についてお尋ねし

ます。私も情報開示を請求しまして、協定書を見てみました。この協定書の第7条に納付金について書いてあります。それによると第2項、第2項で市の請求に基づき会社側が支払うとあります。

そこでお尋ねしますが、半期分はいつ請求して、いつ納入があったのですか。その納入期限はいつまでだったんですか、お答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指定管理の納付金につきましては、年度協定書によりまして、前期分2,250万円を9月10日までに納付、そして残り2,250万円を翌3月10日までに納付することと定めております。

今回は、土・日の関係がございましたので、前期分につきましては、23年9月12日となっております。

納付書の送付につきましては、2週間ほど前ということでございますが、ただいま正確な期日 については調べさせております。

O11番(本田孝志君) ちょっと待ってくださいね。

次に、では協定書についてお尋ねします。

第32条の指定管理業務の継続が困難となった場合の処置についての条文ですが、この中の第1項では、業務の継続が困難となった場合は速やかに申し出る。そして、第2項で、乙すなわち受託者の責めによる場合は、甲は大黒さん、乙は市役所でございます。甲は、すなわち市、乙に必要な指示を行い、乙が大黒さんですね、または改善勧告を行い、期間を定めて改善計画書の提出及び実施を求めることができるとありますが、改善勧告や改善計画書の提出はあったのですか、答えてください。

〇港湾商工課長(萩本昌一郎君) その前に先ほどの前期分の納付書の発送日でございますが、 平成23年8月31日付けで大黒、指定管理者の方に発送をいたしているところでございます。

それから、ただいまの御質問でございました協定書に基づくそういう改善措置等の申し入れをどのようにしたかというようなことでございますが、先ほど市長が冒頭、経過で述べましたように、納付金等の減額申請等がございまして、その申請を受けまして10月3日、そして最終的には、11月7日に市長の方で最終確認をさせていただいたところですが、今もありました申請がございましたその期間中に何とか契約期間でございます3年間を当初の契約どおり全うしていただきたいというようなことで、改善計画等や取り組みの方をお願いしたところでございましたが、最終的に現在の社会経済情勢の中で、当初の赤字見込みが1,500万円から3,000万円見込まれる。これについての改善はなかなか難しいというようなことで、11月7日の方に市長の方と最終協議をなされましたので、それに基づき今回臨時議会等でこのような措置をとらせていただいたところでございます。

O11番(本田孝志君) 先ほどもちょっと申しましたが、日程的なことも質問しようということで文書にしておりましたので、もう一遍再度確認いたします。

市民に損害を与えない取り組みを望みます。

では、次に、今後の取り組みについてお尋ねします。

先の臨時議会に提案したということは、来年の4月に間に合わせるために日程的に厳しいから 早急に変更契約をしなければならないとのことでしたが、今後どのようなスケジュールで新しい 受託者を決めるつもりですか。まずお尋ねします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今後のスケジュールでございますが、今回の臨時会の議決を経まして、契約期間を1年とする協定書の改定を行っていただきまして、そして行財政改革推進本部会議を開催しまして、新たな要項を決定し、募集を開始したところでございます。

今後は、12月12日の市報掲載、ホームページなどの広報を進めまして、12月26日に施設の説明会、1月17日に申請の受け付け終了。その後、指定管理選考委員会を開催いたしまして、2月に臨時議会をお願いしたいというふうに考えております。

O11番(本田孝志君) 二度と今回のようなことがないようにですね、しっかりした対応を望みます。今回の件を見ても、以前私の所属している委員会でも議論になり、危うく予算が否決になるようなことがありました。指定管理者制度を導入したことにより、そこに勤めている職員の給料を引き下げるような事態が生じ、市長が給料には影響がないようにするということで可決されました。

このようなことや今回のようなことは、今後もあるかもしれません。市長は、指定管理者制度 を導入してどう考えますか。もっとよい制度だと今でも思っていますか。

〇市長(本田修一君) 指定管理者制度につきましては、私が市長になってから様々な機関・部署について、民間に任せる部門については民間に任せた方がいいというような形の中で、このような制度がされたところでございます。

本市の財団法人志布志観光公社につきましても、このような措置をとらさせていただきまして、 国民宿舎ボルベリアダグリにつきまして指定管理者制度をとらさせていただきまして、より市民 にとってサービスが向上されるような施設を目指すという観点から指定管理が進められたところ でございます。新しく指定管理を受けられる方につきましては、現営の従業員については、きっ ちり引き継いでいただくということを前提に進めていただいたところでございまして、今回また 前回についても、そのような前提で従業員の確保についてはされているようでございます。

〇11番(本田孝志君) 志布志市にはなじまない制度と思えば勇気ある撤退も必要と思います。 スタートしたからといって問題が生じた度に解決策をとるのでなく、制度自体の見直しを含め執 行部でしっかり協議、議論をしてもらいたいと思います。どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ボルベリアダグリにつきましては、ダグリ岬公園にある国民宿舎ということで、本市でも唯一の、また基幹になる宿泊施設、観光施設となっているところでございます。

今後、本市で観光振興計画を定めてまいりますので、その中で夏井周辺につきましては、大きな観光振興の柱の区域になるということで考えられますので、引き続いてこのダグリにつきまし

ては、国民宿舎というような形の位置付けが示されるのではないかなというふうに思っています。 そのような形が示された後に、それでは管理の仕方についていかにすべきかということは、また、次の議論になろうかと思いますが、私自身としましては、この指定管理者制度導入ということをとってきており、そのことが市民へのサービス向上につながっていくということについては、ほぼ今後もその様な形ではなかろうかというふうに考えますので、今後もそのような形をとらさせていただければというふうに考えるところでございます。

O11番(本田孝志君) 一言付け加えておきますが、先ほど協定書についてということで、私も 国語辞典を調べて見ました。それによりますと、協定書、協定、約束事を相談して決めること、 またその約束、取り決め、結ぶ締結、それで契約書の方は、司法上の効果を生じさせる目的で当 事者の間で約束を取り交わすこと、となっております。

続きまして、伊崎田、菅牟田自治会内にですね、みらいファームという大型畜舎建設の話がでましてですね、私もいろいろと勉強して書類等を持ってきていますが、その進捗状況を教えてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

みらいファームのその後の進捗状況でございますが、8月31日付けで建設反対に関する陳情書が議会及び市に対して提出され、9月20日に産業建設常任委員会において、陳情に基づく現地調査及び審査が行われ、継続審査となっているところでございます。

市におきましては、10月4日付けで生活環境と産業振興、雇用の確保という観点から環境保全協定書の内容を十分に協議いただき、自治会及びみらいファーム双方がともに発展できる環境を整えられるようお願いする内容の回答をしたところであります。

また、10月12日に自治会とみらいファームとの会合がもたれております。それ以外に自治会におかれましては、建設委員会による協議と自治会全体での協議がされたと聞いておりますが、現時点で環境保全協定の締結には至ってないところでございます。

O11番(本田孝志君) まだ締結にはなってないということですね。今ですね、伊崎田の方をこの菅牟田集落、そして、高下谷の親水公園辺りとか、山之口の市道を通りますとですね、大型牧場大反対というような看板が何か所か立っております。そして、どのような進捗状況だろうかということも私も地元でございますので、いろいろと地元の人たちにその経緯等を調べてみました。

私も反対、賛成ということではございませんがですね、やはり地元の人たちも大変心配していらっしゃいまして、私にもいろいろと聞いてくれんなということがございましてですね、本日も 傍聴の方も見えていらっしゃいますがですね。

まず一つ、1番目に申し上げますと、大型牧場建設地の自治会、菅牟田自治会の環境汚染を心配して全員が反対している。現在の豊かな環境を少しでも悪化する心配はないか。

2番目に、大型牧場建設地に隣接して、大型牧場の建設地のほんのブロック1枚というか、10m、20mの所に隣接して2戸の住宅がございます。環境の悪化が非常に心配されております。

そして、牧場建設地から500m、1,000m、そして1,500m、菅牟田の水源地、そして室太郎下の

水源地、この1,500mというのが室太郎下の水源地でございまして、皆さん伊崎田、そして吉村地区それから通山にもこの飲料水がいっていると思うんですが、水源地が3か所ございます。その水源の汚染の心配はないのか。

そして、4番目に、10月12日の菅牟田公民館で牧場建設関係者5人と、菅牟田自治会員と話し合いが行われて、自治会員の質問に対して、去年口てい疫の時もやはりテレビに出ていましたが、全国各地で穴を掘って、そしてブルーシートでそれに石灰をかけて、石灰だったと思うんですが、その中に死んだ、口てい疫にかかった牛とかいろんな動物を埋設しておりましたが、この埋設地は市と協議して確保はできたのか。この質問に対して答弁、そのような協議はなされ、協議するとありましたが、協議はなされたものかという要望書等がございます。

そして、いろいろとですね、まだその経過とか、ここに文書等は持ってきているんですが、そこら辺りからですね、今私の申し上げましたことに対して、この協定書を結ぶに当たりまして、協定書は何人の方、何社の方と協定を結ぶおつもりなのかお聞きをいたします。協定を結ぶとすればですね。

○議長(上村 環君) 本田議員、一番最後の質問に対する答弁を求められるんですか。協定の 仕方についての答弁を求めるんですか。前段からですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の菅牟田に進出というか、新しく開設されるみらいファームの牧場につきましては、規模が大きいということで多くの方々が心配されるということでございます。ということで、その大型で環境に対する影響があるんじゃないかというような御質問でございますが、このことにつきましては、最後にお話なりました環境保全協定書によりまして、そのような事態が発生したときの対応というのについて、協定を結び、真摯に対応していくというようなことでございまして、この牧場自体については、現在伊藤ハムさん、サンキョーミートさんがとられている牧場の中でも特に公害の発生のない形での牧場を目指していくということであられますので、そのような形になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

そしてまた、特に隣接される住宅の方につきましては、御懸念が御心配が本当に多いかと思いますので、そのことについては謙虚に真摯に対応していただけるというふうに考えているところでございます。

そしてまた、いまお話になりました水質に対して、水資源に対しまして、水源地に対しましての影響ということでございますが、施設自体は全て施設の床面はコンクリートでされておりまして、またその汚染水についてもなるべく出さない形にされているということでございますので、肥育牛につきまして、放牧もやりませんので、地下水の汚染というものは影響がほとんどないんではないかなというふうに考えるところでございます。

また、口てい疫が発生したときに、その埋設地の確保というものについては、今新たに牧場が 設立される時には、特にこの点については、十分配慮を払いながら牧場は開設されるということ でございますので、この埋設地の確保はされるというふうに考えるところでございます。 それから、協定書を結ぶとすれば、相手方についてということでございますが、当初の案と変えまして、自治会の皆様方の話に基づきまして、みらいファームが修正した協定書というのが、 今私の手元に届けられているところでございますが、それによりまして、あらたに立ち会い人というものを市のみならずサンキョーミートもこの協定書に定めて、協定書を結ぶということにしてあります。

そして、立ち会い人は、様々な条項に定める者のほか、この協定に定める事項について、甲に対し必要な措置、甲はみらいファームでございますが、みらいファームに対して必要な措置を指示し、違反事項の解決に努めるものとするということで、市とサンキョーミートを立ち会い人に加えるというような形の新たな環境保全協定書を私どもの元に届けていただいております。

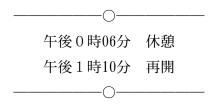
O11番(本田孝志君) あのですね、私が一番心配しているのはですね、先ほどもこの協定書についてということで、国語辞典の中を引用して言ったんですがね、ここなんですよね。だからあえて私は大黒さんを悪いことを言うんじゃないですよ。大黒との協定書が、だから協定書はよくよく約束事を相談して決めるとなっておりますので、一方的じゃなくてですね、よくよく集落の言う言い分も十二分に聞いて、何回も何回も協議の上、一方的じゃなくて、集落の総意の基に皆さんのもとに集落が今二分されるような状態なんですよ、ですから心配なんですよね。

だから、自分のこととしてよくよく協定書を市が中に入って、自分のこととしてぜひ相談を集落からの、自治会からの相談も聞いていただいて何回も何回も話をして、それは志布志は畜産のまちかもしれませんけどですね、やはり住民あってこそのいろいろと畜舎とか、いろんな物々の畜産関係もそれはいろいろと畜産のまちですから、繁栄はせんないかんけれども、人間あってのことでございますので、よくよく考えながらぜひやっていただきたいと思っております。

あとのことについては、もうちょっと時間が。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- O11番(本田孝志君) 一般質問を続行いたします。

3番目に、街灯設置について質問を申し上げます。

市内全体の設置状況について、まず問います。

市長は、志布志市の街灯の状況をどのように感じていますか。設置状況を示してください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

設置状況についてでございますが、街路灯整備については、平成20年11月18日に行政改革推進本部会議において、新規事業評価を行い、整備が遅れておりました志布志地区について、平成21

年度から地域活性化交付金等を活用して整備を行ってきたところであります。

この街路灯の整備に加え、平成23年度からは市内において交通事故が多発している交差点などへ交差点照明、これは局部照明と申しますが、このような照明設備の整備も実施しているところであります。

街路灯の整備につきましては、通学路を中心としながら現場の調査を行い、必要と思われる箇所については、予算の範囲内で整備していかなければと考えております。

また、交差点照明や橋りょう照明についても交通事故が多発している交差点や交通量の多い橋 など、必要と思われる箇所については、現場の調査を十分に行い整備していければというふうに 考えるところでございます。

〇11番(本田孝志君) 私の調べによりますとですね、事業の現状といういうことで防犯街灯、街路灯、22年度の実績でございますが、防犯灯が志布志市全体の中の志布志地区の方が、防犯灯が1,296基、街路灯が183基、街路灯新設がただいま市長が申し上げました21年度だと思うんですが575個、有明の方が防犯灯が873個、街路灯が994基、そして街路灯の新設が4、松山地区が防犯灯が249で街路灯が145、合計を申し上げますと合計で、市全体4,319、その内訳でしたがすみません。合計が志布志地区が2,054、有明地区が1,871、そして松山地区が394の合計の4,309だと思います。

私はですね、この街路灯についてはですね、街路灯、防犯灯については、市内のこの通学路ですね、生徒の中学校校区、田之浦、出水中、志布志中、そして有明中、伊崎田中、宇都中学校区ですね、校区の通学路の街路灯、防犯灯については何年度に設置されて、そしてこの周囲、通学路については何基あって、大体何km、200mですか、200mか300mかはっきりしませんが、大体私の近くでは200mに1基ぐらいの間隔で付いていると思うんですが、その数ですね、通学路灯の数、それはどのような状況か教えてください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今御質問にありました通学路に限定してですね、という資料は今ちょっと持っていませんので、これまでに設置された基数について若干御説明を申し上げたいと思います。

まず、松山地区のですね、やっちく街灯というのが、平成8年から平成14年度、17年度に合わせて約460万円で13基整備しております。

また、平成6年以前に39基設置しているということですが、事業費はちょっと把握してないと ころでございます。

志布志地区では、平成7年頃から2年間に約5,000万円かけまして61基整備しております。また、 志布志地区では、平成21年度から22年度にかけまして、先ほど市長が申しました地域活性化交付 金を活用して、575基整備をしているところでございます。これは基本的には、通学路を中心に575 基整備しております。

有明地区ではですね、平成元年頃から当時ふるさと創生事業で994基整備しておりますが、事業 費等は若干把握できないところでございました。 そのほかに、平成21年度ではグリーンロード志布志線の野井倉大橋の橋りょう照明の4基、また23年度には地域活性化交付金事業を活用して交差点照明を7基整備しているということで、基本的には新市になりまして整備している部分については、通学路を中心に整備しているところでございますが、それ以前に設置した分については、通学路とかそういう限定した個数はちょっと把握が今できてないところでございます。

O11番(本田孝志君) 大体これでですね、その担当の人が夜ですね、見に行って、昼に行ったって分かりませんよね。昼見たって分かりませんが、担当の係が先ほど言いました各学校区の通学路の防犯灯ですね、防犯灯のこの街路灯の充足率ですね、見てみてどのような感じであったのか教えてください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今回通学路、街路灯の整備につきましては、おおむね電柱に建てるということで、電柱の間隔が大体50mを基本としておりますので、その中で市街地に近い所につきましては、大体100mから150mぐらいの間隔で、それとちょっと郊外につきましては、200mぐらいの間隔でというようなことで建てて計画したところでございます。

光の届き具合とか、カーブの在り方とかですね、そういうので若干光が届かない所とか、そういう所はあろうかと思いますが、おおむね電柱を基本に本数、間隔をあけて設置したところでございます。

〇11番(本田孝志君) 一番大事なところはですね、回答はないですね、大体そのような50mから100m、あるいは200mの間隔で付いていますよということですが、その状況ですよね。状況がどのようなことかということで、現状を教えてくださいということですよ。現状はどうですか。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今申し上げましたとおり、間隔とかそういうことで、例えば交差点、カーブがあるという所はですね、優先的に整備を行っているところでございますが、何せ距離が長いということの本数も予算も限度がありますので、大体明かりが見える範囲でですね、光が十分には届きませんけど、次の明かりが見えるような範囲で設置しているという状況でございます。

〇11番(本田孝志君) 具体的に言いますがですね、先日夜に用事があって、私がですよ、志布志の方面に車で出かけました。夜といっても夜中じゃございません。8時頃でした。私の家も県道沿いですが、ですから、家を出て市長の家の前を通って走りましたが真っ暗です。車のライトを本球にしたら、女子高校生が歩道を自転車を押しながら歩いていたのでびっくりしました。

そして、用事を済ませて帰っていたら、女子高校生は自転車が故障か何か分かりませんが、反対側の歩道を自転車を押しながら歩いていました。真っ暗の道を相当な距離ですよ、これが志布 志市の最大の幹線である県道の現実です。

市長は、この現実をどのように思っているのかお答えください。

そして、ただいま課長が答弁しましたが、課長も併せて答弁をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私の家の前の所が暗かったということで、ちょっと私も意外な気がしたんですが、毎日、毎晩 出入りしているので、街灯が切れているということについては、すぐ係の方に連絡いたしまして、 そのことについては対応しているつもりでございます。

路線全体でいきますと、先ほど課長が言いましたように、次の照明が見える範囲内ではあるのかというふうに思うところでございますが、全体として見れば若干暗い所もあるというふうには感じているところでございます。

しかしながら、この街路灯の整備については、限られた予算内でされるということでございますので、真っ黒というような状況であるとすれば、またそこについては対応が必要かなというふうには考えたところでございます。

〇建設課長(中迫哲郎君) 市長の前の県道志布志福山線ですが、旧有明町時代に20ワットの蛍光灯というのが付いているわけでございまして、現在、今回市が整備いたしました若干明るい蛍光灯ですね、とはですね、エバーライトと言うんですけど、それとは照度が同じワット数でも違うということで蛍光灯につきましては、照度が足らないのかなということは感じているところでございます。

O11番(本田孝志君) それと、全体的なことも私が先ほど申しましたようにですね、各中学校区、中学校の私は伊﨑田のことばっかり言ってるんじゃないんですよ。各校区、学校区の中学校の通学路にある防犯灯、街灯について、どのような対応をしているかというのもですね、今はまだもういっときはですね、陽(ひ)が早く日没するもんですから、児童生徒が自転車で帰る時にですね、早く夜が入るもんですから、もう6時過ぎは真っ暗ですよね。それで自転車街灯があれば少しでもやはり防犯のために私はいいと思うんですよね。

今ニュース等でもありますように、いろんな事件が全国でも多発しておりますので、少しでもこれを未然に防ぐために、ぜひですね、この対策をとっていただきたい。そして、現状をですね、もう一遍どのような現状か、そしてそれを夜に回って見ているものか、当局がですね、建設課で管理しておればですね、担当の人は見て把握しているものか。

そしてまた、この木が後で同僚議員も一般質問の中でですね、街灯についてということでありますが、私もこの木の枝等で機能を発揮していないがというようなことで、次の同僚議員も一般質問でありますがですね、やはり木があればですね、木のこの180度じゃなくて、ただもう15度ぐらいしか木に小さな、先ほどありましたが20ワットの蛍光灯が取り付けてあるもんですから、暗いですよ。もう45度、90度も見えません。ほんの15度ぐらい暗い所はですね、ほんの少ししか地面近く二、三m、上の方は木のですね、その茂みによって違うんですが、ここら辺りの伐採の方法ですね、どのように今建設課の方で、昨日でしたか一般質問等でもありましたように予算を1,000万円ぐらいの予算を付けて、なにがし予算を付けて伐採をやっているというような意見がございましたがですね。やはりこういうところを優先的に、夏場はですね、もう8時過ぎまで明るいのでそう感じないんですが、やはり冬場はですね、ぜひ防犯のための防犯灯ですので、何のための防犯灯じゃございませんので、ぜひですね、そこら辺りの見解をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

昨年度より、特に市道におきまして、高所伐採というものを臨時雇用対策事業によりまして取

り組みをしているところでございます。

以前もそのことについて本議会で御質問がありまして、そのことについては対応させていただくということで、ただいま申しました事業を中心にいたしまして、そのような状況にならないように努めているところでございます。

当然、街路灯を設置するわけですので、その機能というものが損なわれているということになれば、その地域の方がすぐさま私どもの方に連絡いただいておりますので、連絡された分につきましては、すぐさま対応しているというふうに考えるところでございます。

〇11番(本田孝志君) 今ですね、私が一般質問をするのはですね、地元の人が、お前は伊崎田の議員やっどがと、地元の議員やっどがと、ないしよっとなということでですね、地元の人が市長に当局に言わないから私は市民の代弁者として今一般質問をしているんですよ。

だからそこら辺をですね、議員がわざわざ一般質問で言うから、それを守らんな、守ってもらうのが当たり前かもしらんけどですよ。普通の人は、普通、建設課に電話をしたりというのはなかなかしないんですよ。日常私なんかに顔を合わせる人が、私なんかに要望があるもんですから言うんですよ。

それともう一つ言います。ではですね、志布志町と有明町の昔の境界ですね、境界辺りが志布志が21年ですか、575個の新設の街路灯を新設したもんですからですね、有り難いことでした。有明は4個ですね、松山はゼロです。ということで、一方は新しいのができて、一方は真っ暗で20ワットということで、もう点いてないのといっしょです。ですから、その人たちが私も前から「本田さん、志布志は明るいっせえ、有明の方は真っ暗やろ、市長げん辺もくれがな」ということでですね、私は言ってるんですよ。今日帰る時、8時でん9時でん通ってみてください。こらあやっぱい孝志が言うごとじゃらいと思われます、人間であればですよ。私は、それがやはり政治じゃないかなと思っております。ぜひですね、そこ辺りもう一遍言ってください。今後、その計画ですよ。

課長、あんたも答えて計画を、どのような計画を持っているか。ただ、20ワットがそのとおりです。今後、LEDの電灯をそれを何か所付けますとか、今から考えますじゃなくてはっきりとした、そうしますから今日のところは御勘弁ください、よろしくお願いします。

〇市長(本田修一君) 志布志地区におきましては、合併当初街路灯がないということで、地域の偏りのない市政運営をしなければならないということで、特に志布志地区につきまして、街路灯の整備をしたところでございます。

その結果、今お話があったように志布志地区につきましては新しい街灯かこうこうと点いているというような状況は間違いない所でありまして、昔からある平成元年当時から整備しておりました有明地区の街灯につきましては、いかにも寒々しいと、志布志地区の新しい街灯に比べればそういった状況かというふうに思います。

また、私の前の付近、伊崎田地区の63号線につきましては、ちょうど旧町境にありますので、 その辺が目立つのかなというふうには思っていたところでございます。 今後、予算等も関係があるわけでございますが、街路灯、通学路の街路灯につきましては、なるべく早い時期に明るい形の照明に変えていきたい。特にLEDにつきましては、積極的に取り組みをしてまいりたいと思います。

〇建設課長(中迫哲郎君) ただいま市長が答弁いたしましたとおりでございますが、今有明地区の街灯につきましては、6地区に分けまして、5業者の方で点検を行っているところでございます。古くなった分につきましては、その都度器具の交換も行っているところでございますが、その交換の際にはですね、先ほど市長が申しましたLED等の器具に交換するとか、そういうことを行っていくようにということで、市長との協議も整っているところでございますので、御理解願いたいと思います。

O11番(本田孝志君) これだけは念を押しておきます。市長、あなたはですね、あなたの自分の田に水を引けということではございませんよ、私も伊崎田地区にぜひほかのところは置いておいて、自分のところに付けてくださいということではございませんよ。先ほどからほかの地区はどうですかということで、まだ回答はございませんが、ほかの地区の回答もよろしくお願いします。

その回答は、いい回答があればですね、私の質問は終わりますので、ほかの地区もどのような 考えか、最後にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身全路線を把握しているわけではございませんが、例えば野井倉の飛行場跡の路線については、結構照明、街路灯の機能を果たしているなというふうには感じているところでございます。

しかし、ほかの路線で今お話がありました63号線と同じようなことだということになれば、そこについては交換を含めて順次積極的に新しいものに取り替えていきたいと考えます。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** はい、ただいま市長の申し上げたとおりですね、器具の交換の際とかは新しいものに変えていくような方針をとっていきたいと思います。
- **O11番(本田孝志君)** では、よろしくお願いします。 これで終わります。
- 〇議長(上村 環君) 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。 次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。
- O17番(岩根賢二君) 通告に基づき、質問をしてまいります。

まず、法定外公共物、俗に赤線道路と言われている里道の管理対策についてであります。

なお、今定例会に法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する議案の提案がありますが、 現段階ではまだ議決がされておりませんので、今回の質問は、現行の条例について質問をいたし ますので、前もってお断りをしておきたいと思います。

さて、この赤線道路は昔から集落内にあって、地域の住民が日常的に生活道路として使っている例が多く、もともと国の所有であったものが近年市町村に移譲され、現在ではそれぞれの市町

村が所有し、管理しているわけであります。

そこで、志布志市として、この赤線道路の管理はどのように行われるべきと考えているのか基本的な考えを示していただきたいと思います。

そして、法定外公共物の管理に関する条例に基づいて、管理を徹底すべきではないかという私 の指摘について、市長はどのような見解をお持ちかお聞かせください。

○市長(本田修一君) 岩根議員の御質問にお答えいたします。

法定外公共物は、全国で実施された土地調査において、字絵図等が作成され、不動産登記法第14条の規定における地図として法務局に備えられておりますが、この字絵図等において不特定多数の方に利用に供され、個人の所有とすることが不適当な土地について、里道(赤線)、水路(青線)等として記載されたものは、公共物として国に帰属するものとされ、国有財産とされたものであります。

国有財産であった法定外公共物、赤線道路、青線水路は、国有財産特別措置法の一部が改正され、法定外公共物が所在する市町村に譲与され、本市においても平成12年度から平成16年度までに、旧3町において譲与を受けたところであります。

財産の譲与を受けた法定外公共物は、条例・規則を定め、市の財産として管理しているところであります。

管理条例の目的は、適正な管理を図り、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉の増進に 資するものとしております。

内容については、管理の主なものとして、法定外公共物に関し、行為の禁止をしております。 毀損、汚損することや土石、ごみ、廃棄物等の堆積や投棄すること。管理に支障を及ぼす恐れの ある行為を禁止しております。

次に、行為の許可等でございますが、工事その他の行為をする場合、工作物の新築や除去、土 石及び生産物の採取等について、管理に影響を及ぼす行為をしようとする場合、市長の許可を受 けなければならないとなっております。

許可については、条件を付することや許可の取り消し、許可の条件の変更、許可に係る行為の 停止など行為の制限をしております。

譲与前の国有財産としても、財産として財産の管理であって、国においても個々の財産の位置や延長、面積等の実態は把握していなかったもので、財産一覧表と図面において、譲与を受けております。

このことによりまして、法定外公共物の行為の禁止に当たるものや、行為の許可が必要な事案や状況が発生したりしております。このような事案があった場合は、原状回復していただいたり、機能を喪失し、公共物として、その財産を存置する必要が認められ、用途廃止の諸条件を満たす場合は、諸手続きを経て払い下げや付け替えをしているところです。

法定外公共物の管理に支障を及ぼす事案が発生した場合は、管理条例に基づき指導を行い、諸 手続きをお願いして適正な管理をしてまいります。 O17番(岩根賢二君) 今の市長の答弁は、条例についての説明だけじゃないですか。

それは、私も条例を読んで分かっていますよ。そういうことを質問しているんじゃないわけです。

管理を徹底すべきではないかという私の指摘に対しては、何も答えがありませんでした。その ことについてはどうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

明らかに法定外公共物の上に工作物や構造物があったり、支障となるものが積まれたり置かれている場合は、原状に復旧していただくよう指導しております。

過去において構造物が里道にかかっていたところがあり、期限を決めて文書で通知しましたところ、期限どおり撤去されたという事案もありますので、おうかがいして指導したり、文書で通知する方法で公共物であるということを理解していただき、地域の方々が有効に利用されるよう、管理を行ってまいりたいと考えております。

〇17番(岩根賢二君) 今の市長の答弁は、以前質問があったことについて、その後進展があったということですね。そのことについてはそうなんですが、その後やっぱりいろいろ案件があると思うんですよね。そのことについて、本当に徹底的に管理がされているのかなということをお聞きしたいわけでございます。

昨年の改めてお聞きするわけですが、昨年の9月の定例会で、同僚議員がこの法定外公共物の 管理について質問をしておられます。

その時の質問が、地域住民と密接な関わりを持つ法定外公共物の管理を円滑に進めるためには、 管理台帳の整備を図る必要があるということで、早急に管理台帳の整備・調整を求める質問があ りました。その時に市長はどのように答弁されたか覚えておられますか。

○市長(本田修一君) 多分その時には、管理台帳については、管理を徹底することが必要だと。 そしてまた、そのことについては、ばく大な費用がかかるということで、箇所数が1万9,800か所 というような多数の箇所になっているので、必要とは思うが、そのことについては、今後取り組 みをさせていただきたいというふうに答えたのではないかなというふうに思っております。

O17番(岩根賢二君) そっくりそのままではありませんけれども、大体そのような答弁をされております。

それに加えてですね、市長はこう答弁されております。その台帳の整理について、今後整理をして法定外公共物についても、すぐさま確認ができるような体制をとっていきたいと。それに加えて、こう答えておられますよ。その次に追加質問がありまして、筆界未定の解消についてどう考えているかということについて、市長は今若干おっしゃられましたけれども、測量等に要する費用が幾らぐらいかかるか、概算見積もりを出して、何年かけてそのことを行うという方向性が示されると思いますので、そのような数字が捉えられた時点で、また御相談を申し上げたいと。そのように答弁をされておられます。

それからもう1年以上が経過したわけでございます。そこで、この概算見積もりなるものは、

まだ出ていないのか。その点についてお答えください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 法定外公共物の件数が1万9,000幾らという2万件近い件数でございますので、通常境界の確定に大体1筆8万円と計算して、16億円が必要かという概略は出しているところでございます。

O17番(岩根賢二君) 16億円ですか、16億円かかるということで、それを市長はその概算見積 もりの金額は聞かれましたか。

〇市長(本田修一君) ただいま課長が申しました概算見積もりの額については、聞いておりませんでした。

〇17番(岩根賢二君) 市長と部下との連携がうまくいってないなというのが、また一つですね。 また一つというのは、今回の一般質問の中でいろいろ案件が出ておりますが、市長との連携が取れていないんではないかなという案件がありましたよね。このこともそうだなと、今私も感じたわけですが。

じゃあ、16億円と聞かれて、昨年の9月の答弁、その数字が捉えられた時点で、何年かけて幾らぐらいかかるのか概算見積もりを出して、何年ぐらいかかるかという方向性が示されると思うということで、今16億円という数字を聞かれたのであれば、当然その将来的な方向性というのは、今から考えるということになるわけですね。もう1年以上たってるんですよ。一般質問に対する真摯な態度というのが、私は見えないような気がするんですが、市長は今の数字をお聞きになってどう感じられましたですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在の市の財政から考えた時に、かなり高額の事業費になるなというふうに感じたところでご ざいます。ということでございますので、この件につきましては、有利な事業というものを導入 しながら長期的に取り組むべき内容かなというふうに考えるところでございます。

O17番(岩根賢二君) そういうことで、もちろん相当な期間がかかると思いますので、するかしないかも含めてですね、検討を更に加えていただきたいと思います。

それと最初の答弁の中で、市長の答弁の中で財産一覧表という言葉がありましたね、ありましたよね。

あれはどういった類いの一覧表なのか、ちょっとお知らせください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今現地の測量をしますと、16億ということを申し上げましたが、そういうのは今の時点ではですね、現実的ではなかろうかというような判断のもとで、今建設課の方で進めておりますのは、電算によるGIS、税務課が持っています地籍図面と航測の写真を合わせた形でのですね、GISにその上に法定外公共物をかぶしていく、レイヤーを持たせてという作業を準備して進めているところでございます。

それができますと、台帳みたいな形でですね、電算の方で誰でも位置を確認できるというよう なことになろうと思います。

〇17番(岩根賢二君) 確認ですけれども、その一覧表というのは、国の方から市町村に対して

出された資料なのか、その点はいかがですか。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** はい、一覧表につきましては、譲与の申請の段階でですね、番地から全部一覧表で申請を受けておりますので、それが紙ベースで管理しているということでございます。
- O17番(岩根賢二君) その件については分かりました。

最初の答弁の中で、市長は条例に基づき原則として原状回復するように指導しているという答 弁がございました。

では、具体的にちょっとお聞きしますけれども、条例の第4条にあるような禁止行為が、例えば、平成22年度中に何件ぐらいあったものか。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 4条関係の禁止につきましては、具体的に届け出というか、したところはございません、今のところですね、23年度ですかね。
- **O17番(岩根賢二君)** ないということであれば、原状回復を指導していますという言葉は当てはまりませんね、なかったわけですから、原状を回復するように指導しているんじゃなくて、指導したいと思いますということになるんじゃないですかね。はい、それはそれでいいでしょう。

ということは、第16条による過料の徴収の例ももちろんないということですね。確認します。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 申し訳ありません。私ちょっと勘違いいたしまして、5条関係の行為の許可のところでですね、若干勘違いいたしまして、今まで工作物が立っていて、無許可の分がですね、2件ほどございまして、その分につきましては撤去をお願いして、撤去をしております。
- **○17番(岩根賢二君)** ということは、私がさっき質問したのは、もちろんそういう例がなければ過料ももちろんなかったんですよねということの確認でしたが、その点はいかがですか。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 過料の項も条例ではあるところでございますが、1件につきましては、大きな倉庫を撤去していただくというようなこと、もう1件もひさしを撤去というようなことでですね、速やかにというか実施応じていただいた関係上ですね、過料につきましては、科さなかったところでございます。
- **O17番(岩根賢二君**) 市長にちょっとお尋ねしますけれども、私がこの通告をした後に担当課の方に聞き取りをされましたか。
- **〇市長(本田修一君)** 当然一般質問の通告を受けて、ヒアリングを担当の方でするわけでございますが、ただいま担当課長の方にお尋ねになった件につきましては、ヒアリングができておりませんでした。
- O17番(岩根賢二君) 実は、私が今抱えている問題で、これに類する問題があっております。 そのことは、多分私は建設課の方で今対処してもらっていますので、あまり言いたくはないんで すけれども、実はですね、旧町時代からこの赤線道路について集落の方が、その赤線道路の上に 私有物を堆積と言いますか、積み上げられておりまして、道路としての機能がしてないというこ とがございました。ございましたというよりも、まだあるわけですが。そのことでこの問題につ

いて、私はいろいろ相談をしながら、建設課と今進めているわけですが、このことは建設、市長 は御存じないということですから、建設課長としては、私が抱えているこの問題については、こ の赤線道路の第4条に関係することではないとお考えですか、どうですか。

〇市長(本田修一君) 課長の方にちょっと御指名でございますが、私の方もその件については 以前からあって私自身は、もう解決しているのかなというふうには思っていたところでございま す。

[岩根賢二君「該当するかどうか答えてください」と呼ぶ]

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 現地の方で見たところ、やっぱり4条には該当するのかなとは感じているところでございます。
- **〇17番(岩根賢二君)** 実はですね、内輪のことはあまり言いたくはないんですけれども、この問題は何回となく担当課にも相談をしております。旧町時代からと私は申し上げました。

その時には、確か財務課の方が対応していただいたと思うんですが、あと二、三年したら国から市町村の方に赤線道路も移譲になるから、その時まで待ってくださいよと、その時点では町としては何も動けないんですよねという答えがあったんですよ。

そして、その二、三年待って移譲がされた。それが平成12年から16年にかけてでしょう。それから既に10年以上たっている。そういう中にあって、この私が抱えている問題は一向に前に進んでないんです。何回となくお願いもしますけれども、担当課にもお願いしますけれども、なかなか本人さんに指導をしていただけないと。原状回復をしてくださいよという指導はしてもらってないんですよ、もらえてないんですよね、実際にはね。

それでたまりかねて、関連する集落、今では自治会という呼び方ですが、関連する自治会の会長さん、連名でこの道路の改善を要求をいたしましたが、その時の答えはですね、そこにあるその私物の撤去をしていただき、道としての機能回復の上、実際の使用を状況を確認して具体的な検討を行いますと。ということは、具体的な検討を行いますの前段階としては、私物の撤去をしていただき、道としての機能を回復の上というこの部分については、自分たちでやってくださいよということを言っているわけですね。これは原状回復を指導しているという、そういう姿勢であると市長はお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指導という言葉には当たらないというふうに考えます。

- O17番(岩根賢二君) それでは、今後指導はしていただけますか。
- ○市長(本田修一君) 指導いたしまして、原状の回復に努めてまいりたいと思います。
- **〇17番(岩根賢二君)** ということでしたら、このですね、今私が申し上げた申請に対する審査結果というのはそういうことでございますので、この通知の文言の中にですね、この決定に不服のある時は、通知を受けた日から起算して10日以内に市長と協議して申込書を取り下げることができますて書いてあるんです。これは私はちょっと理解に苦しむんですが、どういう意味ですか。

ちょっとお願いがありますけれども、よろしいでしょうか。

私の質問に対して答弁の準備をしている間は、執行部を映していただきたい。 以上、よろしくお願いします。

○議長(上村 環君) 答弁準備の申し入れがありましたので、しばらく休憩します。

午後2時04分 休憩 午後2時27分 再開

- 〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **○建設課長(中迫哲郎君)** 大変申し訳ございませんでした。

先ほどの通知文についてでございますが、通知文につきましては、条例4条の私物の撤去をしていただいたうえで、再度自治会から申請をいただくという趣旨で出した回答でありました。

審査結果が保留ということで、このことに不服のある場合、救済措置といたしまして取り下げができるとしたところですが、しかしながらこの内容では、相手に理解しづらい文章となっています。今後、要項も含め改善して相手に分かりやすい文書に改めますので、御理解願いたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

〇17番(岩根賢二君) なかなか難しい文章でしたので、そういう理解の難しい通知はですね、なるべく出さないようにしてください。分かりやすい文章で通知をしていただきたいと思います。市長がさっき原状回復を指導していきますと申されましたけれども、目途としてはいつ頃までその原状回復の指導を完了させられるというお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この件につきましては、ただいま改めて長い期間、私どもの方でも対応していた。そしてまた、 地元の自治会においても対応されたということでございますので、今回このことにつきまして、 私どもが指導する立場ということを深く認識しましたので、このことについては、直ちに取り組 みを開始したいというふうに思うところでございます。

いつまでということにつきましては、少し現状を見ながら、またお答えさせていただければというふうに思います。

O17番(岩根賢二君) なるべく早く解決をしていただくように、よろしくお願いいたします。 それでは次に、宅地災害の復旧対策についてお尋ねをいたします。

同僚議員の一般質問がきっかけとなり、昨年の6月に宅地災害復旧支援実施要綱が告示をされ、 集中豪雨等による宅地災害の復旧作業について作業を行う自治会に対して、費用の一部を支援する事業が始まりました。これは大変非常に有り難いことだなと思っているところであります。

しかしながら、この要綱どおりにいきますと、なかなか思うような復旧作業ができないという ジレンマも感じております。

そこで、この要綱にあります「支援内容」という項目がありますが、この項目の中の内容を拡

充する考えはないかお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志市宅地災害復旧支援事業につきましては、個人の資産については、原則所有者がその復 旧を行わなければならないということであります。

しかし、災害等の復旧に対する県・国等の補助事業に該当しない宅地等の小災害に対しまして、 何か支援できないかということから、先進地の事例を参考に自主防災組織の組織化と地域の共助 による精神を育成するということから、平成22年6月に要綱を定めたところであります。

内容としましては、集中豪雨等による宅地への土砂の流入等の災害及び二次災害から住民の生命及び財産を保護するため、当該宅地の復旧作業を行う自治会に対して、重機の借り上げ費用や 仮復旧のためのビニールシートや土のう袋の購入経費を支給するものであります。

したがいまして、あくまで土砂排除のための重機借り上げや、被害拡大防止のための仮復旧の ための対応でありまして、のり面工事を行うなどの工事には対応していないところでございます。 以上のようなことから、現在のところ、この支援事業の内容拡充については考えていないとこ ろでございます。

〇17番(岩根賢二君) はっきりと考えていないという答えが出ましたが、それでやめるわけにはいきませんので、まずそれではですね、昨年6月からこの実施要綱が始まったわけですけれども、それでは1年ちょっとたっているわけですけれども、これに関する申請が何件あって、何件実施されたか、その辺をお答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この事業に対しまして、内容の問い合わせというのはありました。問い合わせ件数は、平成22 年度で3件、平成23年度は4件でございます。

しかしながら、実績はないということでございます。

- **O17番(岩根賢二君)** 実績はないということでしたね。問い合わせがあって実績はないということは、どのようなことでその実績につながらなかったんですか。
- ○市長(本田修一君) 個人の宅地の災害ということでありますが、今回は自主防災組織の組織化及び育成というものも兼ねているということで、申請者を個人名でなく自主防災組織、あるいは自治会長さんでしていただいたと。そしてまた、そのような形での対応をお願いしたからということになるのではないかなというふうに考えるところでございます。
- **〇17番(岩根賢二君)** この実施要綱を告示した何か価値がないような気がしますよね、こういうことでしたら。やはり、利用ができるような内容にしていただきたいと思いますが。もともとですよ、この実施要綱というのはどこかの市の例をそのまま持ってきたんじゃないんですか。いかがですか。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この事業につきましては、霧島市の宅地災害復旧重機借り上げ及び応急仮復旧に対する原材料 支給事業に関するものでございまして、そのものを本市でも参考にして制度化したものでござい ます。

O17番(岩根賢二君) その際に志布志市として、ここはこういうふうに改めた方がいいんじゃないかなと、そういうふうに協議は全然なかったんですか。

○市長(本田修一君) 霧島市のこの事業の背景というものが、先ほどから話しますように、公共事業に該当しない個人の小規模の災害に対しているものということであるわけでございますが、併せて自主防災組織の育成も兼ねているということで、本市でもこの自主防災組織の育成については努めておりましたので、このような形であるとなればそのこともやりたいと。そしてまた、代表に自治会の組織の方に、長の方に申請いただくということで地域での取り組みとしていただくということができいるということで、同じような形にさせていただいたところでございます。

O17番(岩根賢二君) 先ほど問い合わせが3件、そして4件ということで合計7件あったということでしたが、実績にはつながってないと、その実績に至らなかった理由は、自治会とか自主防災組織が対象であるからつながらなかったというふうな答えに聞こえましたけれども、そういうふうに理解していいですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

問い合わせがあって、その後申請されてないということでございますので、多分そのようなことがあって申請がされなかったというふうに考えます。

O17番(岩根賢二君) そういうことでしたら、例えばみんなが取り入れやすい内容にしようか という話し合いはないんですか、内部では。

〇市長(本田修一君) 現場を全て私自身も把握していないところでございますが、その後担当の方からも特段このことについて見直しをしたいというような協議の求めがございませんので、そのような形で現在のところでは対応させていただいているところでございます。

O17番(岩根賢二君) じゃあ、今のやり取りを踏まえて市長はどうですか、やっぱり拡充はしないと、やっぱり拡充はしないでこのままいった方がいいねと考えておられるんですか。

〇市長(本田修一君) 原則、個人の資産につきましては、原則個人の方が責任を持って、その 復旧等についてはされるというようなふうに考えるところでございます。

しかし、災害等でございますので何らかの形で対応してあげればというようなことでもって、 霧島の例をもって今回したということでございますので、そのことを成すためにやはりそれなり の私どもが取り組む理由が必要ということで、このような形で条件が整えられているというふう に考えるところでございます。

今後このことにつきまして、更に内容を十分に精査しながら、個人の資産の復旧に私どもが取り組むことができる内容というものを整えられるとすれば、そのようなことも考えてまいりたいと思います。

O17番(岩根賢二君) 最初の答弁とはちょっとニュアンスが違うかなと思っておりますが、具体的にちょっとお尋ねしますけれども、この要綱の中にある二次災害というのはどのような災害を想定されているんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

当該災害が発生した折に波及的に他の財産に影響が及ぼしたとき、特に公的な財産ということ で道路等に影響があった時には、そのことについては対応しているということでございます。

〇17番(岩根賢二君) ということは、道路等への流入と今おっしゃいましたよね。ということは、この要綱の中には、今宅地への土砂の流入ということが対象になっていて、それから例えば道路にまた流出した場合は、それは二次災害だということの捉え方ですね。

そうしますと、今ここに土砂の流入と、宅地に土砂が入ってきた場合にそれを排除するためのいろんな作業に対して助成をするということの内容ですが。じゃあ宅地からのり面なんかが、こう流れ出したと、道路に流れ出したという時もこれの対象になるということで考えてよろしいんですね。

〇市長(本田修一君) そののり面が個人の資産なのか、あるいは公共の土手なのかということによって違うというふうには思います。

公共の土手ということだったら、それは回復が必要になってくるかというふうに思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 答弁準備の申し入れがありましたので、しばらく休憩します



- 〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○市長(本田修一君) 度々申し訳ございません。

先ほど私の方で二次災害につきまして答弁申し上げましたが、二次災害につきましても基本的には、個人の財産ということで、個人の申し込みでは対応できないということでございます。

自主防災組織ないしは自治会長さんの申し出により、そのことについては対応するということ でございます。

そしてまた、公共物にその災害の余波がある時には、当然公の方で対応して処理するということでございます。

- **〇17番(岩根賢二君)** 公共物についてに対しての土砂の流入というのは、市で責任を持ってやるということですね。それが例えば個人の宅地から流れ出たやつは市がちゃんとしますということですか、それでいいですね、答えてください。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

当然、公共物のそのような機能性を回復するために対応するということでございます。

O17番(岩根賢二君) この実施要綱の中でですね、実施例がないということは、私はちょっと 不思議だなと思っているわけですが、去年の6月から災害等は多々ありまして、個人の宅地内で いろんなそういうのが発生しているということは、私も聞いております。ただそれが自治会単位

でないとこの実施要綱に該当しないということで、実施例がないのかなということですね。

それについては、市長の方も先ほどの答弁では2回目の答弁では、内容を精査しながら今後要 綱の見直しにも取り組んでいきたいと答えられましたね。そういうことでよろしいですね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

問い合わせがあった後に、その後どうなったかということについての確認がされないということでしたので、そのことについて確認をさせていただきながら、その申し込みに至らなかった理由というものを精査させていただきたいということでございます。

O17番(岩根賢二君) せっかく要綱が定められておりますので、その辺はまた精査をしていただきたいと思います。

この要綱の中の第2条の支援内容の中に、その内容の中にこういう文言があります。「重機の運搬に要する経費(人件費を含む。及び燃料費を除く。)」、また「施工に要する経費(人件費を含む。)を除く。」とあります。

これは、実際にはこの部分の費用が一番余計掛かるわけでございまして、この部分が一番高い ということで申請をためらうケースがあるのではないだろうかということも考えますが、その点 についてはいかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども申しましたように、申請に至らなかった理由というのが把握できておりませんので、 もしただいま御指摘の点が支障になって、ハードルが高くて申請に至らなかったということにな るとなれば見直しも必要かというふうには考えるところでございます。

〇17番(岩根賢二君) 先ほどから市長は、住宅地については、個人の所有だから個人の責任で回復をしなさいというふうな趣旨のことをおっしゃっています。

こと農地とかに関しましては、国の方が手厚い保護をしているわけですね。だけれども、実際に人の命があるのは宅地でございますので、その辺も市として考えていただいてですね、この趣旨にこの実施要綱の趣旨にありますように、住民の生命、財産を保護するためにこの要綱が定められておりますので、そこを念頭に置きながら今まで議論してきましたようなことを見直しをしていただきたいと思いますがいかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

住民、市民の生命、財産と、今回は財産になるわけでございますが、特に生命に関わる内容に つきましては、すぐさま何らかの形で対応しなければならないということは、十分市として取り 組みをしているところでございます。

今お話になりますように、諸災害についてこのような形で設けて、そして地域で取り組んでいただきたいということの趣旨も更に御説明を申し上げながら、この事業の推進を図ってまいりたいと考えます。

〇17番(岩根賢二君) 改善の方向にいくのではないかなと期待をしておりますが、昨日からのですね、一般質問のやり取り、また今日も含めて明日もですが、明日の一般質問の通告の中にも

過去の質問について、その後の経過や進捗状況を聞く質問が、今回は特に多いように感じます。

このことは、質問に対しての執行部の取り組みがなかなか目に見えてこないということの表れではないかと思っております。その場の答弁を終えればやれやれといった感じで終わっているのではないかなと思います。

市長が後ろの控え室に帰った時の顔を見ますと、まさにその気持ちの表れが顔に表れているんではないかなと、控え室では、市長、ニコニコされてますよね。

ですから、答弁で前向きにとか、あるいは検討しますと、あるいは内部で協議します、研究しますなどと発言をされた時には、そのとおりに実行してもらいたいということを考えております。

答弁で終わりではなく、そこがスタートラインだと思いますが、私のこの意見に対して市長は どのようにお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

確かに一般質問が終わったらほっとするというのは、間違いないところでございます。

しかし、一般質問をお受けしながら、本当私どもにとりまして、様々な案件について真剣に御提案ないしは御質疑がされるということでありますので、その私が特に皆様方にお約束した部分については、すぐさままとめをいたしまして、進捗を図るための工程等についても確認を求めているところでございます。

ただ先ほどありました法定外公共物につきましても、件数がかなりにのぼるということでございまして、事業費も多額にかかるということで、担当の方もどのような形で進めればいいのかということについては、少しそのことについて、私との協議がされなかったということでございますので、今後このようなことがない形で皆様方から御提案ないしは、また私の方で確約した部分については、真摯に、そして速やかに対応できる体制を更に努めてまいりたいと考えます。

O17番(岩根賢二君) はい、そのように実行していただきたいと思います。

それと、最後に申し上げておきたいと思いますが、昨日保育所の民間移管についての質問もご ざいました。

そのやり取りの一連の流れの中で、課長が事務局の不手際で申し訳ありませんと、謝罪をされましたよね。

私は、あれは本来は市長が先頭に立って矢面に立って謝罪すべきことではなかったかなと思っております。

課長を裏で支えるのは課長補佐、係長たちがおられます。ですから、市長はその総責任者として、やはり矢面に立って、私の指導が足りませんでしたと一言そういう言葉があってもよかったんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

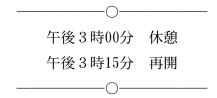
私自身は、今お話がありましたように全ての事案について、最終責任があるというふうには自 覚しているところでございます。

ただ今日も何回も審議のストップがありましたように、細部にわたって把握してないところが

多々あるということでございますので、そのことについては、私を全面的に支えながら事業執行に当たっていただきたいと。そしてまた、最終的に責任を取るのは私ですということについては、いつも職員にお話をしているところでございます。

そういった意味で、昨日担当の方で陳謝したという件につきましても、今お話がありましたように、私自身の監督が不十分だったということは多々あろうかというふうに思います。すぐその後、職員と課長と改めてそのことについての確認はしたところでございます。

- **〇17番(岩根賢二君)** 市長と職員の方と連携を取っていただいて、市民のためにより一層励んでいただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わります。
- ○議長(上村 環君) 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。 ここで、3時15分まで休憩いたします。



O議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

O19番(小園義行君) 日本共産党の小園義行でございます。

今議会もそうですけど、今国会も議員や当局と言いますか、官僚と国で言いますかね、そういう人たちの言葉の責任問題が発展して、責任問題というそういうことが問われている。恐らく今 参議院の本会議あたりで、そういった問題でいろいろ議論がされているんじゃないかと思います。

ここの議会も言葉足らずだったりですよ、いろんなことがありますね。でも、私たち自身はいつも住民の皆さんのためにあるんだと、いつも市長もそうおっしゃってますね。ここにおられる皆さん方、また私たち議会の議員も、そういう立場で一生懸命取り組んでいるわけでありまして、しっかりとしたお互いのですね、まちづくりに向けて、意見の交換をしていきたいと、私もいつも言いますけれども、日本共産党員として住民の皆さんが主人公だと、その立場でこれまでもずっと約40年間、日本共産党員として生きてきております。その間、失敗もあったりいろんなことがありますけれども、ただの思いは国民の困難を回避するという、そうした日本共産党の立党の精神に基づいて、これまで頑張ってきております。

今回も4点ほど通告しましたけれども、そういう立場で皆さんに質問をし、議論をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、行革についてということで、職員適正化計画で5年後の松山・志布志総合支所はどうなるかということで市長に通告しておりました。

東日本大震災を受けまして、本当に公的責任を果たすそういう立場からした時に、そこに働いておられる自治体の職員が皆さんが、平成の大合併、そういったもので大変少ないという状況が発生し、そういった中でああいう困難に立ち向かっているということを考えるときに、この職員

適正化計画、これは財政上大変厳しいからということで、職員を減らしていけばいいと、そういった問題では私はないというふうに思うところであります。

そこで市長にお伺いします。

これは先の議会でも質問をしまして、市長が答弁をされております。事務量の把握をして適正 に人の配置、そういったのを市長はしていくんだということでありますが、人数のことも含めて ですね、33名ほど減らしていくというようなことで、最終的にそこの目標に近づけたいというこ とであります。

端的に、今の状況で市が定めた職員適正化計画でいきますと、5年後の松山・志布志総合支所、 それはどういった状態になっていくのかということを端的にお伺いをしてみたいと思います。

○市長(本田修一君) 小園議員の御質問にお答えいたします。

志布志市行政改革大綱に基づきまして、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第2次志布志市職員定員適正化計画を策定し、人件費の抑制に努めた行政改革にも取り組んでいるところであります。

職員定員適正化計画に基づく職員の減少が続く中、本庁・支所において窓口サービスを低下させないために必要な職員を確保しつつ組織体制を見直しながら、適正な職員配置に向けた取り組みとして、平成23年10月より業務量調査に伴う日報作成に取り組んでいるところであります。

このことにつきましては、平成22年12月議会において、組織機構の見直しに当たっては、職員の業務量を把握した上で取り組むべきであるという議会からの御指摘を受けたところでありました。

今後、この業務量調査結果を活用して、本庁と支所の業務分担の見直しや、業務改善計画を図りながら、職員の業務量の平準化に取り組み、職員定員適正化計画に基づく職員の中で、社会経済情勢の変化にも対応できる組織機構の見直し計画を作成して、御提案してまいります。

いずれにしましても、松山、志布志の支所としての機能は現状を維持しながら、市民サービス の提供を行ってまいりたいと考えております。

○19番(小園義行君) 5年後、今そういう形で市長答弁がありましたが、この分庁方式は、その時どういうふうにお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現段階で職員適正化計画を新たに組むということでございますが、ただいまお話し申し上げましたように市民のサービスの低下が来さない形の職員の配置ということになろうかというふうに思います。ということで、あるとなれば、当然今の機能は維持しながら、支所体制はとっていくということにしたいと思います。

〇19番(小園義行君) 市長は、以前の本会議の質問において、この本庁、支所の組織機構の見直しの中で、本庁方式を目指していくんだという答弁がありましたね。その中で、農業委員会を松山総合支所、教育委員会を志布志総合支所に置いているわけですが、その分庁方式は、5年後どういうふうに今の段階で、あなたが首長しているかどうか分かりませんよ。ここに出してある

状況の中でいくと、どういうことにお考えですか。

〇市長(本田修一君) 適正化計画の中で、どの部署を具体的に削減していくかということにつきましては、業務量調査等を始めておりますので、それらに基づいて職員の配置をしていくことになろうかと思います。

その中で、今お話がありましたように教育委員会ないしは水道課、農業委員会ということの配置についても、その時にはどのような形がいいかということについては、また別途協議がなされるかというふうには考えるところでございます。

○19番(小園義行君) 今の段階では、ちょっと議論のそ上にのぼってないというふうな理解を したところであります。

そこでですね、これ22年4月現在と、今23年の12月9日ですかね、9日ですね。その現在で言いますと本庁がね、大変申し訳ないですけど、昨年から比べて225名が214というふうに若干少なくなっております。なぜかというと水道課が移動しましたね、水道局がね。

そして、松山支所、これ40人おられたのが32ということでマイナス8ですよ。そして、志布志 支所は、90だったのが水道局が移動したという関係で99ですね、こういう状況です。

全体として355名だったものが、数的にこんだけ減ってきているわけですね。正直に言いまして、 志布志総合支所を例えば例にとりますと、この志布志総合支所、水道関係、公営企業関係ですね、 そういったものが移りました。教育関係もありまして、ここに去年は39ですが、志布志支所が教 育関係で40ということで、そんなに差はないわけですね。これを仮に教育委員会は本庁ですよ、 志布志がね。その教育委員会の職員の人が有明本庁に現実に本庁としていたならば、これ約50ち よっとの人数で、今志布志支所のいわゆる市長部局の関係をやっている。松山総合支所と全く同 じような人数の中で、松山支所は若干少ないですけれども、そういう現実が今起きているわけで すね。

そこで、市長が答弁がありましたが、事務量の調査、そういうのを把握して窓口を含めてサービスの低下を招かないように人の配置をするんだということでありました。現在進んでいるその事務量の把握のやり方は、どういった形で行われているのか答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在の把握のやり方についてでございますが、調査の目的にしましては、各課の業務を体系づけて各業務に対し、職員が年間何時間の時間をかけているか、その実態を明らかにするということで、各係の業務構造の特性を把握して、業務の効率化や有効性の観点から業務改善を進めていくということで、各係に必要となる適正な職員配置の検討を行うものであります。今回の調査に伴いまして、どの課でも行っている業務である全庁共通業務と、各課本来の固有の業務を体系化するために各課、各係ごとにヒアリングを実施して、体系表を作成し、業務量調査の目的を全職員、嘱託、臨時職員も含むところでございますが、全職員が理解し、正確に入力することが必要なことから、説明会を開催して、10月より日報作成に取り組んでいるところでございます。

現在、課ごとに集計を行いまして、業務の大分類別業務量一覧表や職員別業務量一覧表が作成

されたところでございます。このひと月分、10月分でございますが、この成果を基に現状と今後の対応について課長会において集計を基に検証をしたところでございます。

11月分についても、現在各課の集計担当者が集計作業を行っておりますが、特に業務量の多いものについては、その都度担当課で原因を探り検討するようにしているところでございます。

また、各課の業務日報入力状況を課長会等で定期的に確認しながら、業務改善にも努め、1年間を通して業務量の把握を行い、本庁と支所の業務分担の見直しや、将来の職員構造を予測した定員管理の進め方にも活用しながら適正な職員配置の検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

O19番(小園義行君) 非常に長い答弁でしたけど、今のその答弁を聞いてまして、簡単に言うとAさんいますね。8時30分から5時15分まで、それを何をやったかと自分の仕事について、打ち込むとおっしゃったですよね。

実は、私もNTTにいる時にメンテナンスコスト、メンコスって通称言っていましたけど、私たちも8時30分から5時15分まで何をしたかというのをびっちり打ち合わせ、移動、移動は故障のための移動、いわゆる損益か、電話機を取り付けるその建設、そのための移動か、それで実際にそこにいって工事をしますね。そういったことをこと細かにずっと打ち込む作業がやられたんですよ。これ、株式会社ならいいでしょうね、それ。もうけを対象にして、ここを削らんといかんね、ここをどうかしないといけないねということではいいでしょう。

でも、そのようなことの8時30分から5時15分まで、私なんかも打ち込んでたんですが、そのようなやり方をしてるというふうに理解していいんですか。

○総務課長(溝口 猛君) 業務量調査の内容でございますが、業務体系ごとに大分類、中分類、 小分類というような形に分けておりまして、今議員御指摘のとおり、何時から何時までどういう 業務をしたと、そこに何時間したというような形で詳細に入力するようになっているところでご ざいます。

O19番(小園義行君) そうするとですね、私たちが決算いろいろ見ますね。義務的経費、投資 的経費いろいろありますね。

そうすると、Aさんを見た時に窓口の作業の人、水道の人、総務の人、いろいろ違いますね。 これ、1か月間で出てるということですが、例えば、志布志総合支所だと約32名の職員がおられ て、40名の嘱託の方がおられて臨時の人が21名、この人が具体的にどういった仕事をしたという のは、それなりにやった時に、対住民の皆さんの要求との関係でその事務量というのが出ますか ね。

私は32名いたら、32名掛ける8時半から5時15分までのその作業をしたその中身はいろいろでしょう。対住民とどういうことをやって、そのことがたくさん住民の人が来たんだねって、こういう苦情が来たんだねって、そういうことが明確に分かるように、今のやり方で出るんですか。

〇総務課長(溝口 猛君) 分類の仕方でございますが、内容としましては、先ほど議員が質問された部分につきましては、例えば証明書の発行時間、あるいは市民からの相談窓口、相談時間

とか、そういった部分について詳細に分けておりまして、ある程度そこの部分につきましては、 時間、要した時間等が集計で上がってくるような流れになっているところでございます。

○19番(小園義行君) じゃあ窓口のAさんでいいですよね。8時30分にお客様が来ましたね、10時15分に来ましたね、1時半に来ました。3回計ありましたね。順番に打っていくんでしょう。そこでトータルなった時は、その時間だけが何というふうに入るか分かんないけど、窓口の応対したという数で時間としては出ますよね。何人の人と相手して、どれだけの人がそこの支所に来たのかということについては、把握がそれで明確にできるものなんですか。

〇総務課長(溝口 猛君) 窓口で何人応対したとか、そういった部分については、この業務量 調査量の集計には上がってこないところでございます。

○19番(小園義行君) であればですね、志布志は総合支所、職員の方がここで今の段階で言うと99名です。松山総合支所32名、本庁が214名掛ける8時間と7時間40分ですか、その数しか出てこないじゃないですか。どんだけ、事務量というのは対住民の皆さんとの関係で見ないとですよ、僕は正しい事務量の把握になるのかなというふうに思うんです。例えばですね、会計課長、あなたは8時半から5時15分までですが、どういったものが打ち込まれるんですか、ちょっと教えて。

〇会計管理者(中﨑秀博君) 会計課の業務量の調査の関係でございますが、当然会計課の場合については、主になるものは収入の関係、それと支出関係でございます。

当然、支出伝票の審査に時間を費やしているというような考えでございます。

当然、収入につきましては、各税がございますから、その打ち込み、伝票起票等々あるところ でございます。

O19番(小園義行君) 今課長の方からありましたように、会計課突然、大変ごめんなさいね。 今おっしゃったように、対住民の皆さんとの関係では言葉は悪いけど、ゼロというふうに理解を しますよね。課長がそれぞれちゃんと入ってくるもの、出ていくものちゃんとチェックされて、 このお金が正しく執行されているかということも含めながら、こうやられるんでしょう。

一方、窓口にいる人はそれぞれがですよ、本当にいろんな作業がありますね。そういった中で、今言ったように、この全体がどんだけの事務量が松山総合支所、志布志総合支所、そして本庁、対住民との関係であるのかといったとき、もちろん今会計課長がされてる仕事も対住民との関係ですよ。でも、義務的経費だとか投資的経費、いろんなことを考えたときに大まかにですよ、今みたいなやり方で本当に事務量を僕は把握ができて、人の配置がきちんといくかといったら、うまく果たしていくんですかね。僕は大変申し訳ないけど、もう今、辞めて10年以上になって時効ですよ、NTT。大変申し訳ないけど仕事忙しいもんだから、毎日打ち込めないんですよ、ある時はアバウトになっちゃうわけです。8時半から朝礼がありましたと、20分間ありましたよと、ちょっと移動しました、その準備のための移動としますね。私たばこを吸いませんけど、たばこ吸うのは、じゃあ何て入れるんだろうって、たばこを吸う人はたばこ時間でないもんだからですよ、どこかにそれを入れるわけですわね。

そういうふうにアバウトになってしまうというのが、私がメンコスを打つときに、正確に手帳

に私なんかも書いてやったんですけど、最初はね。でも長くなるとですよ、それどころじゃなくなるんですよ。本来の仕事が忙しいからですよ。でも今のやり方が果たして本当に対住民との関係での事務量の把握ということでできるのかってなった時に、僕はちょっと疑問があったもんですから、今お聞きしたんですが、もう1回お願いします。

明確に、私が言うように、この99、32、松山、志布志、本庁214掛ける7時間40分なら40、45分のその中のものしか出てこないんじゃないかというふうに僕は思うんですが、違うと言うなら違うとおっしゃってください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話がありますように、各部門によって業務の内容が違うところでございます。

その業務の内容について、確実にその趣旨に沿った形で業務をしているかどうかについては、 管理者と話し合いをしながら、その業務量調査に対応していくということになっているところで ございます。ということで、今お話、窓口部門の方につきましては、何人対応したかについては 別途数字は出されるところでございますが、その対応した時間等についてはチェックしながら記 入していくと。

そしてまた、会計課も例に出されましたが、直接的には住民の方に接してはいないところでございますが、会計の本来の業務についてどれだけの時間を費やしていくかということについて、業務量調査としてあげていくというようなことをしているところでございます。

O19番(小園義行君) 一番分かりやすいから、会計課長、大変突然で申し訳なかったんですけどね、窓口とそういう住民と直接接する所と、そうでない所ということでちょっとお聞きしたんですよね。

今1か月分が出ているということでありますが、その出ているやつで松山総合支所、志布志、そして本庁で対住民との関係で、その事務量というのが明確にどこが忙しくて、どこが、言葉、暇とはないけれども、そうでもないなという、そういうのが分析がもう1か月、10月から始まっているということで出ているんですかね。

○市長(本田修一君) 先日、そのデータに基づき検討会をしたところでございました。

現段階では、まだまだ補充する、そしてまた、修正するところもあるということで、それらの ものを重ねながら傾向を探ってくと、そしてまた、現状を把握していくという段階でございます。

○19番(小園義行君) これね、本当に大変申し訳ないけど教育委員会だってそうでしょう。図書館にしてもですよ、言葉は悪いけど、同じ仕事をずっと8時間連続じゃないですか。ちょっと図書の出し入れ、そして整理をしました。また来られて貸し出しをしましたって、これをですよ、分けられますかね。非常に僕はアバウトになると思うんですよ。その中で、この関係ではひとつ時間外については、どういうふうに打ち込んであるんですか。

○総務課長(溝口 猛君) 時間外でございますが、時間外手当とは別としまして、17時15分以降につきましては、時間外の欄に何を何時間したというような形の入力になっています。

○19番(小園義行君) そうすると、大変申し訳ないけど5時15分までですよね、勤務時間は。

その後に、それぞれ突然お客さんが見えたり、いろんな相談を受けたり、そういったものというのは、恐らくそこの中には入らずに、明確に今日7時から社会教育の会議があるからそこに行きます。これは打ち込めますよね。恐らくそういうことでやるしかないでしょう。役所は、もうけを追求するところじゃないからですよ。私は、NTTで株式会社で、もうけを追求しないといけない企業にいたもんですから、そういうのはとてもシビアでしたよ。

そういう意味からしたときに、今回のその事務量の把握をして、3月までで出るんでしょう。 その時に、4月以降にですね、明確に松山総合支所、志布志支所、本庁、対住民との関係できちんとしたそういったものが把握できて、人の配置ができるかというと、僕は今のこの短い間のやり取りの中で少し、私自身は少し理解ができませんでした。

これ、明確にですね、対住民の皆さんとの間できちんとやっていただきたいと。それが分かるようなものに3月の議会あたりでは出していただきたいと思います。

そうしないとですね、住んでいる人口が旧町ごとに言うと、志布志町が一番多くて、次有明、 そして松山という状況ですよ。そこからくる要求というのは、当然人が多い所からきているはず なんですよ、これね。いろいろそれは考え方ありますよ。そういったものに対して、きちんと対 応していけるだけのものにするために、この5年後、松山総合支所や志布志総合支所は、出張所 にまさかならんですよねということをお聞きすると同時に、今回そういう事務量の把握をされて ですよ、きちんとする場合に本庁の見直し、これも私はこれまでも何回も取り上げてきました。

市長は、合併協議会で決まったということでありますが、今議会がそれぞれ開かれてますね、 出水市も今日新聞見られたでしょう。市長がそういうことを少し述べていますよ。やっぱり僕は、 この志布志市の全体を考えたときにどうあるべきかということも含めて、今回のこの事務量の把 握をされて、次へのステップとして考えていかなきゃいけないのではないかというふうに思うも のですから、最後にこの点では、5年後、今のこの事務量調査をしてどういうことになっていく のかということを再度市長にお伺いします。

そして、そのことを受けてですね、次のステップとして、僕は本当にこの本庁をここで置いておくのがいいのかどうかということも含めて、議論をしていく考えがあるかどうか、その2点について答弁をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

事務量の調査につきましては、定員適正化計画に基づきまして、職員が減っていくという中で、職員にとりまして、どの職員も自分の環境というものが同じような環境だというのを実感してもらうために、そしてまた、同時に同じような環境でやっているということで、全体のチームとしてチーム力が高まるようなというようなことをねらいとしてもやっているところでございます。

そのようなことでございますので、どうしても減っていく部署は出てくるということは間違いないことでございまして、それが窓口部門であるのか、あるいは総務、企画とか、それから先ほどありました会計とか、そういった部門になるのかというのにつきましては、今後その中で業務量調査がなされた中で、ある程度の方向性が出てくるというふうには思うところでございます。

そういったことを考えますと、当面の窓口のサービスの内容については、変わってはいかない というふうには思うところでございます。

そしてまた、現在志布志の市街地の方につきましては、特に町原辺り、大原辺りに居を移す方が出てきているというようなことも考えあわせますと、あるいは安楽地区に増えてきている。そしてまた、通山地区に増えてきているということも考えますと、現庁舎の位置は、その時にまた改めて調査をするということになれば、あまり変わるというような結論はないというふうには考えるところでございます。

O19番(小園義行君) 今市長が今回のこの結果が出るのは3月ですよね、最後何か月かですよ、 1か月しか今出ていないでしょう。再来年の3月までやるということね。

それが出るということは、後市長の任期1年残すじゃないですか、結果としてですよ。ぜひですね、そういうことを踏まえて対住民との関係でどうなのかという意味で、この調査をした上で要求が反映できているのかということがよく分かる形でのものにしていただいて、さっき言いましたように次のステップを踏んでいくというふうに、今の答弁で理解しましたのでね。

市長はどうなるかまだ分からないですけど、結果がですよ。ぜひですね、そういうことを踏ま えてこの本庁の位置を含めて、せっかくこれお金をかけてやるわけです。

ただ、松山総合支所や志布志総合支所が現実に今同じような人数の中で市長部局の仕事をされていると、この教育委員会サイドを移した時ですよ。そのことをよく考えてくださいよ。

ぜひですね、志布志で今もう1回言いますよ、市長、市長が変な顔をされています。99名ですよ、ここに教育関係40名ほどおられるんですね。それを引いた時に、約55から60というところですよ。松山支所が約32というような状況の中でね、これまだ減っていきますよ。1年間の中で減る数がどんどん減っていくというのが、今のこの1年間の間で見えてることですので、そういうことも踏まえてこの事務量の把握をした上で、サービスの低下を招かないということと含めて、どういう在り方がいいのかということを全体の議論として、それができるようにですよ。せっかくお金をかけてやるんだったらやっていただきたい、そういうふうに思います。

次に、経済対策ということでお願いをします。

これも、今年の3月の議会で取り上げて市長に考えを聞きました。同僚の福重議員もこの関係について、経済対策には住宅リフォームが有効であると、どうかということで取り上げていただいて、お互いにですよ、市長は住宅リフォームは定住政策や町並み整備も含め検討している。そして、この事業については経済効果が現れている。経済状況の動向を十分見極めながらすぐさま対応できるような態勢をとっておきたいというふうに、答弁をされております。福重さんの質問と私の質問に対してですね。この間に私も公共事業、どんどん減っていくという状況とあわせて、経済対策としてですよ、大変だから今プレミアム商品券販売されているじゃないですか。この建設の関係のこの住宅リフォーム制度、全国でどんどん広がっています。もう効果は大ということは、もう表れているんですが、この間にそういう経済環境の中で、経済の動きだとかいう中で建築関係のそういった動向調査というのはされたんですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

建設関係につきましては、常に協会の方々とお話をさせていただきながら、動向については把握をしているところでございます。

そのような関係で、今回また改めて補正においても対応をお願いをするところでございます。 O19番 (小園義行君) 3月議会の時も、この住宅リフォーム制度、宮古市の例を岩手県ですね、とって市長にちょっとやり取りをさせていただきました。ここのやつは、とても使い勝手が良くてですよ、すごく広がっているということで、この住宅リフォーム助成制度、これを今の段階ではまだいいよというふうなお考えなのか、それとも今の状況で本当に左官屋さん含めて、表具屋さん、いろんなところのですよ、そういう関係の方々は大変冷え込んでいるわけですけど、大工さんを含めてですよ。そういったものに対して町のそういう経済効果としては、垂れ流すわけじゃないからですね。ちゃんと返ってくるという状況になっているわけで、そういうものを新年度からでもやっていくよというようなことをね、考えられんのかなと。プレミアム商品券を売るというそのことは、もう大変だというのを御理解されているからやられるわけでしょう。ぜひ、こういう住宅リフォーム助成制度というのを、補正を組んででも僕は途中やられるかなということ

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

商工関係の方々につきましては、昨年来口てい疫が発生いたしまして、そしてまた、新燃岳の噴火、それから鳥インフルエンザと、そしてまた3・11がございまして、非常に苦境に陥っているということで、昨年もプレミアム商品券を発行させていただいたところでございます。そして、今年度につきましても、議会に御同意をいただきまして、改めて今年度分の発行をしているところでございます。

もあったんですけど、今の現段階まできていますね、そのまんま。考え方いかがですか。

ということで、商工関係につきましては、そのようなことで対応しているということでございますが、建設関係の方々には先ほども申しましたように、今年度については改めて別途補正予算をお願いしているということでございます。

ただいまお話の住宅リフォームにつきましては、来年度の当初予算で考えさせていただきたい と思います。

O19番(小園義行君) 今市長の方からありましたように、市長もこの効果については、全国のやつも含めて認めておられる。当初予算で対応したいということでありましたので、ぜひですね、今本当にいろんな住宅がどんどん建てばいいんですよ、もちろんそういう状況に経済の状況が良くなっていけばいいです。

今市長の答弁がありましたように、当初予算で対応したいということでありますので、よく理解をして、次にいきたいと思います。

次に、3番目に児童福祉について、障がい児保育の関係について、少しやり取りをさせていた だきます。

昨日も金子議員の方から保育所の問題でいろいろありましたやり取りがですね。そこで、この

障がい児保育についての、障がい児保育としては志布志市はやっているのかどうか、よく今の状況ではない。障がい児保育、障がいを抱えている子供さんたちが、どれぐらい保育所に入所をしているんですかね。その現状について教えてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

障がい児保育事業につきましては、現在市内2保育園で、たちばな、伊崎田、各1名おいて保 育の実施をしているところでございます。

〇19番(小園義行君) 市長、今2園ほど、お二人でしたかね。これは、障がい児保育というか、制度があって一人でも今可能になっているかどうか、そこについてはいろいろです。障がいを抱えている子供さんが入所しているというふうに理解していいんですね。

じゃあ、分かりました。じゃあ、障がい児保育としての、その対応としてはしてないということですよね。補助、国・県の補助をもらって3分の1ずつの、それはないという。でも、受け入れていただいているということで、これ今志布志市が出した子育てガイドブック、これちょっと大変申し訳ないんですけど、ちょっと1年前のやつということで、障がい児保育どこもしてませんよということで、ここに出ているわけですね。それで、障がい児保育という、それについての市長の認識はどういうものですか。

これは、私は本田市長大分評価してる部分ではあるんです、この点に関してはです。なぜかというと、児童デイサービスのにこにこはうすの並行通園について、鹿児島市に次いで県内の中で2番目にですよ、無料にすると。原則無料にするといって、これもう始まってるんです。おととしからですね。これは、大変評価をしております。だけど、実際にこの障がいを抱えている子供たちが保育所に入るというのは非常に、これハードルが高いわけですよ。その障がい児保育というものについて、今民間移管をどんどん進めておられるんですけど、市長が思っておられる障がい児保育についての認識を必要性等も含めて、ちょっと答弁をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

障がい児の方ということについてですね、どのような方をそのようなふうに判断するかということにつきまして、多くの場合、3歳以降になって先天性の障がいの場合は例外として、知的障がいについては二、三歳頃に乳幼児健診等で分かりやすい児童相談所を経て判明する場合が多く、発達障がいは幼稚園や保育園などの集団の中での行動面の目立ちがあって徐々に見えてくる傾向にあるということで、このことにつきましては、私自身にこにこはうすに通いながら知らされたところでした。そしてまた、なるべく早く保護者の方自身が、そのことに気付きを得られて、早いうちに対応することが障がいに対して回復ができる方については望ましいということも勉強させていただいたところでございます。

しかしながら、今お話のように保育園においては、その受け入れる側がなかなかその状況について、専門的な保育士がいるいないという関係もございますので、難しい状況というものについては認識はしているところでございます。

ただ、先ほども言いましたように、たちばな、伊崎田が今取り組んでいただいていると。そし

てまた、来年においては通山でも受け入れをしていただける予定になっているということでございますので、少しずつこのような形での取り組みをお願いしていくということになろうかというふうに思います。

O19番(小園義行君) 今、来年度以降のことも含めて少しありました。

この障がいを抱えている子供たちというのは、保育所を選べませんよね。親がどうしたいかというこの思いが、とっても大事なんですよ。障がいを抱えているそのことでさえも大変なのに、保育所に入るというその時に、高いハードルがあって、何でこんなにつらい思いをしなきゃいけないのかということをたくさんの人から私も同じ共感をしながらですよ、この問題にも向き合ってきました。ぜひですね、悲しい思いをして子供たちと向き合ってるお父さん、お母さんおられるんですね。

今志布志市は、民間移管でどんどんやりますね、それはそれとしていいでしょう。でも、この中にね、私は19年から公告、これずっとありますよ。そして、途中からですね、具体的な中身が書いてあるんですね。保育サービスの拡充ということで、延長保育とかいろいろありますね。土曜・乳児保育を実施すること、一時保育を積極的に、いろいろあります。

これの応募要項について、「障がい児保育については、対象児童がいる場合には、積極的に実施すること」、これが応募される方の保育所、法人の姿勢として必要ですよということを求めてるんですね。

これ、この議会もいろいろありますけど、言葉として積極的というふうに、そのことを市長は どういうふうに認識しておられますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

もし、障がい児をおもちの保護者の方が入所申し込みに来られたら、なるべく対応できるような形にしていただきたいというような内容かというふうに思います。

○19番(小園義行君) 私もこの積極的という、これを辞書で引くとね、自分から進んである、そういうふうに書いてあります。公告ですよ、これで、「障がい児保育については、対象児童がいる場合には、積極的に実施すること」、このことは非常に重たいものがあります。これは、受けられる法人の側も、そのことをちゃんと分かった上で民間移管として、公立の保育所を受けられるわけですね。このことをどういうふうに実現していくのかということは、市の保育の在り方はこうですよ、ということをここにうたってるわけじゃないですか。

そして、受け手の側としては、こういうことがあるんですね。保育内容については、行政指導に従うこと。そういうことが書いてあります。そうすると、市がお願いをして法人に委託、移管をしますね。このことをよく分かって、私たちの言うことを聞いてくださいよと、そういうふうにしてくださいねということの約束事ですよね、これね、公文ですから。

そういった立場からしたときに、これまではこの問題を取り上げるとき、保育所運営連絡協議会というのがあります。そこに市の指導といいますか、それが入ってちゃんとやってくださいよということが、市の姿勢としてなければ受け手の側としては、まあ緩やかでいいのかなとか思っ

たりされていると思いませんけれども、ひょっとしてそういうことになると、今さっき市長がおっしゃったように、うちにはそういう専門の職員がいませんとか、こういうことでできませんというふうになっていったらですよ、これは何でこれがあるんですか。積極的にということは、自ら進んでやるということですよ。

そして、保育の内容についても行政のそれに従うことということがあります。これは、あくまでも志布志市の行政の側がそういう姿勢を持ってないと、障がい児保育というのは成り立たないわけですよ。

そこで、市長にもう1回伺います。障がい児保育というのは、にこにこはうすの運動会やそういうところへ来られて必要性を認めておられますよね。それぞれの保育所でもちゃんとそれができるように、私は「子育て日本一」の支援のまちづくり目指してる市長としたら、ぜひどこの保育園においてもそれがちゃんとできるようにですよ、やっていただきたい、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

要項の方で、そのような形で定められているということについて、改めて委託を受けられた方々 に確認をして、そのような対応をお願いするようにしてまいりたいと思います。

O19番(小園義行君) これは、私も長男が障がいがありました。でも、悲しい思いもいっぱいしましたよ。でも、彼から学ぶことがたくさんあって、今そのことを笑って話せるようになりました。でも、それまでには高いハードルと、いろんなことがあって、壊したり、守ったり、いっぱいして今があるんですよ。

初めて子供さんができて障がいがあったり、お二人目で障がいがあったりと、受け止めるのに 時間がかかりますね。そういう悲しい思いをしている人たちに保育所に入るという、障がいがな かったらすんなり入れるのに、障がいがあるということだけで高いハードルを設けてしまうよう な行政の在り方ではいかんじゃないですか。そういう悲しい思いをいっぱいしてこられている人 に更に悲しい思いをさせないように、明確にですね、市長これは、日本一の子育て支援のまちづ くりを目指しますと言うんであれば、明確にそういう法人の方にもちゃんと加算をするというこ とでですね、私は市の方が、行政の側がやっていく。そのためにちゃんとしてくださいと、お金 もちゃんとやりますということを含めてですね、市長、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今のお話を聞きながら、本当に胸を打たれる思いがするところでございます。

そのような障がい児をおもちの親御さんの気持ちというのは、察するに余りあるものがあるということでございます。その親御さんたちの保護者の方々の本当にお気持ちというものを最大限受け入れられるような体制は目指してまいりたいと思います。

〇19番(小園義行君) そういう今の市長の答弁で、ぜひですね、これ、昨日金子議員のやり取りの中で、松山の子供の例がありましたね。尾野見の子が新橋には行かないわけですね。やっぱりその地域で小学校に入学させたいという思いがあると、そこの地域の保育所に入れたいわけですよ。そのためには、そこに受けておられる法人の方々の協力がないといけないわけですね。

そういったものに対しては、きちんと市の姿勢が僕は問われていると思います。私は、無認可のそういう保育所にお願いをしたんですけど、そこの先生にお願いする時に、仮にここでうちの子供に何らことがあったと、仮にですよ、けがをしたり、死亡事故、いろんなことがあったとしてもあなたを責めることは一切ありませんというふうに、私はそういうぐらいの覚悟を持ってお願いをしました。

当然、障がいを抱えているお父さん、お母様、またそうでない子供たちも、けがは家にいてもするし、保育所でも学校でもします。そのことのお互いの信頼関係をちゃんとつくって、そのためにですね、行政が努力できることをきちんとやって、それは財源的な裏付けもちゃんとやりますということを含めて、これをやっていくというふうなものがないと成り立たないんですよね。ぜひですね、市長、そういう先ほども言いましたように、悲しい思いをされて、一生懸命頑張っているお父さん、お母さんに、そういう普通に障がいがなかったら、飛び越えていく時に悲しい思いをさせないでください。

今の答弁できちんと対応してやるということでありましたので、そのことについては、ぜひですね、それぞれの保育所運営連絡協議会の中で共通の問題として、これはきちんと受け止めていただけるように、もう1回市長、そこに対しての行政としての姿勢としてどうなのかということをお願いをもう1回します。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま議員の方から、改めてこの民間移管に際しての協定書の内容についての確認をさせていただいたところでございます。そのことについては、当然もう1回受け手側の方にも再確認をさせていただきまして、そのことについては、文字どおり積極的な取り組みをしていただくようお願いしたいと思います。

O19番(小園義行君) これは行政の姿勢がぐらぐらしてると、絶対にそういうふうになりませんからね。ぜひそのことについては、明確に今市長がおっしゃいましたので、ぜひそういう立場で、そういう対象の児童がいる、子供がいる、そういうところについては、きちんとその受け手の法人の側にもですよ、障がい児保育としてのそういう財政的な裏付けもちゃんとやって、やっていただけるように、今そういう答弁ありましたので、ぜひですね、これ、来年度からそういうことにならないようにお願いをします。

次にですね、この障がい児保育の関係も含めてですけれども、保育新システム、これがこれまで3回ほど取り上げました。これ、もうこれまでは、いや一切そういうのはきてませんと、私のところは、そういうことを聞いてませんとはおっしゃらないけど、中身がきてませんというふうに市長の方も教育委員会、幼稚園を抱えている教育長もそうでした。もう3回目ですね、これ国が中間取りまとめとかいろんなことをやって、それぞれやってるんですが、この保育新システム、もう中身はこれまでも何回も言っていますので述べませんけれども、この今の国が25年度から導入をしようとして考えて、今最終の詰めの段階に入っているところですが、この子育ての新システム、これについては考え方でいいですよ、いやこれはどうだと、私は問題ありとかそういうこ

とを、どう考えているかということでちょっとお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

何回もお答えしているということになるところでございますが、国会が審議中と継続中でございます。

従来の入所に係る手続きは、入所申込書を市役所に提出すると、その際、保護者が希望する保育園を第2希望まで記入できると。そして、書類申請になった児童が保育に欠ける児童であるかどうかについて、就労証明書等の添付書類で確認しながら、入所の可否を決定するというのが現在までの流れであります。

その後、希望される保育園が入所可能か確認し、決定という流れになっています。

新システムになりますと、行政が関わる部分は入所申込書の受理と、申請のあった児童が保育 に欠ける児童であるかどうか、就労証明書等の添付書類で確認し、入所の可否を決定する。

その後、申請のあった保護者に対して、入所許可書を発行すると。ここまでが行政の事務になるということでございます。

以降の手続きにつきましては、入所希望者と保育事業者の面談によりまして、入所決定までの 事務が進められます。

ただ、多少の緩和は論議されているものの、保育室の規模や保育士の人数による入所児童数には制限がかけられておりますので、こういった面においては、あまり現在の段階従来とは変わりないというふうに思っております。

しかしながら、入所先の決定が保護者と事業者に委ねられている制度ですので、サービスの違い等により、園ごとに格差が生じる懸念があります。その反面、保護者は自分のニーズに適応した希望どおりの保育園に入所させることができる利点もあるということでございます。

いずれにしましても、保育は公的責任を伴いますので、保育事業に行政が関与すべきだというふうに考えておりますので、このような対応をしてまいりたいと考えます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

保育システムについてどのように考えるかという御質問でございますが、国においては全ての子供に保育サービスと教育を提供することを主たる目的といたしまして、幼保一体化が議論されておるようでございます。そこで、特にこのシステムに問題になるのは、いろいろあるようですが、一つを例を挙げますと、これは平成25年度からの新たな子育て施策として、子ども・子育て新システムで導入予定の幼保一体化施設の利用者負担ではないかと、こういうふうに考えます。

親の所得に応じた応能負担を基本とし、現行の保育所や幼稚園の利用料と同じ水準にする方針を固めたというふうに今のところ報道されておるようでございます。

それによりますと、現行の利用料は応能負担ですが、新施策ではサービス量に応じ利用料が増える、いわゆる応益負担に変わるのではないかと懸念する声がありましたので、政府としては現行水準を維持して負担増を避けることで、子育て世代の理解を得たいとの考えのようでございますが、ひとつ家庭で複数の子供を預ける場合の負担軽減も継続されるものと私は理解しておりま

す。

しかし、本県にある市の議会をはじめ、全国のあちこちの議会から国に対する意見書が出されておりますことからも、この施策は財源の確保、所管省庁の一本化、更に一体化した時の形態など、今しばらく熟議の必要があるのではないかと考えておりまして、このままでは私個人としては賛成できないかなとこういうふうに思っているところであります。

なお、念のために県の教育委員会の義務教育課に担当課にも問い合わせてみましたが、現在の ところ国からの具体的な正式な指針は示されてないということでございました。

以上でございます。

O19番(小園義行君) 今市長、教育長それぞれありました。

この新システムの問題点として、今それぞれ指摘がありましたね。

例えば、市町村の保育実施義務のこれ、これなくしていこうというのが大きなことになっています。今教育長がおっしゃったようにいわゆる保育料の応益負担化と。これはまさしくですよ、これなことがされたら日本が批准していますけど、国連の子どもの権利条約第23条、これで、例えば障がいをもつ子供の特別なニーズを認め、可能な限りその援助を無償としなければならないと規定しているわけですね。これ、批准してるんですよ、日本が。少なくとも障がいをもつ子供の保育料の応益負担化は、この子どもの権利条約違反だというふうに思うわけですね、ひとつ見ても。

そして、それぞれ私のところで受けますよって、市町村はただあなたは4時間しか保育を受ける時間としては駄目ですよみないなこういうことになっているもんですから、いきおい受ける側の法人としては、もう厄介な子は受けないよとみたいなことになりかねない要素をはらんでいるから、とても問題があるということで、教育長、3回目ですので、踏み込んだ答弁として個人的にというのがありましたけど、教育長としてという意味じゃなくて、個人的には反対だということでありました。ぜひ、この子ども新システムについては、今、国が幼保一体化ずっと進めてきました。ここにきてぐらぐらしてどうなるか分からんというような状況があります。

そういった中で、本県のですね、鹿児島の県議会もこれ今年の10月7日県議会で、国に対して、「『子ども・子育て新システム』の拙速な導入に反対する意見書」というのをしております。

その中身としては、子ども・子育て新システムについては、拙速な導入を行わず、十分な議論 と慎重な対応に努め、併せて保育・幼児教育の質や財源が確実に担保されること。

都市部と離島、へき地、過疎地域など、地域によって保育・幼児教育に格差が生じないような 制度を構築し、国が必要な財源措置を講じること。

保育・幼児教育制度の見直しに当たっては、地方自治体、保育・幼児教育関係団体、保護者等からの十分な意見聴取を行い、その意見を反映させるとともに、国・都道府県・市町村の分担や 費用負担等について、地方と十分協議すること。

四つ目に、子育てに関わる保護者負担を軽減すること。ということで、国に対して、これ、意 見書を上げてるんですね、全会一致ですよ。こういうぐらい全国でいろいろあります。ぜひ、教 育長、市長もそうですけども、声を挙げていただきたい。これはぜひね、本当にこういう問題を はらんだ保育の在り方ということでいくと、昨日もやり取りありましたけど、本当先々心配をし ます。ぜひそのことについては機会あるごとにですね、市長、これ、市長会あたりで声をあげて きちんとした対応をするというようなことを考え、教育長はもうおっしゃいましたのでね、市長、 いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

新システムにつきまして、どのような公的責任を担うべきかということにつきましては、現段 階から真剣に議論を重ねていく必要があるというふうに思っております。

特に、市内全ての保育園の状況を把握しまして、事業者の情報を整理して、子育て家庭に広く情報を提供していかなければならない。

また、保育事業者等連絡協議会において、国の保育の指針及び市の保育の方針について理解を求め、保育内容に極端な格差が生じないよう指導・助言を行っていくと。

そしてまた、可能であれば保育に関する相談窓口を検討するというような施策を強化しながら、 このことについての対応をしてまいりたい。

そしてまた、公的責任の行使に支障があるというような制度になるとなれば、周辺自治体と一体になり意見要望の声を上げていきたいというふうには考えております。

O19番(小園義行君) ぜひ、そういう立場で頑張って声を上げていただきたいと思います。 次に、最後です。

情報基盤についてということで、ちょっとここ非常に長いもんですから、こういうふうに書かせていただきました。

今、光ファイバーケーブルがあって、情報端末機が各家庭に付いてますね。そこで、これ補正 予算で、地域情報通信基盤設備保守管理事業ということであるわけですね。ここに内容としては、 IRUで1億700万円、保守管理委託料ですね。

次に、携帯電話の試験委託料で120万円、機器修繕料1,720万円で、4番目に全国市有物件災害保険料ということで、いわゆる地域情報通信基盤設備の保険料として、249万3,000円が計上されて実際可決されているところですが、具体的にこのケーブルテレビと契約してIRU契約を市はしてますね。住民は、今度はBTVと契約しますね。仮に、そうしたとき故障しますよ、テレビが映らんがって、そういった時のBTV、そのケーブルテレビ会社と市の関係で言ったら、故障の対応としては市に言うということじゃなくて、僕たち住民はBTVケーブルテレビ会社に電話をするというふうに理解していいですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

地域情報通信基盤整備推進事業で整備しました施設につきましては、センター設備、伝送路の 設備、告知放送端末の三つに分けられます。

告知放送端末については、市の財産として市民に貸与しておりますので、故障が発生した場合、 市が修繕することになります。 そしてまた、市の運営業者であるBTVケーブルテレビ株式会社とは、志布志市ブロードバンド施設の賃貸借に関する契約を締結しまして、維持管理及び運用が開始されたところでございます。センター設備と伝送路設備につきましては、IRU契約に基づきまして、運営事業者が維持管理を行うこととなります。

〇19番(小園義行君) 市長、センターとその外線については、いわゆるBTV、IRUがすると、仮にちょっとうちテレビが映らんがってなった時は、市に言えばいいんですか。今、市が修繕するとおっしゃってるけど。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 各家庭のケーブルテレビで御覧になったりする方の機器等が故障した場合でございますが、そうした場合にはBTVケーブルテレビのサービスということになりますので、BTVケーブルテレビに連絡をしていただいて、BTVケーブルテレビの責任で修理をしていただくということになります。

○19番(小園義行君) 市長がおっしゃった、その市が修繕するというのは、当然施設としてはそうですから、そういう意味で理解して、本来はあそこにお願いしなきゃいけないんですね。お年寄りの方ですよ、これは市が付けたたっじ市がすったいが、みたいなことで。よく一番外から引いたあそこに付いてるのがありますね。あそこが故障する時があるんですよ。ぱっと見た時、下から見たら二つ緑のランプが付いています。あれがね、ドンと衝撃がきたら消えることがあります。そうしたときにお年寄りの人が、私のところに電話がきて、映らんがこわ、何か映らんがと言ってきたときに、たまたまその日がですね、日・月か月・火って休み、何かそうですねあそこは、日曜日とか土曜日とかした時には対応ができない状態が、BTVの社員の関係なんでしょう。そういうのが発生してて、二日ほど待ってちょうだいっていうことだったんですよ。でも、お年寄りが一日のうちテレビがなければどうしようもない状況があるもんですから、何とかして今日中ぐらいに来れませんかね、みたいなところでお願いをしたところでしたけど、そういったBTVがするんでしょう。BTVとしたら、ほらもうぎりぎりのところで人を確保されているわけじゃないですか。その時、技術屋さんがいなかったら二日間テレビが見れないってなったら、ちょっと困るねっていうのがあって、そこに対して市とBTVケーブルの間でのやり取りというのがどういうふうになっているのかということをちょっと明確に教えてください。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 現在、市の方とBTVの間で契約している内容につきまして、まず修繕等がありますが、これは告知放送端末に係る修繕ということでございまして、これについては、料金等を含めて契約を締結したところでございます。

それから、あと今議員の方からお話がございましたように、運営事業者が提供するサービスに ついての修繕等もあろうかと思っております。

現在、この契約に関しましては速やかに修繕をお願いしたいということでお願いしてあるところでございますが、現在お話がありましたように、対応できない日があったということでございますので、これにつきましては、改めてBTVケーブルテレビと協議を行いまして、速やかな対応をしていただくようにお願いしてまいりたいというふうに思っております。

O19番(小園義行君) もし、そのことでBTVケーブルさんの方がですよ、人を確保するために予算的に大変であれば、ちゃんとやってあげないと困るのは住民ですからね。本当にお年寄りがケーブル840円それしてつないでると、その機器が故障した時には映らないわけですよね、信号がきませんよというから。それを直すために僕たちじゃ直せないじゃないですか。当然お年寄りも直せませんよね、その修理の体制というのをちゃんととっていただかないとどうしようもないです。二日間もテレビがなかったら、今のお年寄りの方々は大変ですよ、正直言って。

ぜひですね、そこについては、そういう予算的なものが向こうが足りないとか言ったら、それはちゃんと交渉してですよ、増やしていくところを含めてきちんとしないと。住民にせっかくこれを導入したことが、逆に今度は市長これ、何だこれということになりかねないわけで、そういうことをきちんとしていただきたいと思います。

そして、このいわゆるそういった840円を最低納めて、ケーブルテレビと契約されていることについては、ちゃんとBTVケーブルさんが故障の修繕におうかがいしますというのを明確にですね、それをやっていただきたい。ひとつお知らせと含めて、その市民チャンネルだけでやっている場合は、市が今度はやるんですかね。それも向こうが全部、そういう840円をしていない場合もBTVケーブルさんでいいんですか。そこを明確に言ってください。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) ケーブルテレビのサービスにつきましては、市民チャンネルも含めて、BTVケーブルテレビの方で故障等は対応していただくことになります。

○19番(小園義行君) じゃあ分かりました。

全て情報端末しか付いてないところ、ケーブルテレビが契約した、そのこと全てBTVケーブルさんが修理にはうかがいますよということですね。そのことを、じゃあ広報とか含めてされてるのかもしれないけど、ちょっとよく分からなくてですよ。あの契約した時のあの書類なんていうのは、どっかにやっちゃうわけじゃないですか。ぜひ分かるように広報などを、これしていただきたいと思います。

あと一つ、仮に台風が来ますね、外の線がブツブツ切れたとしますよ。それもBTVケーブルさんが修理をするんですか。

そして、この全国市有物件災害保険料という中で、市の持ち出しが新たに、修理するのに新た に必要にならないというふうに理解していいのかですね、教えてください。

なぜかというと、前一般質問、この質疑の時もやったんですが、NTTの線より上ですか下ですかって聞いたら、その時よく分からないで答弁、大体共架の上にありますね、うちのいわゆる市のですよ、共架していると、光ファイバーケーブルはですよ、市のやつがですね。いや、下の時もありますよ、でも大体僕回って見たら上にあるんですよ。そうするとね、倒れてくるのは上にある、NTTが上があればいいんですよ、これ。NTTに言ってくださいよと言えばうちが守られるからですね、うちが上にあるもんだから切ったりするときに困っちゃうんですよ住民の方は。

だから、そういった時にブツブツ切れますね、台風がいっぱつ来たら。それが、この4番目の

全国市有物件災害保険料ということで保険に入っているから、新たに市の持ち出しとして出ない というふうに理解していいのか、そこを少し教えてください。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) まず、市民への窓口のお知らせでございますが、12月の広報で新たに告知放送端末の故障等における広報を作成しております。この中に窓口等の方も御案内をしているところでございます。

それから、次に、台風時電線が切れた場合の対応でございますが、この光ファイバーにつきましては、先ほど議員の方がおっしゃいましたように、全国市有物件の共済の方に加入しておりまして、台風等で切れた場合には填補されるということでございます。

これにつきましては、台風等の場合が災害の種類によって、100%から50%という割合でございますが、台風等によりましては50%填補されるということになります。

そして、50%は保険で賄うと、残りの50%はBTVさんの方が修理をされるということになります。

O19番(小園義行君) これ本当によくBTVさん、それでオッケーされたなって正直思うんですけど、僕がNTTでやってて、本当に台風が来るとブツブツ切れますよ。それを半分は保険で半分は向こうというのは、すごい金額になるんだろうなと。なぜかといったら、都城はいいんですよね、ああいう真っ平らなとこだから、志布志市、志布志町を例にとると約7割が山ですよ。そこの間をぬっていっているから、ほとんどの所でそういう引き込み線が切れたり、ケーブルが切れたりということが発生するという心配をしてたものですから、市の持ち出しとしてはないということで理解をするんですけど。そこもですね、本当に住民は今度はテレビも見れなくなりますからね、そうなるとね。そういうことを考えて困らないような対応をですね、これはきちんとやっぱりやっていくべきだと、そのために足りないものであったらきちんとしないと住民に損害がいきますので。ぜひですね、そこについては対応をこれからよくつめてやっていただいてしていただきたい。

願わくば台風が今後ずっと来なければいいなというふうに少し思いますけど、普通にですね、 木はどんどん太りますよ、1年でどんどん伸びますのでね。そういったものについての対応もき ちんとやっていただくような方向で、住民の方がテレビが見れないとか、そういうことになって 困らないようなですね、対応をぜひやっていただきたいものだというふうに思います。

そこについては、伐採とか含めてですよ、協力をするなりいろんなことをやって、住民への被害がいかないように対応をぜひそこらはBTVケーブルさんとはつめてやっていただきたいと、その広報については12月ということで、そのことについてもう1回お願いします。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) ただいまのこの台風災害時の答弁で若干誤りがありましたので、 訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

現在BTVと志布志市におきましては、ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定を結んでおりますが、この中で不可抗力によって発生した費用等の負担ということで規定がしてございまして、この中で全国市有物件災害共済会建物損害保険共済保険で填補さ

れない損害額の負担については、甲乙で折半するということでございまして、ここについては訂 正をさせていただきます。

それから、樹木等の伐採等についてもBTVの方に支障等がある場合には、IRU契約に基づいて伐採等をお願いするように契約になっております。これについても、そのような状況等が発生すればお願いしてまいりたいと思います。

〇19番(小園義行君) まあそうでしょうね、そうしないと、これ簡単に台風1個来たらですよ、本当に大変なことです。それは、そういうことで議会も了解をしているということになるんでしょうから、そのことでね。願わくば台風が来てくれないでほしいなというふうに少し思います。じゃあ、そういう対応をきちんとしてやっていただきたいと思います。

今回4項目ほどしました。ぜひ僕たちは何で議員してるんだろうと、皆さん何で役場に仕事に 来ておられるんだろうと考えたときに、住民のためにやるという、その一点しかないですよね。

だから、少し僕は思います。火事が起きますね、市長、市長にお願いにきましたね。市営住宅で火事があって、その人に何で、こっち被災に遭ったがお願いに来るんじゃなくて、市役所の方から大変でしたねと、後の対応については、こうこうこうこうしますと、こういったことぐらいは、私は必要じゃないでしょうかね。それが本当の意味での住民に対しての行政の在り方だと思うんですよ。それは火事に焼け出されてですよ、向こうが一生懸命やんなきゃいけないというのは、少し僕は今回志布志で火事がありましたけど、なんか寂しい思いがしましたね。

やっぱりそういうときには、市の行政の方から行って大変でしたねと、後のことについては、こういうふうにしたいと思いますいかがですかって、こういったことぐらいはですよ、あってしかるべきじゃないですか。それが、僕は本来私たち議員もそうですけど、役所の人は何のために役所に仕事に来てるんだと、住民の皆さんのために仕事をしている。そのことが僕は一番求められていることだと思うからですよ。ぜひそういった立場で、これから暮れに向かって、みんな大変な状況の中で必死で生きています。皆さん方も力を合わせてですね、そういうことに住民の立場に立っていろんな行政の在り方、仕事に向き合っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

O議長(上村 環君) 以上で本日の日程は終了しました。

12日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。 本日はこれで散会します。

午後4時38分 散会

平成23年第4回志布志市議会定例会(第4号)

期 日:平成23年12月12日(月曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

東 宏二

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番藤後昇一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇作

18番 東 宏二

20番 上 村 環

22番 丸 﨑 幹 男

24番 野 村 公 一

欠席議員氏名(0名)

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸

財務課長 野村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 木屋成久

 農 政 課 長
 上 原
 登

 畜 産 課 長
 山 田 勝 大

松山支所長 溝 口 敏 久

農業委員会事務局長 堀 苑 智 之

木佐貫 一

学校教育課長 金 久 三 男

副市長総務課長

長 溝 口

 清
 藤
 修

 溝
 口
 猛

企画政策課長 武石裕二

港湾商工課長 萩 本 昌一郎

税務課長 小 辻 一 海

保健課長 若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長中追哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

米 元

教育総務課長 津 曲 兼 隆

_____O____

也

議会事務局職員出席者

水道課長

次長兼議事係長 議 事 係

生涯学習課長

仮 重 良 一 武 田 賢一郎

史 郎

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

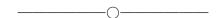
○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と毛野了君を指名いたします。

〇議長(上村 環君) 先般7日の福祉課長の答弁について、訂正の申し出がありましたので、 発言を許可します。

○福祉課長(木屋成久君) 先般の補正予算の質疑の中で、自立支援給付事業の障害者福祉サービス事業所が新設されたことに対する質疑が岩根議員からございましたが、その時の答弁は全体の事業所をお答えしておりました。市内、鹿屋、大崎、それぞれ1か所ずつ新設されておりまして、合計で8か所の事業所となっております。

訂正方お願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。



日程第2 一般質問

〇議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番(鶴迫京子君) 皆さん、おはようございます。

早速、質問通告に従い、順次質問をしてまいります。

はじめに、環境衛生面の観点から、高齢化・少子化社会に向けて、都市公園機能を持ち合わせ た思いやりと安らぎのある墓園の在り方について質問いたします。

志布志町にある伊勢堀墓園、中道墓園、夏井墓園及び久保墓園の四つの墓園は、都市公園の中にある墓地として、都市公園条例に基づき必要事項をほかに墓地条例で定め、旧志布志町の町営墓地として維持管理され、合併してからは現在市営墓地として維持管理されてきているところであります。

そこで、これらの墓園の周辺の整備についてお伺いいたします。

住民の要望などに沿って、その都度手すりや水道の取り付け、また通路の補修など、年々かなり整備され行政当局の努力がかいま見られるところでありますが、春と秋のお彼岸、お盆、お正月前の草刈りや清掃など、よく手入れされている所もあれば、半面、年間を通じて草は生い茂り、雑草が伸び放題で雑木も大きくなり、かなり荒廃した環境が見受けられる所もあります。

また、通路となっている所の舗装が不十分な場所も何か所も見受けられ、高齢者の方々から「転んでけがをしたよ」とよく耳にいたします。高齢者の方々にとっては、少しの段差や砂利道が思わぬ事故のもとになり大変危険で、そのまま寝たきりになるようなことも起きかねません。

このように、高齢者にとってやさしくない環境ではなく、逆に御先祖様の眠る場所が都市公園 の機能を持ち合わせ、常に良好な安らぎのある環境が保たれているということになるとするならば、防災、防犯上一人でも安心してお墓参りができるそんな墓園になり、精神衛生上も望ましい ことであります。

そこで、まず現在の墓園の管理状況と、今後の整備計画についてお伺いいたします。

次に、子育て支援の観点から質問いたします。

新聞、マスコミ報道によりますと、ロタウイルスによる感染症が広がりを見せているということであります。このロタウイルス感染症は、冬から春にかけ流行する感染性胃腸炎の原因となり、5歳頃までにほぼ全員がかかり、その後も何回かかかることもありますが、はじめの感染症の症状が重症化しやすいということであります。

また、症状としては、おう吐下痢症と呼ばれるように、おう吐と下痢を繰り返し、白い便、発熱、けいれんなど重症化しやすく、脳炎や脳症など合併症を引き起こし、まれに死亡に至ると言われています。

また、感染力が強く、保護者や保育園など広い範囲で感染が広がることが多いと言われています。

そのような非常に恐ろしいロタウイルス感染症ですが、予防するワクチンが世界120か国以上で使われ、29か国では義務化されていると聞きます。

また、ワクチンの効果としては、ロタウイルスによるおう吐下痢症を防いだり、軽くしたりして点滴や入院が必要になるほどの重傷例を約90%減らし、結果として、重い合併症を防ぐことになります。そして、ワクチンの効果自体は、約3年間続くということです。

日本では、ワクチン、ロタリックスが7月に承認されましたが、飲むタイプの生ワクチンなので接種後4週間の間を空けなければ、次のワクチン接種をすることができません。ゼロ歳児はほかのワクチン接種があるので、同時接種で受けることが重要であり、生後2か月になったらヒブ小児用肺炎球菌B型ワクチンと同時接種が勧められています。

このように、生後5か月半ぐらいまでの間に2回接種が必要です。1回に掛かる費用が1万4,000円以上ということで大変高額で、赤ちゃん1人につき約3万円掛かります。命に関わるといっても、この3万円という金額は、今の不況で厳しい雇用や経済情勢の中、ほとんど給料も上がらない。また、仕事量も減るなど若年層の子育て世帯には重い負担であります。もしもワクチン接種を受けていなかったら、脳炎にならずに済んだのに死なずに済んだのにというような最悪のシナリオだけは、どうしても避けなければなりません。せっかく授かった命、尊い命です。家庭の財政力によってワクチンを受けられる子供と受けられない子供が出るのを市長、市長は悲しいことだとは考えられませんか。子育て日本一を挙げている本市は、国より先駆けて本市独自にワクチン接種費用を助成すべきであると考えます。声を大にして求めます。

市長、まずは隗(かい)より始めよであります。志布志で産んでよかった。生まれてきてくれてよかったと、心底から思えることが志布志に住んでよかったということになります。

そして、それを聞きつけた市外の方々は、そのような志布志に住みたい、住んでみたいなということに大きく広がるのであります。

どこの市町村よりも先駆けてこのようなことに取り組むことこそが、子育てしやすいまちとして志布志の名前が市長の目指されている日本一に近づくのではないでしょうか。

ロタウイルス感染症の予防のために、ワクチン接種費用を予算化することに対しての市長の明確な見解をお伺いいたします。

最後に、公共用地の先行取得について質問いたします。

先の6月議会での私の一般質問で、志布志町大原台地の志布志消防署建設地隣の紀州造林跡地の空き地を先行取得して、公共用施設建設のために無秩序な乱開発防止のために将来を展望したまちづくりの推進を図るべきである。

また、3月11日の東日本大震災を踏まえて、本庁舎の位置が果たして今のままでいいのかという問題提起もしました。

また、学校統廃合による学校建設を津波のことも考え高台に移転し、学園モデル都市の創造ができないか。また、高齢者用複合型の福祉住宅施設、防災公園などなど、夢のように多種にわたり多くの活用を提案しました。

そして、そのためには早急に土地の先行取得をしないと、いざという時、緊急時、必要時には 間に合わない。切り売りされて、欲しい時には手に入らない。早急に手を打つべきだということ を市長に強く問いただしました。

その際、市長は、残りの土地約3万7,000㎡については計画はないが、将来においては都城志布 志道路や東九州自動車道のインターチェンジ近く、また国際バルク戦略港湾の指定ということも 含め、改めて地域の将来の発展する形がどうあるべきかという観点からの土地の活用を考えてい きたい。本年度は、後期基本計画の策定も予定しているので、その中でも十分議論していきたい と。

また、会社側の状況の変化があるので、確認してから改めて話をして、更に情報収集に努めて いきたいと述べられました。

あれから半年が経過しました。その後、市長の答弁どおりに事が運ばれ検討されたのか。会社側の状況の変化はどのようなものであるのか。現在の進捗状況について何らかの進展が見られたのか、大変気になるところであります。

後期基本計画の策定の中で論議が、どのようになされたのか。また、情報収集の内容を含め、 その後、どうなったのかこれまでの経緯をお伺いいたします。

以上、3件について執行部の誠意ある答弁を求めます。後は、一問一答方式で行ってまいりたいと思います。

○市長(本田修一君) おはようございます。

鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、都市公園、市営の墓園についてのお尋ねでございます。

都市公園としての墓園につきましては、市営墓地の伊勢堀墓地、中道墓地、夏井墓地、久保墓地の4か所があり、志布志市営墓地条例に基づき管理を行っているところでございます。全区画数は3,388区画であり、現在3,210区画について御使用いただいております。なお、使用されてない区画は178区画となっております。

最近では、墓地の使用申し込みの件数が減りつつあり、一方では墓地の返還の件数が増えてきております。このことにつきましては、納骨堂の利用が増えていることや、遠方に住んでおられる方が維持管理の関係で現住所の近くに移設されたことなどによるものであります。

管理状況につきましては、墓地の景観を維持するため、年3回の草払いを実施しております。 また、墓地内の排水施設の整備や側溝の土砂の取り除き、墓石や通行に支障のある樹木の枝の伐 採、墓地を利用される方の安全を確保するための階段や手すり・フェンスなどの設置を行っております。

今後とも市営墓地の景観維持や利用者の安全確保のために適正な維持管理に努めてまいります。 御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次にお尋ねの、ロタウイルスワクチンの接種についての何らかの補助というようなことのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在、ロタウイルス感染症を予防するワクチンとしてロタリックス、ロタテックの2種類が使用されています。日本では、ロタリックスが本年7月に承認され、11月から発売されたところであり、ロタテックにつきましても承認申請中であります。

ロタウイルス感染症は、おう吐下痢症とも呼ばれますが、正式には胃腸炎で、その原因のほとんどがウイルスなのでウイルス性胃腸炎と呼ばれています。御指摘のとおり、予防にはロタウイルスワクチン、生ワクチンを飲んで予防しますが、任意接種であるため、全額接種者負担となっているところであります。1回の接種費用は約1万5,000円で、生後6週から接種でき、4週以上間隔を空けて生後24週までに2回の接種を終わらせる必要があるというものです。

生後2か月からは、接種の努力義務のある三種混合やBCG、ポリオといった定期接種や任意のインフルエンザ菌b型(ヒブ)や小児用肺炎球菌のワクチン接種も推奨されており、予防接種の接種ラッシュとも言われております。

市では、定期予防接種の三種混合やBCG、ポリオワクチンの接種を1か所に集めて行う集団接種という形で行っているところで、小児科医で任意で行うインフル菌b型(ヒブ)につきまして、また、小児用肺炎球菌のワクチン等の接種計画をいかに立てるか、保護者の方にとっても悩みの多いところで、小児科医の先生方も苦労されているとお聞きしております。

御質問のロタウイルスワクチンの接種費用助成につきましては、国内での販売が開始されたばかりで、今後予防効果や副反応による健康被害の可能性について、国内の接種状況や普及状況を十分調査し、他の任意予防接種についても水ぼうそう、お多福風邪についても、国で予防接種制度の見直しの方向性が検討されているところでございますので、ワクチンの安全性、有効性、そして市の財政負担も考慮しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、紀州造林跡地の土地についてのことでございます。お答えいたします。

紀州造林跡地の先行取得の問題につきましては、6月議会の際にも御提案いただき、その後検討をしてまいりました。

ただいま振興計画の後期基本計画の見直し作業を進めていますが、これまで市民アンケート、 庁内検討委員会、まちづくり委員会、振興計画審議会、各課ヒアリング、事業の優先度評価等を 実施し、様々な意見を拝聴してきております。

特に、東日本大震災を受けて津波対策への取り組みについても要望をいただいており、新たなまちづくりが必要と認識しているところであります。

また、紀州造林跡地につきましては、東九州自動車道や都城志布志道路のインター近くにできることなどから、魅力的な用地であると思っており、御提案の中でありましたような新庁舎の建設、学校の建設、防災公園、高齢者のための福祉施設の建設、企業誘致等様々な方面に活用できるというふうには考えております。

しかし、現在のところ具体的にこの用途で使いたいという方向性が定まっておりませんので、 先行取得という方法がとれないところでありますし、また、紀州造林側でも敷地内道路の建設等 を予定されていることなどから、何らかの計画をお持ちのようですので、その動向を見極める必 要もありますので、まずその進捗を見守っていきたいと考えているところであります。

〇7番(鶴迫京子君) まず、第1点目の墓園について質問をしてまいります。

墓園の中の伊勢堀墓園の周辺の環境整備についてですが、先ほど志布志市の市営墓地の管理状況をいろいろ答弁していただいたんですが、よく理解いたします。その中で、伊勢堀墓園ですが、この墓園にはまずお墓参りにいって駐車場が定められておらず、車を停めるのに大変困るのであります。特にお盆、正月、彼岸などの時でありますが、墓園の中に低い丘の所がロータリーになっていて、通路横に車を停めて墓参りをしています、現在。ここは、昔は桜の時期はお花見客でいっぱいだったところであります。

今、車社会になりまして、そこの所も車が離合したり駐車したりしております。利用されている方には分かるかと思いますが、入り口の坂を少し上がると、右か左かにどちらに曲がろうかと迷うところでもあります。そしてまた、急に降りてくる車も出てきますので、大変離合に苦しんでちょっと危険ではないかなという思わない危険が潜んでいると思います。

そこで提案ですが、この丘を平らにして、周辺の墓地面と同じくして、中心にある三角点は整備して車の駐車スペースの確保はできないものでしょうか。お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

伊勢堀墓地には特段駐車場がないと、ロータリー式になっておりまして、そのロータリーの傍らに来られた方が車を停められて墓参りをされているというような状況であるようでございます。 現地を見てみました時に、あのロータリーの中心部になっている丘を除けば、それなりの駐車 スペースは確保されるなというふうには思ったところでございます。

今後、調査をさせていただいて、どういった形で整備が可能か、すればいいのかということを

させていただければというふうに思います。

〇7番(鶴迫京子君) ちょうど車を停めるためにロータリーの所に行ってみますと、真ん中に 円状の丘というかあります。そこは、雑草がそこも竹が伸びていまして、ちょっと昔はそこでお 弁当を広げたりして花見をしてたのじゃないかなと思うんですが、今現在、その丘が何の役目を してるのかなと思うような場所になっています。

周辺も雑木が桜の木も大きくなってて、桜の時期は花がきれいだとは思いますが、大変環境整備的には、少し荒れているような気がいたします。

そして、そこから小さい坂ですが、先ほども言いましたように高齢者にとっては小さな坂に見えても段差があるわけです、下りていかないといけない墓に行くのに、墓がその丘より下にありますから、その時に転んだり足をくじいたりして、大変難儀をするということをよくお聞きします。

そしてまた、入り口が3か所あるわけですね、入り口、出口、その中の東側の方ですが、雨とか前日が雨とかそういう場合は、もう石ころというか、上から雨水が流れて傾斜の所にすごく整備されなくてですね、大変足元が悪い所になっております。お天気は良くても、大変足元をとられるような状況であります。

そういった中で、先ほど市長が御覧に行かれたと思っています。ですので、先ほどの答弁のようなことになっているとは思いますが、調べましてということでありますので、ぜひ下の方の墓の大地と一緒にするとなりますと、大変広くなって駐車スペースも確保できると思います。願わくばそうなってほしいと思いますが、どうしてもそれがかなわないとしたら、真ん中の丸い所だけでも取って平地にして、そして周辺の円周をですね、ちょっと整備していったら大変駐車スペースもしっかり取られて、危険な場所ではなくなるのではないかと思います。

そしてまた、そういう駐車スペースもですが、そういう環境にあるがために、また下の方から 見たらすごくうっそうとしていて、昼とか夕方なんか行きますと、何かすごく怖いような場所に もまたなります。防犯上も大変整備されてないからかなと思います。その環境を保全してもらう ために、あそこの周辺整備をぜひ市長も御覧になったと思いますので、何とかいい方向に前向き な方向になるように整備してほしいと思います。もう一遍よろしくお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ロータリー部分がかなり面積としてもありますので、それを撤去すれば駐車場として、それなりのスペースは確保できるなというふうに思ったところでございます。

そしてまた、そこから下りる道路についても少し整備が必要かなというふうに思いましたので、 それらも含めて、どういった形にすればいいかということを調査させていただければというふう に思います。

〇7番(鶴迫京子君) 都市公園条例の5条の7号に「行為の禁止」というのであります。

ここに読みますと、指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、または留め置くことを禁止するとなっています。ここで言う指定された場所以外の場所ということになりますと、伊勢堀

墓園におきましては、どういう場所を言うのかですね、指定された場所があるから、それ以外に 停めたらいけないよという行為禁止の条例があるわけでありますよね。だから、そういう指定場 所ってどこになるのかなというのをこの条例を見て思いますが、参考程度にお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

特段駐車場というような指定はしておりませんので、現在の道路の付近にですね、片側に停めていただいているというふうに考えるところでございます。

○7番(鶴迫京子君) そうですね、お墓ですので、都市型の大都会のお墓みたいに墓地みたいに、しっかりしたそういうことにはならないと思いますが、通路横とかそういう脇に停められるスペースが少しはありますので、今の現状で十分とは言いませんが、一応賄っているということであろうかと思いますが、やはりまた、それでそのままでいいのかと言いますと、先ほど納骨堂を利用される方が増えたということで、お墓の利用者も少なくなっている現状の中で、空くお墓というか墓地というのが広くなっていくと思いますので、これから先、考えたときに、その返還される墓地ですね、土地。永代使用料を返還してもう都会に持っていくというような方々とか、そういう墓園ひとつ取ってそこの中で整理ができるのではないかと思いますので、どうしても調査・研究してこの丘の所が無理とかいうようなことになりましたならば、そのようなところを整理されて、どこかにそういう使用しなくなった墓地、土地というのもできてくるのではなかろうかと思いますので、そういう所を整理されて、どこかにそういう場所を設けるということも年内にということではありませんので、ちょっと年次的にかけて調査・研究されて、整理されて、そういう方法もあろうかと思います。いかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

返還される墓地については、多分虫食い的な形で返還がされていくのではないかなというふうに思います。ということで、それらを整理しながら区画を造っていくということについては、少し無理があるのかなというふうに思ったところでございます。

しかし、もしそのようなものが出てきて今お話があるようなロータリーの近くで、そのような 返還された土地がある、墓地があるとすれば、それは一体として活用できるものに調査してみた いと思います。

〇7番(鶴迫京子君) ただいま市長の前向きな答弁をいただきましたので、理解することといたしまして、高齢者の方々や住民の方たちと楽しみにして期待しながら周辺整備を待ちたいと思います。

そこでもう1点、これだけはどうしてもこれは待つというよりも、ぜひ早急にやっていただき たいなと思うことが1点あります。

それは、トイレのことであります。

よく私はトイレ議員って自分では思ってますが、トイレのことをひとつお願いというか、質問をさせていただきます。

あの広さの中に、利用者の多い伊勢堀墓園の中に、トイレが西側に1か所しかないんですね。

ですので、伊勢堀墓園の横に専念寺さんの伊勢堀園がありますが、そこに伊勢堀さんのトイレは ありますが、墓園として1か所しかないので、もう1か所北側ですか、向こうの方に1か所設置 してほしいなと思います。いかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもとしましては、今までトイレが不足しているというようなことで、何らかの形の要望が きたところではないところでございます。

手すりがないとか、道が荒れているから舗装してくれというような要望はございましたが、そのような形でのトイレの整備についての、あるいは増設についての要望はなかったところでございます。

先ほど申しましたロータリーの整備についての調査も含めまして、そのトイレについてもアンケート等を取りながら、ちょっと調査をさせていただければというふうに思います。

〇7番(鶴迫京子君) トイレの件について、市長のところまではそういう要望が届いてないということでありますが、私のところには多数届いております。

特にトイレと言いますと、女性にとっては大変関心事であります。観光にいってもどこに旅行しても、まず探すのはトイレです。トイレがどこにあるのかというのを確認してからゆっくりショッピングや観光旅行を楽しみます。それは、旅だけではありません。普通の用事がある時もいつも常にトイレの存在がどこにあるのかを確認しています。

そしてまた、若者も高齢者もですが、特に高齢になりますと、トレイも近くなりましたり、また薬を投薬、飲んでいたりしたら利尿作用のある薬などは何回もトイレに行かなければいけないという状況も起こります。ですので、男性女性にとらわれず、そういう病気的なこともありますし、いろんな生理作用上のことでありますので、市長には届いてないかもしれませんが、私のところには届いております。ですので、このことは大変言いにくかったりしますし、届きにくいのかも分かりません。ですので、代弁して私がこの質問できますので、市長に直接談判しているところであります。もう一遍お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ロータリー部分について、新しく調査のうえ整備をするということになるとなれば、今のトイレもかなり使い勝手がよくなるんじゃないかと、そしてまた、トイレに至る通路についてもきっちり整備していけばいいのかもというようなふうにも考えたところでございます。そういったのも含めて、今後調査をさせていただければというふうに思います。

〇7番(鶴迫京子君) 皆さんの代弁者として、市長にしっかりトイレのことをお願いいたしましたので、それも前向きにいい形としてできるのではないかと期待しております。

それでは、次の、ロタウイルス感染症について質問いたします。

先ほど市長の答弁で、財源の問題、また国の動向などいろいろ慎重に対応していきたいという ことの答弁でありました。

ただ、ロタウイルス感染症の怖さ、脅威というものは市長も勉強されているようでありますの

で、しっかり受け止められたとは理解いたします。

まず、子育て支援ということで、市長はいつも日本一日本一を目指すんだということで言われていて、志布志、市本市は子育て支援にとっては日本一に本当に近づいているのではないかと私も思います。

しかし、このロタウイルス感染症について、北海道の幌加内町という所があるんですが、その 幌加内町という所では、こういう補助の方向でいくんだというのを示しているところも日本で全 国であります。だから、全然慎重に対応する、そういう副作用がとか、そういういろんな同時接 種による副作用がといういろんな懸念があるということの市長の答弁でありましたが、そういう 懸念もいろいろ研究されましてマスコミ報道もですが、ホームページなどでも示されてます。こ こにありますが、WHO、世界保健機関ですね、そういうところはロタウイルスワクチンを全て の子供に接種を勧めるとしています。衛生状態の良い日本では、その怖さが軽視されがちだが、 毎年10人弱の死亡者が報告され、2万人から7万人弱の乳幼児が入院していると推計されるとあ ります。

そして、同学会理事長の大学教授の先生がおっしゃっています。年間約1,000例の急性脳炎のうち、ロタウイルスによるものは約40例。うち4%が死亡、38%に寝たきりなど重い後遺症が出ており、インフルエンザ脳症に比べても予後がよくない、予後がよくないのであります。悪いのであります。ロタはけいれんを起こしやすく止めにくいこともあり、発症を防いだ方がいいと、ワクチン接種を勧めております。

このように、そういう世界のそういう保健機関というか、そういう方々が勧めている。日本小児科学会とかそういうところも勧めております。そういうようなワクチンでありますが、今承認されてすぐ日本一の、子育て日本一の本市だから全額助成ということ、それはすぐには市長もそういうことにはならないかも分かりませんが、まず全額が無理なら半額助成とか、3分の1助成とか、そういうことは費用対効果として考えられなかったですか。もし、こういう症例で先ほども言いましたね、一人子供がそういうロタウイルス感染症になった場合は、家族全員がなりますね。本当にここに書いてありますが、この感染力が非常に強く、10個以下のウイルスでも発症するとあります。そして、患者の吐しゃ物とかおう吐物、そういうのの中に入っている1gの中に最大1兆個のウイルスがあるといわれてます。そのようなロタウイルス菌であります。ですので、そのようなことが起こったとしたら、その感染力が強いというために、国保会計でいきますと、入院しなければいけないような状況になる。保護者もなる、保育園もなるとかなりましたら、やはり医療費が伸びるということになりますよね、医療費を使うということにもなります。その前に命が一番大事ですが、そういうことも考えて、費用対効果など考えたときに、もう全額助成は無理だよとならずに、少しでもどうにかならないかなという、そちらの方の検討はなされなかったものかお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

このワクチンにつきましては、有用性ということについては、十分認識するところでございま

す。

しかしながら、本年の7月に承認ということで、今、我が国ではこの接種が始まったばっかし というようなこと。

そしてまた、その中でこのワクチンの接種によっても、やはり症状が出たという例もあるということもあるようでございますので、それらのことを少し様子を見させていただきまして、確実にこのワクチン接種により効果が出ると、効果はもちろんあるわけでございますが、そのようなワクチン接種による悪影響がないというような形が確立されているということになるとなれば、積極的にこのことについては取り組みをしたいなというふうに思うところでございます。

今御提案がありましたように、かなり高額のワクチンでございますので、その額についても十分財政等も検討させていただきながら、取り組みをさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) いろいろ研究しながら考慮していきたいということでありますが、平成22年度の出生数が302人であります。 1人当たり赤ちゃんに3万円かかるとしまして、906万円であります。それは全員接種した場合のことですね、赤ちゃんが。そうすると、906万円ぐらいを超えることはないわけであります。そして、先ほど申しましたように、同時接種とかいろんな接種計画を立てないといけないぐらいスケジュール、そういう接種計画ですね、いけないぐらい4週間間を空けないといけないということもありますので、実績といたしましては、もしワクチンを本市が助成するとなった場合、なかなかそういうことに906万円ということにはならないかと思います。そういういろいろなシュミレーションをいたして、いろんな検討をされてほしいと思います。

本当に最初から全額ではなくて、半額でもいいので、そういうことを考えてほしいと思います。 そしてまた、本当はこういうワクチンとなりますと、三種混合とかそういうので定期接種になって国が面倒を見て国の補助金というか、そういう国が無料でということで、交付金でそういうのをするというのが前提で本当はなかろうかと思います。

少子化対策ということを大きく挙げているわけでありますので、ぜひそういういろんな会合がありました時にも、市長、もう少しその必要性というのが、まだ何か分かってないような感じがいたすんですね、ですので、そこいら辺をもう少ししっかり研究されて、そのことを国や県や市やそういうところで上げてほしいなと思います。

市長にちょっとお聞きしますが、個人的なことですが、市長のお子さんはそういう乳幼児期におう吐下痢症というか、こういう感染性胃腸炎で大変な思いをしたということはありませんか、ありませんでしたか。

〇市長(本田修一君) ちょっと記憶は定かではございませんが、子供の頃にはそれぞれ、そのおう吐下痢にはかかっていたようでございます。

〇7番(鶴迫京子君) もう今は、小児科医が少ないということもありますが、私も2番目の子 どもでしたが、個人的なことになりますが、赤ちゃんの時に大変元気な子でしたが、赤ちゃんの 時におう吐、今思えばこういうことだったと思いますね、おう吐下痢症で志布志にあった岩重小児科というのがあったんですけど、そこに連れて行ったらここではできないということで、国立に連れて行って、国立療養所でしたね、前は。そこでも、もうあれだからということで鹿屋の病院を一生懸命探して、やっと開業されたある病院に行きまして、すごく懇切丁寧に診ていただいて、点滴を一晩中してもらい、そこの院長夫人が、看護師はいないわけでありますので、院長夫人がずっと寝ないで一緒に見ていただいたという、本当にその時はもうすごく感謝いたしましたが、そういう思いをしております。

大変このおう吐下痢といったら、本人はもう本当に死ぬような様相になりますし、またそれを 見ている保護者の方もおろおろするだけで、大変な苦しい思いをします。ですので、このことは どんなもんかよく分からないようでしたら、帰って聞かれたり、また周りの方にもそういう経験 のある方に聞いてみてください。

そして、もう少し全然駄目ではなく、前向きな少しでもどうにかするという方向性を期待いた しまして、また次の先行取得の件に移ります。

先ほどの先行取得の件ですが、昨日の津波避難合同訓練に参加しまして、市長も一生懸命視察なり指揮をされておりました。

そこでも思ったのでありますが、最初、下の方に、志布志支所に行く前に文化センターの駐車場から職員の方が望遠鏡で見ていらっしゃいましたので、私もちょっとお借りしまして見ました。志布志市内が町内がすごく市街地がよく見えたのでありますが、やはり高台という所は、大変そういう避難訓練とかそういうのにしてもすごく高台が見晴らしも良くて、いろんなことが手に取るように分かるのだなということで思ったところでありましたが、このことも現在のところ使用目的がはっきりしないというところで、それほどまで進展をしてないのかなということでうけたまわったんですが、やはり会社側の方も何か計画を持っておられるということでありました。

私も、この前、6月議会の一般質問をしましたが、その一般質問をしている時に情報は持ってたんですね、その質問の日か、その次の日ぐらいに契約があったわけであります。ですので、そういうことがあったものですから質問をしなければいけないという思いで質問したのであります。そのことがまた現実的になってきました。

ですので、使用目的がないということは、やはり市長がそれだけ短期的でもですが、中長期的でもですが、ビジョンがないということではないですか。今のままで特に特段ないので、そういうところに財源をつぎ込みたくないという思いが大半を占めるので、そういうことになるのではないかと思いますが、そこいら辺を全体的には、そういう利用も考えてはいるがということで、大変届かないような、ただ当たり障りのない答弁に聞こえるのでありますが、もう一遍いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今お話がありましたように、会社側の方で何らかの御計画があるようでございまして、そのことが今進められているようでございます。

しかしながら、その進められている計画地のほかに残地があるというようなふうにも聞いているところでございます。

私どもとしましても、その土地につきましては、今回消防署建設用地の後ろ側に当たるという ことでございますので、何らかの形でそのことについては公用地として利用したいなというよう な思いはあるところでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、今後市の振興計画、後期の振興計画を定めるわけですが、その中でも例えば新しい庁舎とか、例えば学校等とか、例えば福祉の施設とか、そういったものは具体的には出てきてないところでございます。ということで、何らかの形で施設の整備というものはないということでございますので、そういうことになれば民活というか、例えば住宅用地にするとか、そういったことにもなるかなというふうには思うところでございますが、あの土地につきましては、今後の市の中心部に当たる土地ということでございますので、民間の方々も積極的に活用を進められるということになってくるのかなという気もするところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 民間の方も土地活用をされていくのではなかろうかなと、今市長答弁がありましたが、そのことを危惧して質問をしているのであります。民間の方が活用されて、活性化されたまちづくりができるとするならばいいのですが、今この前、昨日でしたかね、新聞にも載ってましたね。「消(しょう)店街でいいですか」って商いの「商(しょう)」ではなくて、「消(けす)」、消される店でいいですかということで、ここに論説員の方が書いておられますが、大店法ができてからスーパーとかそういうのができまして、大変商店街、小型店舗は今のようなシャッター街になって、大変顧客を全部取られているという状況になっております。

本市もどうでしょうか。やはり紀州造林跡地、民間のことでありますので、自由ではありますが、やはり大型店舗が次から次へ進出して、それを止めることができません。今の法律では、そういうような状況にあって、果たしてそれでいいものでしょうか。

すごく、こういうことは、やはり敏感になって祈ることではなくて、やはり5年後、10年後、20年度という長いスパンで考えたときの志布志市はこれでいいのかということを市長に考えていただきたいなと思うのであります。

ですので、目的がないから、今何も考えてない、計画がないからではなくて、ないんだったら そこにつくる努力をされたらどうですかね。そういう、やはり津波避難合同訓練でもでしたが、 今中学校の統廃合で中学校は志布志中学校に統廃合される計画で今進んでおります。

そして、今度は小学校の統廃合の在り方を検討されます。そうなった場合、やはりそういう防災、津波と、そういう対策ということを考えた時に、まだ小学校もありますが保育園もあります。 その保育園が全部湾外沿いにありますね、下の大地に。そういうもろもろのことを考えた場合、 今のままでいいのでしょうか。今のうちから少しでも具体的に考えて5年後、10年後を想像して、 今のうちに少しずつ手だてをしておかないと間に合わないわけでありますね。

残地がありますが、どれぐらい残地があるのですか。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 紀州造林跡の残地でございますが、今紀州の方で計画されているところが約1万6,400㎡。消防署の後ろの土地が2万1,300㎡ぐらいございます。
- **〇7番(鶴迫京子君)** 計画されているところが1万6,000㎡ということであります。1万6,000㎡が紀州造林の大変環境的にいい所が、もう民間計画があるということであります。

そうすると、残り2万1,300㎡の所が残地としてあるということでありますので、そこをやはり担当課、市長を交えて少しでもいろいろなことを将来を考えて、何とか先行取得するような方向性にもっていっていただきたいなと思いますが、もう全くゼロ回答と考えてよろしいんでしょうか。それとも少しは期待してよろしいのでしょうか。そこいら辺をはっきり明確にお答えしてほしいと思います。

○市長(本田修一君) 正直申しまして本当に欲しい土地ではございます。

しかしながら、その土地を取得して、じゃあ何をするのかということが展望がないと、計画がないということであるならば、今しばらく見守るしかしようがないのかなという気はするところでございます。

先ほども言いましたように、例えば新庁舎とか、それから学校とか、それから福祉の施設とか、 そういったものの具体的なプランがないというようなことでございますので、現段階では消防署 の建設用地のみを入手させていただいたということでございます。

〇建設課長(中迫哲郎君) 申し訳ございません。

先ほど説明したのは、ちょっと逆になっておりまして、紀州側が計画している分が $2 \, {\rm F1}$, $300 \, {\rm m}$ ぐらい、消防署の裏が $1 \, {\rm F6}$, $400 \, {\rm m}$ でございました。申し訳ございません。

〇7番(鶴迫京子君) 今訂正がありましたが、いろいろ考えればどんどん広がっていきまして、その土地の用途目的も決定できないような考え方になろうかと思いますので、防災対策とか津波対策、そういうような観点から統廃合の学校の在り方、そういうようなことも踏まえまして、津波対策検討委員会の中でも小学校、通山小学校とか香月小学校、志布志小学校もですが、そういう小学校の場所を高台に移転したらどうだろうかという意見が出ております。

そういうのもありますので、今からいろいろと市長と担当課だけではなくいろんな教育委員会サイド、またはそういう福祉課サイド、いろいろ執行部をあげて何かそういう構想を練ってほしいと思います。

そして、やはり土地開発公社も体力があるのではないんですか。そういう購入に意欲もあるような気がいたしておりますが、やはり先行取得して、地域の健全な発展と、秩序ある整備を促進するために必要な土地の取得、造成及び管理処分を行うという土地開発公社でありますので、ぜひそこらとも協議されまして、市長もぜひこのまち、志布志のまちが将来的に本当にいいまちづくりになる、ああ本田市長はいい構想をお持ちだったなって、本田市長の時代にここは先行取得されたのかとか、そういうふうにならないものかなとつくづく思いますが、期待していますがいかがですか。

○市長(本田修一君) 新たな公共施設というものを建設するとなると、そこにはまた膨大な資

金も投入しなくてはならないということになります。

そしてまた、例えば今お示しになられました学校等のことを考えてみたときには、それこそ10年、15年、20年という単位で考えてことを進めていかなきゃならないというふうに思います。

そういった議論をただいまのところやっておりませんので、そのような議論を重ねた上でというような流れになっていくのではないかなというふうに思ったところでございます。幅広い形で進めるとなれば、そのような準備も必要と。そしてまた、この土地自体につきましては、今ほどありましたように公社の方で、事前に取得したいというようなことで一旦は動いたところでございますが、今申しましたような具体的な計画がないというようなこと。そしてまた、価格の折り合いもつかなかったという経緯がございまして、その時には入手することはできなかったところでございます。

そういったことでございますので、本市にとりましては、本当に中心部に広大に残されている 土地ということでございますので、改めてこのことについては考えさせていただきたいというふ うに考えるところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) ただいま先行取得については、改めていろいろ検討していきたいということでありますので、このことはまた時間がかかるかと思いますので、私もこれであきらめずに度あるごとに、また質問をさせていただきたいなと思います。

それで今回は、第二次世界大戦以後のイギリスではありませんが、「ゆりかごから墓場まで」という言葉が私幼少の頃聞いてあれしました。社会保障制度が確立されて、全世界に先駆けてイギリスがそういう言葉までできるぐらいなりました。原語は、「子宮から墓場まで」ということで、社会保障制度の基本になったことであります。

そして、日本もその指針を下で保険制度とか、いろんな社会保障制度がだんだん確立されていった経緯がありますが、今回は本当にロタウイルスワクチンということで、ゆりかご、赤ちゃんですね、ゆりかごから、そして墓地のこと、墓場までということで質問をいたしました。

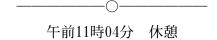
私たち議員も、私もそれこそゆりかごから墓場までということで、いつか、墓は私たちもいく、 お世話になるところであります、いく道であります。

ですので、たかが墓とか思わないで、やはり一番高齢になっていくとだんだん分かるのじゃないかと思います。安らぎのある場所であります。お墓参りした時、すっとして大変環境のいい、精神衛生上いい場所にありますので、ぜひゆりかごから墓場までということで、議員生活を一生懸命全うしていきたいと思いますので、執行部も市長もそのために本市の住民のために一生懸命汗を流していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。



午前11時14分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番(東 宏二君) 3月11日に起きた東北の大震災から9か月、昨日でございました。これに合わせて、昨日、志布志市で津波訓練がございました。大変いい訓練ではなかったかと思っております。

また、東北大震災に対しては、一日も早い復興を願うものでございます。

最後になりましたが、一般質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問をしてまいりますので、誠意ある答弁を望むものでございます。

はじめに、生涯スポーツ場についてでありますが、年々グラウンドゴルフ愛好者が増えている ことは、市長も御存知のとおりでございます。

12月3日、4日にかけて、さんふらわあ全国グラウンドゴルフ大会がございました。1,200人近い参加があり、またさんふらわあを利用して関西方面から200人近い参加もありました。

市長は、歓迎会の中で全国規模の大会を本市で開催したいとのことも言われました。やはり、 専用グラウンド場がないと大きな大会は無理ではないかと思います。6月議会で、ふれあい広場 をグラウンドゴルフ場として指定できないか質問しましたが、その後どのように検討され、また 今後の考え方をお示しください。

○市長(本田修一君) 東議員の御質問にお答えします。

グラウンドゴルフ専用場につきましては、6月定例会におきまして、東議員より御質問がありましたので、私も教育委員会に確認したところですが、志布志運動公園ふれあい広場は、グラウンドゴルフ以外にもいろいろな団体の利用があって、グラウンドゴルフ専用場にすることは難しいと聞いており、当分の間、これまでどおりの使用方法ということで御理解いただきたいと思っているところでございます。

また、今後の考え方という点につきましては、今サッカー競技とともに多くの市民の方々に親 しんでいただいているグラウンドゴルフでございますが、専用施設という点につきましては、社 会体育行政という観点から、市内には体育施設も数多く、中には老朽化も見られる施設もあるよ うでございます。

今後、そのような施設の改修や改築、あるいは新設や廃止ということも含めて、長期的に検討 していかなければならないと思っています。

それらのことを含めまして、今後本市のスポーツ振興策について、近く設置されるスポーツ推 進審議会に諮問し、検討、協議を重ねていただいて、方向性を見いだしてまいりたいと考えてい るところでございます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

グラウンドゴルフの専用場につきましては、6月議会でも御質問がありまして、教育委員会内

でも、その後検討をいたしたところでございます。

しかしながら、ただいま市長の答弁にもありましたけれども、現在のところ議員に御理解いただく妙案にたどり着けなかったことを極めて申し訳なく思っているところでございます。

現在のグラウンドゴルフでよく利用されております志布志運動公園ふれあい広場でございますが、ここは芝のグラウンドで、周りの松林が利用者にとって非常にうまい具合に休憩所となりまして、比較的この高齢者の多いグラウンドゴルフ愛好者にとりましては、絶好の会場となっておりますことは、私も十分理解をいたしております。

しかし、このふれあい広場は、グラウンドゴルフに限らず、ソフトボールやサッカー、それから運動会等に利用されております。

昨年度実績では、各種大会利用が54日ありまして、利用者は1万6,000人に上っております。そのうち36日が、グラウンドゴルフ以外の大会が開催されておりまして、どの競技においても使い勝手の良い人気のある広場でございます。

特に、その理由としましては、隣接する多目的広場と併せて利用されることも多いことから、 隣の多目的広場でウォーミングアップをしたり、ちょっと練習をしたりというようなことができ るわけですね。両方併用してなさいますので、やっぱりそれもまた、このふれあい広場を人気の ある広場にしている理由の一つではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

ですから、ここを広場に、専用のグラウンドゴルフ専用にしてしまいますと、ほかの競技のために、また探さなきゃならないし、また会場に移さざるを得ないということになりますので、ほかの利用団体の御理解も得なければなりませんので、現状ではこれまでどおりお互いに譲り合いながらの使用ということで御理解をいただけたら有り難いと、こういうふうに考えるところでございます。

また、今後の考え方という点につきましては、これは今市長も申し上げましたが、近く立ち上げる予定のスポーツ推進審議会に、市長が今諮問すると言われました。答弁されましたので、恐らく市長の方からそういう諮問がこの審議会にあるのではないかと思います。その時には全ての施設の在り方を含め、このままでいいかどうかについても点検していただこうと、こういうふうに考えているところでございます。

これにつきましては、国のスポーツ基本計画を受けまして、それをしん酌しつつ策定したいと 考えておるところでございます。

この国の基本計画が示され次第、なるべく早い時期に市民の健康増進も踏まえたスポーツ推進 計画の策定を検討していかなければならないと、こういうふうに考えているところでございます。 以上でございます。

○18番(東 宏二君) 今6月議会と同じような答弁でございました。

6月議会の中では、スポーツ振興審議会、スポーツ振興審議会で協議をするということでございました。今回は、スポーツ審議会という名前が変わっております。6月の議会だよりにもスポーツ振興審議会ということで答弁をされていますが、この審議会は開催されましたか。この中の

内容はどうでしたか、これをお尋ねします。

○教育長(坪田勝秀君) スポーツ、ちょっと私の方で、それ誤解して答弁したのかもしれませんが、もう1回きちんと確認してみたいと思いますが、今私どもはスポーツ推進審議会というふうに呼んでおりますが。これはですね、3月議会において可決していただきました。その後、6月にスポーツ振興法の全部改正ということが行われまして、スポーツ基本法が8月から施行されましたが現段階におきまして、国のスポーツ基本計画がまだ策定されていないわけです。

ですから、本市においてもまだ審議会の開催に至ってないというのが現状でございます。

O18番(東 宏二君) まだ、立ち上げができていないということでございますか。ということは、今のさきの答弁は、市長と教育長の単独の答弁ということで理解してよろしいわけですね。

市長は、いつもグラウンドゴルフの会場に来られて挨拶をしていただくんですが、絶好のグラウンド日よりということで、私なんかはいつも言うんですが、絶好のグラウンドを提供してくださいということも言っているわけです。なぜ言うかというと、やはり球を転がす、そう大きな球ではございませんよね。やはり、芝が荒れて、サッカーをする、してもいいんですけれども、その後の整備ですよね。芝がなくなっていたりとか、もうだ段があって凸凹が多く、ボールが思うように走らない、いかない、そういうことでやはりスポーツ、グラウンド競技をされる方はホールインワンが入れば本当にうれしいんですよ。もう喜んで喜ばれているわけですよね。そのことでお願いをしているわけです。整備コンディションは悪いんですよ、グランドコンディションが、そういうことがあるから皆さんもグラウンドゴルフ愛好者もそういうことで、私に声を出してくれんかということで、私も質問をしてるわけですが、その辺どうですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

おっしゃるとおり、グラウンドゴルフの方々は、グランドコンディションが良くてホールインワンを出すということが、本当に喜びだというふうには思うところでございます。

現在、志布志運動公園の整備につきましては、志布志市公共施設管理公社に指定管理者として管理をお願いしております。これまで公社には、グラウンド管理する職員がおらず、市内の専門業者に再委託で管理をしていただいておりましたが、なかなか管理が行き届いていない状況でありました。

今回、しおかぜ公園の管理をきっかけに管理機械の導入を行い、常駐の管理人を採用したわけですが、夏のサッカーフェスティバル終了後のグランドの状態を見ますと、陸上競技場は今までよりも良好な状態であったようでございます。

しかし、今御指摘のとおりふれあい広場は、まだまだな状況であるということでございますので、今後良好な状態が保てるように、何らかの対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

〇18番(東 宏二君) ふれあい広場が無理であれば前の議会でも言いましたよね。今体育館の 東側に空いている土地があるということで、公有財産を利活用するためには、今何も使われてお りませんよね。であれば、あそこに芝を張るだけ、半分張って、半分は多目的みたいに砂でグラ ンドもできるわけですので、その辺の考え方。

だから、私は今後の考え方を示してくださいということで、お聞きしているんですよね、何も 出ませんよね。

だから、うちの財産があそこにちゃんとあるわけですので、そうすると下の公園も使えるわけですよね。その辺の考え方を変えていけば、市長はどう考えておられますか、このことについてお答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ふれあい広場につきましては、周辺が松林に囲まれているということで非常に来られた方々が喜んで、そしてまた、称賛されている広場ではないかなというふうに思っています。ということで、結構利用度が高い広場になっているということでございます。そのような観点からしましたときに、今お話のありました駐車場につきましては、周辺に何もないというような状況でございますので、その土地について整備を進めたときに喜んでいただけるのかどうかと、むしろ、やはり今のふれあい広場の方を使わせてほしいというような形の要望になってくるのではないかなというふうにも考えたりするところでございます。

そのようなことで、先ほど申しましたように、この空き地、体育館東側の空き地につきましては、現段階ではいろんな大会の駐車場にも利用されているということでございますので、そのような観点からも調整が必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

そういうことで、先ほども言いましたように、総体的な振興計画の中で協議をさせていただければというふうに考えます。

〇18番(東 宏二君) あのですね、芝を張っても駐車場になるんですよ。年に何回使われますか、駐車場として、示してください。何回使ってますか、大きな大会で。私が見たところでは、 花火大会とか、そんなもんじゃないかと思うんですが、分かっておればお示しをください。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

確かに数としては、そんなに多くないかもしれませんが、ポートマラソン、それからスポーツ 少年団のソフトボール大会、それから柔道の後藤旗大会などの時、それから今おっしゃった花火 大会ですね、そういう時にあそこのグランドを駐車場として使っているようでございます。

O18番(東 宏二君) 使っておられるのは分かっておりますよ。満車じゃないですよ、ぱらぱらですよ。まだ、総合グラウンドの横に駐車場がいっぱいあるわけだから、あそこが満タンになることはないんですよ。だから、今言ってる、芝を張っても、駐車場と使えますよと言ってるんですよ、私は。

だから、92歳から小学生までグラウンドをしている。しおかぜ公園どうでしたか、でしょう。 やはり、先ほども教育長の方から言われました健康増進、いくら後期高齢とか、国民保険とか、 もう大分下がっているんじゃないですか。こういう場をつくってもらって、やはりそういう運動 していただいて健康増進につながる。このことも必要だと思ってるんですがね。では、なぜそん なら市長がこの前のさんふらわあグラウンドゴルフ大会の中で、県の会長やら来ておられました。 その時に、本市でも大会をしたいと、わざわざマイクを持って言われましたよね。そういう大会を望んでおられるんであれば、やはり立派な、立派じゃなくていいんですけれども、専用のグラウンドが必要なんですよ。アピアの下からずっと公園、緑地公園が流れできてますよね、そこも利用できるんですよ。そうすると、市長が言われる九州大会、全国大会が開催できるわけですよ。

そういうことを市長は何も考えずに口先だけで言われたんですか。場所もないのに、本市で全 国大会をしていただきたいというようなことも言われましたよね、その真意は何ですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先日行われたさんふらわあ交流グラウンド大会におきましては、冠のとおりさんふらわあの利用促進ということから取り組みを始めたところでございます。ということで、当然そうなるとなれば、対象とする地域が関西地域と。そして現在は、関西でなく、北陸の地域からも来ていただく大会だったということで、本当に有り難いなというふうに思ったところでございます。ということで、これがだんだんだんだん広がっていくとなれば、文字どおり全国大会になっていくんだということのお話をしたところでございます。

今回は200名近くの方が来ていただきまして、だんだんその広まりが確認できる大会になったと。 そして、仮にまたそれが400人、800人という規模になると、さんふらわあの能力もございますの で、そしてまた、会場においても多分地元の参加団体を調整しながら開催していくということに なるのではないかなというように思ったところでございます。

現在、一番大きな大会で1,400名ぐらいの大会がグラウンドゴルフの方々はされているようでございますが、それらの大会につきましても、現在の周辺の会場で足りているというようなことでございます。

その規模をもって、全国大会の規模にするのかどうかということにつきましては、協会の皆様 方とも十分相談させていただきながら、その規模等を定め、そしてまた、グラウンドの整備につ いていかなる方向が望ましいかということについても御意見をいただきたいというふうに思って いるところでございます。

O18番(東 宏二君) さんふらわあの大会の中でも、御挨拶の中に市長のプロフィール、いろいるなことで志布志の宣伝もされております。

大会の実行委員長になって大変うれしいですと、書かれております。そういう気持ちがあるんであれば、志布志が今何人グラウンドゴルフの人口がおると思いますか、3,000人からどんどん小さい子を、入れればまだ増えるんですよ。そういう場所をつくってどんどんやっていけば、だからやはり、もうふれあいは言いません。変えます角度を、言ったってどうしようもない。だから、空いているそういう土地を利用して、全国から志布志に来てくださいと、200人近い方が志布志のホテルに泊まられましたがね、どんだけの相乗効果が出たと思っているんですか、でしょう。

だから、市長も理解していただいている、あなたの考え一つで変わるんですよ。私は言いましたがね、スピーカーが無いから、ふれあいにひとつ聞こえないから付けてください。何回言っても聞いてくれません。教育長は、言いました、これに言え、これに言えっち。

たった5万円か3万円のスピーカーを市長までに言わないかんと、これで全国大会をする、大変ですよ。我々も苦情がきて、聞こえんど、聞こえんどと言う、聞きましたがね、あの開会式の時もじゃないですか。

その辺の市長の考え一つで変わりますがね、5万円のスピーカーも市長に聞かんないかんわけですがね。

そういうことで、教育委員会も別な教育長の配下にあるんですけれども、やはり出どこはあなたの采配ひとつですがね。だから、あなたがしっかりして、そういうグラウンドゴルフをやりたければ、やっぱりそういう場所もみんなと考えながらですよ、お金も要ることかもしれませんが、やはり将来的にずっと使えるわけですがね。土地を買ってまでつくれということは言ってませんよ。その辺どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

スピーカー増設につきましては、担当の方に指示をいたしましたので、いい形で今後スピーカーの使用ができるかと思います。よろしくお願いします。

グラウンドゴルフ人口が増える。そしてまた、全国大会を開催するということについては、本 当にその推進について一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

そういうことになれば、じゃあ競技するグラウンドはどうなるかということでございますが、 先ほどありましたように、体育館東側の駐車用につきましては、グラウンドゴルフ場と整備する となれば芝生を張って、そしてまた、トイレを設置したり、それから水飲み場等も設置しなけれ ばならない。あるいは休憩所等も、そしてまた影も設置しなければならないということになりま すので、時間がかかるかなというふうには思うところでございます。

今私どものまちには、新たにしおかぜ公園ができたところでございます。このしおかぜ公園もまだ整備の途中でございます。今年、県の方で追加しまして、駐車場の設置とトイレの設置がされるわけでございますが、まだまだ樹木等も植栽が少ないなというふうに思うところでございます。こちらも力を入れて、利用勝手のいい、そして、本当に憩いのあふれる公園にしてまいりたいというふうに思いますので、そういったものも含めて総体として考えさせていただければというふうに思うところでございます。

O18番(東 宏二君) あのですね、今緑地公園、アピアの下でですよ。ほとんどの志布志の方だと思いますが練習をされております。その右側の警察の前に小さな公園があるんですよね、乗り物があったり、そこにボールが転がったりとか、そういうことであそこにお子さん連れの方々も危ないということで、同僚議員の方からもありましたが、ネットを張ってくれんかということもあったわけですよね。いまだにネットも張ってないと、けがをすればどうするのかと。

だから、私は専用のそういう危ないことがあるから、専用のグランドゴルフ場を造ればそこで 気兼ねなく、思いっきりできるということなんです。だから、緑地公園の下の方は、下におりる ように通路をつくればですよ、影もある木も緑地という名前が付いているぐらいだから、木もい っぱい生えてるんですよ。そこを休憩所にもできるんですよ。わざわざ休憩所を造る必要はない。 そういうことはないです。お金が要らないようにすれば芝と土でいいんですがね、半分、予算がなければ半分を芝にやって半分を多目的みたいな形でやればですよ。すると駐車場も使える何でも使えますがね、その辺を真剣に考えてみてくださいよ、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

芝張りはすればすぐ1年でできるかと思いますが、しかし同時にやはり影をつくっていかなければならない。そしてまた、トイレも造っていかなきゃならない。そしてまた、水飲み場も設置しなきゃならないということになろうかと思います。そういったのも含めて総体的に検討させていただければというふうに申し上げているところでございます。

O18番(東 宏二君) 影は要りませんと要ったがな、今、影は要らないんです。緑地公園からくれば影が下にずっとあるから、あそこを休憩所にすればいいんです。トイレもあります。あと1個ぐらい増設していただければ、水飲み場も体育館に行けば体育館に通路がありますからできるんですよ、お金を使わずに喜んでもらえる施設が、そういうのをつくっていかないとですよ。それは、お金を入れれば立派なものができますよ、当然先ほどの質問でもしたトイレを墓地に造ってくださいとか、まだ足らんからとか。いろいろ要求すればいっぱいありますよ。

でも、私はそういう要求をしていませんがね、あそこは芝を張って、砂場でも半分でいいから ということで、市長は今言われましたがね、芝を張るのは簡単だと、張ってくださいよそんなら、 どうですか。

○市長(本田修一君) 予算をかけて張ればすぐ活着して使えるようになるという意味でですね、 簡単だというふうに発言したことで。すぐ簡単に予算を付けられるということではないというこ とでございまして、総体的にじゃあどういった形でですね、スポーツ振興というものを考えれば いいのかという観点からですね、考えさせてほしいということでございます。

芝を張ってそういった競技場にするとなればですね、必ず次にはトイレをとかですね、それから、例えば極端に言えば夜間の照明をとかですね。そしてまた、本当に夏は下の方に行けば涼める場所があるかもしれませんが、やはり日陰になる所が必要になってくるということになろうかと思います。そういったことも含めて、総合的に今後の計画の中で考えさせていただきたいということでございます。

O18番(東 宏二君) 今答えを出せと言うと、ちょっと無理なことだと思ってはいます。だけれども、そういうことは私もグラウンドゴルフを愛好する方々も熱意がありますので、市長の答弁をですよ、今聞いているテレビで聞いている方もおられると思いますが、まっこちこわ煮え切らん男やという、思っている方もおいやっかもしれんですけど、今後はですよ、やっぱりそういうことで検討しながらですよ、前向きにですよ、そういう実行できるような形でお願いできますかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

決して煮え切らないということじゃないんです。今いろんな条件をですね、考えさせていただいて、それで計画として示させていただきたいということを申しているところでございます。

O18番(東 宏二君) 煮え切らないということではないということでございましたので、煮え切ってください。それでは、期待をしております。

次にいきます。

次に、街灯についてでございますが、旧志布志町で補助事業で通学路を中心に575基の街灯を設置されました。大変喜んでいる方々も多いわけでございますが、地元の声を聞いてほしかったといういろいろな声もあります。

設置場所の変更もお願いしたこともあります。設置場所によっては、木の枝等の影になり機能を発揮してない箇所がありますが、機能を十分発揮するための対応をどうされているのか、お示しを願いたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

街路灯につきましては、平成21年度から地域活性化交付金などを活用して、整備が遅れておりました志布志地区に575基を整備したところであります。整備後、生い茂った木の枝などで明るさが十分に届かない等の連絡をいただいた箇所につきましては伐採を実施しており、最近では、平成22年10月頃に職員で伐採を行っております。

今後もこのような場所が確認された場合は、街路灯としての機能を十分に発揮できるよう、伐 採などの維持管理を実施してまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどをよろしくお 願いいたします。

また、通報等がございましたら、そのような場所につきまして、平成22年10月には志布志地区内に十数箇所ございましたので、現場を確認しましてまとめて作業を行ったところでございます。このことから、少し時間を要してしまったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

○18番(東 宏二君) 私もこの質問をしようということで、やはり街灯に目がつきましてね。 ずっと街灯ばっかい見ちょったです。何箇所ありますか。市役所に、うちから市役所に来るまで、 本所に来るまで何箇所あると思いますか、木の枝をかぶって。たったそれだけでもそんだけあるんですよ。 山間部、山間部というと失礼だから、ちょっと市街地に行くと、まだ多いんですよ。 それを知っておられるということにあきれてものが言えませんね。

みんな議員の方もいつも見られると思うんですが私も夕べずっと夜走って見ましたよ。木の影で隠れて、もうちょこっとですよ。

それと、機種、たった50cmもないぐらいの電柱にベタ付けですがね。たった50cmしか出ていないですよ。明るいはずがないですがね、集落で付けるやつは腕が出てますからよく見えるんですよ。もう明るさは明るいですよ、大きな50ワットぐらいの電球が入っておりますので、昨日もちょっと用事があって佐野原から八野の方に走ってみました。佐野原方面きれいですね、まっすぐ何もないから。機能を発揮していますよ。さすが議員通りだなと思いましたよ。あっこ電気が付いてる所はないですよ、びっくりしました。

それと、やはり本田孝志議員も言われました。志布志から有明に行くとちょっと暗いと、その

こともずっと見てきました。どっちに歩道があってどっちに電気が付いているんだろうと思ったんです。また、これもまたお粗末、歩道側には1本も付いてない電気が、全然機能してないです。短いのにただもう下にべったと明るいだけ、何で道路幅6mぐらいの反対側の歩道まで明るいか、何でそういう設置をしたのか、ちょっと不思議でたまらんけど、その辺はどうですかね、ちょっと教えてください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今質問にございました歩道側に無いということで、基本、既存の電柱を利用して立てておりますので、道路の電柱の位置によって道路側になったり歩道側になったりというようなことで、そのような現象が生じていることと考えられます。

〇18番(東 宏二君) それだけですか、答弁は。

何のために付けたのか、全然それなら機能してないということは、何のために付けたんですか。 通学路を中心として、誰に聞いてこの街灯を設置したんですか。校長先生でしょう、ただそんだ けでしょう。校長先生がその敷地を全部歩いてどこに付けてくれと言いやったんですか。ちょっ と聞いてください。

〇建設課長(中迫哲郎君) 設置する前に学校の方と協議をしたところでございますが、先ほど答弁しましたとおり、基本になります電柱を基本に設置した関係で、そのようになって通学路を中心にということではあったわけでございますが、道路の歩道がある所であったら反対側になったというようなことでございます。

O18番(東 宏二君) 電柱があったから電柱に付けただけのことでしょう。そんなら無い所、 出水中学校から、大川内にいくあの通り、御水洗橋の辺、あの辺も全然無いですよね、電柱が無いから付けてないんですか。真っ暗で、私の同級生も孫が八野に住んでいるから、部活が遅くなると暗くなるからいつも孫から電話が来て八野まで志布志からわざわざ送っていくということもいって、私にも相談があったわけですが、学校側に聞いてそういう不適切というか、付いてない所があるとか、ずっと付いている所があるとか。そら不公平ですがね、西谷の方も上の方も通学路にない。国道、県道、柿ノ木線はいっぱい付いてます。横尾下からずっと、私も動いてるんですよ。木の陰がなっている所もどこどこと言えばすぐ分かりますよ。

その辺、市長、どういう考えを持ってるんですかね。これが通学路に付けたやつが機能していないということですよ。歩道のあるのに、歩道側には付いていない。ただ電柱を利用して付けただけのことよ、付ければいいということじゃないです。

それと、付け替えてくれと一般質問で言いましたよね。付け替えてくださいということで、建設課にお願いをして付け替えた箇所もあるんですよ、私がお願いをして。そういう所もあるんですよ。なぜ地元の公民館長とか、自治会長に聞かなかったのかなと、もう不思議でたまりませんがよ。

こんだけの575個という街灯を付けてですよ、喜ばれている方が、それもう我が家ん前が明るければ喜んでおられますよ。

だけど付いてない所は、ないごち付いちょらんたろかいということを言われますよ。その辺ど

うですかね、市長。追加して付ける考えがあるんですか。

○市長(本田修一君) 今回街路灯の設置につきましては、市内全体で。

[東宏二君「575」と呼ぶ]

〇市長(本田修一君) 575の設置だったわけでございますが、今お話があるとおり、まだ不足しているというようなふうには思っているところでございます。

不足している所、危険度が高い所については、順次整備をしてまいりたいとは考えております。

O18番(東 宏二君) 不足している所には追加で付けるということですね。であれば、自治会長か、公民館長にお聞きしてくださいね。そういう冊子も送ってください。そうすると要望が出てきます。そうすると、一般質問をする必要もございません、でしょう。

だから、木の陰のやつはもう見られれば分かりますので、早急に我々がこういう質問をすることではないと思います。だけれども、してないから言わんないかんわけですがね、機能していないと。また、電柱に付けているのを付け替えをですよ。たまには、志布志市の電柱を立てて小さいのがありますので、そこに立ててたまには歩道側にも付けてくださいよ。歩道側は必要なんですよ、関屋口を上がるとですよ、登る前には手前に歩道が志布志から行くと左側に付いてるんですよね。街灯は歩道に向けて付いてるんですよ、外じゃないですよ、中に付けて歩道の下が見えるように付いてるんですよ。

その辺の気配りもしてあげないとですよ。やはりかわいそうですよ、子供は夜ははんとけたり すれば大変ですがね。

だから、やはり防犯のための防犯灯ですので、その考え方はどうですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回設置いたしました街路灯につきましては、学校と相談しながら通学路を中心として設置したということで、その通学路については、状況等を十分確認しないままに、そういったふうな設置がされたというふうには思っているところでございます。

ただ、原則として電柱に取り付けるというような形での設置になったところございますので、 先ほどからお話がありますように、電柱が歩道の方にない場合については、やむなく道路側の方 に付いてしまったということがなったということになろうかというふうに思います。

ということで、今後につきましては、十分そのことにつきまして配慮をしながら設置を進めて まいりたいと思います。

- **〇18番(東 宏二君)** 設置をしていただくということで、市の専用柱を立てて、無い所には付けていくということで理解してよろしゅうございますか。
- **〇市長(本田修一君)** 専用の柱を立てながら街路灯を立てるとなるとなれば、また工事費等も膨らんできますので、その箇所、個数にまた限度が出てくるかと思いますが、基本的にはそのような形で設置を進めてまいりたいと思います。
- **○18番(東 宏二君)** そういうことで期待をしております。 次にいきます。

枇榔島の桟橋についてでございます。

先の台風で桟橋が破損し、枇榔島に渡ることができません。枇榔島は学習の場、観光、漁場と して活用されています。夏場はキャンプなどでにぎわっています。

設置されたのは民間の会社と聞いていますが、民間では管理ができないとのことでございます。 市で修復できないかお尋ねをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

枇榔島の桟橋につきましては、議員御指摘のとおり、今年8月上旬の台風接近で船着き場としての機能を有しておりましたブロックが倒壊したことにより流出し、その機能が全く果たせない状況であります。

この桟橋等につきましては、以前、枇榔島への不定期航路を保有されていた南九州観光開発株式会社が乗船客を枇榔島へ上陸させるための施設として整備された経緯から、当然、それらの施設の管理等につきましては、所有者である南九州観光開発株式会社が主体となって復旧が行われるべきとの見解から、現時点で市が主体となった復旧はできないものと認識しているところであります。

今の桟橋の現状につきましては、所有者である南九州観光開発株式会社に問い合わせをしましたところ、現時点においては、今後の具体的な復旧の計画は立てておられないということでした。

また、同施設を利用して上陸し、枇榔島の植生に影響を与える竹の伐採や、山形県酒田市との交流事業を実施している市としましては、枇榔島の活用を図る観点からも同施設の今後の在り方等について検討し、必要に応じて、権利関係者はもとより、所管している国の機関である、大隅森林管理署などとの関係機関等と協議しながら検討してまいります。

O18番(東 宏二君) 昔、前ですね、今南九州開発観光社がブルーサルーンという船を出されて、あそこに設置されたと聞いているわけですが、もう今全然運航していないわけですよね。

今市長の言われるように降りる場所もない、学習の場とかいろんな形で活用され、同僚議員も 2回ほど枇榔島を買えと、市で買いなさいという質問もございました。そんだけ重視している枇 榔島でございます。

どうしても大人なら岩から船を着けて、小さい船で行けば渡れるような状況なんですが、やはり子どもさん連れとか、いろいろな方が利用され、また、港湾商工課にも問い合わせがあるみたいですよね、船が、枇榔島行きの船は出てないかとか。そうすると、ある船を持っておられる方に紹介があるみたいで、聞いてみましたら、市はタッチしてないんですけれども、そういう紹介をしているということでございました。

そういう観光的なものもございますので、どうか早急にですよ、これはお金も要るような桟橋ではなかったんです、前は。安全を十分確保しながらすればですよ、そうお金も要らないと思うんですが、関係団体に協議をしてどうなるのか分かりませんけれども、やはり着けていただかないとですよ、どうしようもないと思うんですよね。

その辺、市長は認識されておられますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

枇榔島の渡船につきましては、今お話がありましたようにブルーサルーン号が航行していたということについては、認識して承知しているところでございます。

そのような頃には、結構枇榔島へ渡航する人がいたということでございますが、近年その渡航者もどんどんどんどん減ってきて、そのブルーサルーンについても営業はなくなったと。そしてまた、現在行かれる方については、釣りをされる方が中心となっているというようなことであるようでございます。

そしてまた、以前は島の北側の方に砂浜があったところですが、その砂浜も流出しているということで岩場になっているということで、特にこの利用については、めっきり渡る人が減ってしまってきているというような状況でございます。

そのような中で、じゃあその桟橋をまた使えるような状況にするのかということについては、 先ほども申しましたように、船着き場を所有されている会社、ないしは国の機関とも協議をさせ ていただかなければ進まないと、市自体でするとなると、かなり安全度が高い形で整備をしなけ ればならないということになろうかというふうに思いますので、そのような点も十分協議の場で 話の中で、話をさせていただきながら進めてまいりたいというふうには思うところでございます。 〇18番(東 宏二君) この民間の会社、先ほども言いましたよね。この方々はもう復旧はしな いということでしょう。であればもう、今のところ協議をしても利用をしてないから、もう私ど もでは管理はできませんよということを言われているわけですよね。

それに対して、枇榔島が国の財産か、神社場もあるということで、前の質問の中でも出ました よね。だけど、ああいう立派な目の前にですよ、志布志のシンボルみたいな枇榔島があるのに、 あそこに渡れないのは悲しいですよね。

やはり市長、行政がやるべきことではないかと思うんですがね。いろんな中でですよ、やはり 島は一つですよ、志布志は。釣り客ばっかりじゃないですよ。やはり若い人やらですよ、子ども 連れの方々は渡られますよ、夏場はキャンプで行ったりとか、いろいろ活用されていますよ。

その辺、もう1回真剣に考えてですよ、早くそういう復旧なり簡単な仮施設なりするような、もう今年、今言っておかないと予算の問題もありますので、この12月議会で質問したわけですが、 夏場に向けてですよ、やはりそういう取り組みをしていただかないと、やはりせっかくの枇榔島がですよ、死んでしまうような気がするんですけど、その辺どうですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

枇榔島は、本当に亜熱帯植物が生い茂る貴重な資産ということであります。そして、本当に先ほども申しましたように、依然はたくさんの方が渡航されて、特に夏場等は海水浴等も親しんでおられたということでありますが、今申しましたように、その砂浜も流出してしまっているということであります。

そして現時点、本当に私どもがこの枇榔島をそのような観光振興の拠点というふうに考えると するならば、今定めようとします市の観光振興計画の中で、この位置付けがされてくるというふ うには思います。

その位置付けがされた後に、そのような形の施設の整備が必要かどうかということが検討されていくというふうに思いますので、そのようなふうに理解していただければというふうに思います。

O18番(東 宏二君) あのですね、私なんかは小さい頃ですね、二等兵物語ということで、映画撮影をされたこともあるんですよ。それだけの立派な島ですので、今協議を重ねて検討していくというようなことでございますので、ぜひあそこに簡単に上陸できるような簡単な桟橋でもいいですから、安全だけ十分であれば簡単な桟橋でいいですので、また台風等で流出する可能性も多ございますので、お金をかける必要はありません。

私は、お金をかけない質問をしています。お金をかければ立派なものができます。だけども、 損害を受けた時は大きいです。だから、やはり安全を十分確保してですね、そういう桟橋を造っ ていただきたいと思っています。

以上で終わります。

〇教育長(坪田勝秀君) 先ほど6月と8月と、今のは名前が違うんじゃないかという質問がありましたが、6月はまだスポーツ振興法時代だったようですね。ですから、「振興」と。

今、8月からは、このスポーツ基本法だったら、「推進」というふうに変わったようでございます。

よろしくお願いします。

[東宏二君「分かりました」と呼ぶ]

○議長(上村 環君) 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。



〇議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から21日までは休会といたします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 0 時06分 散会

平成23年第4回志布志市議会定例会(第5号)

期 日:平成23年12月22日(木曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第73号 志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第4 議案第74号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第76号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第6 議案第77号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第78号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第79号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第80号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
- 日程第11 陳情第10号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見 書提出について
- 日程第12 議案第81号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 発議第9号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第10号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見 書の提出について
- 日程第15 議員派遣の決定
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇 一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇作

18番 東 宏二

20番 上 村 環

2 2 番 丸 﨑 幹 男

24番 野 村 公 -

欠席議員氏名(0名)

_____O___

-0-

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

 情報管理課長
 徳 満 裕 幸

 財 務 課 長
 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史

畜産課長 山田勝大

 松山支所長
 溝口
 敏久

 水道
 課長
 木佐貫
 一也

農業委員会事務局長 堀 苑 智 之

学校教育課長 金 久 三 男

副市長総務課長

溝口猛

修

藤

企画政策課長 武石裕二

清

港湾商工課長 萩 本 昌一郎

税務課長 小辻一海

保健課長 若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長中追哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 米元史郎

議会事務局職員出席者

事務局長

今 井 善 文

調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長

仮 重 良 一

議事係

武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

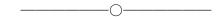
○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と毛野 了君を指名いたします。

日程第2 報告

〇議長(上村 環君) 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から調査が終了した旨、報告書が 提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。



日程第3 議案第73号 志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

〇議長(上村 環君) 日程第3、議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(毛野 了君) ただいま議題となりました議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

主な補足説明として、今回の改正については、市道にかかわる道路占用料の改定を行うことによって生じる、法定外公共物のうち道路の用途に供しているものにかかわる使用料額の改定であり、同条例の規定によって使用料を徴収するものに改定するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、改正案第8条の原状回復義務では、改正前第12条第1項で定めていた第4条各号に違反した場合の原状回復義務が削除されているが、第4条について、原状回復の義務はないのかとただしたところ、改正案第12条で今回新たに損害賠償義務を設けてあるが、毀損行為等については行政処分により損害賠償を請求していくことになるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結し、討論を行いましたが、討論もなく、採 決の結果、議案第73号、志布志市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

- O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第4 議案第74号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第4、議案第74号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(毛野 了君) ただいま議題となりました議案第74号、志布志市道路占 用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、

産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

主な補足説明として、今回の改正は、道路施行令の一部改正に伴い、国道と県道にかかわる道路占用料の額を改正する措置が講じられたことにより、市道に係わる道路占用料の額を県の単価に準じて改正を行うものである。電柱、電話柱については、県の例にならい、1種から3種まで細分化した額を定めたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例改正による減額によって、どの程度の差がでるのかとただしたところ、23年度では1,600万円程度の歳入を見込んでいるが、改正後の24年度では、1,100万円程度に減額となるとの答弁でありました。

また、本条例を改正することに至った根拠、原因をただしたところ、大きな要因は地価の下落、変動で、占用料は道路の面積を占用する面積にかかるため、地価の単価が全国的に下がっている

という動向の中での改正であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論を行いましたが、討論もなく、 採決の結果、議案第74号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第5 議案第76号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長(上村 環君) 日程第5、議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協 定の変更についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から企画政策課長及び生涯学習課長ほか担 当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成21年10月6日に都城市と締結した協定書の第3条第1号に「ウ」として、「教育及び文化」を追加するもので、内容としては、図書館など公共施設の相互利用や伝統芸能大会の合同開催など文化、伝統芸能の保存、継承を進め、また、生涯学習の充実や高等教育機関との連携を想定して、圏域である都城市、三股町、曽於市、志布志市の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、都城市へのストロー現象があってはならない。本市の若者は買い物などで都城に行っているが、本市にあるものを活用し、協定をうまく生かして都城周辺の人を本市に取り込むよい機会であり、これらを戦略的に考えながら今後の協議をしてほしい。

また、歴史上、都城とのつながりは深く、そこに光を当てることが大切であると思うがとただしたところ、定住自立圏では、地方圏への人口流出の創出も大きな課題であり、定住も含め、企業誘致など産業振興を推進し、人口が流れてくるような各分野での施策を今後協議していきたい。

また、歴史・文化では、都城にとっては本市が玄関の機能という歴史もあり、これを利用した イベントなどにより関わりを深めていきたいとの答弁でありました。

変更協定書に特色ある教育の推進として「高等教育機関を活用した教育」とあるが、その内容についてただしたところ、都城市内にある南九州大学、都城高専、6校ある専門学校を活用して、 人材育成なり、講座等で市民と学校を連携した取り組みを考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更については、全会一致をもって可決すべきものと 決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第6 議案第77号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号)

〇議長(上村 環君) 日程第6、議案第77号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第7号) を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過

と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第77号、平成23年度志布志市 一般会計補正予算(第7号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と、結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は歳出のみで、総務費、賦課徴収費の償還金利子及び 割引料は、景気低迷により、法人税の還付が増加したことに伴い増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、税全体の収納状況は、昨年の同時期と比較してどうかとただしたところ、 前年度に比較して、法人税では、口てい疫による影響が志布志畜産分や全農分に、また震災によ る影響が中間申告分を含めてあり、若干の減である。

なお、税全体では、約5,899万3,000円の増であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、繰入金は、財政調整基金繰入金を1億1,498万4,000円繰り入れるものである。

歳出は、総務費、財産管理費の賃金と使用料及び賃借料は、市に寄附された松山産業工場跡地の雨水対策の工事に要する作業員賃金と建設機材借り上げ料を増額するものである。

また、地方債の当該年度末の現在高見込み額は、244億6,032万2,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、雨水対策工事の内容と、ため池を含めた安全対策と維持管理についてただしたところ、大雨が降ったとき、更地部分にある石や軽石が流れ出しているので、表面水を流す浅い水たまりを造り、排水対策として、土のうなどで誘導するもので、雨が降るときに一時ためおく程度のものである。

なお、ため池は浅いものであり、かねてからの安全対策は要らないが、学校が近くにあるので、 常時誰でも入れないように地域振興課を中心に管理していく考えであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課分について報告いたします。

歳入は、県支出金、総務費県委託金は、権限委譲交付金分である。

歳出の主なものは、消防費、非常備消防費の委託料は、津波対策検討委員会の意見を踏まえ、 国道220号沿いを中心に標高表示板、避難経路、緊急退避ビル等の表示看板等を設置するために増 額するものである。

なお、看板については、標高、避難場所、波の形など大崎町と協議し同一のものを図案化している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、表示看板の設置枚数についてただしたところ、国道沿いを中心に23 か所の両側に46枚、また、避難所7か所及び緊急退避ビル7か所に設置するとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は歳出のみで、商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金の増額は、背白ちりめん三昧丼が、来年1月7日から15日まで開催される「ふるさと祭り東京2012」第3回全国ご当地どんぶり選手権本選出場のための参加に要する経費と、1月20日、東京で開催される「鹿児島の夕べ」において背白ちりめん三昧丼の製作実演及び提供に要する経費の商工業振興対策事業への助成である。

旅費の増額は、この事業に要する市職員分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、どんぶり選手権の予選会と本選の内容についてただしたところ、本選出場となったが順位の発表はされていない。

本選にはこの9チームのほかに、前回グランプリ、準グランプリの5チームと、震災に遭われた東北地方から一、二チームが参戦し、最大で16チームが参加予定であるとの答弁でありました。

本選出場のチームについては、司会者のコメントが入るのかとただしたところ、客数の多いと ころはメディアの注目を集めるが、出品市町村ごとのPRタイムもあるので、取材もあると思わ れる。

今、県や関係機関など、特に関東県人会等にも働き掛けて参加してもらうよう呼び掛けている との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分に つきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- ○議長(上村 環君) 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(西江園 明君)** ただいま議題となっております議案第77号、平成23年 度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分 の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、福祉課分について報告いたします。

今回の補正予算の民生費、負担金補助及び交付金で計上されている安心子ども基金総合対策事業で建て替える予定のたちばな保育園の建設予定地の現地調査を行いました。

現地調査後、引き続き審査に入りました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費国庫負担金及び県負担金は、自立支援 費の扶助費と保育所の扶助費が主なものである。

また、県補助金の児童福祉費補助金は、安心子ども基金総合対策事業によるものが主なものである。

歳出の主なものは、民生費、社会福祉費、自立支援費の増額は、扶助費で、社会福祉ワークセンターの開設によるものと自立支援給付費は施設利用者の増加によるものである。

負担金補助及び交付金の安心子ども基金総合対策事業は、冒頭に述べましたたちばな保育園の 建て替えに伴う助成額の追加で、扶助費は、保育所入所児童の増加によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、たちばな保育園を建て替えることによる現在の施設はどうなるのかとただしたところ、土地の使用権が10年間であるので、この間は、学童施設として利用するとの答弁でありました。

たちばな保育園は建て替えであることから、返還の必要はないのかとただしたところ、学童は 保育に供することで目的に沿っているので、今回は返還の必要はないとの答弁でありました。

今後のことを考えると、相手に無償譲渡した物件であることから、撤去して、更地にして市に 返還すべきでないかとただしたところ、初めてのケースであるので、内部でも十分詰めていない ので、今後、庁内で協議したいとの答弁でありました。

申請書にある事業費根拠についてただしたところ、今年度の追加申請であるため時間的に詳しい積算までは至っていないので、補助の限度額で計上しており、全体枠の中で流用できるとの答弁でありました。

次に、子ども医療費助成事業の追加補正の根拠についてただしたところ、当初の見込みより早いペースで使われ、年間予算を前倒して支出している状況である。冬季に入りインフルエンザ等の流行が予想されることから追加するとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費県負担金の後期高齢者医療助成費負担金は、県広域連合納付金の保険基盤安定負担金が確定したことにより、保険料軽減分を県負担金として受け入れるものである。

歳出の主なものは、老人福祉費は、介護保険特別会計へ、後期高齢者医療費は、後期高齢者医

療特別会計への繰出金である。

また、保健衛生総務費で、鹿児島県ドクターヘリ運航事業の負担金を1万円計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ドクターヘリは共同事業だが、運営の負担金はあるのかとただした ところ、運航事業の負担金はない。今回計上しているのは、ヘリポートから市立病院間の救急車 の経費で、1件当たり3,200円で3回分を計上したとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、県支出金の権限委譲交付金は、24年度からパスポートの申請手続きを市で行うことによる準備金である。

また、雑入で、平成22年度の財団法人日本包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金が確定したことによる増額である。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費は、歳入で報告いたしました来年度からの権限移譲を受けたパスポートの申請手続きを市で行うことに伴う準備経費として、IC旅券交付端末機の購入経費等を計上した。

環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム補助金の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旅券の申請は今まで大隅の合庁だったが、今後はどうなるのかとただしたところ、今後は、志布志市民は市役所のみとなるとの答弁でありました。

今後、県からの交付金はあるのかとただしたところ、均等割り2万円と1件当たり740円が実績により交付されるとの答弁でありました。

申請手続きができる所を本庁に決めた理由についてただしたところ、旅券の申請は、戸籍抄本、 謄本の取り扱い件数から決定したとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育総務課及び学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、教育総務課分は、事業費確定による精算が主 である。

歳出の主なものは、教育振興費の増額は、就学援助費の追加で、認定者の数が増えたことによるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学援助の児童はどのぐらい増えたのかとただしたところ、17人分であり、現在小中合わせて490人が認定されているとの答弁でありました。

申請の手続きについてただしたところ、家庭訪問をして申請をしてもらい、民生委員の調査を 経て教育委員会で決定される。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、行政財産目的外使用料で、電柱使用料の減額が見送られたことによる収入額である。

歳出の主なものは、事業執行の精算が主である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑もなく、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分 につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(毛野 了君) ただいま議題となっています議案第77号、平成23年度志 布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の 概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

それでは、まず建設課分について報告を申し上げます。

補足説明として、道路維持費の1,000万円の追加補正については、雇用の拡大を図ることを目的 とし、市道の良好な利用形態を確保するために、市道のインフラ整備を実施するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業では、雇用の拡大を図ることが目的となっているが、目的が達成されたかどうかの検証は行っているかとただしたところ、事業終了後には、業者にどのような作業員の募集をしたかの聞き取りや報告を求めていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について報告を申し上げます。

補足説明として、農林水産業費、農業振興費は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業による出荷安定基金の資金造成について、国と県で3分の2、残りを生産者、市町村、農協、経済連で負担するものである。

茶業振興費は、全国茶品評会対策事業の出品茶謝礼について、出品茶点数の減により減額する ものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といとしまして、茶業振興費について、平成25年度に本市で全国茶サミットが開催されるが、今回、謝礼金が70万円減額補正となった根拠はとただしたところ、本年度、全国お茶まつり鹿児島大会が霧島市で開催され、本市に48点の出品茶の要請があった。それに対し、謝礼金を305万円予算化していたが、市内農家にお願いしたところ、出品数42点、謝礼総額235万円とな

ったため、70万円の減額となった。

出品茶対策は、銘茶研究会も立ち上がっており、そういった会と連動しながら対策推進をし、 銘柄を高めていく取り組みを行っている。今回の減額については、出品茶が若干減ったことでの 減額であり、出品茶に対する対策を減ずるものではないとの答弁でありました。

また、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について、特定野菜で伸びていきそうな品目は何かとただしたところ、かぼちゃについては、120 t から145 t と伸びており、生産対策についても3分の1の資材助成も昨年から始めているため、かぼちゃについては伸びていくものと考えているとの答弁でありました。

次に、土地改良費で購入した車両の車体に、畑かん推進の文言を入れたり、ブランド作物や産地の宣伝活用に努める考えはないかとただしたところ、農政関係の車については、畑かん推進のステッカーを貼ったり啓発を行っているが、一括管理となるため、宣伝活用についての提案があったことは財務課の方にも伝えるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

次に、耕地林務水産課分について報告を申し上げます。

補足説明として、農地整備費の補償補填及び賠償金の240万円の減額は、農業・農村活性化推進施設等整備事業草野地区の立木補償と野井倉下段地区は場整備の残土置場に係る作物補償の確定による減額である。

林業振興費の委託料46万7,000円は、松くい虫防除の対象木が当初より増えたため、増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道維持整備事業について、舗装道路と舗装されていない農道の割合は幾らかとただしたところ、路線数は1,969路線、延長44万4,101mであり、そのうち舗装されている延長が13万7,244mで、舗装率31%であるとの答弁でありました。

また、森林病害虫防除事業について、松くい虫の伐倒駆除の実施場所と実施時期をただしたところ、有明では押切の下の海岸沿いの松林から安楽川までのエリアである。志布志では、新若浜港区の背後地の松林から運動公園周辺と飼料工場がある横の松林であり、実施時期は、来年1月末から2月にかけて実施予定であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分について報告を申し上げます。

補足説明として、畜産業費の報償費を、各種共進会が終了したことに伴い、不用額を136万円減額し、全国和牛能力共進会集合指導に伴う謝礼金を22万5,000円増額したため、差し引き113万5,000円を減額した。

負担金補助及び交付金では、有限会社長岡商店が来年度実施予定であった、県地域振興公社営事業の畜産基盤再編総合整備事業の測量試験を、今年度前倒しで実施することに伴い、事業参加者負担金140万7,000円を計上し、歳入においても同額を県地域振興公社営事業参加者負担金とし

て計上している。

また、同じく負担金補助及び交付金で、地域内一貫生産対策事業の不足額を1,555万3,000円計上しているが、これは素(もと)畜費圧縮のために本事業を活用した市内産子牛の導入が、計画以上に進んだためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域内一貫生産対策事業の対象となる肥育農家数と一番多く買われる方の頭数、また、購入平均価格をとただしたところ、市内15戸の対象農家があり、現在本事業を利用している農家は12戸である。一番多く買われる頭数は190頭程度であり、平均購入価格は1月から7月までの導入分で43万8,000円であるとの答弁でありました。

また、畜産共進会で出陳候補牛飼育指導牛が60頭の見込みが48頭となり減額補正となった理由をただしたところ、飼育指導の時期が田植えと重なるなどして、集合指導に引き付けする牛が予定よりも少なかったためであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論もなく、採決の結果、議案第77号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管 分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第7 議案第78号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(上村 環君) 日程第7、議案第78号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。 本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第78号、平成23年度志 布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、文教厚生常任委員会における審査経 過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金、及び国庫 補助金の財政調整交付金は、一般被保険者高額療養費の増によるものである。

療養給付等交付金は、退職被保険者等高額療養費の増によるものである。

歳出の主なものは、償還金として、前年度の特定健診等負担金の交付額の確定による増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、退職者の保険給付費が大幅に増えているのはなぜかとただしたところ、対象者は548人であるが、被扶養者も対象であることから、高額療養者が増えたことによるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号、平成23年 度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

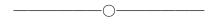
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第79号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(上村 環君) 日程第8、議案第79号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第79号、平成23年度志 布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、について、文教厚生常任委員会における審査 経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入で、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の確定に伴い増額 し、歳出で、広域連合納付金を同額増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが質疑もなく、討論に入りましたが、討論 もなく、採決の結果、議案第79号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第9 議案第80号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(上村 環君) 日程第9、議案第80号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第80号、平成23年度志 布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、文教厚生常任委員会における審査経過の 概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、給付費の増に伴い、国庫負担金、国庫補助金、 県負担金を増額し、また、財政安定化基金支出金は、保険料収納額が予定を下回り、かつ基金事 業対象収入額が基金事業対象費用額に対して不足が見込まれることから、県から交付金を受ける ものである。

また、財政安定化基金貸付金は、市債で県の介護保険財政安定化基金の貸付金3,000万円を増額するものである。

歳出の主なものは、保険給付費が主で、ほかに諸支出金の償還金及び還付加算金として、前年 度の地域支援事業交付金の交付額確定に伴い、償還金を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険給付率の伸びについてただしたところ、当初予算比では5%増で計上していたが、平成22年度決算と比べると1.7%増の計上であり、不足を生じたとの答弁でありました。

住宅改修費を減額しているが、現在の残高についてただしたところ、10月末現在で231万6,000円であるので、不足は生じないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、平成23年 度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第80号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第10 陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書書

〇議長(上村 環君) 日程第10、陳情第9号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書を議題 とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました陳情第9号、郵政改革法案の早期 成立を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告い たします。

当委員会は、12月13日、委員全員の出席の下、審査を行いました。

委員から、先の国会も会期延長にならず、通常国会に持ち越すこととなったが、陳情を含めて 後押しする意味で採択し、意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

引き続き討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第9号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第9号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

日程第11 陳情第10号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見 書提出について

○議長(上村 環君) 日程第11、陳情第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の 白紙撤回を求める意見書提出についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました陳情第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員の出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、川内原発1号機は平成23年5月10日から、2号機は平成23年9月1日から現在まで点検中のため停止中である。

九電の発表では、2号機については11月下旬の再開予定が延期され、再開時期は未定であり、 これは、国が再稼動の条件として打ち出した安全評価を実施しているためである。

また、県へ確認したところ、1号機・2号機の再開については、国のストレステストの結果及び国の動向を見て判断したいとの意向であり、3号機については、県と九電で増設の土地造成に必要な公有水面埋め立て免許、保安林解除の県への申請は当面保留すると申し合わせをしているようである。

薩摩川内市は、1号機・2号機については、安全対策に万全を尽くすことが重要であり、3号機増設については、凍結すべきという声もあるが、国における福島原発事故の原因究明や安全基準の見直し、更に、国のエネルギー政策見直し等の推移を確認しながら、国の方針等が示された後、薩摩川内市として対応するということである。

このような状況の中、国において、安全というお墨付き、あるいは、極めて高い安全性が担保 されない限りはハードルが高いと考える。

本市としては、国の動向、県、薩摩川内市及び近隣市町での議論を注視していきたいと考えているとの意見がありました。

このような意見を受け、質疑に入りました。

質疑として、議会が陳情を採択して意見書を提出することで、本市の行政執行に障害となることがあるのかとただしたところ、1号機・2号機がこのまま停止していた場合、本市の電力への影響はあると考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

陳情の趣旨にあるように政府は、食品に200ベクレル、500ベクレルという対応であるが、ドイツの基準では、大人8ベクレル、子ども4ベクレルであり、WHOでは1ベクレルを安全基準と提示している。

チェルノブイリ原発事故では、1両日中に石棺(せっかん)して放射性物質が放出されなくな

ったが、福島原発事故では今でも放出し続け、避難者はいつ自宅に帰れるか分からない状況であり、本市にも多くの人が避難してきている。福島原発事故により原子力安全神話は崩壊し、福島県知事も「原発は要らない」と表明している。

また、電気は私たちの生活に欠かせないものでありながら、電力会社が原子力利権を維持して きたことを含め、併せて、意見書を提出することにより、再生可能エネルギーへの方向性に拍車 が掛かると思う。

よって、採択すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出については、陳情事項1のうち、「鹿児島県議会議長及び」の部分と、陳情事項2のうち、「薩摩川内市議会議長及び」の部分を除く部分については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

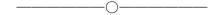
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第10号に対する所管委員長の報告は、陳情項目中、「鹿児島県議会議長及び」 と、「薩摩川内市議会議長及び」を除いた部分について採択であります。本件については、所管委 員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、所管委員長の報告のとおり、陳情項目中、「鹿児島県議会議長及び」と、「薩摩川内市議会議長及び」を除いた部分について採択されました。



〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第12、議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第12 議案第81号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第12、議案第81号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るための個人住民税に係る特例措置が講じられたため、 当該措置に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額の特例を定める改正後の地方税法附則第42条第3項の条文に則して、附則第22条第1項の字句を整理し、第2項を削り、第3項の字句を整理して第2項に繰り上げ、第4項を削り、第5項を第3項に繰り上げるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第81号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長(上村 環君) 日程第13、発議第9号及び日程第14、発議10号の2件につきましては、 会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

日程第13 発議第9号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について

○議長(上村 環君) 日程第13、発議第9号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出 についてを議題とします。 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました発議第9号、郵政改革法案の早期 成立を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第9号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書は、総務常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、全国2万4,000郵便局のネットワークは国民共有の財産であり、生活 に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していく ためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要請するため、地方自治法第99条の規 定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長 平田健二、内閣総理大臣 野田佳彦、総務大 臣 川端達夫、郵政改革担当大臣 自見庄三郎でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

ただいま議決されました発議第9号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いた いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

日程第14 発議第10号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見

書の提出について

○議長(上村 環君) 日程第14、発議第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の 白紙撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました発議第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第10号、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出については、総務常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会で一部採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、福島第一原発事故の終息の兆しが見えない状況の中、周辺住民は先の見えない不安におびえながら、避難生活を余儀なくされ、また、東北をはじめとする広範囲に おいては風評被害に見舞われ、農業や畜産に携わる生産者にも多大な被害をもたらしています。

本市は、基幹産業である農畜産業が盛んな地域で食料供給基地の役割も担っており、また港湾に関しては、全国有数の畜産の飼料基地としての拡大を図りつつある地域でもあります。

食の安全・安心や健全な生活環境を維持することなど、市民の生命・財産を守る観点からも、 原発の安全性が確保されない状況に対して、多くの市民が不安を抱える中、原発の増設あるいは 再稼働には反対せざる得ない実情であることから、川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設 の白紙撤回を求めるよう要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提 出しようとするものであります。

提出先は、鹿児島県知事 伊藤祐一郎、薩摩川内市長 岩切秀雄でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長(上村 環君) お諮りします。

ただいま議決されました発議第10号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

日程第15 議員派遣の決定

○議長(上村 環君) 日程第15、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

____O___

日程第16 閉会中の継続調査申し出について

○議長(上村 環君) 日程第16、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、 議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〇議長(上村 環君) 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成23年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会